

会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「外国人材の受入れに係る施策に関する会計検査の結果について」

令和3年7月

会計検査院

参議院決算委員会において、令和元年6月10日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査院に対し、外国人留学生、技能実習生等の外国人材の受入れに係る施策の実施状況について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請することが決定され、同日参議院議長を経て、会計検査院長に対し会計検査及びその結果の報告を求める要請がなされた。これに対して、会計検査院は、同月11日、検査官会議において本要請を受諾することを決定した。

本報告書は、上記の要請により実施した会計検査の結果について、会計検査院長から参議院議長に対して報告するものである。

令和3年7月
会計検査院

目 次

第1	検査の背景及び実施状況	1
1	検査の要請の内容	1
2	平成29年度決算に関する決議における内閣に対する警告の内容	1
3	外国人材の受入りに係る施策等の概要	2
(1)	外国人受入れの概要	2
ア	我が国に在留する外国人の在留資格と在留外国人数の推移	2
イ	外国人留学生の受入れの概要	4
ウ	技能実習生の受入れの概要	4
エ	外国人材の受入りに係る施策等の概要	5
オ	新型コロナの感染拡大に伴う外国人に対する入国制限及びその緩和の状況	6
(2)	大学等への外国人留学生受入りに係る施策の概要等	9
ア	大学等への外国人留学生受入りに係る施策	9
イ	外国人留学生の受入りに係る文部科学省等の奨学金、補助金等の概要	10
ウ	外国人留学生の在籍管理に係る制度の概要	14
(3)	技能実習制度の適正化に係る取組等の概要	16
ア	技能実習制度の沿革	16
イ	技能実習機構の概要	17
ウ	技能実習法等の概要	17
エ	新制度の概要	18
(4)	外国人材の受入りに係る国の支援の概要	23
ア	外国人受入れ基本方針	23
イ	総合的対応策等の概要	23
ウ	新型コロナの感染拡大に伴う外国人に対する国の支援等	25
4	これまでの会計検査の実施状況	26
5	検査の観点、着眼点、対象及び方法	26
(1)	検査の観点及び着眼点	26
ア	大学等への外国人留学生受入りに係る施策の状況	26
イ	技能実習制度の適正化に係る取組の状況	27

ウ	外国人材の受入れに係る国の支援の状況	27
(2)	検査の対象及び方法	27
第2	検査の結果	29
1	大学等への外国人留学生受入れに係る施策の状況	29
(1)	大学等における外国人留学生数の状況	29
(2)	外国人留学生の受入れに係る文部科学省等の奨学金、補助金等の状況	31
ア	外国人留学生の受入れに係る大学等の財源等の状況	31
イ	日本政府奨学金等の支給等の状況	32
ウ	私学事業団における外国人留学生に係る特別補助の状況	35
エ	文部科学省の外国人留学生に係る補助事業等の状況	36
(3)	大学等における外国人留学生の受入体制等の状況	41
ア	外国人留学生に係る入試等の状況	41
イ	外国人留学生の宿舍の整備等の状況	43
(4)	外国人留学生に対する在籍管理等の状況	45
ア	文部科学省における外国人留学生の在籍管理に関する施策	45
イ	法務省における外国人留学生の在留の管理に関する施策	45
ウ	文部科学省等における外国人留学生の在籍管理等に係る補助要件等の適用状況	48
エ	大学等における外国人留学生の在籍管理等の状況	50
(5)	外国人留学生の卒業、進路等の状況	51
ア	外国人留学生の卒業等の状況	51
イ	外国人留学生の進路の状況	55
ウ	外国人留学生の日本国内での就職及び進学等の状況	57
エ	外国人留学生の就職等に係る支援の状況	59
(6)	総合的対応策等における外国人留学生に係る施策の状況	60
2	技能実習制度の適正化に係る取組の状況	61
(1)	技能実習機構の予算、決算等の状況	61
ア	技能実習機構の予算及び決算の状況	61
イ	技能実習機構の職員数等	62

(2) 技能実習機構の主な業務の実施状況	62
ア 技能実習計画の認定、監理団体の許可等の状況	62
イ 技能実習生の保護の状況	74
ウ 機構実地検査の状況	78
エ 技能検定等の合格率の状況	83
(3) 技能実習生の技能実習修了後の状況	84
ア フォローアップ調査の結果の状況	84
イ 技能実習修了後の新たな在留資格「特定技能」への移行状況	87
(4) 総合的対応策（改訂）等における技能実習制度の更なる適正化に係る施策の状況	88
3 外国人材の受入れに係る国の支援の状況	89
(1) 総合的対応策及び総合的対応策（改訂）の予算の執行状況等	90
(2) 総合的対応策及び総合的対応策（改訂）において関連予算額が多額となっている3省における主な事業の実施状況等	93
ア 法務省における主な事業の実施状況等	94
イ 文部科学省における主な事業の実施状況等	98
ウ 厚生労働省における主な事業の実施状況等	108
第3 検査の結果に対する所見	114
1 検査の結果の主な内容	114
2 所見	115
別図表	119

・本文及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨てているため、図表中の数値を集計しても計が一致しないものがある。

・図表中の金額欄の「0」は単位未満あり、「-」は皆無を示す。

・図表は、本報告書の取りまとめに当たって、会計検査院が作成したものである。

第1 検査の背景及び実施状況

1 検査の要請の内容

会計検査院は、令和元年6月10日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月11日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一)検査の対象

法務省、文部科学省、厚生労働省、外国人技能実習機構等

(二)検査の内容

外国人材の受入れに係る施策に関する次の各事項

大学等への外国人留学生受入れに係る施策の状況

技能実習制度の適正化に係る取組の状況

外国人材の受入れに係る国の支援の状況

2 平成29年度決算に関する決議における内閣に対する警告の内容

参議院は、元年6月10日に決算委員会において、検査を要請する旨の上記の決議を行うとともに、平成29年度決算に関して内閣に対し警告すべきものと議決し、同月14日に本会議において内閣に対し警告することに決している。

この警告決議のうち、前記検査の要請に関する項目の内容は、次のとおりである。

4 東京福祉大学の外国人留学生が多数所在不明となり同大学を除籍されていることを契機として、外国人の在留管理を行う法務省や、留学生の在籍状況を把握する立場にある文部科学省等の関係省庁間の情報共有が不十分な事態が明らかとなったこと、また、近年、所在不明となっている外国人留学生が不法就労で摘発される事例が多数発生していることは、遺憾である。

政府は、同様の事態が他の大学等で生じていないか早急に点検し、再発防止策を講じるとともに、在留資格としての留学が不法就労の手段となっていないか実態を調査し、結果に応じて実態を是正すべく関係省庁間の情報共有体制を一層強

化し、外国人留学生の出入国・在留管理を徹底すべきである。

3 外国人材の受入れに係る施策等の概要

(1) 外国人受入れの概要

ア 我が国に在留する外国人の在留資格と在留外国人数の推移

我が国は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）を基本とする関係法令に基づき外国人の出入国在留管理を行っている。我が国に入学して在留する外国人は、入管法が規定する在留資格のうちのいずれかを有する必要がある、この在留資格の範囲内で活動することができる。在留資格は、「永住者」「日本人の配偶者等」「定住者」等の身分・地位に基づくものと、「外交」「公用」「技術・人文知識・国際業務」「技能実習」「留学」「特定活動」等の我が国での活動範囲を定めたものに分けられる。また、近年では、平成27年4月に「高度専門職」、29年9月に「介護」、31年4月に「^(注1)特定技能」の各在留資格が新設されたり、令和元年5月に制度が改正され、我が国の大学卒業者が日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務を含む幅広い業務を希望する場合は、在留資格「特定活動」による入学・在留が認められるようになったりするなど、在留資格は多様化している。

外国人が我が国に在留することができる在留期間は、在留資格に応じて、無期限、5年、3年、1年、3月等と定められており、当初の在留期間を超えて引き続き在留することを希望する場合は、入管法に基づいて在留期間の更新許可の申請手続きを行い、在留審査を受けて更新許可を受ける必要がある。

出入国在留管理庁（平成31年3月31日以前は法務省入国管理局。以下同じ。）は、^(注2)中長期在留者の人数と^(注3)特別永住者の人数を合わせた在留外国人数を定期的に公表している。令和元年末時点の在留外国人数をみると、中長期在留者数は262万0636人、特別永住者数は31万2501人、計293万3137人であり、平成30年末（273万1093人）に比べて20万2044人増加し（増加率7.3%）、過去最高となっている。このうち中長期在留者を在留資格別にみると、「永住者」が79万3164人と最も多く、次いで「技能実習」が41万0972人、「留学」が34万5791人となっていて、これらを合わせると中長期在留者数の59.1%を占めている（別図表0-1参照）。

また、令和2年末時点の在留外国人数をみると、第1の3(1)オにおいて後述する新

型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の感染拡大に伴う入国制限等の影響を受け、中長期在留者数は258万2686人、特別永住者数は30万4430人、計288万7116人であり、元年末の293万3137人から4万6021人減少している（減少率1.5%）。このうち中長期在留者を在留資格別にみると、「永住者」が80万7517人と最も多く、次いで「技能実習」が37万8200人、「技術・人文知識・国際業務」が28万3380人、「留学」が28万0901人となっており、「留学」は元年末の34万5791人から6万4890人減少し（同18.7%）、2年末までの1年間で最も在留外国人数が減少している在留資格となっていた（別図表0-1参照）。

このように、新型コロナの感染拡大の影響等により全体としては在留外国人数が減少している中で、逆に在留外国人数が増加している在留資格も見受けられる。そのうち元年末と2年末を比較した増加率が高い在留資格についてみると、「特定技能」は1,621人から1万5663人へと1万4042人の増加（増加率866.2%）、「介護」は592人から1,714人へと1,122人の増加（同189.5%）となっていて、他に比べて増加率が特に大きくなっている（別図表0-1参照）。この理由について、出入国在留管理庁は、在留資格「特定技能」については、制度の運用開始当初は海外における技能試験等が十分に実施されていなかったが、2年から大幅に試験実施回数が増加したことに加えて、「特定技能」に関する二国間の協力覚書を作成した相手国において必要な送出手続の整備が進み、外国人の送り出しが本格化したこと、在留資格「介護」については、平成29年9月に在留資格が新設され、それ以降制度の普及により在留資格の取得者が増加したことなどが要因として考えられるとしている。

また、在留資格「特定活動」は、6万5187人から10万3422人へと3万8235人の増加（同58.6%）となっている（別図表0-1参照）。この理由について、出入国在留管理庁は、在留資格「技能実習」を有する在留外国人（以下「技能実習生」という。第1の3(1)ウにおいて後述）のうち技能実習の継続が困難となった者や新型コロナの感染拡大の影響により航空便の減少や移動の制限を受けて帰国困難となった外国人に対して、その救済措置として「特定活動」への在留資格変更許可を認める特例措置を同庁が実施したことなどが要因として考えられるとしている。

（注1） 特定技能 入管法が定める在留資格の一つであり、「特定技能1号」（介護、建設、造船・船用工業等の特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動ができる在留資格）と「特定技能2号」（建設及び造船・船用工業の特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動ができ

る在留資格)の二つに区分される。

(注2) 中長期在留者 我が国に在留資格をもって在留する外国人のうち、3月以下の在留期間が決定された者、「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者等を除く者

(注3) 特別永住者 戦前から引き続き在留している朝鮮半島出身者等及びその子孫

イ 外国人留学生の受入れの概要

在留資格「留学」は、高等学校、特別支援学校等を含め、我が国の大学、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関等において教育を受ける活動ができる資格をいう。

在留資格「留学」を有する在留外国人数の推移をみると、29年末の31万1505人から令和元年末には34万5791人となり、2年の間に3万4286人増加していたが、前記のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う入国制限等の影響により2年末には28万0901人となり大幅に減少した(別図表0-1参照)。

そして、在留資格「留学」を有する在留外国人のうち、高等学校、特別支援学校等を除いた、我が国の大学(大学院を含む。)、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)、中等教育の課程の修了までに12年を要しない国の学生に対して我が国の大学入学資格を与えるために文部科学大臣が指定した課程(以下「準備教育課程」という。)を設置する教育施設及び出入国在留管理庁の告示により定められた日本語教育機関(以下「日本語教育機関」という。)において教育を受ける学生(以下「外国人留学生」という。)については、平成20年7月に策定された「『留学生30万人計画』骨子」(文部科学省ほか5関係省庁による閣僚懇談会報告。以下「骨子」という。)によれば、我が国を世界により開かれた国とし、アジア、世界との間のヒト、モノ、カネ、情報の流れを拡大する「グローバル戦略」を展開する一環として、令和2年を目途に30万人を受け入れることを目指すとされている。

ウ 技能実習生の受入れの概要

在留資格「技能実習」は、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。)の認定を受けた技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能、技術又は知識(以下「技能等」という。)に係る業務に従事する活動ができる資格をいう。

従来、技能実習制度(第1の3(3)アにおいて後述)において法務省令や労働基準関

係法令の違反が発生したことなどを踏まえて、平成29年11月に技能実習法が施行され、技能実習制度の適正化に関する事項が規定されるとともに、制度の拡充が行われ技能実習期間が従来の最長3年間から更に2年間延長可能となり最長5年間となるなどした（以下、技能実習法施行後の制度を「新制度」、技能実習法施行前の制度を「旧制度」という。）。

技能実習生数の推移をみると、29年末の27万4233人から令和元年末には41万0972人となり、2年の間に13万6739人増加し、平成30年末と令和元年末を比較した増加率においても、中長期在留者数の増加率が8.7%であるのに対して、技能実習生数の増加率は25.1%と高くなっているが、2年末には、前記のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う入国制限等の影響により37万8200人に減少している（別図表0-1参照）。

なお、技能実習生数を国・地域の別にみると、2年末で、ベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という。）20万8879人（技能実習生数に占める割合55.2%）、中華人民共和国（以下「中国」という。）6万3741人（同16.8%）、インドネシア共和国（以下「インドネシア」という。）3万4459人（同9.1%）、フィリピン共和国（以下「フィリピン」という。）3万1648人（同8.3%）、その他の国・地域3万9473人となっており、ベトナムと中国で全体の72.0%を占めている。

エ 外国人材の受入れに係る施策等の概要

平成30年2月の経済財政諮問会議において、有効求人倍率が43年ぶりの高水準となる中、深刻な人手不足が生じており、専門的・技術的な外国人受入れの制度の在り方について早急に検討を進める必要があるとされた。このような状況を受けて、政府は、「未来投資戦略2018」（平成30年6月閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月閣議決定。以下「骨太方針2018」という。）において、従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要があり、真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを拡大するため、新たな在留資格を創設するとした。また、外国人留学生の日本国内での就職を更に円滑化するなど、従来の専門的・技術的分野における外国人材受入れの取組を更に進めるほか、外国人が円滑に共生できるような社会の実現に向けて取り組むとした。

そして、政府は、骨太方針2018を踏まえて、法務省において外国人の受入れ環境

の整備に関する企画及び立案並びに総合調整（以下「総合調整等」という。）を行うこととし、同省において総合調整等に取り組むに当たり、内閣の重要政策に関する基本的な方針として「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」（平成30年7月閣議決定。以下「外国人受入れ基本方針」という。）を定めた。

これらを受けて、30年12月に入管法が改正され、31年4月に一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れるため、新たな在留資格「特定技能」が創設されるとともに、出入国在留管理庁が新設されるなどした。

また、外国人受入れ基本方針に基づき、30年7月に、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な検討を行うため、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」（以下「関係閣僚会議」という。）が開催された。そして、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するための目指すべき方向性を示すものとして、関係閣僚会議において、30年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」という。）が公表された。さらに、令和元年12月には、それまでの関連施策の実施状況を踏まえるなどして総合的対応策の改訂が行われ、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）」（以下「総合的対応策（改訂）」という。）、2年7月には、新型コロナへの対応を適切に行いつつ、外国人材を円滑に受け入れ、受入れ環境を更に充実させることなどとした「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」（以下「総合的対応策（令和2年度改訂）」という。）が公表された。政府は、総合的対応策等において、在留資格を有する全ての外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、外国人が日本人と同様に公共サービスを享受し安心して生活することができる環境を全力で整備していくとしている。

オ 新型コロナの感染拡大に伴う外国人に対する入国制限及びその緩和の状況

法務省は、感染が世界的に拡大していた新型コロナの我が国への流入防止の観点から、2年1月31日の閣議了解に基づき、同年2月以降、我が国への上陸の申請日前14日以内に中国湖北省における滞在歴がある外国人及び中国湖北省において発行された中国旅券を所持する外国人について、特段の事情がない限り、我が国への上陸を拒否することとした。それ以降、法務省は、累次にわたる閣議了解等を踏まえて、

上陸を拒否する対象地域（以下「上陸拒否対象地域」という。）を追加し、同年3月27日までに計26か国・地域（うち2か国については一部地域のみ）を上陸拒否対象地域に指定し、さらに、同年4月3日には、我が国へ多くの外国人留学生及び技能実習生を送り出しているベトナム、中国等を含む49か国・地域を上陸拒否対象地域に追加したことにより、計73か国・地域を対象に、これらの国・地域に滞在歴のある外国人について、特段の事情がない限り、上陸を拒否することとした。それ以降も法務省は、累次にわたる閣議了解等を踏まえて上陸拒否対象地域を追加するなどして、3年4月末現在、計152か国・地域を上陸拒否対象地域に指定している（別図表0-2参照）。

一方、これと併せて政府は国際的な人の往来の再開に向けた外国人に対する入国制限の緩和を段階的に進めてきた。外国人に対する入国制限の緩和の主な変遷についてみると、政府は、まず、一般の国際的な往来とは別に、新型コロナの感染状況が比較的落ち着いている国・地域を対象に、ビジネス上必要な人材等について、必要な防疫措置を講ずることなどを条件に、例外的に相手国又は我が国への双方向の人の往来を可能とする仕組み（以下「ビジネス関係者の往来緩和措置」という。）を試行することとした。ビジネス関係者の往来緩和措置には、入国・帰国後の14日間の自宅等待機が維持される仕組み（主に長期滞在用。以下「レジデンストラック」という。）と、入国・帰国後の14日間の自宅等待機期間中も行動範囲を限定した形でビジネス活動を可能とする仕組み（主に短期出張者用）がある。そして、政府は、2年7月末から、まず、ベトナム及びタイ王国（以下「タイ」という。）について、ビジネス上必要な人材等、すなわち「技能実習」「技術・人文知識・国際業務」「経営・管理」等の在留資格を有する外国人の入国制限の緩和を開始し、その後、同年11月末までに計11か国・地域との間でビジネス関係者の往来緩和措置を開始した（別図表0-2参照）。

また、政府は、新型コロナの感染拡大の影響による上陸拒否の措置により渡日できずにいた外国人留学生についても入国制限を緩和する措置を講ずる方針を固め、同年8月から日本政府奨学金（第1の3(2)イにおいて後述）の受給者（以下「国費外国人留学生」という。）について入国制限の緩和を開始することとした。

そして、政府は、同年9月からは、再入国許可をもって出国した在留資格を有する外国人について、在留資格や出国日にかかわらず、出国前72時間以内の検査証明の

取得等の追加的防疫措置に従うことを条件に再入国を認めることとし、さらに、同年10月からは、原則として全ての国・地域から、全ての中長期の在留資格又は商用目的の在留資格「短期滞在」を有する外国人について、入国後の14日間の自宅等待機を行うなどレジデンストラックと同様の条件により新規入国を認める仕組み（以下「全世界を対象とした新規入国緩和措置」という。）を開始し、例外的に上陸を認める対象とする国・地域や在留資格を大幅に拡大した。そして、同年11月からは、ベトナム、中国等を含む9か国・地域について上陸拒否対象地域の指定を解除している（別図表0-2参照）。

このように、政府は外国人に対する入国制限の緩和を段階的に進めてきたが、同年12月、新型コロナウイルスの変異ウイルスの感染が世界的に拡大した影響を受け、同月28日から、全世界を対象とした新規入国緩和措置を一時停止するとし、3年1月14日からは、計11か国・地域との間で開始していたビジネス関係者の往来緩和措置についても一時停止とするなど、2年7月から開始してきた前記の外国人に対する入国制限の緩和措置は、3年4月末現在、再入国許可をもって出国した在留資格を有する外国人の再入国を除いて、全て運用を停止している（別図表0-2参照）。

前記の入国制限及びその緩和の変遷を踏まえた上で、外国人入国者数の推移をみると、図表0-1のとおり、上陸拒否開始前の2年1月以前は1月当たりの外国人入国者数は200万人以上で推移していたが、上陸拒否を開始した同年2月には、図表0-1に記載した中で最も外国人入国者数が多い月である同年1月の269万8824人に対して半数以下の115万5960人（同年1月比42.8%）に減少し、さらに、同年3月には21万7679人（同8.0%）となり、上陸拒否対象地域を大幅に拡大した同年4月には5,312人（同0.1%）にまで減少するなど、同年4月から6月までの間については1万人以下で推移している状況となっている。

一方で、同年7月以降についてみると、入国制限を緩和する措置の実施に伴い外国人入国者数は徐々に増加傾向となっている。観光を目的とする外国人の入国制限が続いているため上陸拒否開始前の同年1月と比較すると全体的には大幅に減少しているものの、同年12月は6万9742人となっており、最も外国人入国者数が減少した同年5月の4,488人と比較すると、6万5254人増加している。

そして、3年1月以降についてみると、2年12月末からの新型コロナウイルスの変異ウイルスの感染拡大に伴う外国人に対する入国制限緩和措置の一時停止の影響により外国人

入国者数は再び減少し、3年2月以降は1万人台になっている。

図表0-1 外国人入国者数の推移

(単位：人)

年月	令和元年 11月	元年12月	2年1月	2年2月	2年3月	2年4月	2年5月	2年6月	2年7月
外国人 入国者数	2,384,737	2,482,441	2,698,824	1,155,960	217,679	5,312	4,488	8,028	10,300
年月	2年8月	2年9月	2年10月	2年11月	2年12月	3年1月	3年2月	3年3月	3年4月
外国人 入国者数	15,882	18,861	35,578	66,603	69,742	55,718	13,832	19,398	17,558

(注) 本図表は出入国在留管理庁が公表している出入国管理統計を基に会計検査院が作成した。

(2) 大学等への外国人留学生受入れに係る施策の概要等

ア 大学等への外国人留学生受入れに係る施策

(ア) 骨子の概要

前記のとおり、平成20年7月に策定された骨子は、文部科学省及び5関係省庁（外務、法務、厚生労働、経済産業、国土交通各省）により取りまとめられたもので、中央教育審議会の示した考え方にに基づき、「グローバル戦略」展開の一環として、「2020年を目途に留学生受入れ30万人を目指す」とされている。その際、優秀な外国人留学生を戦略的に獲得していき、また、諸外国に対する知的国際貢献等を果たすことにも努めていくとされている。

(イ) 骨子策定後の国の施策等

「日本再興戦略」（平成25年6月閣議決定）において、「留学生30万人計画」の実現を目指し、外国人留学生の受入れを促進することなどが明記された。そして、「日本再興戦略2016」（平成28年6月閣議決定）において、外国人留学生の日本国内での就職率を当時の3割から5割に向上させることを目指すとされている。

また、「未来投資戦略2018」において、国際的な人材獲得競争が激化する中、優秀な外国人留学生の日本国内における就職率の向上に向けて、外国人留学生の呼び込みから就職に至るまで一貫した対応を行うなどとされている。

さらに、総合的対応策（改訂）等において、外国人留学生が我が国で就職して活躍するための前提として、外国人留学生が学業に専念し、高度な専門性・技術や日本語能力を身に付けて適正に課程を修了することができるよう、各大学、高等専門学校、専修学校に対して、外国人留学生の適切な受入れ及び学業成績、資

格外活動の状況等の的確な把握や適切な指導等の在籍管理の徹底を求めるとされている。

以上のように、近年の外国人留学生に係る施策は、従来の目的である国際貢献に加えて、国家戦略として優秀な外国人留学生の受入れを促進し、卒業後に日本国内での就職を拡大することを目指すものとなっている。

イ 外国人留学生の受入れに係る文部科学省等の奨学金、補助金等の概要

外国人留学生の受入れに係る文部科学省等の奨学金、日本私立学校振興・共済事業団（以下「私学事業団」という。）が私立大学等を設置する学校法人に対して交付している私立大学等経常費補助金（以下「経常費補助金」という。）、文部科学省が大学等における外国人留学生の受入れの促進等に関して大学等に交付している補助金等の概要は次のとおりとなっている。

(ア) 日本政府奨学金

文部科学省は、我が国において研究を行うことを通じて、我が国と自国との架け橋となり、両国ひいては世界の発展に貢献するような人材を育成することなどを目的として、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年文部大臣裁定）等に基づき、我が国の大学院、大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）及びこれら大学等への入学に先立ち実施される日本語等の予備教育を行う教育施設に在学し、学習又は研究を行う外国の国籍を有する者に対して学士課程等の課程区分等に応じた給与（奨学金）を支給している。国費外国人留学生の給与（奨学金）は、学士課程が月額117,000円、博士課程が月額145,000円等となっている。

また、国費外国人留学生については、上記の給与（奨学金）以外にも、入学検定料、入学金、授業料等（以下「教育費」という。）や、渡日・帰国旅費について、文部科学省、大学等が負担している。

(イ) 学習奨励費

独立行政法人日本学生支援機構（以下「JASSO」という。）は、独立行政法人日本学生支援機構一般勘定運営費交付金等を財源として、優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを促進し我が国の高等教育機関の国際化に資するために、我が国の大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）、準備教育課程を設置する教育施設及び日本語教育機関に在籍する外国人留学生で、学業、人物共に優れ、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対して、文部科学

省外国人留学生学習奨励費給付制度（28年度以降は留学生受入れ促進プログラム）による学習奨励のための奨学金（以下「学習奨励費」という。）を給付している。

外国人留学生が学習奨励費の給付を受けようとするときは、在籍する大学等の長を通じて申請することとなっており、大学等の長は、学習奨励費の給付を受けるにふさわしい者を受給候補者として、^(注4) 一般枠、^(注5) 特別枠又は^(注6) 予約枠の推薦区分からそれぞれJASSOに推薦することとなっている。

また、学習奨励費の月額、日本語教育機関に在籍している外国人留学生が30,000円、それ以外の教育機関に在籍している外国人留学生が48,000円となっている。

(注4) 一般枠 JASSOが実施している外国人留学生在籍状況調査（以下「在籍状況調査」という。）における前年度5月1日現在の外国人留学生総数を算定基礎として大学等に対して配分する推薦枠

(注5) 特別枠 スーパーグローバル大学創成支援事業等の文部科学省が実施する外国人留学生受入れのための事業等に採択された大学等に対して配分する推薦枠

(注6) 予約枠 日本留学試験（EJU）で優秀な成績を修めた者や日本留学試験利用渡日前入学許可校としてJASSOに登録している大学等に対して配分する推薦枠

(ウ) 協定受入奨学金

JASSOは、文部科学省からの補助金を財源として、我が国の高等教育機関の学生交流の充実を図るとともに我が国の高等教育機関の国際化・国際競争力強化に資するために、我が国の高等教育機関と諸外国の高等教育機関との学生交流に関する協定等に基づいて、諸外国の高等教育機関に在籍したまま8日以上1年以内の短期間、我が国の高等教育機関が実施する受入プログラムに参加する外国人留学生に対して、留学に係る費用の一部を、海外留学支援制度（協定受入）による奨学金（以下「協定受入奨学金」という。）として支援している。

協定受入奨学金は月額80,000円となっており、JASSOは受入期間を31日ごとに区切って算出した支給月数（回数）に上記の月額を乗じた額を我が国の高等教育機関に交付し、我が国の高等教育機関は支援対象となる月ごとに支援対象者へ協定受入奨学金を支給している。

(I) 経常費補助金

私学事業団は、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）に基づき、文部科学省からの補助金を財源として、私立大学等を設置する学校法人に対して、経常

費補助金を交付している。経常費補助金は、私立大学等の教育又は研究に係る経常的経費の2分の1以内を補助する一般補助のほか、私立大学における学術の振興及び私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興のために特に必要があると認められるときは経常費補助金を増額して交付すること（以下「特別補助」という。）ができることとなっている。

このうち、特別補助については、私立大学等経常費補助金配分基準（平成10年日本私立学校振興・共済事業団理事長裁定。以下「配分基準」という。）によると、「大学等の国際交流の基盤整備」のうち外国人留学生に係る項目として、「海外からの学生の受入れ」「大学等の教育研究環境の国際化」及び「留学生に対する授業料減免」がある。

配分基準等によれば、「大学等の国際交流の基盤整備」の特別補助は、外国人留学生の受入れにおいて、各外国人留学生の出欠状況、学業成績、資格外活動の状況等を的確に把握し、長期欠席者や学業成績の良好でない者に対して連絡や指導を行い、出欠状況等の改善を図っているなどの体制を整備している大学等を対象に行うこととされている。また、「海外からの学生の受入れ」及び「大学等の教育研究環境の国際化」の特別補助については、30年度までは図表0-2の1から7まで（「海外からの学生の受入れ」については1から5まで）の取組のいずれかを実施することなどが要件とされていたが、令和元年度からは、取組が15項目に増え、そのうち6項目以上の取組を実施することとされるなど、要件の見直しが行われた。そして、「大学等の教育研究環境の国際化」の特別補助の額については、平成30年度までは図表0-2に掲げる1から7までの各区分の取組の実施件数に1件当たり30万円を乗じて得た額とされていたが、令和元年度からは、大学等の規模に応じた単価が新たに設定され、図表0-2に掲げる1から15までの各区分の取組の実施1件当たりに、当該年度の5月1日現在の収容定員が4,000人未満の場合は30万円、4,000人以上8,000人未満の場合は60万円、8,000人以上の場合は120万円を乗じて得た額とされている。

図表0-2 特別補助の算定対象となる取組

区分		取組
1	留学生の受入体制の整備	留学生の受入体制として、留学生の入学及び修学に係る相談窓口の設置や相談員の配置、寄宿舍（学校所有又は借上げ）の整備、職員の語学研修（国内外は問わない。）又は海外研修派遣のいずれかを実施している。
2	留学生の修学支援	留学生や派遣学生を対象とする大学等独自の奨学金制度（授業料等減免や貸与等を含む。）、留学生に対するチューター制度又は留学生を対象とした日本語教育の授業のいずれかを実施している。
3	留学生の就職支援	留学生の就職支援のため、留学生の就職に係る相談窓口の設置や相談員の配置、留学生受入れ企業の情報収集・提供等を組織的に実施している。
4	留学生向けの入学選抜制度の実施	秋季入学制度や留学生に対する特別の入学試験（当該年度に入学する留学生を選抜する試験）を実施している。
5	教育課程の編成	教育研究環境の国際化のため外国語のみによる授業、海外の大学との単位互換又はダブル・ディグリーのいずれかを実施している。
6	留学プログラムの実施	海外の大学等と学生の交流や教職員の研修を行うためのプログラム（事前・事後の研修や指導等を伴うもの。）を実施している。
7	帰国留学生のフォローアップ	帰国した外国人留学生のフォローアップのために、帰国留学生の同窓会等の組織化支援、活動支援を実施している。
8	シラバスの外国語化・公表	シラバスの外国語化を行い、ホームページで公表している。
9	外国語のみでの履修による卒業	外国語のみによる授業科目のみの履修で卒業、又は課程を修了できる学部・課程・コース等を開講している。
10	日本人学生の海外留学必修化	日本人学生に対し、在学中に海外の大学等への留学（単位修得を目的としたものに限る。）を必修化している履修形態がある。
11	海外大学等へ留学する学生の割合	前年度に海外の大学等へ留学した学生の割合が5%以上である。
12	海外大学等との教職員の人事交流	海外の大学と教員、研究者又は職員の人事交流に関する大学間交流協定等を締結しており、かつ前年度又は当該年度に交流実績がある。
13	学術論文の国際共著数	前年度の大学等の全体の学術論文における国際共著論文の割合が15%以上である。
14	達成度の把握・フォローアップ	外国語の到達目標として、外部試験による達成度の把握及びフォローアップの仕組みを構築している。
15	職員派遣、現地説明会の開催	職員を海外へ派遣し、当該校への入学や留学等について現地で説明会を開催している。

(注) 本図表は私学事業団の令和元年度に適用される配分基準から引用している。

また、「留学生に対する授業料減免」の特別補助は、経済的に修学困難な外国人留学生を対象とした授業料減免等を実施するなどしている私立大学等を対象に行うこととされている。

なお、私学事業団は、国際環境整備、地域の国際化等、多様なグローバル化に取り組む大学等を重点的に支援する「私立大学等改革総合支援事業（タイプ4 グローバル化）」の支援対象校として文部科学省により選定された私立大学等に対して経常費補助金の増額を行っていたが、当該支援は平成30年度で終了した。

(オ) JASSOの留学生借り上げ宿舎支援事業

JASSOは、独立行政法人日本学生支援機構一般勘定運営費交付金等を財源として、外国人留学生のために宿舎を効果的、効率的かつ安定的に確保することなどを目的として、留学生借り上げ宿舎支援事業を実施している。

(カ) 文部科学省の外国人留学生に係る補助事業等

文部科学省は、外国人留学生の受入れの増加を目指すことなどを目的として、国際競争力強化の実現を図り、優れた能力を持つ人材を育成する環境基盤を整備するスーパーグローバル大学創成支援事業等の大学等に対する補助事業や、就職に必要なスキルである日本語能力等を学ぶ環境を創設する取組の支援等を行う留学生就職促進プログラム等の大学等への委託事業を実施している（別図表0-3参照）。

ウ 外国人留学生の在籍管理に係る制度の概要

外国人留学生が在籍する教育機関には、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づくなどして設置された大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）、準備教育課程を設置する教育施設及び日本語教育機関がある。同法によれば、大学には大学院、専攻科及び別科を、短期大学には専攻科及び別科を、高等専門学校には専攻科を置くことができるとされている。このうち、専攻科は、精深な程度において特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とするものである。また、別科は、大学の入学資格を有する者に対して、簡易な程度において特別の技能教育を施すことを目的とするものであり、特別の技能教育の中には外国人留学生が大学等に入学するための準備教育として日本語等を教育することを目的とするもの（以下「留学生別科」という。）がある。さらに、大学等においては、各大学等の規程に基づき、研究生、聴講生等として外国人留学生を受け入れることがある。

そして、次のとおり、文部科学省、出入国在留管理庁等においては、これらの各教育機関に対して外国人留学生の在籍管理の指導等を行ったり、報告を求めたりなどしており、また、大学等においては、これらの指導等を踏まえて外国人留学生の在籍管理を行っている。

なお、外国人留学生の在籍管理を巡る問題として、31年3月に、外国人留学生の在籍数が国内有数である、学校法人茶屋四郎次郎記念学園が設置する東京福祉大学（30年5月現在5,133人）において、多数の外国人留学生が所在不明となっているこ

となどが報道され、令和元年6月の文部科学省等の調査で平成28年度から30年度までの間に計1,610人の外国人留学生が所在不明となっていることが判明している。

(ア) 文部科学省等による在籍管理に関する指導等

文部科学省は、文部科学省設置法（平成11年法律第96号）等に基づき国立、公立又は私立の大学及び高等専門学校に対して通知を発して、外国人留学生の受入れ、在籍管理の徹底等を適切に行うよう要請するなどしている。

また、文部科学省は、私立等の専修学校等に対して在籍管理に関する指導等の直接の権限はないが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づき、都道府県に対して通知を発して、専修学校等における外国人留学生の適切な受入れなどを指導するよう求めている。

一方、日本語教育機関は、株式会社等の営利法人、公益財団法人等の非営利法人等が設置しているものなど様々な設置形態があり、在籍管理に関する指導等を含めて日本語教育機関全体を総合的に管理・監督している省庁はない。

(イ) 出入国在留管理庁による在留の管理

出入国在留管理庁は、外国人留学生の入国・在留の際の審査に当たって、入学・在学の事実、外国人留学生本人の勉学の意思・能力、生活費及び学費の経費支弁能力等について、本人及び教育機関からの申請書や必要に応じて申請書の内容を立証する資料を求めるなどして確認している。

また、出入国在留管理庁は、入管法により中長期在留者を受け入れている所属機関が届け出るよう努めなければならないこととされている「所属機関による届出」として、大学、日本語教育機関等の教育機関に対して、在留資格「留学」を有する中長期在留者の受入れを開始した年月日、受入れを終了した年月日等を記載した「中長期在留者の受入れの開始及び終了に関する届出」（以下「受入れに関する届出」という。）を外国人留学生の受入れの開始又は終了が発生した都度それぞれ14日以内に提出することなどを求めており、「受入れに関する届出」を外国人留学生の在留の管理に活用している。

そして、出入国在留管理庁は、これらの在留の管理に当たり情報システムを整備して活用している。

(ウ) 大学等における在籍管理

大学等は、各大学等が定めている規程に基づくなどして、外国人留学生が入学

する際に在留カードを提示させるなどして在留資格を確認したり、入学後については、授業の際に出欠状況を確認したり、各大学等が運営している情報システムに学業成績の状況を入力して常時学業成績を確認したりなどしている。また、日本政府奨学金等を受給している外国人留学生の在籍管理については、JASSOが定めているマニュアル等に基づき、受給の都度、当該外国人留学生本人に大学等の窓口において在籍確認簿にサインさせるなどしている。

(3) 技能実習制度の適正化に係る取組等の概要

ア 技能実習制度の沿革

技能実習制度は、我が国で培われた技能等の開発途上地域等への移転を図り、当該地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として5年4月に創設された制度であり、外国人を我が国に一定期間受け入れ、実習実施者（企業等の技能実習を行わせる者をいう。旧制度における実習実施機関を含む。以下同じ。）との雇用契約に基づいて技能等に係る業務に従事することで当該技能等を技能実習生に修得、習熟又は熟達（以下、これらを合わせて「修得等」という。）させるものである。

外国人研修・技能実習制度（「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成21年法律第79号。以下「21年改正法」という。）が施行された22年7月以前の技能実習制度。以下同じ。）で受け入れている外国人の在留資格は「特定活動」とされていたが、21年改正法の施行により、新たな在留資格「技能実習」が創設され、「技能実習1号」（入国1年目）、「技能実習2号」（入国2、3年目）と最長で3年間の技能実習を行うことができることとなり、入国1年目から雇用関係の下、労働関係法令が適用されるなど、技能実習生の法的保護及びその法的地位の安定化を図るための措置が講じられてきた。

さらに、28年11月には技能実習法が公布され、29年11月から施行（外国人技能実習機構（以下「技能実習機構」という。）の設立規定は28年11月の公布時に施行）された。

また、前記のとおり、技能実習生数が令和2年末には減少しているものの増加傾向にある中で、平成31年3月に、法務省に設置された「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」の調査・検討結果報告書（以下「技能実習PT報告書」とい

う。)において、技能実習生の行方不明者数が29年に7,089人、30年に9,052人となっており、技能実習法の施行後も増加傾向にあることなどが公表されたり、厚生労働省が定期的に公表している実習実施者に対する監督指導等の状況報告において、監督指導を実施した実習実施者の約70%で、違法な時間外労働、割増賃金の未払等の労働基準関係法令違反に該当する事態が認められるなどしたりしている。

イ 技能実習機構の概要

技能実習機構は、29年1月に、外国人の技能等の修得等に関して、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的として、資本金の全額を政府が^(注7)出資する法人として設立された認可法人である。

技能実習機構は、技能実習法等に基づき、技能実習計画の認定、実習実施者届出書の受理、監理団体（実習実施者等と技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせん及び実習実施者に対する技能実習の実施に関する監理（以下「実習監理」という。）を行う事業（以下「監理事業」という。）を実施する営利を目的としない商工会議所、商工会、中小企業団体等の法人をいう。以下同じ。）の許可に関する調査、実習実施者及び監理団体へ報告を求め実地に検査する事務（以下、この実地に検査することを「機構実地検査」という。）のほか、技能実習生からの申告の受理等の業務を行っており、これらの業務を実施するために、毎年度、法務大臣及び厚生労働大臣（以下「主務大臣」という。）から外国人技能実習機構交付金（以下「機構交付金」という。）の交付を受けている。

そして、各年度末時点の職員数は、28年度37人（全て本部）、29年度186人（本部50人、地方事務所等136人）、30年度400人（同83人、同317人）、令和元年度582人（同102人、同480人）となっている。

（注7） 本部は東京都に置かれており、地方事務所・支所は、全国13か所（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡各事務所、水戸、長野、富山、松山、熊本各支所）にある。

ウ 技能実習法等の概要

技能実習法は、技能実習に関して、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設けることなどにより、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的としている。そ

して、技能実習の基本理念として、技能実習は、技能等の適正な修得等のために整備され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境で行われなければならないこと、労働力の需給を調整するための手段として行われてはならないこととされている。

また、技能実習法に基づき政府全体で取り組む技能実習制度の見直しの趣旨を明らかにするとともに、技能実習の適正な実施と技能実習生の保護を達成するための基本的な考え方を示すものとして、主務大臣は、「技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針」（平成29年法務省・厚生労働省告示第1号。以下「技能実習基本方針」という。）を策定している。技能実習基本方針には、技能実習の基本理念、技能実習計画の認定制及び監理団体の許可制の趣旨、技能実習生の保護及び政府間での取決めに関する事項、国及び技能実習機構の役割、技能等の移転の推進に係る調査の実施に関する事項等が記載されている。

そして、技能実習基本方針においては、技能実習制度の適正化に関する技能実習法の規定の概要として、次の事項等が示されている。

技能実習生ごとに作成する技能実習計画を認定制とし、技能実習生が修得等した技能等に係る評価を行うことなどの認定の基準等を定めること

実習実施者は届出制とすること、また、監理団体は許可制とし、許可の基準等を定めること

技能実習生の保護に関する措置として、技能実習生に対する人権侵害行為等の禁止、違反に対する罰則を規定するとともに、技能実習生に対する相談対応や情報提供、技能実習生の実習先変更の連絡調整等を行うこと

技能実習機構を認可法人として新設し、技能実習計画の認定、機構実地検査、実習実施者届出書等の受理、監理団体の許可に関する調査等を行わせること

また、同様に、技能実習制度の拡充に関する技能実習法の規定の概要として、優良な実習実施者及び監理団体に限定して、技能実習期間を従来の最長3年間から2年間延長して最長5年間とする技能実習生の受入れを可能とすることが示されている。

エ 新制度の概要

新制度の概要は、次のとおりである（新制度と旧制度の比較は別図表0-4参照）。

(ア) 技能実習生の受入れ方式

技能実習生の受入れ方式には、次の二つの方式がある。

「企業単独型」

実習実施者が外国に開設している事業所等の実習実施者と一定の事業上の関係を有する機関から技能実習生を受け入れて技能実習を行わせる。

「団体監理型」

監理団体が技能実習生の送り出しを希望する国の送出国から技能実習生を受け入れ、当該監理団体の傘下にある実習実施者において技能実習を行わせる。

そして、2年末時点で我が国に在留する技能実習生37万8200人について、これを受入れ方式別にみると、企業単独型による者は6,402人、団体監理型による者は37万1798人であり、98.3%が団体監理型による受入れとなっている。

(1) 技能実習の区分と在留資格

技能実習生の在留資格「技能実習」については、次の から までのとおり区分されており、図表0-3のとおり、技能実習生の受入れ方式に応じて、更に企業単独型と団体監理型とに区分されている。

技能等を修得するために、講習を受け、技能等に係る業務に従事する活動を行うことができる「技能実習1号」（入国1年目）

技能等に習熟するために、技能等を要する業務に従事する活動を行うことができる「技能実習2号」（入国2、3年目）

技能等に熟達するために、技能等を要する業務に従事する活動を行うことができる「技能実習3号」（入国4、5年目）

図表0-3 技能実習に係る在留資格

区 分	企業単独型	団体監理型
入国1年目 (技能等を修得)	第1号企業単独型技能実習 (在留資格「技能実習1号イ」)	第1号団体監理型技能実習 (在留資格「技能実習1号ロ」)
入国2、3年目 (技能等に習熟)	第2号企業単独型技能実習 (在留資格「技能実習2号イ」)	第2号団体監理型技能実習 (在留資格「技能実習2号ロ」)
入国4、5年目 (技能等に熟達)	第3号企業単独型技能実習 (在留資格「技能実習3号イ」)	第3号団体監理型技能実習 (在留資格「技能実習3号ロ」)

そして、第1号企業単独型技能実習又は第1号団体監理型技能実習（以下、これらを合わせて「第1号技能実習」という。）から第2号企業単独型技能実習又は第2号団体監理型技能実習（以下、これらを合わせて「第2号技能実習」という。）

へ、第2号技能実習から第3号企業単独型技能実習又は第3号団体監理型技能実習（以下、これらを合わせて「第3号技能実習」という。）へそれぞれ移行するためには、技能実習生本人が所定の技能検定等に合格していることが必要となっている。

(ウ) 技能実習計画の認定

技能実習法によれば、技能実習を行わせようとする者は、技能実習生ごとに、技能実習計画を作成し、これを出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に提出して、その技能実習計画が適当である旨の認定を受けることができることとされている。

そして、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、認定の申請があった場合において、その技能実習計画が、技能実習生に修得等させる技能等が本国において修得等が困難なものであることなど所定の要件のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をすることとされており、技能実習法等に基づき、技能実習機構に、技能実習計画の認定に関する事務を行わせている。

また、技能実習基本方針によれば、技能実習は認定された技能実習計画に基づいて行われなければならないとされており、技能実習法によれば、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、実習実施者が認定された技能実習計画に従って技能実習を行わせていないと認めるときなどは、改善命令や認定の取消しを行うことができることとされている。

(I) 実習実施者の届出

技能実習法によれば、実習実施者は、技能実習を開始したときは、遅滞なく、開始した日その他「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則」（平成28年法務省・厚生労働省令第3号。以下「技能実習規則」という。）で定める事項を記載した実習実施者届出書を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならないこととされている。そして、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、技能実習法等に基づき、技能実習機構に、実習実施者届出書の受理に係る事務を行わせている。

(オ) 監理団体の許可

技能実習法によれば、監理事業を行おうとする者は、主務大臣の許可を受けなければならないこととされている。

そして、主務大臣は、許可の申請を受けたときは、監理団体の許可の申請書等に係る事実関係について調査を行うこととされており、主務大臣のうち厚生労働大臣については、上記の許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならないこととされている。また、主務大臣は、許可の申請があった場合において、その申請者が、我が国に所在する営利を目的としない法人であることなど所定の要件のいずれにも適合すると認めるときでなければ、その許可をしてはならないこととされており、技能実習法等に基づき、技能実習機構に、上記事実関係の調査を行わせている。

監理団体の許可には、「特定監理事業」と「一般監理事業」の二つの事業区分があり、特定監理事業の許可を受ければ第1号団体監理型技能実習及び第2号団体監理型技能実習のみに係る監理事業を、一般監理事業の許可を受ければ第1号団体監理型技能実習から第3号団体監理型技能実習までに係る監理事業を行うことができる。そして、平成29年度から令和元年度までの間に許可を受けた計2,942件について、事業区分別にみると、特定監理事業が2,174件（許可件数全体に占める割合73.8%）、一般監理事業が768件（同26.1%）となっている。

また、主務大臣は、監理団体が、技能実習法等の規定に違反した場合において、監理事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、当該監理団体に対して改善命令を行うことができることとされ、前記の許可に係る要件のいずれかに適合しなくなったと認めるときなどは、許可の取消しを行うことができることとされている。

(カ) 技能実習生の保護に関する措置

技能実習法によれば、実習監理を行う者等は、暴行等の手段によって技能実習生の意思に反して技能実習を強制すること、技能実習生等との間で技能実習に係る契約の不履行について違約金を定めること、技能実習生の旅券又は在留カードを保管することなどをしてはならないこととされている。そして、実習実施者、監理団体等に技能実習法の規定に違反する事実がある場合においては、技能実習生は、その事実を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に申告できることとされ、実習実施者、監理団体等は、この申告をしたことを理由に、技能実習生に対して技能実習の中止その他不利益な取扱いをしてはならないこととされている。

また、実習実施者及び監理団体は、技能実習実施困難時届出書の提出等をしよ

うとするときは、引き続き技能実習を行うことを希望する技能実習生が技能実習を継続できるよう、当該技能実習生の実習先を他の実習実施者へ変更させるなど必要な措置を講じなければならないこととされている。

そして、技能実習機構は、実習実施者及び監理団体が新たな実習先を確保することができない場合に実習先変更の支援を行ったり（以下、この支援を「個別支援」という。）、実習実施者又は監理団体による不適正な行為等のやむを得ない事情により技能実習を行うことが困難となった技能実習生であって、引き続き技能実習を行うことを希望しているものの宿泊先がない技能実習生に対して、一定期間宿泊場所の提供を実施したり（以下、この支援を「宿泊支援」という。）などしている。

(キ) 二国間取決め の作成等の状況

旧制度では、行方不明者の発生防止等を名目に、技能実習生本人から保証金等を徴収する不適正な送出国の存在が指摘されるなどしていたが、新制度では、技能実習基本方針によれば、技能実習生の送り出しを希望する国との政府間での二国間取決めを順次作成し、この二国間取決めを通じて、送出国と協力し、不適正な送出国の排除や、制度の趣旨・目的を理解し真に技能等の修得等に努めようとしている技能実習生に絞った受入れを目指すこととされている。そして、我が国と二国間取決めをした相手国との間において、我が国は、相手国が送出国の適格性を審査し適正なものとして認定した認定送出国のみから技能実習生を受け入れることとされている。また、技能実習規則によれば、認定送出国を含む外国の送出国は、技能実習を修了して帰国した技能実習生（以下「帰国後技能実習生」という。）に対して就職先のあっせんその他の必要な支援を行うこととされている。

二国間取決めは、3年3月末現在、ベトナム等14か国との間で作成されており、認定送出国の数は計1,581機関となっている（別図表0-5参照）。

また、技能実習生数が多い上位10か国に関して、二国間取決め の作成状況を整理すると、3年3月末現在、中国を除く送出国とは二国間取決めが作成されており、中国に関しても作成に向けた協議が行われている（別図表0-6参照）。

そして、二国間取決めにおいては、双方が定期協議等を行うことなど具体的な取組を定め、定期協議の開催、不適正な送出国、実習実施者及び監理団体に関

する情報提供等を行い、我が国と送出国が技能実習を適正かつ円滑に行うために連携を図ることになっている。

(4) 外国人材の受入れに係る国の支援の概要

ア 外国人受入れ基本方針

外国人受入れ基本方針によれば、外国人材の受入れを更に進めていくに当たり、外国人の受入れ環境の整備に係る様々な分野における取組を政府全体として強化し、進める必要があるとされている。そして、出入国の管理等を所掌する法務省が、外国人の受入れ環境の整備に関する総合調整等を行うこと、その司令塔的機能の下、関係府省が連携を強化し、地方公共団体とも協力しつつ、外国人の受入れ環境の整備を効果的・効率的に進めること、また、関係府省のうち法務省等3省は、外国人の受入れ環境の整備に関する事務を分担することとされている（別図表0-7参照）。

イ 総合的対応策等の概要

総合的対応策等は、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するための目指すべき方向性を示すものとされており、これらの概要を示すと、次のとおりである。

(ア) 総合的対応策の概要

総合的対応策に示された各施策は、外国人材の受入れ・共生のための取組をより強力に、かつ、包括的に推進する観点から取りまとめられたものであり、

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

生活者としての外国人に対する支援

外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組

新たな在留管理体制の構築

に分類されている。

そして、上記施策の中には、様々な具体的施策が挙げられており、これら具体的施策の総数は計125施策^(注8)となっている。また、平成30年12月に法務省が公表した「総合的対応策関連予算」によれば、総合的対応策の関連予算については、計211億円^(注9)（30年度第2次補正予算額61億円及び令和元年度当初予算額150億円）とされている。

(注8) 関係閣僚会議において了承された総合的対応策は、再掲により重複する

1施策が具体的施策数として計上されているため、126施策となっている。

- (注9) 地域における外国人材の活躍と多文化共生社会の実現を図る地方公共団体に対する地方創生推進交付金による支援や事業主体等が雇用労働者に対して職務に関連した専門的な知識等を習得させるための職業訓練に対する人材開発支援助成金による助成等のように総合的対応策に関連する予算ではあるものの、具体的施策に対応する予算額を算出することが困難であるとして総合的対応策の関連予算の合計額に含められていないものがある。

(イ) 総合的対応策（改訂）の概要

総合的対応策（改訂）の施策は、総合的対応策と同様の基本的な考え方に沿って改訂が行われたものであり、

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組

生活者としての外国人に対する支援

新たな在留管理体制の構築

に分類されている。

そして、上記施策の中には、様々な具体的施策が挙げられており、これら具体的施策の総数は計172施策であり、総合的対応策と比べて、外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組、生活者としての外国人に対する支援等に係る施策において拡充が図られている。また、2年1月に出入国在留管理庁が公表した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）関連令和2年度当初予算等について」によれば、総合的対応策（改訂）の関連予算については、計244億5788万余円（元年度補正予算額43億3624万円及び2年度当初予算額201億2164万余円）とされている。

- (注10) 総合的対応策（改訂）の具体的施策の中には、国の行政機関と地方公共団体の相談窓口の連携を図るなどの予算を要しないものがある。また、総合的対応策と同様に総合的対応策（改訂）に関連する予算ではあるものの、具体的施策に対応する予算額を算出することが困難であるとして総合的対応策（改訂）の関連予算の合計額に含められていないものがある。

(ウ) 総合的対応策（令和2年度改訂）の概要

総合的対応策（令和2年度改訂）の施策は、総合的対応策等と同様の基本的な考え方に沿って改訂が行われており、総合的対応策（改訂）の から までと同じ区分で分類されている。

そして、上記施策の中には、総合的対応策（改訂）と同様に様々な具体的施策が挙げられており、総合的対応策（令和2年度改訂）の具体的施策の総数は計191

施策であり、総合的対応策（改訂）と比べて、外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組、生活者としての外国人に対する支援及び新たな在留管理体制の構築に係る施策において拡充が図られている。

ウ 新型コロナの感染拡大に伴う外国人に対する国の支援等

政府は、新型コロナの感染拡大及び経済への影響を受け、令和2年度第1次補正予算、令和2年度第2次補正予算及び令和2年度第3次補正予算により財政措置を講じた。

上記補正予算のうち、前記要請の検査対象である法務省、文部科学省及び厚生労働省に係る外国人を主な支援対象としている事業についてみると、図表0-4のとおりとなっている。

図表0-4 令和2年度補正予算に基づく各事業のうち外国人を主な支援対象としている事業
(単位：百万円)

所管名	事業名	事業の概要	第1次 補正予算額	第2次 補正予算額	第3次 補正予算額	計
法務省	新型コロナウイルス感染拡大により困難を抱える外国人材の受入れ支援体制強化	特定技能制度の活用促進のための取組に関する案内や新型コロナの感染拡大の影響により解雇等された技能実習生等に対する再就職に関する在留資格上の各種手続案内、その他の問合せに対応する臨時的相談窓口の設置等を行う。	1,074	-	-	1,074
厚生労働省	外国人の適切な医療機関受診方法等の周知	新型コロナに感染した疑いのある外国人が医療機関を適切に受診できるようにするため、英語、中国語等の主要な言語に対応したポスターやリーフレット等を作成し、外国人へ周知を図る。	50	-	-	50
	外国人労働者に係る相談支援体制等の強化	外国人を雇用する事業主に対する雇用維持のための相談支援や外国人求職者に対する相談支援への対応のため、ハローワークにおける相談員等を増員し、相談支援等を実施する。	370	250	13	634
計	3事業		1,495	250	13	1,759

また、令和2年度補正予算により実施される上記の事業以外に、上記の各省が3年4月末現在実施している新型コロナに関連する外国人を主な支援対象としている取組についてみると、図表0-5のとおりとなっている。

図表0-5 令和3年4月末現在実施している外国人を支援対象としている新型コロナに関連する主な取組（令和2年度補正予算によるものを除く。）

所管省庁	取組の概要(令和3年4月末現在)
法務省 (出入国在留管理庁)	本国等への帰国が困難な外国人について、以下の取扱いを認めている。 「技能実習」等の在留資格で在留している外国人等 就労を希望する場合は、「特定活動(6か月・就労可)」への在留資格の変更等を許可 「留学」の在留資格で在留している外国人等 就労を希望する場合は、「特定活動(6か月・週28時間以内のアルバイト可)」への在留資格の変更等を許可 及び 以外の在留資格で在留している外国人等 「特定活動(6か月・就労不可)」等への在留資格の変更等を許可するとともに、我が国での生計維持が困難な場合は、資格外活動を許可
文部科学省	国費外国人留学生及び学習奨励費の受給候補者等について、以下の取扱いなどを認めている。 ・新型コロナに係る入国制限等により渡日が遅れた場合における入学時期等の変更 ・通常、日本政府奨学金(給与)又は学習奨励費の支給に必要な在籍確認のサインについて、渡日直後の14日間の自宅等待機によりサインができないなど、渡日しているものの新型コロナに起因する理由によりやむを得ずサインができない場合等に奨学金の支給を認めるなどの特例措置の実施

4 これまでの会計検査の実施状況

会計検査院は、外国人留学生に係る経常費補助金の算定は適切かなどについて検査した結果、不当事項、意見を表示し又は処置を要求した事項等として検査報告に掲記しており、また、国会からの要請を受けて政府開発援助に係る技術協力の留学生受入事業や外国人研修・技能実習制度について検査し、その結果を平成20年10月に国会に報告するなどしている（別図表0-8参照）。

5 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

会計検査院は、前記要請の外国人材の受入れに係る施策に関する各事項について、合規性、効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査した。

ア 大学等への外国人留学生受入れに係る施策の状況

(ア) 令和2年を目途に30万人の外国人留学生を受け入れることを目指すとしている骨子に対して、大学等における外国人留学生の在籍状況はどのようになっているか。

(イ) 外国人留学生に係る文部科学省等の奨学金、補助金等の金額、対象者数等はどうのように推移しているか。

(ウ) 大学等は、文部科学省等の指導に基づくなどして外国人留学生の受入れを行っているか。文部科学省等は、受入れのための支援をどのように行っているか。

(エ) 文部科学省及び法務省は、大学等や都道府県等に対して、外国人留学生の在籍管理について、どのような指導等を行っているか。出入国在留管理庁が在留の管

理に用いている情報システムは有効に活用されているか。文部科学省等の補助事業に係る補助要件等において、大学等における在籍管理の状況が適切に考慮されているか。

(オ) 外国人留学生の卒業等後の進路はどのようになっているか。大学等は、外国人留学生の就職等の支援をどのように行っているか。

イ 技能実習制度の適正化に係る取組の状況

(ア) 技能実習機構の予算及び決算の状況や機構交付金の執行状況はどのようになっているか。

(イ) 技能実習機構による技能実習計画の認定、監理団体の許可に関する調査、機構実地検査等の実施状況はどのようになっているか。技能実習機構は、実習実施者届出書の提出の督促及び行方不明事案に対する対応を適切に実施しているか。

(ウ) 技能実習生が技能実習で身に付けた技能について、技能実習修了後の活用状況はどのようになっているか。

ウ 外国人材の受入れに係る国の支援の状況

(ア) 外国人材の受入れに係る国の支援について、予算の執行状況はどのようになっているか。

(イ) 国の支援の一環として法務省、文部科学省及び厚生労働省が実施している補助事業や委託事業において、3省は、補助や委託を受けた事業主体等が行う事業の実施状況等を適切に把握しているか。

(2) 検査の対象及び方法

会計検査院は、大学等への外国人留学生受入れに係る施策の状況については、原則として平成27年度から令和元年度まで（ただし、第2の1(5)ア及びイは平成29年度から令和元年度まで、第2の1(5)ウは平成27年度から30年度まで）の国立大学法人運営費交付金、日本政府奨学金、文部科学省の補助金等による施策を、技能実習制度の適正化に係る取組の状況については、原則として29年度（ただし、技能実習機構の予算、決算等の状況については28年度）から令和元年度までの機構交付金、法務省等による施策を、外国人材の受入れに係る国の支援の状況については、原則として総合的対応策が取りまとめられた平成30年度（ただし、総合的対応策の具体的施策のうち法務省、文部科学省及び厚生労働省において関連予算が計上されている事業については、総合的対応策の取りまとめ前の事業に係る実施状況を確認等するため、遡及して27年度）

及び令和元年度の総合的対応策及び総合的対応策（改訂）による施策をそれぞれ対象として検査した。

検査に当たっては、出入国在留管理庁及び5出入国在留管理局等、文部科学本省、厚生労働本省及び2労働局、技能実習機構本部及び3事務所、私学事業団、独立行政法人日本学術振興会、JASSO市谷事務所、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「高専機構」という。）本部、13国立大学法人、14学校法人、5府県、13市並びに1公益財団法人において、508人日を要して会計実地検査を行った（会計実地検査を行った箇所は別図表0-9参照）。また、18府省庁等、5出入国在留管理局等、3労働局、技能実習機構本部及び4事務所、私学事業団、独立行政法人日本学術振興会、JASSO市谷事務所及びJASSOが設置する2教育センター、高専機構本部及び高専機構が設置する2高等専門学校、13国立大学法人が設置する13国立大学、14学校法人が設置する14私立大学等、45道府県、139市区町村並びに1公益財団法人から調書及び関係資料を徴したり、担当者等から説明を聴取したりなどするとともに、公表されている資料を活用して調査・分析を行うなどした（調査・分析を行うなどした箇所は別図表0-10参照）。

第2 検査の結果

1 大学等への外国人留学生受入れに係る施策の状況

(1) 大学等における外国人留学生数の状況

JASSOは、外国人留学生施策に関する基礎資料を得ることを目的として、我が国の大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）、準備教育課程を設置する教育施設及び日本語教育機関における外国人留学生について在籍状況調査を実施し、その集計結果を公表している。その内容は、図表1-1のとおり、外国人留学生数は年々増加しており、元年の外国人留学生数は312,214人となっていて、骨子において2年を目途に目指すとされている30万人を超えていた。

図表1-1 大学等における外国人留学生の在籍状況（平成27年～令和元年）

（単位：人、％）

区分	平成27年	28年	29年	30年	令和元年
大学院(A)	41,396	43,478	46,373	50,184	53,089
構成比(A)/(I)	19.8	18.1	17.3	16.7	17.0
大学(B)	67,472	72,229	77,546	84,857	89,602
構成比(B)/(I)	32.3	30.1	29.0	28.3	28.6
(大学院、大学)(C)	108,868	115,707	123,919	135,041	142,691
構成比(C)/(I)	52.2	48.3	46.4	45.1	45.7
正規生	88,146	91,474	98,272	106,690	114,635
非正規生	16,453	18,796	20,529	22,754	23,167
専攻科生・別科生	4,269	5,437	5,118	5,597	4,889
短期大学(D)	1,414	1,530	1,915	2,439	2,844
構成比(D)/(I)	0.6	0.6	0.7	0.8	0.9
正規生	1,082	1,235	1,533	1,865	2,286
非正規生	45	62	71	85	54
専攻科生・別科生	287	233	311	489	504
高等専門学校(E)	519	564	559	510	506
構成比(E)/(I)	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1
正規生	435	494	476	446	421
非正規生	76	59	70	55	76
専攻科生	8	11	13	9	9
専修学校（専門課程）(F)	38,654	50,235	58,771	67,475	78,844
構成比(F)/(I)	18.5	20.9	22.0	22.5	25.2
準備教育課程を設置する教育施設(G)	2,607	3,086	3,220	3,436	3,518
構成比(G)/(I)	1.2	1.2	1.2	1.1	1.1
日本語教育機関(H)	56,317	68,165	78,658	90,079	83,811
構成比(H)/(I)	27.0	28.4	29.4	30.1	26.8
計(I)	208,379	239,287	267,042	298,980	312,214
正規生	(89,663)	(93,203)	(100,281)	(109,001)	(117,342)
非正規生	(16,574)	(18,917)	(20,670)	(22,894)	(23,297)
専攻科生・別科生	(4,564)	(5,681)	(5,442)	(6,095)	(5,402)

注(1) 本図表は在籍状況調査を基にするなどして会計検査院が作成した。

注(2) 記載の人数は各年の5月1日現在の人数である。

注(3) 専修学校（専門課程）、準備教育課程を設置する教育施設及び日本語教育機関における正規生等の区分はJASSOにおいて集計していない。

注(4) 正規生、非正規生及び専攻科生・別科生の各年の計欄の括弧内の数字は、大学院、大学、短期大学及び高等専門学校の人数の計である。

外国人留学生数を学校種別等ごとにみると、平成27年は、大学が67,472人（外国人留学生の年別総数に占める割合32.3%）と最も多く、次に日本語教育機関56,317人

(同27.0%)、大学院41,396人(同19.8%)、専修学校(専門課程)38,654人(同18.5%)の順になっていて、大学及び大学院に在籍している外国人留学生数は計108,868人(同52.2%)と過半を占めていた。しかし、令和元年になると、大学が89,602人(同28.6%)、日本語教育機関83,811人(同26.8%)、専修学校(専門課程)78,844人(同25.2%)、大学院53,089人(同17.0%)の順になっていて、日本語教育機関及び専修学校(専門課程)に在籍する外国人留学生数は計162,655人(同52.0%)となり、大学及び大学院の計142,691人(同45.7%)を上回る状況となっていた。

また、大学院、大学、短期大学及び高等専門学校^(注11)の外国人留学生数を正規生、非正規生等別にみると、平成27年の正規生89,663人、非正規生16,574人、専攻科生・別科生4,564人から、令和元年は正規生117,342人、非正規生23,297人、専攻科生・別科生5,402人となっていて、それぞれ1.30倍、1.40倍、1.18倍といずれも増加していた。

(注11) JASSOは、外国人留学生を非正規生、専攻科生及び別科生とそれ以外の正規生とに区分しているが、在籍状況調査においては正規生、非正規生等の区別の在籍状況は公表されていないため、平成27年から令和元年までの間の外国人留学生が在籍する各教育機関の区別の外国人留学生数をJASSOに確認して整理した。また、在籍状況調査において、非正規生とは一般的に学位を取得しない研究生、聴講生、科目等履修生等を指し、正規生とは非正規生、専攻科生及び別科生以外の者を指しており、本報告書においても同様とする。

(2) 外国人留学生の受入に係る文部科学省等の奨学金、補助金等の状況

ア 外国人留学生の受入に係る大学等の財源等の状況

大学等は、授業料収入や寄附金と合わせて、国立大学法人等であれば文部科学省から国立大学法人運営費交付金等、私立大学等を設置する学校法人であれば私学事業団から経常費補助金の交付を受けるなどして学校の運営を行っており、その一環として外国人留学生の受入体制の整備等を行っている。

国立大学法人運営費交付金、経常費補助金等の支出済歳出額は、図表1-2のとおりとなっており、国立大学法人運営費交付金については毎年度1兆1000億円前後、経常費補助金については毎年度3200億円前後で推移していた。

図表1-2 国立大学法人運営費交付金等の支出済歳出額の状況（平成27年度～令和元年度）
（単位：千円）

区分	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
国立大学法人運営費交付金	1,094,545,795	1,103,568,143	1,092,557,813	1,098,245,787	1,097,500,818
経常費補助金	317,976,390	322,404,366	312,522,483	312,674,383	315,940,615
独立行政法人国立高等専門学校機構運営費交付金	62,004,004	62,194,930	62,324,365	62,525,506	62,567,381
独立行政法人日本学生支援機構一般勘定運営費交付金 注(1)	12,868,615	13,245,304	13,773,046	13,399,960	13,132,688
計	1,487,394,804	1,501,412,743	1,481,177,707	1,486,845,636	1,489,141,502

注(1) 平成28年度以前は独立行政法人日本学生支援機構運営費交付金。また、本図表においては、政府開発援助独立行政法人日本学生支援機構一般勘定運営費交付金（28年度以前は政府開発援助独立行政法人日本学生支援機構運営費交付金）の支出済歳出額を含んでいる。

注(2) 大学等は、国立大学法人運営費交付金等から外国人留学生の受入体制の整備に支出された金額について、他と区分して正確に把握することが困難であることなどから、本図表においては、国立大学法人運営費交付金等の総額を計上している。

また、外国人留学生の受入に係る文部科学省等の奨学金、私立大学等を設置する学校法人に対する私学事業団からの特別補助等の交付等の状況は、図表1-3のとおりとなっており、このうち、文部科学省等の奨学金についてみると、前記のとおり外国人留学生が増加している中で、平成28年度を除いて減少傾向となっていた。

図表1-3 外国人留学生の受入に係る文部科学省等の奨学金等の交付等の状況（平成27年度～令和元年度）
（単位：千円）

区分	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
文部科学省等の奨学金	25,979,295	26,148,895	25,296,272	24,896,976	24,072,269
特別補助	4,239,970	3,996,511	4,304,729	5,792,690	3,900,820
支援金（JASSOの留学生借上げ宿舎支援事業）	159,323	153,730	152,808	147,807	142,323
補助金等（文部科学省）	9,211,847	7,926,302	8,199,779	5,917,340	5,257,472
計	39,590,435	38,225,440	37,953,589	36,754,813	33,372,885

注(1) 「文部科学省等の奨学金」は、日本政府奨学金、学習奨励費、協定受入奨学金等を計上している。

注(2) 「特別補助」は、特別補助の対象となる項目のうち外国人留学生に関連する項目を計上している。

注(3) 「補助金等（文部科学省）」には、外国人留学生に係る事業のほか、日本人学生の海外派遣の促進に係る事業等が含まれている。

そして、文部科学省等の奨学金のうち日本政府奨学金、学習奨励費及び協定受入奨学金の支給等の状況、私学事業団における外国人留学生に係る項目の特別補助の状況等についてみると、次のイからエのとおりとなっていた。

イ 日本政府奨学金等の支給等の状況

(7) 日本政府奨学金

27年度から令和元年度までの間の日本政府奨学金の歳出予算額及び支出済歳出額は、図表1-4のとおり、給与（奨学金）、教育費及び旅費の区分ごとにみると年度により多少の増減の違いはあるものの、全体としては減少傾向となっていた。

また、不用額は、上記と同様に区分ごとにみると年度により増減の違いはあるものの、全体としては増加傾向となっており、平成27年度と令和元年度を比較すると、4億余円（歳出予算額に占める不用額の割合2.3%）から8億余円（同4.7%）と約2倍となっていた。不用額が生じた主な要因について、文部科学省は、国費外国人留学生の採用者数が予定を下回ったこと、進路変更等により日本政府奨学金を辞退した者が生じたことなどによるとしている。

図表1-4 日本政府奨学金の予算の執行状況（平成27年度～令和元年度）

（単位：千円、%）

区分		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
給与 (奨学金)	歳出予算額 (A)	16,541,917	16,704,563	16,414,832	16,348,994	16,079,264
	支出済歳出額	16,155,546	16,172,333	16,072,509	15,942,443	15,485,883
	不用額 (B)	386,371	532,230	342,323	406,551	593,381
	歳出予算額に占める 不用額の割合 (B)/(A)	2.3	3.1	2.0	2.4	3.6
教育費	歳出予算額 (C)	1,149,297	1,119,297	1,119,297	1,119,297	1,033,950
	支出済歳出額	1,124,099	1,065,392	963,813	931,803	933,986
	不用額 (D)	25,197	53,904	155,483	187,494	99,963
	歳出予算額に占める 不用額の割合 (D)/(C)	2.1	4.8	13.8	16.7	9.6
旅費	歳出予算額 (E)	856,409	856,409	856,409	856,409	804,084
	支出済歳出額	828,783	733,393	750,226	713,120	642,440
	不用額 (F)	27,625	123,015	106,182	143,288	161,643
	歳出予算額に占める 不用額の割合 (F)/(E)	3.2	14.3	12.3	16.7	20.1
計	歳出予算額 (G)	18,547,623	18,680,269	18,390,538	18,324,700	17,917,298
	支出済歳出額	18,108,428	17,971,118	17,786,549	17,587,366	17,062,309
	不用額 (H)	439,194	709,150	603,988	737,333	854,988
	歳出予算額に占める 不用額の割合 (H)/(G)	2.3	3.7	3.2	4.0	4.7

また、平成27年度から令和元年度までの間の国費外国人留学生数は、図表1-5のとおり、全体では平成28、30、令和元各年度はそれぞれ前年度より減少していた。

そして、国費外国人留学生数の学校種別等ごとの構成割合についてみると、大学院が最も高く、正規生及び非正規生を合わせると全ての年度において約80%と

なっており、その割合は平成30年度を除いて増加傾向となっていた。このように国費外国人留学生の大部分が大学院に在籍している理由について、文部科学省は、大学院の場合、研究分野等によっては日本語が不要であり、かつ学位を英語で取得できるコースが大学と比較して多く存在するため、外国人留学生のニーズが高いことが一因と考えられるとしている。

図表1-5 国費外国人留学生数の学校種別等ごとの構成割合（平成27年度～令和元年度）

（単位：人、％）

区分		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
大学院	人数(A)	9,440	9,425	9,623	9,334	9,757
	構成割合(A)/(H)	77.9	78.9	79.9	78.7	83.4
正規生	人数(B)	7,752	7,943	8,074	7,753	7,577
	構成割合(B)/(H)	63.9	66.5	67.0	65.3	64.7
非正規生	人数(C)	1,688	1,482	1,549	1,581	2,180
	構成割合(C)/(H)	13.9	12.4	12.8	13.3	18.6
大学	人数(D)	2,335	2,029	1,991	2,148	1,553
	構成割合(D)/(H)	19.2	17.0	16.5	18.1	13.2
高等専門学校	人数(E)	190	198	174	151	136
	構成割合(E)/(H)	1.5	1.6	1.4	1.2	1.1
専修学校 (専門課程)	人数(F)	6	167	125	100	107
	構成割合(F)/(H)	0.0	1.3	1.0	0.8	0.9
日本語教育機関	人数(G)	146	116	125	125	144
	構成割合(G)/(H)	1.2	0.9	1.0	1.0	1.2
計	人数(H)	12,117	11,935	12,038	11,858	11,697
	構成割合	100	100	100	100	100

(1) 学習奨励費

27年度から令和元年度までの間の学習奨励費に係る予算額は、平成27年度から29年度までは毎年度39億余円となっていたが、30年度は37億余円、令和元年度は36億余円と平成30年度以降は減少しており、決算額も予算額と同様に30年度以降減少していた（別図表1-1参照）。

そして、支給者数の学校種別等ごとの構成割合についてみると、いずれの年度においても大学院及び大学に在籍する正規生が75%以上となっていた（別図表1-1参照）。

また、学習奨励費の採用枠ごとの支給者数は、一般枠による支給者数は27年度の4,481人から令和元年度の1,545人（対平成27年度減少率65.5%）へと年々減少

していたが、特別枠による支給者数は27年度の207人から令和元年度の1,341人（対平成27年度増加率547.8%）、予約枠による支給者数は27年度の3,815人から令和元年度の5,191人（同36.0%）へと増加していた（別図表1-2参照）。

このように一般枠による支給者数が大幅に減少した一方で、特別枠及び予約枠による支給者数が増加した理由について、JASSOは、平成28年度以降、戦略的に外国人留学生を確保できるよう、特別枠や予約枠を重点化し、一般枠については段階的に削減する推薦区分の配分の見直しを行ったことによるとしている。

なお、大学院及び大学の一般枠は令和2年度以降廃止された。

(ウ) 協定受入奨学金

平成27年度から令和元年度までの間の協定受入奨学金に係る決算額及び支給者数は、平成28年度までは増加していたが、29年度以降は減少傾向となっていた。

また、支給者数の学校種別ごとの構成割合についてみると、いずれの年度も大学（大学院を含む。）に在籍する外国人留学生が97%以上となっていた（別図表1-3参照）。

ウ 私学事業団における外国人留学生に係る特別補助の状況

(ア) 外国人留学生に係る特別補助の額等の状況

特別補助の対象となる項目のうち外国人留学生に係る項目である「海外からの学生の受入れ」「大学等の教育研究環境の国際化」等の27年度から令和元年度までの間の特別補助の額等は、図表1-6のとおりとなっており、特別補助の額は、

「私立大学等改革総合支援事業（タイプ4 グローバル化）」が終了している元年度を除くと増加傾向にあり、平成27年度の42億余円に比べて30年度は57億余円と15億余円の増加（対27年度増加率36.6%）となっていた。

また、令和元年度の「大学等の教育研究環境の国際化」の区分をみると、前年度以前と比べて対象校数は大幅に減少したにもかかわらず、特別補助の額は増加している。この理由について、私学事業団は、第1の3(2)イ(イ)のとおり、元年度に要件の見直しを行ったことで対象校数が減少した一方、平成30年度までは30万円としていた単価について、令和元年度からは大学等の規模に応じて30万円から120万円までの単価の区分を設けたことにより、対象校への特別補助の額が増加したためと考えられるとしている。

図表1-6 外国人留学生に係る特別補助の額等（平成27年度～令和元年度）

（単位：千円、人、校）

区分		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
海外からの学生の受入れ	交付額	1,664,890	1,578,122	1,677,046	1,912,871	1,716,124
	対象者数	64,011	67,724	72,016	80,622	70,013
大学等の教育研究環境の国際化	交付額	1,839,080	1,731,692	1,534,683	1,988,819	2,184,696
大学等の教育研究環境の国際化	対象校数	626	625	640	640	247
留学生に対する授業料減免	対象者数	20,807	22,051	22,866	24,670	25,801
私立大学等改革総合支援事業 （タイプ4 グローバル化）	交付額	736,000	686,697	1,093,000	1,891,000	
	対象校数	78	81	80	82	
計	交付額	4,239,970	3,996,511	4,304,729	5,792,690	3,900,820

（注）「大学等の教育研究環境の国際化」及び「留学生に対する授業料減免」の交付額は個別に算出できないため両項目の合計額を記載している。

(1) 「大学等の教育研究環境の国際化」に係る取組の実施状況

前記のとおり、「大学等の教育研究環境の国際化」の項目については、平成30年度までは図表0-2の1から7までの取組のいずれかを実施することなどが要件とされていたが、令和元年度には、取組が15項目に増え、そのうち6項目以上の取組を実施することとされるなど要件の見直しが行われた。

そこで、平成27年度から令和元年度までの間に当該項目に係る特別補助が行われた私立大学等における図表0-2に掲げる取組の実施状況を確認したところ、「1 留学生の受入体制の整備」及び「2 留学生の修学支援」のように全ての年度において実施率がおおむね90%以上となっているなど、当該項目に係る特別補助が行われた私立大学等のほとんどで実施されていた取組がある一方、「7 帰国留学生のフォローアップ」のように全ての年度において実施率が30%を下回っている取組があるなど、取組の実施状況に偏りがある状況となっていた。なお、元年度は上記のとおり要件の見直しが行われたことから、当該項目に係る特別補助が行われた私立大学等数が減少していた（別図表1-4参照）。

エ 文部科学省の外国人留学生に係る補助事業等の状況

前記のとおり、文部科学省は、外国人留学生の受入れの増加を目指すことなどを目的として、外国人留学生に係る補助事業等を実施しており、平成27年度から令和元年度までの間に実施され、予算額が多額になっているものは スーパーグローバル大学創成支援事業、 大学の世界展開力強化事業、 留学コーディネーター配置

事業、日本留学海外拠点連携推進事業及び留学生就職促進プログラムの5種類の補助事業等となっていた（5種類の補助事業等の概要は別図表0-3参照）。

会計検査院は、外国人留学生受入れに係る施策の状況について検査を行うに当たり、外国人留学生が多数在籍していたり、外国人留学生に係る補助事業等を実施していたりしているなどの31校（13国立大学、14私立大学等、高専機構が設置する2高等専門学校及びJASSOが設置する2教育センター。以下、この31校を「検査対象大学等」という。）を選定して検査を実施した。

そして、各補助事業等の全体に係る交付額等及び検査対象大学等において前記5種類の補助事業等のうち1種類以上の補助事業等を平成27年度から令和元年度までの間に実施していた16校（12国立大学及び4私立大学。以下、この16校を「補助事業等実施大学」という。）に対する補助金等の交付額等は図表1-7のとおりとなっており、スーパーグローバル大学創成支援事業の全体に係る交付額は5年間で264億余円となっていて、5種類の補助事業等の交付額等で最も大きくなっていた。

図表1-7 各補助事業等の全体に係る交付額等及び補助事業等実施大学に対する補助金等の交付額等（平成27年度～令和元年度）

（単位：事業主体、事業、千円）

区分		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度 (注)	計	
スーパー グローバル 大学創成 支援事業	事業主体数	37	37	37	37	37		
	補助事業等実施大学数	13	13	13	13	13		
	事業数	37	37	37	37	37		
	補助事業等実施大学が 実施している事業数	13	13	13	13	13		
	交付額	6,845,565	6,189,379	6,016,290	3,986,752	3,413,428		26,451,415
	補助事業等実施大学に 対する交付額	3,622,463	3,257,911	3,137,895	2,077,809	1,770,749		13,866,829
大学の世 界展開力 強化事業	事業主体数	36	35	35	37	36		
	補助事業等実施大学数	11	11	10	11	10		
	事業数	71	71	68	66	60		
	補助事業等実施大学が 実施している事業数	31	29	24	23	19		
	交付額	2,256,358	1,616,979	1,826,785	1,400,537	1,183,676		8,284,338
	補助事業等実施大学に 対する交付額	1,077,953	658,820	627,941	458,920	353,890		3,177,526
留学コー ディネー ター配置 事業	事業主体数	4	4	4				
	補助事業等実施大学数	3	3	3				
	事業数	4	4	4				
	補助事業等実施大学が 実施している事業数	3	3	3				
	支出額	109,923	119,943	119,948				349,814
	補助事業等実施大学に 対する支出額	89,953	89,956	89,961				269,870
日本留学 海外拠点 連携推進 事業	事業主体数				6	6		
	補助事業等実施大学数				4	4		
	事業数				7	7		
	補助事業等実施大学が 実施している事業数				5	5		
	支出額				248,840	381,181		630,021
	補助事業等実施大学に 対する支出額				195,370	304,216		499,587
留学生就 職促進プ ログラム	事業主体数			12	12	12		
	補助事業等実施大学数			6	6	6		
	事業数			12	12	12		
	補助事業等実施大学が 実施している事業数			6	6	6		
	支出額			236,755	281,209	279,186		797,151
	補助事業等実施大学に 対する支出額			122,862	139,968	141,178		404,009

(注) 令和元年度に実施したスーパーグローバル大学創成支援事業及び大学の世界展開力強化事業の交付額のうち、一部の事業については、3年5月末において額の確定がされていないため、交付決定額を計上している。

前記5種類の補助事業等については各補助事業等の公募要領により、中間評価又は事後評価を実施することとなっており、文部科学省等は、各補助事業等の目的の達成状況を把握するためにそれぞれ成果指標を設定している。そして、平成27年度から令和元年度までの間に中間評価又は事後評価を実施していたのは3種類の補助事業等となっている（外国人留学生に関する主な成果指標については別図表1-5参照）。

上記3種類の補助事業等のうち、補助事業等実施大学において、平成27年度から令和元年度までの間に外国人留学生に関する主な成果指標を用いて、中間評価を実施していた事業は、スーパーグローバル大学創成支援事業の13事業、大学の世界展開力強化事業の21事業及び留学生就職促進プログラムの6事業、また、事後評価を実施していた事業は、大学の世界展開力強化事業の28事業となっていた。これらの事業について、中間評価及び事後評価における成果指標の目標値に対する達成状況を確認したところ、図表1-8のとおりとなっており、成果指標ごとに達成状況の違いが見受けられる状況となっていた。

図表1-8 主な成果指標の中間評価及び事後評価における目標値に対する達成状況（平成27年度～令和元年度）

（単位：校、事業、％）

事業名	大学数 (A)	事業数 (B)	主な成果指標	平成27年度から令和元年度までの間に中間評価又は事後評価を実施した事業の目標値に対する達成状況							
				達成(C)		未達成(D)					
				割合 (C)/(B)		割合 (D)/(B)					
スーパーグローバル大学創成支援事業	13	13	外国人留学生数（各年5月1日現在）	3	23.0	10	76.9				
			外国人留学生数（通年）	10	76.9	3	23.0				
			大学間協定に基づく受入外国人留学生数（通年）	11	84.6	2	15.3				
			外国語による授業科目数（通年）	11	84.6	2	15.3				
			英語による授業科目数（通年）	11	84.6	2	15.3				
			外国語のみで卒業できるコースの設置数（各年5月1日現在）	8	61.5	5	38.4				
			外国語のみで卒業できるコースの在籍者数（各年5月1日現在）	6	46.1	7	53.8				
			シラバスを英語化している授業科目数（各年5月1日現在）	9	69.2	4	30.7				
			外国人留学生への奨学金支給の入学許可時の伝達数（通年）	12	92.3	1	7.6				
			混住型学生宿舎に入居している外国人留学生数（各年5月1日現在）	5	38.4	8	61.5				
大学の世界展開力強化事業	10	21	受入外国人学生数	17	80.9	4	19.0				
中間評価		6	6	全学生に占める外国人留学生の割合（各年5月1日現在）	3	50.0	3	50.0			
				年度内に卒業（修了）した外国人留学生のうち日本企業に就職した者の割合	2	33.3	4	66.6			
				外国人留学生へのビジネス日本語教育の実施（累計数）	就職に向けた日本語指導を受けている学生数	5	83.3	1	16.6		
					外国人留学生へのビジネス日本語教育のために開設されるカリキュラムを受講する学生数	5	83.3	1	16.6		
					日本語教育の授業時間数	4	66.6	2	33.3		
				外国人留学生へのキャリア教育の実施（累計数）	就職に向けたキャリア教育の受講学生数	3	50.0	3	50.0		
					外国人留学生へのキャリア教育のために開設されるカリキュラムを受講する学生数	3	50.0	3	50.0		
					キャリア教育の授業時間数	2	33.3	4	66.6		
				外国人留学生へのインターンシッププログラムの実施（累計数）	インターンシップを行うための連携企業数	3	50.0	3	50.0		
					説明会での企業による発表数	2	33.3	4	66.6		
					インターンシップ実施のための企業への申込数	1	16.6	5	83.3		
				計				136		81	
				事後評価	大学の世界展開力強化事業	11	28	受入外国人学生数	14	50.0	14
合計				150		95					

（注）各補助事業等において文部科学省が示した外国人留学生に係る成果指標のうち補助事業等実施大学で実施している各事業間で共通する成果指標を主な成果指標としている。

中間評価における目標値を達成していた割合が最も高かった成果指標は、スーパーグローバル大学創成支援事業において大学の国際開放度の達成状況を把握するために設定された「外国人留学生への奨学金支給の入学許可時の伝達数（通年）」であり、達成12事業、未達成1事業となっていた。

一方、中間評価における目標値を達成していた割合が最も低かった成果指標は、留学生就職促進プログラムにおいて求められる取組の一つである「中長期インターンシップの実施状況」を確認するために設定された「外国人留学生へのインターンシッププログラムの実施（累計数）」の「インターンシップ実施のための企業への申込数」であり、達成1事業、未達成5事業となっていた。未達成となっていた大学は、その理由について、外国人留学生から採用直結型でないインターンシップへは積極的な参加希望がなかったことや長期休暇中のインターンシップ参加が難しかったことなどによろとしていた。

また、事後評価における成果指標は、大学の世界展開力強化事業において外国人学生の受入れが促進されていることの達成状況を把握するために設定された「受入外国人学生数」のみであり、達成14事業、未達成14事業となっていた。未達成となっていた大学は、その理由について、受入れを予定していた学生が辞退したことや諸外国の高等教育機関から推薦された学生数が減少したことなどによろとしていた。

(3) 大学等における外国人留学生の受入体制等の状況

ア 外国人留学生に係る入試等の状況

(ア) 大学等における外国人留学生に係る入試等の状況

前記のとおり外国人留学生が増加する状況の中、東京福祉大学における外国人留学生の在籍管理の問題が発生したことを受けて、文部科学省は、各大学等への注意喚起のために平成31年3月に次の事項を大学等に対して通知している。^(注12)

学生数の確保という観点で安易に外国人留学生を受け入れることは厳に慎むとともに、外国人留学生の受入数については、当該大学等の入学定員、教職員組織、施設整備等を考慮した適切なものとし、教育体制の現状に見合わない過大な受入数にならないようにすること

入学志願者が真に修学を目的としており、その目的を達するための十分な能力、意欲、適正等を有しているかを適切に判定すること、特に、日本語等の必

要な能力の基準（学位が授与される正規の教育課程において日本語で授業を行う場合、日本語能力試験N2レベル相当以上が目安）を明確化し、適正な水準を維持することが重要であること

また、出入国在留管理庁は、在留資格に係る審査上の留意点等を規定している入国・在留審査要領において、大学（短期大学及び大学院を含む。）又は高等専門学校において日本語で授業を受けようとするなどの者は日本語能力試験N2相当以上、留学生別科、準備教育課程を設置する教育施設等に入学しようとする者は日本語能力試験N5相当以上の日本語能力を有していることなどが必要であるとしている。

そこで、会計検査院は、検査対象大学等において、入学試験及び選考（以下「入試等」という。）で必要とされる日本語能力の基準がどのようになっているかについてみることにした。検査対象大学等の学校種別等ごとの内訳は22大学院、24大学、2短期大学、2高等専門学校、準備教育課程を設置する3教育施設であり、学校種別等ごとの外国人留学生数は、大学院及び大学の正規生が多くを占めている（別図表1-6参照）。これらの検査対象大学等について、令和元年度に入学する者に対して実施された入試等の出願資格を学校種別等ごとにみたところ、日本語能力に係る出願資格を設けている割合は、大学の正規生で59.4%となっていた。また、日本語能力に係る出願資格を設けていない入試等は1,090件あり、このうち706件は外国語（英語）のみで履修可能なものなどであったが、残る384件は、大学等が入試等において日本語能力を判断するなどとして、日本語能力を出願資格としていないものであった。そして、日本語能力試験を出願資格としている338件についても、N2未満を基準としているものが5件、具体的な基準を明記していないものが42件見受けられた（別図表1-7参照）。

（注12） 通知 「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について（通知）」（平成31年30高学留第72号文部科学省高等教育局学生・留学生課長通知。以下「在籍管理の徹底等通知」という。主な内容等は別図表1-8参照）

（注13） 日本語能力試験 独立行政法人国際交流基金と公益財団法人日本国際教育支援協会が共催する、日本語を母語としない人の日本語能力を測定し認定する試験。N1からN5までの五つのレベルがあり、N1が最も難しいものとなっている。

（注14） 専修学校（専門課程）及び日本語教育機関においても多数の外国人留学生が在籍しているが、これらの教育機関に対しては、経常的経費に係る補助金等の国費が交付されていないなどのため、検査対象大学等には含めていない。また、検査対象大学等のうち東京日本語教育センターには進学課

程と大学院等進学課程の2課程があり、進学課程については準備教育課程の指定を受けており大学院等進学課程は準備教育課程の指定を受けていないが、令和元年度までの在籍状況調査においては進学課程と大学院等進学課程を合わせて準備教育課程としていたことから、本報告書においてもこれに準じて2課程を合わせて、準備教育課程を設置する1教育施設として整理している。

(イ) 専修学校における外国人留学生に係る入試等の状況

(注15)

文部科学省は、専修学校を所管している各都道府県に対して通知を発して、専修学校における外国人留学生の管理等に関する留意事項として、生徒数の確保の観点からのみで安易に外国人留学生を受け入れることは厳に慎むこととするとともに、専修学校における入学志願者の日本語能力の判定に当たっては、志望学科（日本語に関する学科を除く。）の教育課程を履修し得る日本語能力を有しているか否かを適切に判定する観点から、日本語能力試験（N1又はN2レベル）、日本留学試験（試験科目「日本語」）等を活用することが望ましいとしている。

そして、文部科学省は、専修学校グローバル化対応推進支援事業として、優秀な外国人留学生の受入れ促進や留学環境の整備に係る施策検討の基礎材料とするために、専修学校における留学状況等に関する継続的な実態把握を目的に、専修学校におけるグローバル化対応に係る実態調査（以下「専修学校実態調査」という。）を行っている。

元年度の専修学校実態調査によると、外国人留学生の日本語能力に関する選抜基準に関して回答のあった633専修学校における回答別の割合は、「日本語能力試験N2以上の資格保有の義務づけ」が47.1%、「日本語能力試験以外の日本語資格保有の義務づけ」が13.1%、「日本語資格を基準にせず面接で教職員が判断」が42.7%、「その他」が26.5%、「特に選抜基準を設けていない」が3.0%となっていた（調査項目は複数選択可となっている。）。

(注15) 通知 「専修学校及び各種学校における留学生の受入れについて（通知）」（平成22年22文科生第473号文部科学省生涯学習政策局長通知。以下「専修学校受入れ通知」という。）及び「専修学校における留学生管理等の徹底について（通知）」（平成22年22生推第51号文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長通知。以下「専修学校管理徹底通知」という。主な内容等は別図表1-8参照）

イ 外国人留学生の宿舍の整備等の状況

(ア) 大学等における宿舍の整備状況

我が国は、骨子において、宿舍確保の取組等により外国人留学生が安心して勉学に専念できる受入れ環境づくりを推進するとともに、大学等が各関係機関と連

携して短期留学を含めた渡日後1年以内の外国人留学生に宿舎を提供できるよう大学の宿舎整備等の多様な方策の推進を行うこととしている。

また、これらの宿舎には混住型学生宿舎があり、その整備の目的は、外国人留学生の受入れ環境づくりだけではなく、外国人留学生と日本人学生とが共同生活をすることにより、多文化交流による学びの場としてのグローバル人材育成に向けた取組の一環となっており、図表1-8のとおり、混住型学生宿舎に入居している外国人留学生数（各年5月1日現在）は、スーパーグローバル大学創成支援事業における外国人留学生に関係する主な成果指標の一つとなっている。

そこで、検査対象大学等における元年度の外国人留学生のための宿舎の整備状況についてみたところ、外国人留学生を受け入れている宿舎を所有していた大学等は22校、借り上げていた大学等は14校となっていた。これら宿舎の整備に係る財源は、国立大学法人運営費交付金、各大学等の自己収入等となっていた。

このうち、混住型学生宿舎の整備状況についてみたところ、元年度に混住型学生宿舎を所有していた大学等は19校、借り上げていた大学等は5校となっていた。

また、前記の大学等22校が所有している宿舎は元年5月1日現在で146棟（入居可能戸数15,048戸、入居数12,585戸）となっており、入居率の平均は79.1%となっていた。そして、これら宿舎のうち入居率が50%未満となっていた宿舎は10棟（入居可能戸数511戸、入居数202戸）となっており、大学等は入居率が低調となっている要因について、夏季休暇等の間に外国人留学生を受け入れるための宿舎であること、宿舎がキャンパスから離れていることや宿舎が老朽化していることなどが考えられるとしている。

(1) 留学生借り上げ宿舎支援事業

JASSOは、外国人留学生が我が国において安心して充実した留学生活を送るために、民間宿舎を借り上げることなどにより宿舎を提供している大学等を支援し、もって大学等のニーズに沿って外国人留学生のために宿舎を効果的、効率的かつ安定的に確保することを目的として留学生借り上げ宿舎支援事業を実施している。

平成27年度から令和元年度までの間に民間宿舎を借り上げる場合において同事業による支援金の支給を受けていた大学等は延べ649校となっており、その支給状況は、図表1-9のとおり、対象戸数は延べ10,917戸、支給金額は計7億5599万余円

となっていた。

図表1-9 民間宿舎を借り上げる場合に係る留学生借り上げ宿舎支援事業の実施状況（平成27年度～令和元年度）

（単位：校、戸、千円）

区分		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	計
文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者等支援	大学等数	112	119	132	133	130	626
	戸数	2,349	2,109	2,053	1,930	1,929	10,370
	支援金額	152,524	142,662	144,898	141,473	134,936	716,495
海外留学支援制度（協定受入）支援	大学等数	6	8	7	6	10	37
	戸数	87	146	119	86	109	547
	支援金額	6,798	11,068	7,910	6,333	7,387	39,498
計	大学等数	115	124	137	137	136	649
	戸数	2,436	2,255	2,172	2,016	2,038	10,917
	支援金額	159,323	153,730	152,808	147,807	142,323	755,993

注(1) 文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者等支援は、学習奨励費の給付を受ける者又は在留資格「留学」により大学等に在籍し、渡日後1年以内に居住を開始する者等に対して原則として1年以上、大学等が宿舎を提供するために賃貸借契約を締結し、民間宿舎を借り上げる場合において、当該大学等に対して支援金を交付するものである。

注(2) 海外留学支援制度（協定受入）支援は、協定受入奨学金を受ける者に対して原則として1年以内の間、大学等が宿舎を提供するために賃貸借契約を締結し、民間宿舎を借り上げる場合において、当該大学等に対して支援金を交付するものである。

注(3) 各年度の「大学等数」の計は、両事業の支援金の交付を受けている大学等を含むため、「文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者等支援」と「海外留学支援制度（協定受入）支援」の「大学等数」を合計しても一致しない。

(4) 外国人留学生に対する在籍管理等の状況

外国人留学生の増加に伴い、大学等に在籍中に3か月以上所在確認の連絡が取れなくなる者（以下「所在不明者」という。）が発生するなどしていることから、文部科学省等においては、大学等に対する適切な指導等が課題となっている。そこで、文部科学省等における外国人留学生の在籍管理等に関する施策の実施状況等についてみたところ、次のとおりとなっていた。

ア 文部科学省における外国人留学生の在籍管理に関する施策

文部科学省は、大学等で受け入れた外国人留学生が所在不明者となったことなどをを受けて、これまでに度々通知を発して、大学等に対して、また、専修学校等に対しては都道府県等を通じて、外国人留学生の適切な受入れ、在籍管理等を求めるなどしており、大学の学位課程等が大学進学のための日本語予備教育を実施する課程等として実施されないよう依頼するなどしているところである（別図表1-8参照）。

イ 法務省における外国人留学生の在留の管理に関する施策

(7) 大学、専修学校等の外国人留学生の受入れの報告状況等

a 外国人留学生の受入れの届出

出入国在留管理庁は、前記のとおり、大学、日本語教育機関等の教育機関に対して「所属機関による届出」である「受入れに関する届出」を提出することを求めているが、提出については罰則規定のない努力義務となっている。そして、「受入れに関する届出」の提出を受けた同庁は、大学等の退学者等を把握することなどにより、後述する(イ)のとおり適正校等の選定等に活用するなど、外国人留学生に係る在留の管理を行っている。そこで、検査対象大学等について、元年度において「受入れに関する届出」が提出されているか確認したところ、5校において全く提出されていなかった。提出していない5校にその理由を確認したところ、提出が努力義務であるためなどとしていた。

b 電子届出システムの利用状況

「受入れに関する届出」については、地方出入国在留管理局への書面の提出によるほか、出入国在留管理庁電子届出システム（平成31年3月以前は「入国管理局電子届出システム」。以下「電子届出システム」という。）により、25年6月からインターネットを利用して提出することが可能となった。電子届出システムは、中長期在留者から提出される「所属機関等に関する届出」及び中長期在留者を受け入れている所属機関から提出される「所属機関による届出」をオンラインで行うことができるシステムであり、外国人留学生の所属機関となる教育機関が「所属機関による届出」の利用対象の多くを占めている。

出入国在留管理庁は、電子届出システムの運用、改修等に係る契約を27年度から令和元年度までの間に計15億0253万余円（平成30年度及び令和元年度については他のシステムと統合され、共有された契約を含む。）で締結していた。そして、同庁は、大学等に対して電子届出システムの利用促進のための案内文書を発出したり、日本語教育機関に対して電子届出システムの利便性の改善に向けた調査を実施したりしていた。

そこで、検査対象大学等のうち前記の「受入れに関する届出」を全く提出していなかった5校を除いた26校における電子届出システムの元年度の利用状況を確認したところ、電子届出システムを利用して「受入れに関する届出」を提出していたのは2校と少ない状況となっていた。また、電子届出システムを利用し

ていた2校の元年度の提出状況について確認したところ、1校は電子届出システムにより全て提出しており、1校は電子届出システムによる提出を行っていたものの一部は書面により提出していた。そして、電子届出システムを利用していなかった24校にその理由を確認したところ、大学等で保有する既存のデータを流用することができず外国人留学生ごとに新規に情報を入力しなければならないなど事務量が膨大になるためなどとしていた。

したがって、出入国在留管理庁は、外国人留学生の在留の管理等に一層活用するために、全ての大学等が「受入れに関する届出」を適時適切に提出することを引き続き要請するとともに、利用が低調となっている電子届出システムについて、利用者が電子届出システムを利用するに当たっての要望等を十分に把握し、分析した上で、電子届出システムの利便性の向上を図るなどして適正な在留の管理という目的を果たしつつ利用を促進することなどを検討する必要がある。

(イ) 適正校等の選定の状況

出入国在留管理庁は、入国・在留審査を適切かつ円滑に行う観点から、外国人留学生を受け入れている教育機関について、毎年、外国人留学生の入国手続等の申請を簡素化することができる対象校等の選定作業を行っている。

平成30年度以前における選定作業に当たっては、入国・在留審査要領に基づき、大学、大学に準ずる機関、高等専門学校については、不法残留者（在留期間の更新等をしないまま在留期間を経過して我が国に残留する者）の前年における数が19人以下であるか、「受入れに関する届出」等により当該教育機関に受け入れた外国人留学生の在留状況が確認でき、その状況に問題がないかなどの事項について確認することにより、当該教育機関の在籍管理能力を確認することとなっている。そして、同庁が、その在籍管理状況から所属する外国人留学生について1年に一度在留状況を確認する必要があると判断した場合は、慎重審査対象校として入国手続等の申請を簡素化せず原則どおり手続を行うこととしており、その他の場合は、申請を簡素化することができることとしている。なお、令和元年度以降は、後者を適正校として扱うこととしている。

また、上記教育機関以外の専修学校等（高等学校、中学校、小学校及び特別支援学校を除く。）については、不法残留率（前年の外国人留学生在籍者数に占め

る不法残留者数の割合)が5%以内であること、「受入れに関する届出」等により受け入れた外国人留学生の在留状況が確認でき、その状況に問題がないことなどの基準を満たしているものを適正校、満たしていないものを非適正校とすることとしている。そして、適正校については入国手続等における申請を簡素化する一方、非適正校については簡素化せず、外国人留学生の在留期間を短縮するなどの措置を講ずることとしている。また、適正校等の選定作業を行う時期以外において基準を満たさないこととなり、その在籍管理状況から所属する外国人留学生について1年又は6月に一度在留状況を確認する必要があるものと認められた場合、当該教育機関は非適正校と同様の取扱いとなる選定停止校としている。

そして、元年度以降、同庁は適正校等の判断基準の見直しを行い、高等学校、中学校、小学校及び特別支援学校を除く教育機関について、従来の選定要素である不法残留者数に加えて、新たに、在留資格「留学」の在留期間更新許可申請が不許可となった者等を合計した数の在籍者数に占める割合が5%以内であることなどを選定基準とし、選定基準を満たさない大学等を慎重審査対象校とすることとしている。

適正校、非適正校等の選定状況を学校種別等ごとにみると、元年においては、いずれの学校種別等においても適正校が最も多くなっているが、専修学校(専門課程)及び日本語教育機関については、慎重審査対象校がそれぞれ55校、32校と、他の学校種別等と比べて多くなっていた(別図表1-9参照)。

ウ 文部科学省等における外国人留学生の在籍管理等に係る補助要件等の適用状況

文部科学省は、日本政府奨学金について、元年度から、当該年度の前年及び前々年の連続する2年間に外国人留学生総数の5%又は10名のいずれか少ない数を超える(注16)不法残留者がいた大学等からの推薦は受け付けないこととしていた。

また、JASSOは、「留学生受入れ促進プログラム推薦依頼数又は採用数の削減に係る取扱基準」(平成26年3月担当理事決裁)を策定し、これにより、次の場合に、それぞれ学習奨励費の推薦依頼数又は採用数を10%削減するなどしていた。

大学(大学院を含む。)、短期大学及び高等専門学校においては当該年度の前年及び前々年の連続する2年間に外国人留学生総数の5%又は10名のいずれか少ない数を超える不法残留者がいた場合

専修学校(専門課程)、準備教育課程を設置する教育施設及び日本語教育機関

においては上記の連続する2年間に出入国在留管理庁が選定する適正校と認定されなかった場合

さらに、前記のとおり、同庁が慎重審査対象校等を選定する基準を見直したことから、JASSOは元年12月に同取扱基準を改訂し、次のとおり、削減の割合等を厳格化していた。

当該年度の前年及び前々年の連続する2年間に同庁から慎重審査対象校に選定された場合は50%削減

在籍管理等が不適切であると認められたことから同庁から「留学生を新たに受入れることが認められない教育機関」とされた場合は100%削減

そして、平成29年度から令和元年度までの間の同取扱基準の適用状況を確認したところ、JASSOは、平成29年度10校（大学1校、専修学校4校、日本語教育機関5校）、30年度16校（大学2校、専修学校9校、日本語教育機関5校）及び令和元年度24校（大学4校、専修学校14校、日本語教育機関6校）に対して学習奨励費の推薦依頼数等の削減を行っていた。

一方、私学事業団は、平成29年度から令和元年度までの間の経常費補助金のうち「海外からの学生の受入れ」「大学等の教育研究環境の国際化」等の特別補助について、各外国人留学生の出欠状況、学業成績、資格外活動の状況等を的確に把握し、長期欠席者や学業成績の良好でない者に対して連絡や指導を行い、出欠状況等の改善を図っているなど、外国人留学生の受入れにおいて在籍管理の体制を整備している大学等であることなどを要件としている。

しかし、私学事業団が交付した経常費補助金の交付先には、各大学等の不法残留者や在留資格「留学」の在留期間更新許可申請が不許可となった者の状況等により、1年に一度在留状況を確認する必要があるなどと判断して同庁が慎重審査対象校とした大学が含まれており、これに該当する平成29年度の1校に係る計1515万余円（海外からの学生の受入れ1459万余円、大学等の教育研究環境の国際化55万余円）及び令和元年度の3校に係る計5707万余円（海外からの学生の受入れ計3409万余円、大学等の教育研究環境の国際化計2298万円）の経常費補助金をそれぞれ減額することなく交付していた。

上記の事態は、私立大学等経常費補助金交付要綱（昭和52年文部大臣裁定）等に違反するものではないが、当該特別補助は外国人留学生に係る在籍管理の体制を整

備していることを要件としていることから、文部科学省及び私学事業団は、慎重審査対象校等とされているかなど、大学等における外国人留学生に係る在籍管理の状況も考慮して経常費補助金を交付する仕組みを設けることなどを検討する必要がある。

(注16) 令和3年度については、「2019年度及び2018年度の連続する2年間において、出入国在留管理庁から『慎重審査対象校』に選定された大学は推薦できない(推薦を受け付けない)」こととしている。

エ 大学等における外国人留学生の在籍管理等の状況

(ア) 大学等における外国人留学生の資格外活動の把握状況

在留資格が「留学」となっている外国人留学生は、原則として就労を行うことはできず、出入国在留管理庁長官から資格外活動の許可を得ずに就労すると、在留期間を更新できなかつたり、取り消されたりする可能性がある。また、出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年法務省令第54号)によれば、在留資格が「留学」となっている者が資格外活動許可を得た上で行うことができることとされている就労は、風俗営業等を除く、週に28時間以内(在籍する教育機関が学則で定める長期休業期間中は1日について8時間以内)の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動であるとされている。このため、これに違反した就労を行った場合には、同様に、在留期間を更新できなかつたり、取り消されたりする可能性がある。

そして、文部科学省は、在籍管理の徹底等通知等において、留学という口実のもと、我が国での就労を目当てに在留するような学生を安易に受け入れることは、大学等における学修の阻害要因となることなどが懸念され、また、受入れ機関である各大学等にとっては、教育活動や適切な在籍管理に支障をもたらすおそれがあるとしており、外国人留学生を受け入れている各大学等に対して、外国人留学生の増加によって不法残留者が増加することとならないように求めるとともに、引き続き、退学、除籍又は所在不明となった外国人留学生の届出をするよう求めている。また、外国人留学生の適切な在籍管理として学業成績、資格外活動の状況等を的確に把握し、長期欠席者や学業成績の良好でない者に対する連絡や指導を徹底するとともに、改善の見込みのない場合には退学等の適切な対応をするよう大学等に要請している。

そこで、検査対象大学等のうち元年度に正規生が在籍している29校及び非正規生が在籍している23校において、資格外活動許可の有無の把握等の状況をみたところ、在留カード等により外国人留学生の資格外活動許可の有無を把握している大学等は、正規生については26校（全29校の89.6%）、非正規生については20校（全23校の86.9%）と、多くの大学等が把握していた。一方、資格外活動先の名称及び業務内容を把握している大学等は、正規生については13校（全29校の44.8%）、非正規生については4校（全23校の17.3%）にとどまっていた。

(1) 専修学校における外国人留学生の資格外活動の把握状況

文部科学省は、専修学校については、専修学校受入れ通知において、入学を許可して受け入れた外国人留学生について各専修学校が自ら責任を持って在籍管理等を行う必要がある、外国人留学生の出欠状況、学業成績、資格外活動の状況等を的確に把握するとともに、長期欠席者や学業成績の良好でない者に対する連絡や指導を徹底することなどとしている。また、専修学校管理徹底通知において、無断欠席者、長期欠席者に対する指導方針や除籍基準を策定し外国人留学生に対して周知徹底すること、退学・除籍させる外国人留学生についてはできる限り帰国するよう勧めること、資格外活動については労働の内容、就業場所、就業期間及び就業時間、雇用主の連絡先等を常時正確に把握することなどとしている。

そして、外国人留学生の資格外活動であるアルバイトの指導及び実態把握状況については、専修学校実態調査において調査を行っており、元年度の調査によると、回答を得た606専修学校における回答別の割合は、「規定時間の厳守等基本的な指導を行っている」が78.2%、「アルバイト先を把握している」が77.6%、「アルバイト先の紹介を行っている」が29.9%、「定期的にアルバイト先に連絡を取り状況把握をしている」が14.4%、「上記は行っていない」が9.4%となっていた（調査項目は複数選択可となっている。）。

(5) 外国人留学生の卒業、進路等の状況

ア 外国人留学生の卒業等の状況

大学等が文部科学省に提出している退学者等名簿をみると、平成29年度から令和元年度までの間に退学、除籍又は所在不明となった外国人留学生数は、図表1-10のとおりとなっており、退学者及び所在不明者は年々増加していた。

図表1-10 外国人留学生の退学者、除籍者及び所在不明者の状況
(平成29年度～令和元年度)

(単位：人)

年度	退学者	除籍者	所在不明者
平成29年度	2,624	2,254	13
30年度	3,439	2,359	515
令和元年度	4,559	2,272	624
計	10,622	6,885	1,152

なお、図表1-10における所在不明者は、東京福祉大学の所在不明者が大半を占めており、同大学の所在不明者を除くと年度ごとの差はほとんどない状況となっていた。

そこで、検査対象大学等において、平成29年度から令和元年度までの間に、卒業・修了等及び退学・除籍により各大学等を離籍した外国人留学生（以下「離籍者」という。）計62,207人について卒業等の状況をみたところ、図表1-11のとおり、卒業・修了等者57,315人（92.1%）、退学者及び除籍者計4,892人（7.8%。うち退学者3,257人（5.2%）、除籍者1,635人（2.6%））となっており、各年度でも構成比はほぼ同様となっていた。^(注17)

(注17) 所定の単位を取得した後に学位を取らずに退学した満期・単位取得退学者は、退学者及び除籍者ではなく、卒業・修了等者に含めている。以下同じ。

図表1-11 検査対象大学等における外国人留学生の卒業等の状況（平成29年度～令和元年度）

(単位：人、%)

年度	卒業・修了等		退学・除籍						計	
			退学		除籍					
	人数(A)	構成比(A)/(E)	人数(B)	構成比(B)/(E)	人数(C)	構成比(C)/(E)	人数(D)	構成比(D)/(E)	人数(E)	構成比
平成29年度	17,815	91.5	1,634	8.4	990	5.0	644	3.3	19,449	100
30年度	19,013	91.8	1,684	8.1	1,165	5.6	519	2.5	20,697	100
令和元年度	20,487	92.8	1,574	7.1	1,102	4.9	472	2.1	22,061	100
計	57,315	92.1	4,892	7.8	3,257	5.2	1,635	2.6	62,207	100

検査対象大学等のうち2教育センターは、外国人が日本国内で進学するための教育機関でもあり、外国人留学生が在籍学生のほとんどを占めていることから、2教育センターを除いた29校における元年度の在籍学生数に占める外国人留学生数の割合をみたところ、平均で18.7%となっており、平均を上回っているのは6校（外国人留学

生の割合は平均58.4%。以下、これらの6校を「外国人留学生高比率大学等」という。)となっていた。そして、平成29年度から令和元年度までの間の外国人留学生高比率大学等における離籍者計5,402人について卒業等の状況をみたところ、図表1-12のとおり、退学者及び除籍者は計1,752人(32.4%)となっており、その割合は全体の7.8%と比べて4倍以上の高率となっていた。また、退学者の人数が3年間で96人(5.6%)から245人(13.1%)に増加している一方、除籍者については523人(30.5%)から314人(16.9%)に減少していた。

図表1-12 外国人留学生高比率大学等における外国人留学生の卒業等の状況(平成29年度～令和元年度)

(単位:人、%)

年度	卒業・修了等		退学・除籍						計	
			退学		除籍					
	人数(A)	構成比(A)/(E)	人数(B)	構成比(B)/(E)	人数(C)	構成比(C)/(E)	人数(D)	構成比(D)/(E)	人数(E)	構成比
平成29年度	1,091	63.8	619	36.1	96	5.6	523	30.5	1,710	100
30年度	1,261	68.7	574	31.2	187	10.1	387	21.0	1,835	100
令和元年度	1,298	69.8	559	30.1	245	13.1	314	16.9	1,857	100
計	3,650	67.5	1,752	32.4	528	9.7	1,224	22.6	5,402	100

さらに、検査対象大学等において、平成29年度から令和元年度までの間に日本政府奨学金、学習奨励費等の文部科学省等の奨学金を受給したことのある者(以下「日本政府奨学金等受給者」という。)に係る離籍者計12,655人について卒業等の状況をみたところ、図表1-13のとおり、退学者及び除籍者は計516人(4.0%)となっており、その割合は全体の7.8%と比べて低くなっているが、毎年度150人以上の退学者及び除籍者が発生している状況となっていた。

図表1-13 検査対象大学等における日本政府奨学金等受給者の卒業等の状況(平成29年度～令和元年度)

(単位:人、%)

年度	卒業・修了等		退学・除籍						計	
			退学		除籍					
	人数(A)	構成比(A)/(E)	人数(B)	構成比(B)/(E)	人数(C)	構成比(C)/(E)	人数(D)	構成比(D)/(E)	人数(E)	構成比
平成29年度	4,165	96.4	152	3.5	143	3.3	9	0.2	4,317	100
30年度	4,106	95.6	186	4.3	180	4.1	6	0.1	4,292	100
令和元年度	3,868	95.6	178	4.3	152	3.7	26	0.6	4,046	100
計	12,139	95.9	516	4.0	475	3.7	41	0.3	12,655	100

そして、平成29年度から令和元年度までの間の退学又は除籍の主な理由について、

検査対象大学等における状況を正規生、非正規生等別に確認したところ、正規生については、学費未納（642人、正規生の退学者及び除籍者全体に占める割合30.3%）、進路変更（520人、同24.5%）の順に多くなっている、これらで全体の過半（54.9%）を占めていた。正規生のうち、日本政府奨学金等受給者についてみると、進路変更（78人）が最も多く、退学者及び除籍者（265人）の29.4%となっていた。また、正規生のうち、外国人留学生高比率大学等についてみると、学費未納（311人）が最も多く、退学者及び除籍者（549人）の過半（56.6%）を占めていた。一方、非正規生等については、退学又は除籍の理由は、その他としている者を除いて、学費未納（370人、非正規生等の退学者及び除籍者全体に占める割合13.3%）、進路変更（333人、同11.9%）の順に多くなっていた。その他としている者は、学内での進学による者が多数となっていた（別図表1-10参照）。

また、平成29年度から令和元年度までの間に退学又は除籍となった日本政府奨学金等受給者516人に対して平成29年度から令和元年度までの間に支給された日本政府奨学金等の支給額について、正規生、非正規生等別に集計したところ、図表1-14のとおり、計6億0085万余円となっていた。このうち退学又は除籍の主な理由別に奨学金等支給額が多額となっているものについてみると、正規生における退学では進路変更（3か年度計9411万余円）、経済的な理由（同4921万余円）等、除籍では学費未納（同2252万余円）、成績不良（同524万余円）等となっており、非正規生等における退学ではその他（同2億5325万余円）のほか進路変更（同1912万余円）等、除籍ではその他（同168万円）のほか病気・怪我（同72万円）等となっていた。

図表1-14 退学又は除籍した日本政府奨学金等受給者に係る奨学金等支給額（平成29年度～令和元年度）

（単位：人、千円）

区分	受給者数・支給額	平成29年度			30年度			令和元年度			計		
		退学	除籍	計	退学	除籍	計	退学	除籍	計	退学	除籍	合計
正規生	受給者数	59	8	67	78	3	81	95	22	117	232	33	265
	支給額	50,464	2,760	53,224	95,427	5,410	100,837	136,548	25,066	161,615	282,440	33,236	315,677
	平成29年度 支給額	50,464	2,760	53,224	59,278	4,392	63,670	38,119	10,741	48,861	147,862	17,893	165,756
	30年度 支給額				36,149	1,018	37,167	54,670	9,042	63,712	90,820	10,060	100,880
	令和元年度 支給額							43,757	5,283	49,040	43,757	5,283	49,040
非正規生等	受給者数	84	1	85	102	3	105	57	4	61	243	8	251
	支給額	91,606	400	92,006	117,106	800	117,906	73,420	1,840	75,260	282,133	3,040	285,173
	平成29年度 支給額	91,606	400	92,006	19,075	-	19,075	-	-	-	110,682	400	111,082
	30年度 支給額				98,031	800	98,831	7,860	-	7,860	105,891	800	106,691
	令和元年度 支給額							65,560	1,840	67,400	65,560	1,840	67,400
計	受給者数	143	9	152	180	6	186	152	26	178	475	41	516
	支給額	142,070	3,160	145,230	212,534	6,210	218,744	209,968	26,906	236,875	564,573	36,276	600,850
	平成29年度 支給額	142,070	3,160	145,230	78,354	4,392	82,746	38,119	10,741	48,861	258,544	18,293	276,838
	30年度 支給額				134,180	1,818	135,998	62,530	9,042	71,572	196,711	10,860	207,571
	令和元年度 支給額							109,318	7,123	116,441	109,318	7,123	116,441

また、検査対象大学等が文部科学省に提出した退学者等名簿における所在不明者についてみると、平成29年度2人、30年度3人、令和元年度22人、計27人となっており、このうち日本政府奨学金等受給者は平成30年度1人、令和元年度4人、計5人となっていて、これらの者に対する平成29年度から令和元年度までの間の日本政府奨学金等の支給額は計1280万余円となっていた。

イ 外国人留学生の進路の状況

図表1-11における卒業・修了等者57,315人のうち正規生及び非正規生の計53,849人について、卒業・修了等時点での進路状況及び就職希望者数等についてみたところ、図表1-15のとおりとなっており、元年度の正規生9,476人についてみると、日本国内での就職2,901人（30.6%）、日本国内での進学1,583人（16.7%）、国外での就職1,271人（13.4%）等となっていた^(注18)。そして、卒業・修了等者のうち国内での就職者の割合は、27.6%から30.6%までの間で推移しており、国内での就職希望者のうち元年度は69.7%が国内で就職していた（別図表1-11参照）。

また、非正規生は、大学院等への進学を目的とした研究生等が多数であることが

ら就職することは想定されないことを理由として、就職希望者数等を把握していない大学等が多く見受けられた。そのため、元年度における非正規生の進路状況を見ると、図表1-15のとおり、大学等が進路状況を把握していないことから不明となっている者が4,547人（45.6%）、非正規生が本国の原籍大学等へ戻ることなどから国外のその他が3,136人（31.4%）となっており、大学等が把握している範囲において確認したところ日本国内での進学は1,769人（17.7%）等となっていた。

（注18） 国外の「その他」が1,968人（20.7%）となっているのは、国外で就職活動中の者が878人、大学等が国外にいることは把握しているが進路を把握していないなどの者が708人いるなどのためである。

図表1-15 外国人留学生の進路状況（平成29年度～令和元年度）

（単位：人、％）

年度	区分		国内				国外				不明	合計
			就職	進学	その他	計	就職	進学	その他	計		
平成 29 年度	正規生	人数	2,095	1,270	662	4,027	1,013	320	1,457	2,790	708	7,525
		構成比	27.8	16.8	8.7	53.5	13.4	4.2	19.3	37.0	9.4	100
	非正規生	人数	8	1,621	373	2,002	20	66	2,849	2,935	4,193	9,130
		構成比	0.0	17.7	4.0	21.9	0.2	0.7	31.2	32.1	45.9	100
	計	人数	2,103	2,891	1,035	6,029	1,033	386	4,306	5,725	4,901	16,655
		構成比	12.6	17.3	6.2	36.1	6.2	2.3	25.8	34.3	29.4	100
30 年度	正規生	人数	2,358	1,427	1,071	4,856	1,294	350	1,350	2,994	688	8,538
		構成比	27.6	16.7	12.5	56.8	15.1	4.0	15.8	35.0	8.0	100
	非正規生	人数	20	1,511	441	1,972	14	49	3,066	3,129	4,122	9,223
		構成比	0.2	16.3	4.7	21.3	0.1	0.5	33.2	33.9	44.6	100
	計	人数	2,378	2,938	1,512	6,828	1,308	399	4,416	6,123	4,810	17,761
		構成比	13.3	16.5	8.5	38.4	7.3	2.2	24.8	34.4	27.0	100
令和 元 年度	正規生	人数	2,901	1,583	793	5,277	1,271	349	1,968	3,588	611	9,476
		構成比	30.6	16.7	8.3	55.6	13.4	3.6	20.7	37.8	6.4	100
	非正規生	人数	27	1,769	397	2,193	11	70	3,136	3,217	4,547	9,957
		構成比	0.2	17.7	3.9	22.0	0.1	0.7	31.4	32.3	45.6	100
	計	人数	2,928	3,352	1,190	7,470	1,282	419	5,104	6,805	5,158	19,433
		構成比	15.0	17.2	6.1	38.4	6.5	2.1	26.2	35.0	26.5	100
計	正規生	人数	7,354	4,280	2,526	14,160	3,578	1,019	4,775	9,372	2,007	25,539
		構成比	28.7	16.7	9.8	55.4	14.0	3.9	18.6	36.6	7.8	100
	非正規生	人数	55	4,901	1,211	6,167	45	185	9,051	9,281	12,862	28,310
		構成比	0.1	17.3	4.2	21.7	0.1	0.6	31.9	32.7	45.4	100
	合計	人数	7,409	9,181	3,737	20,327	3,623	1,204	13,826	18,653	14,869	53,849
		構成比	13.7	17.0	6.9	37.7	6.7	2.2	25.6	34.6	27.6	100

（注）「その他」欄には就職活動中の者、進学準備中の者、大学等が進路を把握していない者等を計上している。また、「不明」欄には国内に在留する又は国外へ出国するというを含めて大学等が進路状況を全く把握していない者を計上している。

ウ 外国人留学生の日本国内での就職及び進学の状況

前記のとおり、「日本再興戦略2016」において、外国人留学生の日本国内での就職率を当時の3割から5割に向上させることを目指すとされている。

そこで、外国人留学生の就職状況等について、JASSOが公表している「外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果」（以下「進路状況調査」という。）を

基に、平成27年度から30年度までの間の日本国内での学校種別等ごとの就職及び進学
 の状況をまとめたところ、図表1-16のとおり、外国人留学生在が日本国内で就職す
 る割合は年々増加しているものの、30年度においても35.0%にとどまっている状況
 (注19)
 となっていた。

(注19) 就職又は進学の割合を算出するに当たり、卒業(修了)外国人留学生総
 数から進路不明者を除いている。

図表1-16 日本国内での就職及び進学の状況(平成27年度～30年度)

(単位:人、%)

区分		就職				進学			
		平成 27年度	28年度	29年度	30年度	27年度	28年度	29年度	30年度
大 学 院	博士課程	539	534	677	659	75	49	83	86
	修士課程	2,917	3,205	3,215	3,584	1,474	1,559	1,693	1,840
	専門職学位課程	257	321	313	346	18	56	17	18
大学		4,654	4,550	4,418	4,741	2,081	1,871	1,982	2,075
(大学院、大学の計)		8,367	8,610	8,623	9,330	3,648	3,535	3,775	4,019
短期大学		131	221	272	338	130	113	115	104
高等専門学校		9	17	9	5	83	128	129	121
専修学校(専門課程)		3,725	5,532	7,246	10,613	6,658	8,632	9,047	10,912
準備教育課程を設置する教育施設		93	113	92	116	1,746	1,860	1,802	2,015
合計(A)		12,325	14,493	16,242	20,402	12,265	14,268	14,868	17,171
卒業(修了)外国人留学生総数(B)		40,879	46,559	50,054	58,174	40,879	46,559	50,054	58,174
就職又は進学の割合(A)/(B)		30.1	31.1	32.4	35.0	30.0	30.6	29.7	29.5

注(1) 本図表は進路状況調査を基に会計検査院が作成した。

注(2) 正規課程を卒業又は修了した外国人留学生在を対象としており、研究生等の非正規生、留学生別科等は含まれていない。

また、文部科学省は、学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的として学校基本調査を毎年度実施している。この中で、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校における外国人留学生在を含めた全ての学生の就職、進学等の卒業後の進路状況(国内外を問わない。)を調査している。そこで、JASSOの進路状況調査と文部科学省の学校基本調査を基に、30年度の外国人留学生在と外国人留学生在を含めた全ての学生の進路状況を比較したところ、就職の割合については、外国人留学生在が少ない高等専門学校を除いて、学生全体は66.2%から81.9%までであるのに対して、外国人留学生は48.7%から59.4%までと学生全体よりも

低くなっている一方、進学割合については、どの区分においても外国人留学生の方が学生全体よりも高くなっていた（別図表1-12参照）。

エ 外国人留学生の就職等に係る支援の状況

厚生労働省は、総合的対応策を受けて、外国人雇用サービスセンター及び留学生コーナーを増設し、未内定外国人留学生の把握等を行うほか、国内就職希望の外国人留学生に対して在籍の早い段階から就職ガイダンスを実施するなど、外国人留学生に対する就職支援の強化を図っている。

文部科学省は、総合的対応策等を受けて、各大学等に対して通知^(注20)を発して、日本国内での就職を希望している外国人留学生に資するよう、卒業生（修了者）数、就職希望者数、就職者数、就職希望者数に対する就職率等を公表するよう依頼するなどしている。また、同省は、日本政府奨学金について、卒業後に日本国内で就職することを希望している外国人留学生を優先配分枠や要件に加えるなどのプログラムを令和元年度から実施している。

JASSOは、外国人留学生の日本国内への定着促進を目的として、外国人留学生の就職支援の取組として外国人留学生を主な対象とした就職ガイダンス、外国人留学生に配慮した合同企業説明会等の全てを実施している大学等に対して平成30年度から学習奨励費を重点配分するために、新たに就職支援特別枠を設けている。そして、令和元年度の就職支援特別枠の配分に当たっては、上記文部科学省の通知に基づき、外国人留学生の就職率の公表を行っている大学等に対して重点的に配分するとともに、各大学等における外国人留学生の日本国内における就職実績等を考慮するとしている。

そこで、検査対象大学等のうち正規生が在籍している29校について、元年度における正規生に係る就職支援の実施状況、就職割合等をみたところ、図表1-17のとおり、外国人留学生の就職率の公表及び外国人留学生の就職に係る情報の公表については、実施率がそれぞれ44.8%、58.6%と相対的に低くなっている一方、これら以外の項目については、実施率はおおむね80%以上となっていた。そして、いずれの項目についても、実施している大学等は実施していない大学等に比べて就職割合がおおむね高くなっていた。

(注20) 通知 「外国人留学生数及び留学生の就職率等の公表について（依頼）」（平成31年31高学留第5号文部科学省高等教育局学生・留学生課長通知）

図表1-17 正規生に係る就職支援の実施状況、就職割合等（令和元年度）

（単位：校、人、％）

区分	実施状況	大学等数	卒業・ 修了等者(A)	国内 就職者(B)	就職割合 (B)/(A)
外国人留学生の就職率の公表	実施している	13(44.8)	4,089	1,308	31.9
	実施していない	16	5,387	1,593	29.5
外国人留学生の就職に係る情報の公表	実施している	17(58.6)	6,510	2,028	31.1
	実施していない	12	2,966	873	29.4
外国人留学生の就職に係る相談窓口の設置 や相談員の配置	実施している	26(89.6)	9,322	2,864	30.7
	実施していない	3	154	37	24.0
外国人留学生受入企業の情報収集・提供	実施している	26(89.6)	9,422	2,886	30.6
	実施していない	3	54	15	27.7
外国人留学生を主な対象とした就職ガイダ ンスの実施	実施している	26(89.6)	9,322	2,864	30.7
	実施していない	3	154	37	24.0
外国人留学生に配慮した合同企業説明会の 実施	実施している	23(79.3)	8,663	2,650	30.5
	実施していない	6	813	251	30.8
全体		29	9,476	2,901	30.6

注(1) 「大学等数」欄の括弧書きは、検査対象大学等のうち正規生が在籍している29校における実施率を示す。

注(2) 令和元年度において卒業・修了者がいない大学等も含めている。

(6) 総合的対応策等における外国人留学生に係る施策の状況

前記のとおり、平成30年12月及び令和元年12月に公表された総合的対応策及び総合的対応策（改訂）は、外国人材の受入れ・共生のための取組をより強力に、かつ、包括的に推進する観点から取りまとめられたもので、必ずしも、外国人留学生に係る施策のみを取りまとめたものではない。そこで、総合的対応策及び総合的対応策（改訂）において、法務省、文部科学省及び厚生労働省が担当省となっている施策のうち、外国人留学生の就職等の支援及び在籍管理の徹底として位置付けられている具体的施策数及び事業数をみると、42施策65事業となっていた（別図表1-13（事業数の計上方法は第2の3）参照。主な施策の実施状況等は別図表1-14参照）。

なお、第2の1(2)及び(3)で記述した、国立大学法人運営費交付金等を用いた外国人留学生の受入体制の整備、外国人留学生に対する日本政府奨学金及び協定受入奨学金の支給、スーパーグローバル大学創成支援事業等の補助事業、JASSOが実施している留学生借り上げ宿舍支援事業等は、総合的対応策及び総合的対応策（改訂）の施策による事業とされていないが、これらについては、第2の1(2)及び(3)で記述したとおり、外国人留学生の受入れに当たって国立大学法人運営費交付金、日本政府奨学金、文部科学省からの補助金等が大学等に対して交付等されている。

2 技能実習制度の適正化に係る取組の状況

第1の3(3)イのとおり、技能実習機構は、平成29年1月に、資本金の全額を政府が出資する認可法人として設立された。そして、技能実習機構は、技能実習法等に基づき、技能実習計画の認定、技能実習生の保護、実習実施者及び監理団体に対する機構実地検査等の業務を行っており、これらの業務を実施するために、毎年度、主務大臣から機構交付金の交付を受けている。なお、実習実施者及び監理団体については、技能実習に係る国庫補助金等は交付されていない。

技能実習機構の主な業務の実施状況等についてみたところ、次のとおりとなっていた。

(1) 技能実習機構の予算、決算等の状況

ア 技能実習機構の予算及び決算の状況

技能実習機構は、技能実習法によれば、毎事業年度、予算等を作成し、当該年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならないこと、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該年度の終了後3月以内に、決算報告書等とともにこれを主務大臣に提出し、その承認を受けなければならないことなどとされている。また、技能実習機構の資本金1億9304万円の全額が政府出資金となっている。

(注21)
技能実習機構の収入は、28年度から令和元年度までの間の実績をみると、機構交付金に係る収入である「(項)国庫補助金等収入」の収入決定済額が、平成28年度8億4268万余円、29年度31億0330万余円、30年度34億5181万余円、令和元年度62億141万余円となっており、元年度は収入の80.3%を占めていた(別図表2-1参照)。

技能実習機構の支出は、平成28年度から令和元年度までの間の実績をみると、技能実習計画の認定、実習実施者届出書等の受理、実習実施者及び監理団体に対する機構実地検査等に係る経費である「(目)技能実習事業費」の支出決定済額が、平成28年度755万余円、29年度13億4550万余円、30年度28億4802万余円、令和元年度3億0048万余円となっており、元年度は支出の53.3%を占めていた(別図表2-2参照)。

そして、前記の「(項)国庫補助金等収入」に計上された機構交付金の執行状況についてみると、額の確定額は、平成28年度4億3858万余円、29年度26億8160万余円、30年度29億2082万余円、令和元年度47億9151万余円となっていた。また、技能実習機構は、額の確定額を超える機構交付金の交付を受けている場合には、その超えた額を毎年度国庫に返還することとなっており、国庫返還額は、平成28年度4億0409万

余円、29年度4億2169万余円、30年度5億3099万余円、令和元年度14億1989万余円となっていた（別図表2-3参照）。

（注21） 28年度 平成29年2月1日の本部（仮事務所）の設置日から同年3月末までの間をいう。以下、第2の2(1)において同じ。

イ 技能実習機構の職員数等

平成28年度から令和元年度までの間の技能実習機構の職員数等をみると、定員数については、総合的対応策において、技能実習機構の体制強化が盛り込まれたことなどを踏まえて、元年度には346人から587人へと増員されていた。また、職員数については、年々増加していたが、元年度の定員数は587人であるのに対して、年度当初時点の職員数は481人、年度末時点の職員数は582人となっており、定員数を充足していなかった（別図表2-4参照）。この理由について、技能実習機構は、随時募集を行っていたが、応募者数が少なく、応募があったとしても選考の結果、採用に至らなかった場合があったためとしている。なお、技能実習機構は、元年度中に採用条件の一部を緩和するなどして、職員の確保に努めていた。

(2) 技能実習機構の主な業務の実施状況

前記のとおり、技能実習機構は、技能実習計画の認定、実習実施者届出書の受理等の業務を行っており、当該業務の実施に当たり、実習実施者等から技能実習計画、実習実施者届出書等の提出を受けている。そして、技能実習機構は、提出を受けた技能実習計画、実習実施者届出書等の審査を行うとともに、これらをスキャナで電子化して業務システム内に保存したり、審査の際の検索等に資するため必要に応じて技能実習計画、実習実施者届出書等の記載事項の一部を業務システムに入力したりして、技能実習計画等に関する情報を業務システムに集約している。

会計検査院が、技能実習機構の主な業務の実施状況について、業務システムに集約されている情報を活用するなどして分析するなどしたところ、次のとおりとなつ
(注22)
ていた。

（注22） 検査に当たっては、業務システムに集約されている情報を活用するなどして技能実習機構が可能な範囲で作成した調書等を基に業務の実施状況を確認した。当該調書には、技能実習機構がウェブサイト上で公表している技能実習計画の認定件数等の集計後に業務システムに追加されるなどした情報が含まれていることから、図表中の数値には当該公表値と一致しないものがある。

ア 技能実習計画の認定、監理団体の許可等の状況

(ア) 技能実習計画の認定等の状況

技能実習基本方針によれば、技能実習制度の趣旨・目的は、開発途上地域等への技能等の移転による国際協力の推進とされており、この趣旨・目的に従って技能等の移転を図るためには、実習実施者において行われる技能実習が、技能実習生が適切に技能等を修得等することができるものでなければならないとされている。

前記のとおり、技能実習法によれば、技能実習を行わせようとする者は、技能実習計画を作成し、その技能実習計画が適当である旨の認定を受けることができることとされており、技能実習計画の認定に関する事務は技能実習機構が行うこととなっている。

また、技能実習計画には、技能実習を行わせようとする者の氏名又は名称、技能実習生の氏名及び国籍、技能実習の目標、内容及び期間等を記載し、所定の要件を証する書面等を添付しなければならないこととされている。

そして、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、技能実習計画が、次の所定の要件のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をすることとされている。

技能実習生に修得等させる技能等が本国において修得等が困難なものであること

技能実習の目標が技能実習の区分に応じた技能検定等の合格等を掲げるものであること

技能実習生が制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者であること及び本国に帰国後我が国において修得等した技能等を要する業務に従事することが予定されていること

技能実習生が修得等した技能等の評価を技能検定等により行うこと 等

技能実習機構は、前記の技能実習計画に添付する書面等として、技能実習を行わせようとする者から申告書、理由書等の提出を受けて、技能実習計画が上記の認定に係る要件に適合するかの審査を行っている。また、技能実習機構は、技能実習計画の認定をした場合、技能実習計画に認定番号を付与して、技能実習を行わせようとする者に認定番号を通知している。

平成29年度から令和元年度までの間の技能実習計画の申請、認定等の件数等についてみると、図表2-1のとおり、申請件数は、計約85.5万件となっていた。そし

て、申請件数のうち、元年度末までに認定等の措置が行われた計約82.9万件についてみると、全体の98.7%に当たる計約81.8万件が認定されていた。一方、技能実習の内容等が技能実習の区分に応じて技能実習規則で定める基準に適合していないなどの理由から不認定とされたものが計283件、前段階の技能実習の区分に応じた技能検定の合格等が達成できないなどの理由から申請が取り下げられたものが計9,892件となっていた。

図表2-1 技能実習計画の申請、認定等の件数等（平成29年度～令和元年度）

（単位：件、％）

年度	申請件数	措置件数	措置件数の内訳			
			認定	不認定	取下げ	その他
平成29年度	117,722	65,160 (100)	64,048 (98.2)	7 (0.0)	1,025 (1.5)	80 (0.1)
30年度	367,797	393,268 (100)	389,039 (98.9)	139 (0.0)	3,973 (1.0)	117 (0.0)
令和元年度	370,250	371,169 (100)	365,912 (98.5)	137 (0.0)	4,894 (1.3)	226 (0.0)
計	855,769	829,597 (100)	818,999 (98.7)	283 (0.0)	9,892 (1.1)	423 (0.0)

注(1) 「申請件数」は、技能実習機構が受理した年度で区分している。

注(2) 「措置件数」は、措置年月日が入力されていないなどのデータを除いて算出している。

注(3) 「措置件数」が「申請件数」を上回っている年度があるのは、前年度に受理した申請に対して当該年度に措置した件数が含まれていることによる。

注(4) 下段の括弧書きは、「措置件数」に占める割合である。

注(5) 平成29年度については、「申請件数」は29年7月から30年3月までの間に技能実習機構が受理した件数であり、「措置件数」は29年11月から30年3月までの間に技能実習機構等が認定するなどした件数である。

認定された計約81.8万件を技能実習の区分別にみると、第1号技能実習が計約40.5万件（認定件数の合計に占める割合49.5％）、第2号技能実習が計約37.2万件（同45.4％）となっており、第1号技能実習と第2号技能実習の認定件数を合わせた数は全体の94.9%を占めていて、第3号技能実習は計約4.1万件（同5.0％）と大幅に少ない状況となっていた。また、技能実習生の受入れ方式別にみると、企業単独型が計約2.3万件（同2.8％）、団体監理型が計約79.5万件（同97.1％）となっており、ほとんどが団体監理型となっていた（別図表2-5参照）。

そして、認定された計約81.8万件を国・地域別にみると、ベトナムが計約42.0万件（同51.2％）、中国が計約17.8万件（同21.7％）、フィリピンが計約7.2万件（同8.8％）、インドネシアが計約6.9万件（同8.5％）となっていた（別図表2-6

参照)。また、職種別にみると、建設が計約15.6万件(同19.0%)、食品製造が計約15.1万件(同18.5%)、機械・金属が計約14.4万件(同17.6%)、溶接、プラスチック成形等のその他が計約21.7万件(同26.6%)となっていた(別図表2-7参照)。

(1) 実習実施者届出書の提出等の状況

前記のとおり、技能実習計画には、技能実習の期間を記載しなければならないこととされているが、当該期間は申請時点において技能実習を予定していた期間であり、技能実習機構が技能実習計画を認定した後、入国手続や実習実施者の都合等により技能実習の予定期間が変更される場合がある。そのため、技能実習機構は、技能実習計画を認定しただけでは実際に技能実習が行われているかを把握することはできない。

また、前記のとおり、技能実習法によれば、実習実施者が技能実習を開始したときは、遅滞なく、実習実施者届出書を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならないこととされており、実習実施者届出書の受理に係る事務は技能実習機構が行うこととなっている。なお、実習実施者届出書は、実習実施者が初めて技能実習を開始したときのみ、提出することとなっている。

そこで、平成29年度から令和元年度までの間の実習実施者届出書の提出件数についてみると、図表2-2のとおりとなっており、技能実習機構は、元年度までに計約6.6万件の実習実施者届出書を受理していた。

図表2-2 実習実施者届出書の提出件数等（平成29年度～令和元年度）

（単位：件、％）

年度	提出件数	技能実習開始日から実習実施者届出書の受理日までの期間					
		2週間以内 (14日以内)	2週間超 1か月以内 (15日～31日)	1か月超 2か月以内 (32日～62日)	2か月超 3か月以内 (63日～92日)	3か月超 1年以内 (93日～366日)	1年超 (367日以上)
平成 29年度	4,490	1,462 (58.7)	729 (29.2)	277 (11.1)	22 (0.8)	0 (0)	0 (0)
30年度	45,084	11,721 (40.3)	7,081 (24.3)	6,003 (20.6)	2,086 (7.1)	2,138 (7.3)	8 (0.0)
令和 元年度	16,675	3,446 (33.9)	1,790 (17.6)	2,603 (25.6)	781 (7.6)	1,485 (14.6)	60 (0.5)
計	66,249	16,629 (39.8)	9,600 (23.0)	8,883 (21.3)	2,889 (6.9)	3,623 (8.6)	68 (0.1)

注(1) 「提出件数」は、技能実習機構が受理した年度で区分している。

注(2) 「技能実習開始日から実習実施者届出書の受理日までの期間」欄の件数は、技能実習開始日が入力されていないなどのデータを除いて算出していることから、「技能実習開始日から実習実施者届出書の受理日までの期間」の各欄の件数を合計しても「提出件数」とは一致しない。

注(3) 下段の括弧書きは、「提出件数」のうち技能実習開始日が入力されていないなどのデータを除いた件数に占める割合である。

注(4) 平成29年度の「提出件数」は、29年12月から30年3月までの間に技能実習機構が受理した件数である。

また、実習実施者が実際に技能実習を開始した日から技能実習機構が実習実施者届出書を受理するまでの期間についてみると、3か年度の合計で2週間以内が計約1.6万件（全体の39.8％）、2週間超1か月以内が計約0.9万件（同23.0％）となっており、1か月以内に受理されたものが全体の62.9％となっていた。一方で、3か月超1年以内が計約0.3万件（同8.6％）、1年超が計68件（同0.1％）となっていて、技能実習開始日から実習実施者届出書の受理日までの期間が3か月を超えているものが全体の8.8％見受けられた。

技能実習機構は、出入国在留管理庁及び厚生労働省が制定した技能実習制度運用要領を技能実習機構のウェブサイトに掲載するなどして、実習実施者が技能実習を開始したときは遅滞なく実習実施者届出書を提出するよう周知しているとしているが、上記のように遅滞が生じている理由については、実習実施者又は監理団体の技能実習制度に対する理解が十分でないなどのためであるとしている。

また、技能実習機構から実習実施者届出書の提出の督促状況を聴取したところ、技能実習機構は、前記のとおり、技能実習計画を認定しただけでは実際に技能実習が行われているかを把握することができないことから、実習実施者届出書を提出していない実習実施者から2回目以降の技能実習計画認定申請を受理して既に技

能実習を開始していることが確認できた場合等に、実習実施者届出書を速やかに提出するよう実習実施者又は監理団体に対して指導を行っているとしている。そして、技能実習機構は、技能実習生が実際に入国しているかなどを把握できないため、業務システムに集約している技能実習計画等に関する情報を活用して、技能実習を開始しているのに実習実施者届出書を提出していないおそれのある実習実施者を把握して督促することは行ってないとしている。

しかし、技能実習機構と出入国在留管理庁との情報連携の状況を確認したところ、技能実習機構は、出入国在留管理庁から「在留資格「技能実習」の上陸許可を受けた外国人に係る情報」及び「入管法第20条又は第21条の規定に基づく在留資格「技能実習」の申請をした外国人に係る情報」（以下、これらを合わせて「入国情報」という。）の提供を受けており、入国情報の具体的な項目は、技能実習計画の認定番号、実習実施者名、技能実習生の氏名、国籍、入国年月日、在留期間更新許可年月日等となっていて、技能実習機構が業務システムに集約している技能実習計画等に関する情報と同一の項目が含まれていた。

そして、技能実習機構は、基本的に1か月分の入国情報について出入国在留管理庁から毎月提供を受けているとしていることから、入国情報の提供を受けた時点で、技能実習機構が業務システムに集約している技能実習計画等に関する情報と入国情報とを突合することにより、技能実習生が実際に入国しているかなどを把握することが可能であったと認められる。

現に、会計検査院において確認したところ、技能実習計画等に関する情報と入国情報は、それぞれ一般的な表計算ソフトを用いて突合することが可能であった。そして、元年度に技能実習機構が受理して技能実習開始日から実習実施者届出書の受理日までの期間が1年を超えていた実習実施者届出書60件のうち5件（5実習実施者）について、会計検査院の依頼に基づき、技能実習機構が技能実習計画等に関する情報と入国情報とを突合したところ、それぞれの実習実施者における新制度での1人目の技能実習生の入国年月日等は平成29年12月から30年8月までの間であったことが把握できた。

このように、実習実施者届出書の提出が遅滞していて、技能実習を開始した実習実施者を適時適切に把握することができていない場合には、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が実習実施者に対して適切に指導監督を行うことができない

いことになる。

したがって、実習実施者届出書の受理に係る事務を行う技能実習機構は、出入国在留管理庁から提供を受けている入国情報を活用して、技能実習を開始しているのに実習実施者届出書を提出していないおそれのある実習実施者を適時適切に把握することが必要である。そして、実習実施者又は監理団体に対して実習実施者届出書の提出の督促を効率的に行うことが必要である。

(ウ) 監理団体の許可に関する調査等の状況

技能実習基本方針によれば、監理団体は、団体監理型技能実習の実習監理を担う存在であり、団体監理型実習実施者や団体監理型技能実習生へ強い影響力を有しているとされている。

前記のとおり、技能実習法によれば、監理事業を行おうとする者は、主務大臣の許可を受けなければならないこととされており、監理団体の許可は、技能実習機構が事実関係について調査を行い、当該調査結果を主務大臣に報告し、主務大臣が当該調査結果を考慮して行うこととなっている。

また、監理団体の許可の申請書には、監理事業を行おうとする者の名称等を記載し、次の所定の要件を証する書面等を添付しなければならないこととされている。

我が国に所在する営利を目的としない法人であること

実習実施者に対して、3月に1回以上の頻度で監査を適切に行うことなど、監理事業を技能実習規則で定める基準に従って適正に行うに足りる能力を有するものであること

監理事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有するものであること 等

そして、技能実習機構は、上記の申請書に添付する書面等として、監理事業を行おうとする者から概要書、誓約書等の提出を受けて、監理団体の許可の申請書が上記の許可に係る要件に適合するかの事実関係の調査を行っている。

29年度から令和元年度までの間の監理団体の申請、許可等の件数についてみると、申請件数は計3,224件となっており、技能実習機構はそれらの事実関係の調査を行った上で、申請件数のうち計3,071件を主務大臣へ報告していた。そして、報告件数のうち、元年度末までに主務大臣が計2,942件を許可していた。一方、監理事業を適正に遂行することができる能力を有するものであると認められないなど

の理由から不許可としたものが計3件、法人の解散等の理由から申請が取り下げられたものが計39件となっていた（別図表2-8参照）。

(I) 監査報告書の提出等の状況

前記のとおり、監理団体は団体監理型技能実習の実習監理を担う存在であり、団体監理型技能実習の進捗状況や技能実習計画どおりに技能実習が行われているかを、次のとおり定期的な監査において確認することとなっている。

すなわち、技能実習法等によれば、監理団体は、その実習監理を行う実習実施者に対して、3月に1回以上の頻度等で監査を行うこととされており、監査を行ったときは、その終了後遅滞なく、監査実施日、監査結果等を記載した監査報告書を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならないこととされている。そして、監査報告書の受理に係る事務は技能実習機構が行うこととなっている。

また、出入国在留管理庁及び厚生労働省は、技能実習制度運用要領において、監査報告書の提出期限を、事務処理に必要な期間を考慮して、監査実施日から2か月以内と定めている。

平成29年度から令和元年度までの間の監査報告書の提出件数についてみると、図表2-3のとおりとなっており、技能実習機構は、元年度までに計約37.6万件を受理していた。

図表2-3 監査報告書の提出件数等（平成29年度～令和元年度）

(単位：件、%)

年度	提出件数 (A)	監査実施日から監査報告書の受理日までの期間			
		監査実施日から2か月以内 (62日以内)		監査実施日から2か月超 (63日以上)	
		件数 (B)	割合 (B)/((B)+(C))	件数 (C)	割合 (C)/((B)+(C))
平成29年度	283	228	99.5	1	0.4
30年度	117,433	85,437	82.5	18,051	17.4
令和元年度	259,133	173,959	78.3	48,164	21.6
計	376,849	259,624	79.6	66,216	20.3

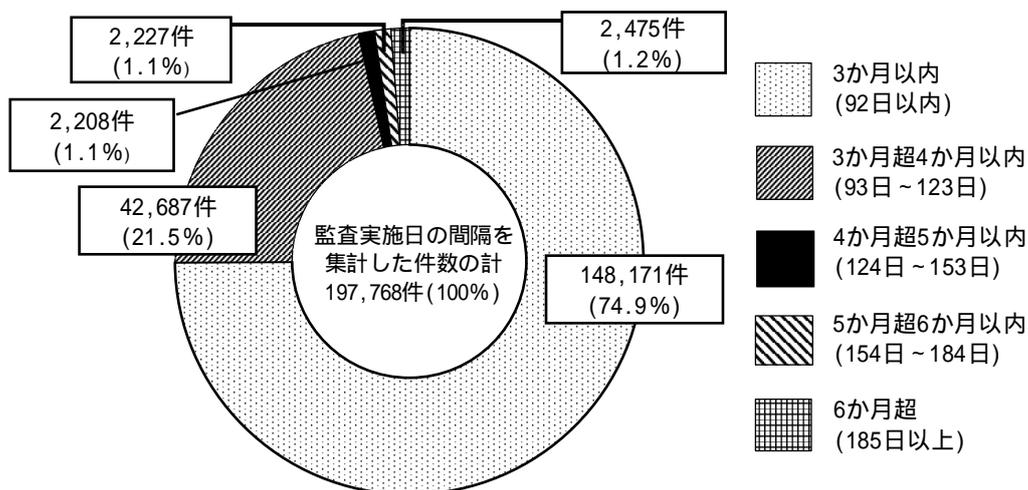
注(1) 「提出件数(A)」は、技能実習機構が受理した年度で区分している。

注(2) 「監査実施日から監査報告書の受理日までの期間」欄の件数は、監査実施日が入力されていないなどのデータを除いて算出していることから、件数((B)、(C))を合計しても「提出件数(A)」とは一致しない。

注(3) 平成29年度の「提出件数(A)」は、29年11月から30年3月までの間に技能実習機構が受理した件数である。

また、元年度末時点の監査実施日の間隔等についてみると、図表2-4のとおり、技能実習法等で規定された頻度の3月に1回以上となる3か月以内が全体の74.9%とおおむね規定された頻度で実施されていたものの、6か月超が同1.2%となっているなど間隔が長期間となっているものも見受けられた。

図表2-4 監査実施日の間隔等（令和元年度末時点）



注(1) 本図表は、技能実習機構から徴したデータのうち監査実施日が全て入力されている40,978実習実施者に関して提出された監査報告書247,778件を対象として、各監査報告書に記載された監査実施日の間隔の件数を集計している。

注(2) 括弧書きは、監査実施日の間隔を集計した件数の計197,768件に占める割合である。

監査実施日から監査報告書の受理日までの期間についてみると、提出期限である2か月以内が3か年度の合計で計約25.9万件（全体の79.6%）、2か月超が計約6.6万件（同20.3%）となっていた。

技能実習機構は、技能実習制度運用要領を技能実習機構のウェブサイトに掲載するなどして、監理団体に提出期限等を周知しているとしているが、上記のように提出期限の超過が生じている理由については、監理団体の技能実習制度に対する理解が十分でないなどのためであるとしている。

また、技能実習機構から監査報告書の提出の督促状況を聴取したところ、技能実習機構は、機構実地検査等において監査の実施状況や監査報告書の提出状況に問題があった場合には、監査報告書を速やかに提出するよう監理団体に対して指導を行っているとしている。なお、技能実習機構は、今後、監査の実施状況や監査報告書の提出状況に問題があるおそれのある監理団体を自動的に抽出する機能を業務システムに追加する予定であるとしている。

(イ) 技能実習実施困難時届出書の提出等の状況

技能実習基本方針によれば、実習実施者には認定を受けた技能実習計画に定める技能実習期間の終期まで技能実習を行わせる義務があり、団体監理型技能実習における監理団体には当該義務が適切に履行されるよう監理する義務があるとされており、倒産等のやむを得ない場合を除いては、実習実施者や監理団体の一方的な都合により、技能実習生が技能実習期間の途中でその意に反して帰国させられることはあってはならないとされている。

そのため、技能実習法において、実習実施者又は監理団体は、技能実習を行わせることが困難となったときは、遅滞なく、技能実習生の氏名、技能実習を行わせることが困難となった事由、その発生時期、技能実習継続意思の有無等を記載した技能実習実施困難時届出書を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならないこととなっており、技能実習実施困難時届出書の受理に係る事務は技能実習機構が行うこととなっている。

a 技能実習実施困難時届出書の提出件数等の状況

平成29年度から令和元年度までの間の技能実習実施困難時届出書の提出件数についてみると、図表2-5のとおりとなっており、技能実習機構は、元年度までに計約6.7万件を受理していた（技能実習生の受入れ方式別の提出件数は別図表2-9参照）。

図表2-5 技能実習実施困難時届出書の事由別の提出件数
（平成29年度～令和元年度）

（単位：件）

年度	提出件数	事由別			
		監理団体 都合	実習実施者 都合	技能実習生 都合	行方不明
平成29年度	236	2	12	222	38
30年度	22,658	920	3,286	18,452	5,590
令和元年度	44,775	4,045	5,968	34,762	8,334
計	67,669	4,967	9,266	53,436	13,962

注(1) 「提出件数」は、技能実習機構が受理した年度で区分している。

注(2) 平成29年度の「提出件数」は、29年12月から30年3月までの間に技能実習機構が受理した件数である。

困難となった事由別の提出件数についてみると、病気・^{けが}怪我等の「技能実習生都合」が計約5.3万件となっていて、経営上・事業上の理由等の「実習実施者

都合」や監理事業の廃止等の「監理団体都合」よりも多くなっており、このうち技能実習生の行方不明を事由とした提出件数は計約1.3万件となっていた。

なお、技能実習機構は、3年3月19日時点で、新型コロナの影響を主な事由とする技能実習実施困難時届出書を11,842件受理していた（事由別の提出件数等は別図表2-10参照）。

そして、平成29年度から令和元年度までの間の技能実習生の行方不明を事由とする技能実習実施困難時届出書の行方不明者発生日から技能実習機構が技能実習実施困難時届出書を受理するまでの期間についてみると、図表2-6のとおり、2週間以内が計8,066件（全体の57.9%）、2週間超1か月以内が計3,904件（同28.0%）となっており、ほとんどが1か月以内（同86.0%）となっていた。一方で、3か月超1年以内が計352件（同2.5%）、1年超が計92件（同0.6%）となっていて、行方不明者発生日から技能実習実施困難時届出書の受理日までの期間が3か月を超えているものが全体の3.1%見受けられた。

図表2-6 行方不明を事由とする技能実習実施困難時届出書の提出件数等（平成29年度～令和元年度）

（単位：件、%）

年度	行方不明を事由とする提出件数	行方不明者発生日から技能実習実施困難時届出書の受理日までの期間					
		2週間以内 (14日以内)	2週間超 1か月以内 (15日～31日)	1か月超 2か月以内 (32日～62日)	2か月超 3か月以内 (63日～92日)	3か月超 1年以内 (93日～366日)	1年超 (367日以上)
平成29年度	38	22 (57.8)	11 (28.9)	4 (10.5)	1 (2.6)	0 (0)	0 (0)
30年度	5,590	3,171 (56.7)	1,620 (29.0)	574 (10.2)	105 (1.8)	112 (2.0)	2 (0.0)
令和元年度	8,334	4,873 (58.7)	2,273 (27.4)	683 (8.2)	136 (1.6)	240 (2.8)	90 (1.0)
計	13,962	8,066 (57.9)	3,904 (28.0)	1,261 (9.0)	242 (1.7)	352 (2.5)	92 (0.6)

注(1) 「行方不明を事由とする提出件数」は、技能実習機構が受理した年度で区分している。

注(2) 「行方不明者発生日から技能実習実施困難時届出書の受理日までの期間」欄の件数は、行方不明者発生日よりも技能実習実施困難時届出書の受理日の方が早くなっているデータを除いて算出していることから、「行方不明者発生日から技能実習実施困難時届出書の受理日までの期間」の各欄の件数を合計しても「行方不明を事由とする提出件数」とは一致しないものがある。

注(3) 下段の括弧書きは、「行方不明を事由とする提出件数」のうち行方不明者発生日よりも技能実習実施困難時届出書の受理日の方が早くなっているデータを除いた件数に占める割合である。

注(4) 平成29年度の「行方不明を事由とする提出件数」は、30年1月から3月までの間に技能実習機構が受理した件数である。

b 行方不明者の発生状況

前記のとおり、技能実習制度は、我が国で培われた技能等の開発途上地域等への移転を図り、当該地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として創設された制度であり、技能実習基本方針によれば、技能実習法の基本理念を実習実施者、監理団体、技能実習生等の技能実習の全ての関係者が共有し、その上で、それぞれ技能実習法に規定された責務を全うすることが必要であるとされている。

また、技能実習基本方針によれば、実習実施者及び監理団体は、技能実習生が我が国に適正に在留するよう、送出機関とも連携して制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者を選定し、入国後の講習等を通じて、入管法等に違反しないことはもとより、不法就労を行うなどした場合の入管法上の取扱いを技能実習生に教示することなどにより、行方不明者を発生させないための取組を講ずる必要があるとされている。

しかし、前記のとおり、技能実習PT報告書によれば、技能実習生数の増加とともに技能実習生の行方不明者数が技能実習法の施行後も増加しているところである。

そこで、技能実習PT報告書の公表後の状況について、元年の行方不明者数等をみたところ、図表2-7のとおり、8,796人となっており、前年末に在留していた技能実習生数に占める行方不明者数の割合は2.6%、前年末に在留していた技能実習生数と当年に新規入国した技能実習生数との計に占める行方不明者数の割合は1.7%となっていた。なお、上記8,796人のうち、新制度の技能実習生は8,695人となっていた。

図表2-7 行方不明者数等の推移（平成27年～令和元年）

（単位：人、％）

年	行方不明者数			前年末の在留技能実習生数 (B)	割合 (A)/(B)	前年末の在留技能実習生数と当年新規入国した技能実習生数との計 (C)	割合 (A)/(C)
	(A)						
	旧制度	新制度					
平成27年	5,803	5,803		167,626	3.4	264,630	2.1
28年	5,058	5,058		192,655	2.6	298,786	1.6
29年	7,089	7,089	0	228,588	3.1	356,276	1.9
30年	9,052	5,664	3,388	274,233	3.3	424,394	2.1
令和元年	8,796	101	8,695	328,360	2.6	517,232	1.7

注(1) 本図表は技能実習PT報告書を基にするなどして会計検査院が作成した。

注(2) 「行方不明者数(A)」は、当該行方不明者発生を旨に技能実習機構等が把握した年で区分している。

注(3) 「旧制度」とは、行方不明者発生時点で旧制度の適用を受けていた技能実習生、「新制度」とは、行方不明者発生時点で新制度の適用を受けていた技能実習生である。

そして、出入国在留管理庁は、技能実習PT報告書において、行方不明者の発生等をより効果的に防止し、行方不明者の発生等が生じた場合に、より迅速かつ適切な対応を行う観点からも、実効性のある改善方策を講ずる必要があるとされたことを受けて、初動対応の強化、技能実習規則の改正（令和2年4月施行）による行方不明者の発生に帰責性のある実習実施者の一定期間新規受入れの停止及び口座振込みなどによる報酬支払を求める措置の導入、技能実習機構の職員数の増員（元年度から定員数241人増加）等の対策を講じていた。

さらに、元年12月に、追加的な対策として、行方不明者を就労させた企業の告発等の更なる措置を執ることとした旨の周知文書を監理団体に直接送付するとともに、当該文書を公表していた。

イ 技能実習生の保護の状況

前記のとおり、技能実習生に対する人権侵害行為等から技能実習生を保護するために、実習監理を行う者等が技能実習の強制、違約金の設定、旅券又は在留カードの保管等を行うことは禁止されているほか、技能実習機構は、技能実習生の保護に資する施策として、技能実習生からの申告及び相談（以下、これらを合わせて「相談等」という。）対応や技能実習継続のための支援等を行っている。

(7) 技能実習生からの相談等の状況

技能実習法によれば、技能実習生は、実習実施者、監理団体等に技能実習法の規定に違反する事実がある場合には、その事実を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に申告することができることとされており、また、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、技能実習生からの相談に応じて、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこととされている。そして、相談等に係る業務は技能実習機構が行うこととなっている。

技能実習機構は、相談等の受付窓口として、本部に母国語相談窓口を、地方事務所等に相談窓口をそれぞれ設けており、技能実習生の入国時に技能実習生手帳を配布するなどして技能実習生に対して相談窓口の連絡先を周知していた。そして、母国語相談窓口では、電話、電子メール等により母国語での相談等を受け付けており、平成29年度における対応言語は6言語（ベトナム語、中国語、インドネシア語、フィリピン語、英語、タイ語）であったところ、30年度から2言語（カンボジア語、ミャンマー語）が追加され、令和元年度からベトナム語の対応曜日が増加されていた。また、地方事務所等の相談窓口では、電話、対面等により相談等を受け付けており、その対応言語は基本的に日本語であるが、必要に応じて通訳人を活用していた。

相談等の受付窓口においては、相談等が、技能実習生からのものであること、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に対するものであること、実習実施者、監理団体等による技能実習法の規定に違反する事実についてのものであること、という要件のいずれにも該当する場合には、申告として受理し、又はのいずれかに該当しない場合には、技能実習生等からの相談として、一般的な情報提供があったものとして取り扱っている。そして、技能実習機構は、相談等の内容に応じて、必要な情報の提供その他の援助等を行ったり、機構実地検査を実施したりしていた。

平成29年度から令和元年度までの間の申告の受理件数についてみると、技能実習機構は、平成30年度及び令和元年度に計222件の申告を受理していた。

申告の内容についてみると、技能実習計画に関することが計131件、技能実習の職種に関することが計105件等となっていた（別図表2-11参照）。

そして、申告に対する機構実地検査の元年度末時点の実施状況についてみると、

図表2-8のとおり、受理した申告計222件のうち計217件に対して機構実地検査が実施されていた。また、機構実地検査を実施していない計5件は、機構実地検査を実施せずに技能実習機構が技能実習生を保護したなどのものであり、申告の全件について技能実習機構は何らかの対応を実施していた。

図表2-8 申告に対する機構実地検査の実施状況（令和元年度末時点）

（単位：件、％）

年度	受理 件数 (A)	機構実地検査		申告受理日から機構実地検査実施日までの期間							
				1か月以内 (31日以内)		1か月超 2か月以内 (32日～62日)		2か月超 3か月以内 (63日～92日)		3か月超 (93日以上)	
		実施 件数 (B)	割合 (B)/(A)	件数 (C)	割合 (C)/(B)	件数 (D)	割合 (D)/(B)	件数 (E)	割合 (E)/(B)	件数 (F)	割合 (F)/(B)
平成 30年度	89	85	95.5	73	85.8	8	9.4	3	3.5	1	1.1
令和 元年度	133	132	99.2	84	63.6	28	21.2	7	5.3	12	9.0
計	222	217	97.7	157	72.3	36	16.5	10	4.6	13	5.9

注(1) 「受理件数(A)」のうち、機構実地検査を実施していないものは、機構実地検査を実施せずに技能実習機構が技能実習生を保護したものと及び技能実習生が申告を取り下げたものである。

注(2) 令和元年度分について、「申告受理日から機構実地検査実施日までの期間」の各欄の件数を合計しても、「実施件数(B)」と一致しないのは、相談として受け付けて、機構実地検査を実施した後に、申告として受理したものが1件あるためである。

注(3) 平成29年度については、申告の受理実績がない。

技能実習機構が申告を受理した日から機構実地検査を実施するまでの期間についてみると、1か月以内が計157件（機構実地検査実施件数全体の72.3％）、1か月超2か月以内が計36件（同16.5％）となっており、ほとんどが2か月以内（同88.9％）となっていた。

また、平成29年度から令和元年度までの間の相談の受付件数についてみると、技能実習機構は、元年度までに計7,476件の相談を受け付けていた。

そして、相談の内容についてみると、不適切な管理に関するものが計2,261件、賃金・時間外労働等の労働条件に関するものが計2,143件等となっていた（別図表2-12参照）。

なお、技能実習機構は、3年4月末時点で、新型コロナの影響により技能実習修了後に帰国できない技能実習生の処遇に関する事、実習実施者の業務縮小等に

関することなど、新型コロナの影響に関連する計9,153件の相談を受け、それに対して技能実習制度に係る手続等を説明していた。

(1) 実習先変更支援、宿泊支援等の状況

前記のとおり、技能実習法によれば、実習実施者及び監理団体が、技能実習実施困難時届出書の提出等をしようとするときは、引き続き技能実習を行うことを希望する技能実習生が技能実習を継続できるよう、当該技能実習生の実習先を他の実習実施者へ変更させるなど必要な措置を講じなければならないこととされている。また、その措置の円滑な実施のために必要があると認めるときは、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は実習実施者等に対して、主務大臣は監理団体等に対して、それぞれ指導及び助言を行うことができることとされている。そして、技能実習機構は、技能実習を行うことが困難となった技能実習生であって引き続き技能実習を行うことを希望する者が技能実習を行うことができるよう、技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、実習実施者、監理団体等に対する必要な指導及び助言を行うこととなっている。

技能実習機構は、技能実習機構のウェブサイトにおいて、技能実習生の実習先変更を支援するための実習先変更支援サイトを開設しており、同サイトに、実習先変更を希望する技能実習生を新たに受け入れることができる監理団体の情報等を掲載している。

平成29年度から令和元年度までの間の実習先変更支援サイトの新規登録件数についてみると、元年度までに利用者登録件数は計1,934件、技能実習生の募集情報登録件数は計713件となっていた（別図表2-13参照）。

また、技能実習機構は、実習先変更支援サイトを利用しても新たな実習先が見つからない場合等には、前記のとおり、監理団体、技能実習生等に対して個別支援を行っている。

平成29年度から令和元年度までの間の個別支援の実施状況についてみると、個別支援の支援件数は元年度までに計108件となっており、そのうち実習先が決定したものは計46件（支援件数全体に占める割合42.5%）となっていた（別図表2-14参照）。

また、技能実習機構は、前記のとおり、宿泊支援や、宿泊支援を受ける技能実

習生であって食費、実習先変更を行うための交通費等の必要性が高いものに充てる当座の金銭を所持していない技能実習生に対して支援金を支給する支援（以下、この支援を「生活支援」という。）を実施している。

平成29年度から令和元年度までの間の宿泊支援及び生活支援の実施状況についてみると、平成30年度及び令和元年度に、宿泊支援は計71人、計1482万余円、生活支援は計60人、計190万余円となっており、支援期間中に計31人の実習先が決定していた（別図表2-15参照）。

ウ 機構実地検査の状況

実習実施者における技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るためには、監理団体による実習監理が適切に行われることが重要であるとして、監理団体に対する機構実地検査は1年に1回程度の頻度で実施することになっている。一方、実習実施者に対しては、基本的に、許可を受けた監理団体による実習監理が行われていることから、実習実施者に対する機構実地検査については、受け入れることとなった技能実習生が第2号技能実習を修了するまでの期間である3年に1回程度の頻度で実施することになっている。そして、技能実習機構は、法令違反等の疑義があるとの情報提供を受けた場合、技能実習生から申告があった場合等には、必要に応じて、直ちに機構実地検査を実施すること^(注23)にしている。

（注23） その結果、同一の実習実施者、監理団体等に対して同年度に複数回の機構実地検査が実施されることがある。

(ア) 機構実地検査の実施状況等の概要

前記のとおり、技能実習機構は、平成28年度に設立されて以降、必ずしも定員数を充足していないものの、職員数は年々増加していた。また、技能実習機構は、令和元年度中に採用条件の一部を緩和するなどして、職員の確保に努めていた。

そして、平成29年度から令和元年度までの間の機構実地検査の実施体制についてみると、機構実地検査に従事する職員数は、年々増加していた（別図表2-16参照）。

また、平成29年度から令和元年度までの間の機構実地検査の実施状況についてみると、元年度までに実施件数は計約2.8万件となっていた。これを実習実施者及び監理団体別にみると、実習実施者については計約2.2万件、監理団体については計約0.5万件となっていた。そして、技能実習機構が技能実習法違反に対する指導

(以下、この指導を「改善勧告」という。)を行った機構実地検査の件数についてみると、元年度までに計約1.0万件となっており、機構実地検査が実施された計約2.8万件のうち36.6%で改善勧告が行われていた。そのうち、実習実施者及び監理団体に対して改善勧告が行われた機構実地検査の件数は、元年度までにそれぞれ計7,674件、計2,748件となっており、機構実地検査が実施され実習実施者及び監理団体に改善勧告が行われた割合はそれぞれ33.5%、49.3%となっていた(別図表2-17参照)。

また、平成30年度及び令和元年度に行われた実習実施者及び監理団体に対する改善勧告について、関係する技能実習法の規定別にみると、実習実施者については、認定を受けた技能実習計画の履行状況に係る管理簿の不備等の技能実習法第20条違反の行為が計4,162件(改善勧告件数全体に占める割合32.8%)と最も多く、次いで技能実習生の宿泊施設の不備等の技能実習法第9条違反の行為が計3,834件(同30.2%)、認定を受けた技能実習計画に従った賃金の不払等の技能実習法第16条違反の行為が計3,139件(同24.7%)と多くなっていた。監理団体については、監理費に係る管理簿の不備等の技能実習法第41条違反の行為が計2,942件(同45.0%)と最も多く、次いで監理団体の業務運営規程の掲示の不備等の技能実習法第39条違反の行為が計1,819件(同27.8%)、外部監査の不備等の技能実習法第25条違反の行為が計578件(同8.8%)と多くなっていた(別図表2-18参照)。

(1) 機構実地検査の実施頻度

a 監理団体に対する機構実地検査

前記のとおり、監理団体に対する機構実地検査は1年に1回程度の頻度で実施することになっている。

そこで、平成29年度から令和元年度までの間の監理団体に対する機構実地検査の実施状況について、監理団体が許可を受けた年度別に区分すると、図表2-9のとおり、平成29年度に許可を受けた2,034団体については、29年度に1団体、30年度に1,975団体(年度別の許可件数に占める割合97.0%)、令和元年度に1,941団体(同95.4%)に対して、それぞれ機構実地検査が実施されていたが、許可から少なくとも2年が経過した元年度末までに一度も機構実地検査が実施されていない団体が16団体(同0.7%)となっていた。

また、平成30年度に許可を受けた486団体については、30年度に223団体(同

45.8%)、令和元年度に421団体(同86.6%)に対して、それぞれ機構実地検査が実施されていたが、許可から少なくとも1年が経過した元年度末までに一度も機構実地検査が実施されていない団体が51団体(同10.4%)となっていた。

技能実習機構は、前記の元年度末までに一度も機構実地検査が実施されていない16団体及び51団体、計67団体のうち15団体については、監理事業の実績がなかったことから、機構実地検査の対象とする必要がない団体であるとしている。一方、残りの52団体については、監理事業の実績があることから機構実地検査の対象となる団体であるが、人員の制約等のため機構実地検査が実施されていないとしている。

図表2-9 監理団体に対する機構実地検査の実施状況(平成29年度～令和元年度)

(単位：団体、%)

年度	監理 団体数 (A)	機構実地検査の実施年度						令和元年度末までに 一度も機構実地検査 が実施されていない 監理団体数 (E) (E)/(A)	
		平成29年度		30年度		令和元年度			
		機構実地 検査実施 団体数 (B)	割合 (B)/(A)	機構実地 検査実施 団体数 (C)	割合 (C)/(A)	機構実地 検査実施 団体数 (D)	割合 (D)/(A)	(E)	割合 (E)/(A)
平成 29年度	2,034	1	0.0	1,975	97.0	1,941	95.4	16	0.7
30年度	486			223	45.8	421	86.6	51	10.4
令和 元年度	422					77	18.2	345	81.7

(注)「監理団体数(A)」は、監理団体ごとに、当該監理団体が初めて提出した事業報告書の対象年度別に区分している。

b 実習実施者に対する機構実地検査

前記のとおり、実習実施者に対する機構実地検査は3年に1回程度の頻度で実施することになっている。

そこで、平成29年度から令和元年度までの間の実習実施者に対する機構実地検査の実施状況について、実習実施者が実習実施者届出書を提出した年度等別に区分すると、図表2-10のとおり、平成29年度の4,492実習実施者及び30年度の45,098実習実施者のうち、令和元年度までに機構実地検査が実施されたのは、それぞれ3,186実習実施者(年度別の実習実施者届出書の提出者数に占める割合70.9%)及び15,202実習実施者(同33.7%)となっており、元年度末までに一

度も機構実地検査が実施されていない実習実施者は、それぞれ1,306実習実施者（同29.0%）及び29,896実習実施者（同66.2%）となっていた。

仮に、3年間に均等に分けて機構実地検査を実施するとすれば、1年間で3分の1、2年間で3分の2の実習実施者について実施することとなる。そして、上記の実施状況は、平成30年度が33.7%、29年度が70.9%となっており、おおむねそれに見合うものとなっていた。

図表2-10 実習実施者に対する機構実地検査の実施状況（平成29年度～令和元年度）

（単位：実習実施者、%）

年度	実習実施者数 (A)	機構実地検査の実施年度						令和元年度末までに一度も機構実地検査が実施されていない実習実施者数 (E)	
		平成29年度		30年度		令和元年度			
		機構実地検査実施者数 (B)	割合 (B)/(A)	機構実地検査実施者数 (C)	割合 (C)/(A)	機構実地検査実施者数 (D)	割合 (D)/(A)	割合 (E)/(A)	
平成29年度	4,492	5	0.1	1,690 (1,695)	37.6 (37.7)	1,837 (3,186)	40.8 (70.9)	1,306	29.0
30年度	45,098			5,589	12.3	10,827 (15,202)	24.0 (33.7)	29,896	66.2
令和元年度	16,640					847	5.0	15,793	94.9

注(1) 「実習実施者数(A)」は、実習実施者が提出した実習実施者届出書の受理日が属する年度等で区分している。

注(2) 下段の括弧書きは、実習実施者届出書の受理日が属する年度等から当該年度までの間の機構実地検査実施者数の計（実習実施者の純計）及び割合である。

(ウ) 行方不明事案又は死亡事案に対する機構実地検査等の実施状況

技能実習機構本部は、出入国在留管理庁及び厚生労働省からの通知を受けて、地方事務所等に対して、31年4月1日以降に発生した技能実習生の行方不明又は死亡を事由として技能実習実施困難時届出書が提出された全ての事案を対象に、死亡事案については死亡事案が発生した実習実施者に対する機構実地検査を速やかに実施すること、行方不明事案については行方不明事案が発生した実習実施者に対する機構実地検査を優先的に実施すること、体制その他の事情により速やかに機構実地検査を実施することが困難である場合には賃金台帳、タイムカード等の客観的資料を早期に確認し、保全するために、これらの実習実施者等に対して客観的資料の提出を求めて、その後の機構実地検査の基礎資料として活用すること

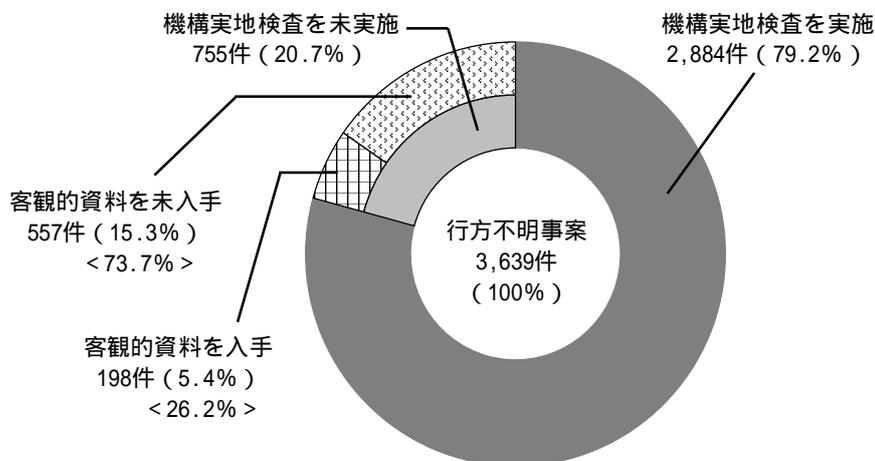
などを令和元年6月に指示している。

そして、平成31年4月から令和元年12月までの間に発生した死亡事案のうち、入国前（技能実習開始前）であるなど技能実習との関連性がないと技能実習機構が判断した事案を除いた40件については、その発生から少なくとも3か月が経過した時点である元年度末までに、その全件について、死亡事案が発生した実習実施者に対する機構実地検査が実施されていた。

また、平成31年4月から令和元年9月までの間に発生した行方不明事案3,639件について、その発生から少なくとも6か月が経過した時点である元年度末時点での機構実地検査等の実施状況をみたとところ、図表2-11のとおり、機構実地検査が実施されていたのは2,884件（機構実地検査の対象件数に占める割合79.2%）となっていた。そして、機構実地検査が実施されていなかった755件（同20.7%）のうち客観的資料が入手されていたのは198件（機構実地検査の未実施件数に占める割合26.2%）となっており、557件（同73.7%）が元年度末までに客観的資料が入手されていなかった。

このように、前記のとおり、1年に1回程度又は3年に1回程度の頻度でそれぞれ実施することになっている監理団体又は実習実施者に対する機構実地検査については、おおむねそれに見合う頻度で実施されていたが、行方不明事案に対する機構実地検査又は客観的資料の入手については、実施されていないものが見受けられた。

図表2-11 平成31年4月から令和元年9月までの間に発生した行方不明事案に対する機構実地検査等の実施状況（令和元年度末時点）



注(1) () 書きは、行方不明事案（機構実地検査の対象件数）に占める割合である。

注(2) < > 書きは、機構実地検査の未実施件数に占める割合である。

技能実習機構は、行方不明事案に対する機構実地検査を実施していないものがある理由及び機構実地検査を実施していないものうち客観的資料を入手していないものがある理由について、行方不明事案の件数が膨大であるためなどとしている。

しかし、人員の制約等の実施体制の事情はあるものの、前記のとおり、技能実習PT報告書において、行方不明事案が発生した場合に、より迅速かつ適切な対応を行う観点から実効性のある改善方策を講ずる必要があるなどとされたところである。また、客観的資料を入手していない場合は、当該資料が散逸等するおそれがあるとともに、優先的に機構実地検査を実施する必要がある実習実施者を適切に判断できないおそれがある。

したがって、技能実習機構は、技能実習生の行方不明事案が発生した実習実施者に対する機構実地検査を速やかに実施できない場合には、速やかに客観的資料を入手することが必要である。

エ 技能検定等の合格率の状況

出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、技能実習計画の認定に当たり、技能実習を行わせようとする者に対して、技能実習の目標として、第1号技能実習については基礎級の技能検定等の実技試験及び学科試験の合格等、第2号技能実習又は第3

号技能実習については3級又は2級の技能検定等の実技試験の合格を技能実習計画に掲げることを求めている。そして、第3号技能実習を実施できるのは、技能実習規則で定められた基準に適合していると認められた優良な実習実施者に限られており、技能検定等の合格率が当該基準の一つとなっている。

また、技能実習法によれば、実習実施者は、技能実習を行わせたときは、年度ごとに、技能実習生数、技能検定等受検状況等を記載した実施状況報告書を、翌年度の5月31日までに出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならないこととされており、実施状況報告書の受理に係る事務は技能実習機構が行うこととなっている。

そこで、平成29年度分から令和元年度分までの技能検定等の実習実施者別の合格率の状況についてみると、基礎級程度及び3級程度については、各年度の実習実施者別の合格率の平均は、3級程度の平成29年度分を除いて90%以上と高いものとなっており、実習実施者の分布をみても合格率95%又は80%以上の実習実施者が多数を占めていた。それに対して、2級程度については、各年度の実習実施者別の合格率の平均は、30年度分は86.9%だったものの、令和元年度分は73.7%に低下しており、実習実施者の分布をみても元年度分については合格率80%以上の実習実施者が69.4%となっていた（別図表2-19参照）。

(3) 技能実習生の技能実習修了後の状況

ア フォローアップ調査の結果の状況

(ア) 調査の概要

技能実習機構は、帰国後技能実習生に関して、帰国後の就職状況、職位の変化、我が国で修得した技術・技能・知識の活用状況等を把握することにより、帰国後技能実習生の実態を明らかにすることなどを目的として、毎年、「帰国後技能実習生フォローアップ調査」を実施している。なお、平成29年度までは、厚生労働省により、同フォローアップ調査と同様の調査が実施されていた（以下、これらを合わせて「フォローアップ調査」という。）。

^(注24)
フォローアップ調査の調査内容は、主に調査対象年度中に帰国した技能実習生に関する帰国後の技能活用状況等について、アンケート調査を行うものである。調査対象は、技能実習を修了した全ての技能実習生（30年度までは第2号技能実習を修了した技能実習生）のうち、調査対象年度の8月から11月まで（27年度から2

9年度までは7月から11月まで)の間に帰国した技能実習生であって、国籍(出身地)が中国、インドネシア、フィリピン、タイ及びベトナムの5か国の者としている。

(注24) 調査に当たっては、調査対象者が所属する実習実施者又は監理団体に対して、受託業者から調査対象者の母国語別に用意した調査票を送付し、実習実施者又は監理団体から帰国前に調査対象者に調査票が配布され、調査対象者は帰国後、期限までに調査票に回答し、受託業者に調査票を返送することとされている。回答は無記名、多肢選択方式(一部記述式)が採用されている。

(イ) 実習により得られた効果

フォローアップ調査の結果を整理したところ、帰国後技能実習生の実習により得られた効果(複数回答)については、27年度から令和元年度までの間の合計で見ると、「修得した技能」との回答が「日本語能力の修得」「日本での生活経験」及び「日本で貯めたお金」との回答よりも多く、得られた効果の一つとして「修得した技能」と回答している者は71.5%となっていた。そして、国別にみると、中国の帰国後技能実習生は、各調査年度を通じて一貫して「修得した技能」が最多となっており、フィリピン及びタイの帰国後技能実習生も「修得した技能」が最多となっている年度が多くなっていた(別図表2-20参照)。

(ウ) 帰国後の就職状況及び仕事内容

フォローアップ調査の結果により、帰国後技能実習生の帰国後の就職状況について整理すると図表2-12のとおり、5か国の5か年度の合計では、就職していると回答した者がそれ以外の回答をした者を僅かに上回る程度となっていた。

図表2-12 国別及び年度別の就職状況（平成27年度～令和元年度）

（単位：人、％）

国名	年度	回答者数(A)	就職していると回答した者		左記以外の回答をした者		無回答	
			回答者数(B)	(A)に占める割合(B)/(A)	回答者数(C)	(A)に占める割合(C)/(A)	回答者数(D)	(A)に占める割合(D)/(A)
中国	平成27年度	1,405	779	55.4	586	41.7	40	2.8
	28年度	1,765	1,037	58.7	628	35.5	100	5.6
	29年度	1,970	1,264	64.1	610	30.9	96	4.8
	30年度	1,699	1,059	62.3	580	34.1	60	3.5
	令和元年度	2,085	1,249	59.9	695	33.3	141	6.7
	計	8,924	5,388	60.3	3,099	34.7	437	4.8
インドネシア	平成27年度	208	81	38.9	123	59.1	4	1.9
	28年度	452	220	48.6	221	48.8	11	2.4
	29年度	895	407	45.4	433	48.3	55	6.1
	30年度	1,013	415	40.9	561	55.3	37	3.6
	令和元年度	1,335	519	38.8	742	55.5	74	5.5
	計	3,903	1,642	42.0	2,080	53.2	181	4.6
フィリピン	平成27年度	142	84	59.1	55	38.7	3	2.1
	28年度	268	162	60.4	89	33.2	17	6.3
	29年度	677	310	45.7	295	43.5	72	10.6
	30年度	420	221	52.6	186	44.2	13	3.0
	令和元年度	723	387	53.5	297	41.0	39	5.3
	計	2,230	1,164	52.1	922	41.3	144	6.4
タイ	平成27年度	95	45	47.3	48	50.5	2	2.1
	28年度	167	58	34.7	94	56.2	15	8.9
	29年度	312	124	39.7	169	54.1	19	6.0
	30年度	253	76	30.0	159	62.8	18	7.1
	令和元年度	459	272	59.2	175	38.1	12	2.6
	計	1,286	575	44.7	645	50.1	66	5.1
ベトナム	平成27年度	221	71	32.1	138	62.4	12	5.4
	28年度	499	265	53.1	215	43.0	19	3.8
	29年度	1,505	680	45.1	716	47.5	109	7.2
	30年度	1,872	660	35.2	1,131	60.4	81	4.3
	令和元年度	2,494	667	26.7	1,698	68.0	129	5.1
	計	6,591	2,343	35.5	3,898	59.1	350	5.3
計	平成27年度	2,071	1,060	51.1	950	45.8	61	2.9
	28年度	3,151	1,742	55.2	1,247	39.5	162	5.1
	29年度	5,359	2,785	51.9	2,223	41.4	351	6.5
	30年度	5,257	2,431	46.2	2,617	49.7	209	3.9
	令和元年度	7,096	3,094	43.6	3,607	50.8	395	5.5
	合計	22,934	11,112	48.4	10,644	46.4	1,178	5.1

(注) 本図表はフォローアップ調査の結果を基に会計検査院が作成した。

就職していると回答した者の回答者全体に占める割合をみると、中国の帰国後技能実習生は60.3%、フィリピンの帰国後技能実習生は52.1%となっており、他の国に比べて高くなっていた。一方、ベトナム、インドネシア及びタイの帰国後技能実習生は、就職していると回答以外の回答をした者の割合がそれぞれ59.1%、53.2%、50.1%と過半数になっており、上記の両国と比較して高い傾向となっていた。

そして、就職していると回答した者の仕事内容に関して整理すると、5か国の5か年度の合計では、「技能実習と同じ又は同種の仕事」に就いていると回答した者が、就職していると回答した者全体の70.2%を占めており、回答者全体に占める割合では34.0%となっていた。また、就職していると回答した者の中で、「技能実習と異なる仕事」に就いていると回答した者は、就職していると回答した者

全体の21.1%を占めており、回答者全体に占める割合では10.2%となっていて、5か国の帰国後技能実習生のうちには、技能実習で身に付けた技能が必ずしもいかせていないと思料される者も見受けられる状況となっていた（別図表2-21参照）。

仕事内容に関する回答別の回答者全体に占める割合をみると、インドネシアの帰国後技能実習生のうち「技能実習と同じ仕事」に就いていると回答した者は12.8%となっており、「技能実習と同種の仕事」に就いていると回答した者を含めても19.4%となっていた。また、ベトナムの帰国後技能実習生のうち、「技能実習と同じ仕事」に就いていると回答した者は17.0%、「技能実習と同種の仕事」に就いていると回答した者を含めても24.7%となっており、インドネシアと同様に他の国に比べて低くなっていた。

なお、平成29年度の技能実習制度の適正化以降、技能実習3号が新たに創設されたことに伴い、30年度以降は就職しているとの回答以外の回答をした者のうちには「技能実習3号で日本に戻る」と回答している者が一定数含まれており、その回答者全体に占める割合は、インドネシアについては30年度は10.8%、令和元年度は11.6%、ベトナムについては平成30年度は20.9%、令和元年度は29.9%となっていた（別図表2-22参照）。

イ 技能実習修了後の新たな在留資格「特定技能」への移行状況

平成31年4月に新たに創設された在留資格「特定技能」に関しては、その在留資格を得られる複数のルートがあり、主なものとしては次のようなものがある。

業務に必要な技能水準及び日本語能力水準を評価するための試験に合格するルート

第2号技能実習修了者から移行するルート（以下「技能実習ルート」という。）

EPA介護福祉士候補者として在留期間を満了した者からの移行ルート

一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を確認するための検定試験及び日本語能力水準を評価するための試験に合格するルート

出入国在留管理庁は、制度実施以降の5年間の受入れ見込数を約35万人（初年度である令和元年度の受入れ見込数は、最大47,550人）としており、これを受入れの上限として運用している。

そこで、在留資格「特定技能」による在留状況をみると、2年12月末時点において

在留資格「特定技能」をもって在留する外国人は計15,663人となっており、初年度の最大受入人数として想定した47,550人を大きく下回っている状況となっていた。一方、ルート別の割合をみると、技能実習ルートによるものが全体の約85%に当たる13,344人と大半を占めていた。なお、2年12月末時点において、在留資格「特定技能2号」をもって在留する外国人はいないため、在留資格「特定技能」で在留する外国人は全て在留資格「特定技能1号」をもって在留する外国人となっている（別図表2-23参照）。

上記のように在留資格「特定技能」をもって働く外国人の受入れが想定を大きく下回っているのは、新型コロナウイルスの感染拡大により試験に合格した者が予定どおり来日できなかつたり、国内外で予定していた試験が実施できなかつたりしていることなどが影響していると考えられるが、出入国在留管理庁は、新型コロナウイルスの収束を見据えて、人手不足解消策として在留資格「特定技能」の制度が効果的な役割を果たせるよう、制度周知に向けた取組等を行っているとしている。

(4) 総合的対応策（改訂）等における技能実習制度の更なる適正化に係る施策の状況

前記のとおり、平成30年12月及び令和元年12月に公表された総合的対応策及び総合的対応策（改訂）は、外国人材の受入れ・共生のための取組をより強力に、かつ、包括的に推進する観点から取りまとめられたもので、必ずしも、技能実習生に係る施策のみを取りまとめたものではない。そこで、総合的対応策及び総合的対応策（改訂）において、法務省及び厚生労働省が担当省となっている施策のうち、技能実習制度の更なる適正化として位置付けられている具体的施策数及び事業数をみると、7施策12事業となっていた（別図表2-24（事業数の計上方法は第2の3）参照。各施策の実施状況等は別図表2-25参照）。

なお、第2の2(1)で記述した機構交付金のうち法務省分は、総合的対応策及び総合的対応策（改訂）の関連予算とされていないが、前記のとおり、技能実習生の保護等の業務を技能実習機構が実施するために機構交付金が交付されている。

3 外国人材の受入りに係る国の支援の状況

平成30年6月に骨太方針2018が示され、外国人材の受入れを拡大するために新たな在留資格を創設するとともに、外国人留学生の日本国内での就職を更に円滑化するなど従来の専門的・技術的分野における外国人材受入れの取組を更に進めるほか、外国人が円滑に共生できるような社会の実現に向けて取り組むこととされた。このような方針を受けて、政府として外国人材の受入れ・共生のための取組をより強力に、かつ、包括的に推進する観点から取りまとめられた複数の具体的施策から成る総合的対応策が示され、数次の改訂を経て充実が図られている。

このように、総合的対応策及び総合的対応策（改訂）は、各府省庁等が取り組む外国人材の受入れ及び共生に係る国の施策を総合的に取りまとめたものである。

そして、会計検査院は、外国人材の受入りに係る国の支援の状況の検査に当たり、総合的対応策及び総合的対応策（改訂）に示された各種の施策に係る予算の執行状況や事業の実施状況等をみることとした。

本項で記述する総合的対応策等の概要を示すと図表3-1のとおりとなっている。なお、第2の1及び第2の2で記述した国立大学法人運営費交付金、機構交付金等と総合的対応策及び総合的対応策（改訂）との関係を示すと図表3-2のとおりとなっている。

図表3-1 総合的対応策等の概要（平成30年度～令和2年度）

項目	関係府省庁等	金額	記載箇所 (見出し符号)
総合的対応策	内閣官房等 16府省庁等	210億6497万余円 平成30年度第2次補正予算 令和元年度当初予算	第2 3(1)
総合的対応策(改訂)	内閣官房等 17府省庁等	244億5788万余円 令和元年度補正予算 令和2年度当初予算	第2 3(1)
新型コロナの感染拡大に伴う外国人に対する国の支援等	法務省、 文部科学省、 厚生労働省	15億1754万円 - 67億3421万余円 令和2年度第1次補正予算 令和2年度第2次補正予算 令和2年度第3次補正予算	第2 3(2)ア(ア)、 3(2)イ(ア)、 3(2)ウ(ア)

図表3-2 総合的対応策等と国立大学法人運営費交付金、機構交付金等との関係（令和元年度）

項目	関係省	金額	記載箇所 (見出し符号)
一部が総合的対応策等に含まれるもの	経常費補助金	(3159億4061万余円) 支出済歳出額 (注)	第2 1(2)ア
	独立行政法人日本学生支援機構一般勘定運営費交付金	(131億3268万余円) 支出済歳出額 (注)	第2 1(2)ア
	文部科学省等の奨学金	240億7226万余円 支出済歳出額等	第2 1(2)ア
	補助金等(文部科学省)	(52億5747万余円) 支出済歳出額等 (注)	第2 1(2)ア
	技能実習機構に対する機構交付金	61億7141万余円 支出済歳出額	第2 2(1)ア
含まれないもの	国立大学法人運営費交付金	(1兆0975億0081万余円) 支出済歳出額 (注)	第2 1(2)ア
	独立行政法人国立高等専門学校機構運営費交付金	(625億6738万余円) 支出済歳出額 (注)	第2 1(2)ア
	技能実習機構に対する機構交付金	法務省 3999万余円 支出済歳出額	第2 2(1)ア

(注) 当該項目は、外国人材の受入れ及び共生以外の事業にも充てられるものであり、外国人材の受入れ及び共生に係る金額を他と区分して正確に把握することが困難であることなどから、金額は総額を記載している。

そして、総合的対応策等に係る予算の執行状況及び事業の実施状況についてみると、次のとおりである。

(1) 総合的対応策及び総合的対応策(改訂)の予算の執行状況等

前記のとおり、政府は、30年12月に、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現

を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するための目指すべき方向性を示すものとして、総合的対応策を公表した。総合的対応策の施策は、図表3-3のとおり、外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等、生活者としての外国人に対する支援、外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組及び新たな在留管理体制の構築の4項目に大きく分類されていて、これら施策の中には様々な具体的施策があり、その総数は125施策（注25）248事業となっていた。

総合的対応策において関係府省庁等として掲げられている府省庁等は、法務省、文部科学省、厚生労働省等の16府省庁等と多くの府省庁等に及んでいた。このうち法務省は、外国人受入れ基本方針により、外国人の受入れ環境の整備に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる総合調整等を行うこととされており、関係閣僚会議を開催したり、各府省庁等で実施される施策の進捗状況を確認したりなどしている。

（注25）本報告書における各施策に係る事業数は、会計検査院が、関係府省庁等へ依頼し、提出を受けた調書において関係府省庁等が総合的対応策及び総合的対応策（改訂）に盛り込まれている具体的施策に該当するとされた事業に係る事業概要を把握して、関係府省庁等が全省庁等であるものについては1事業、関係府省庁等が複数であるものについては関係府省庁等ごとに1事業、関係府省庁等において同一の事業が複数の施策の実施のために取り組みされているものについては施策ごとに1事業として計上するなどして集計している。

図表3-3 総合的対応策における項目別の具体的施策の実施数

（単位：施策、事業）

項目	関係府省庁等	具体的 施策数	事業数
1 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等	警察庁、法務省、外務省、厚生労働省	6	9
2 生活者としての外国人に対する支援	内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁	92	180
3 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組	警察庁、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省	14	33
4 新たな在留管理体制の構築	警察庁、法務省、外務省、厚生労働省	14	27
	計	126	249
	純計	125	248

（注）「関係府省庁等」欄に記載の府省庁等は、総合的対応策において具体的に掲げられている府省庁等名を記載している。

そして、前記のとおり、政府は、令和元年12月に、これまでの関連施策の実施状況を踏まえるなどして、総合的対応策（改訂）を公表した。総合的対応策（改訂）の施

策は、図表3-4のとおり、外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等、外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組、生活者としての外国人に対する支援及び新たな在留管理体制の構築の4項目に大きく分類されていて、これら施策の中には、総合的対応策では掲げられていなかった新規の具体的施策もあり、その総数は172施策374事業と増加していた。

図表3-4 総合的対応策（改訂）における項目別の具体的施策の実施数

（単位：施策、事業）

項目	関係府省庁等	具体的 施策数	事業数
1 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等	警察庁、法務省、外務省、厚生労働省	7	10
2 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組	内閣官房、内閣府、公正取引委員会、警察庁、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	31	87
3 生活者としての外国人に対する支援	内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁	107	225
4 新たな在留管理体制の構築	警察庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省	33	65
	計	178	387
	純計	172	374

（注）「関係府省庁等」欄に記載の府省庁等は、総合的対応策（改訂）において具体的に掲げられている府省庁等名を記載している。

（注26）

総合的対応策及び総合的対応策（改訂）における関連予算額は、平成30年12月及び令和2年1月に公表されているが、上記公表された関連予算額の詳細を確認したところ、総合的対応策の関連予算額については、計210億6497万余円（平成30年度第2次補正予算額60億6495万余円及び令和元年度当初予算額150億0001万余円）となっていた。また、今回、会計検査院が関係府省庁等から提出を受けた調書を基に総合的対応策及び総合的対応策（改訂）における関連予算額を集計したところ、一部の関係府省庁等において、関連予算額のうち、具体的施策に関連する部分を改めて集計し直したことから、図表3-5のとおり、公表された関連予算額と会計検査院が集計した関連予算額は異なっていた。

図表3-5 公表された関連予算額と会計検査院が集計した関連予算額（平成30年度～令和2年度）

（単位：千円）

区分	予算額		総合的対応策			総合的対応策（改訂）		
	平成30年度	令和元年度	計	元年度	2年度	計		
	第2次補正予算額	当初予算額		補正予算額	当初予算額			
公表された関連予算額(A)	6,100,000	15,000,000	21,100,000	4,336,240	20,121,642	24,457,882		
上記(A)に係る詳細な関連予算額(B)	6,064,956	15,000,019	21,064,975	4,336,240	20,121,642	24,457,882		
会計検査院が集計した関連予算額(C)	3,682,372	13,753,172	17,435,544	3,703,699	20,055,623	23,759,322		
差引(差額)(B)-(C)	2,382,584	1,246,847	3,629,431	632,541	66,019	698,560		

注(1) 具体的施策に関連する事業ごとに算出することが可能な予算額を集計している。

注(2) 「公表された関連予算額(A)」欄のうち、総合的対応策に係る金額については、法務省が公表した金額は、平成30年度第2次補正予算額「61億円」及び令和元年度当初予算額「150億円」、計「211億円」となっている。

そして、複数の事業に係る経費が含まれているため事業ごとに支出額等を算出することが困難であるなどの事業を除いた予算の執行状況についてみると、平成30年度については、第2次補正予算額23億3002万余円に対して支出額が5億0813万余円、翌年度繰越額が17億9802万余円、不用額が2386万余円となっていた。また、令和元年度については、当初予算額99億3418万余円、前年度繰越額17億9802万余円及び補正予算額33億1603万余円の計150億4824万円に対して、支出額が81億4848万余円、翌年度繰越額が27億5817万余円、不用額が41億4157万余円となっていた（別図表3-1参照）。

（注26） 法務省は、総合的対応策における関連予算額のうち、令和元年度当初予算額について、関係府省庁等の該当施策の予算案の額を集計した際の誤りにより、平成31年1月に、163億円から150億円に修正している。

(2) 総合的対応策及び総合的対応策（改訂）において関連予算額が多額となっている3省における主な事業の実施状況等

平成30年度から令和2年度までの間の総合的対応策及び総合的対応策（改訂）の予算額のうち、関係府省庁等が実施する具体的施策の予算額についてみると、厚生労働省の183億5192万余円が最も多額となっており、次いで法務省の138億6050万余円、文部科学省の51億8252万余円となっていて、これらの上位3省で全体の90.7%を占めていた（別図表3-2参照）。

そこで、会計検査院は、総合的対応策又は総合的対応策（改訂）に盛り込まれている具体的施策のうち、これら3省が所掌する各具体的施策を対象として、事業の実施状況について分析を行った。分析に当たっては、各省の具体的施策の実施状況の概要を整理するとともに、3省がそれぞれ単独で実施している具体的施策に係る事業のうち、

第2の1の「大学等への外国人留学生受入れに係る施策の状況」及び第2の2の「技能実習制度の適正化に係る取組の状況」において取り上げたものを除いた上で、予算額及び支出額が事業ごとに算出でき、かつ、事業全体の実施状況を確認することができる事業の中から、予算額が最も多額となっている事業を各省1件ずつ選定して分析を行った。

ア 法務省における主な事業の実施状況等

(ア) 具体的施策の実施状況の概要

総合的対応策及び総合的対応策（改訂）における法務省の具体的施策について、施策の内容ごとに施策数及び事業数をみると、生活者としての外国人に対する支援の項目に係る具体的施策が、総合的対応策については34施策35事業、総合的対応策（改訂）については37施策43事業となっており、いずれにおいても最も多くなっていた（別図表3-3参照）。

そして、総合的対応策及び総合的対応策（改訂）に盛り込まれている施策の中には、総合的対応策及び総合的対応策（改訂）の策定以前から法務省の予算に計上され実施されていたものがあり、これらについて、複数の事業に係る経費が含まれているため事業ごとに支出額等を算出することが困難である事業を除いた総合的対応策及び総合的対応策（改訂）における予算の執行状況をみると、元年度については、予算額53億3060万余円及び前年度繰越額9億8031万余円の計63億1091万余円に対して、支出額が25億3635万余円、翌年度繰越額が26億5254万余円、不用額が11億2201万余円となっていた（別図表3-4参照）。

なお、同省における総合的対応策等に関連した施策のうち、新型コロナの感染拡大に伴い、予算が追加された施策に関する事業は、図表3-6のとおりとなっており、「外国人材受入支援体制の強化事業」等の4事業となっていた。

図表3-6 法務省における総合的対応策等に関連した施策のうち、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、予算が追加された施策に関する事業（令和3年3月末現在）

（単位：千円）

事業等名	事業概要	令和2年度補正予算額
外国人材受入支援体制の強化事業	特定技能に係る各種手続案内、新型コロナウイルスに係る特例措置の問合せ等に対応する臨時的相談窓口を設置し、丁寧な相談対応、制度説明等を実施することにより、中小・小規模事業者等が必要とする外国人材の円滑な受入れを支援する。	841,045
日本語教育機関の告示基準に基づく各種報告の電子化	地方出入国在留管理局において、報告窓口の混雑緩和を図り、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、報告側（学校）の負担を削減し、また、一元的な報告拠点の整備による報告内容の適切な管理及び情報の分析を目的とし、「日本語教育機関の告示基準」に基づく各種報告の電子化を実施する。	442,640
外国人受入環境整備交付金	地方公共団体が設置する情報提供及び相談を多言語で行うワンストップ型の相談窓口において、在留外国人に対して新型コロナウイルスに関する情報提供や相談対応を多言語で行うための臨時に特別な体制を執る場合に要する経費について支援する。	144,000
特定技能試験実施費補助金	新型コロナウイルスの影響の拡大により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等が我が国で継続的に就労を希望する場合に、これらの外国人が技能試験を受験する際の金銭的負担を軽減する。	89,855
計	4事業	1,517,540

(1) 外国人受入環境整備交付金事業の実施状況

前記分析の対象の考え方に基づき法務省について選定した事業は、「外国人受入環境整備交付金事業」（以下「交付金事業」という。）である。

交付金事業は、総合的対応策（改訂）における「行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備」の一つである「外国人が、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、地方公共団体が情報提供及び相談を行う一元的な窓口を整備するための支援」等に係る具体的施策を行うものである。同省は、交付金事業として、情報提供及び相談を多言語で行うワンストップ型の相談窓口（以下「一元的相談窓口」という。）の設置・拡充又は運営のための取組を行う都道府県等に対して、平成30年度から外国人受入環境整備交付金（以下「交付金」という。）を交付している。

a 交付金事業の概要

交付金は、在留外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）が一元的相談窓口の設

置・拡充又は運営のためにその経費の全部又は一部を負担する場合、法務省が必要な経費の一部を交付し、もって、地域における外国人の受入環境整備を促進し、多文化共生社会の実現に資することを目的として交付するものである。

外国人受入環境整備交付金（整備）交付要綱（平成31年2月制定）及び外国人受入環境整備交付金（運営）交付要綱（平成31年3月制定。以下、これらの交付要綱を合わせて「交付金交付要綱」という。）等によれば、交付金の交付の対象となる事業は、一元的相談窓口の設置・拡充に係る事業（以下「整備事業」という。）及び一元的相談窓口の運営に係る事業（以下「運営事業」という。）とされている。

また、交付金交付要綱等によれば、交付金の交付対象は、令和元年9月までは、都道府県、指定都市及び外国人が集住する市町村とされていた。^(注27)その後、元年9月に交付金交付要綱等が改正され、交付対象は全ての都道府県及び市町村に拡大されている。

交付金の交付額は、交付を受けようとする地方公共団体からの申請内容を踏まえて、予算の範囲内で一元的相談窓口の設置又は体制拡充等のために必要となる経費について法務大臣が決定するとされている。また、各交付対象への交付金の交付額については、交付を受けようとする地方公共団体に居住する外国人住民の人数に基づき、交付限度額を超えない範囲で、整備事業に対しては必要とする経費の10分の10の額、運営事業に対しては必要とする経費の2分の1の額とされている（別図表3-5参照）。

(注27) 外国人が集住する市町村 総務省の「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」による外国人住民が1万人以上の市町村又は外国人住民が5,000人以上で住民に占める割合が2.0%以上の市町村（ただし、特別区については、それぞれ1万人以上かつ6.0%以上の区とする。）等111地方公共団体をいう。

なお、新型コロナに関する情報提供や相談対応を多言語で行うに当たって、一元的相談窓口を活用することが効果的であると考えられたことから、法務省は地方公共団体が設置する一元的相談窓口において、在留外国人に対して新型コロナに関する情報提供や相談対応を多言語で行うため臨時に特別な体制を執る場合に要する経費について、2年3月から特例措置として交付限度額を倍増する措置を執っていて、3年2月現在、24事業主体が交付決定を受けていた。

b 交付金の交付状況

交付金事業は、平成30年度から整備事業、令和元年度からは整備事業に加えて運営事業が実施されており、交付決定を受けたものの交付対象経費の執行がないなどした事業主体を除いて、平成30年度及び令和元年度に整備事業及び運営事業の両方、又は、いずれか一方の交付決定を受けた事業主体は145事業主体となっていた。

予算の執行状況についてみると、平成30年度は整備事業1億6317万余円、令和元年度は整備事業2億2275万余円及び運営事業4億4667万余円となっており、平成30年度は交付金の予算額が10億円であるのに対してその執行が上記のとおり1億6317万余円と低調になっていた（別図表3-6参照）。法務省はその理由について、交付金の予算額10億円が年度末に成立した平成30年度第2次補正予算において措置されたものであったため交付申請が間に合わなかったことなどによるとしている。

そして、前記の145事業主体に設置されている一元的相談窓口は、整備事業及び運営事業の純計で191窓口となっていた。

c 整備事業の実施状況

整備事業を実施している119事業主体について、交付金の交付を受けて整備事業を実施した158窓口の整備事業の実施状況をみたとところ、新たに一元的相談窓口の整備を行った窓口が46窓口、既存の相談窓口等の拡充を行った窓口が112窓口となっており、約70%が既存の相談窓口等の拡充を行ったものとなっていた（別図表3-7参照）。

そして、整備事業により購入した機器等について窓口ごとにみると、新規に一元的相談窓口を整備した窓口及び既存の相談窓口等を拡充した窓口のいずれもタブレット端末等翻訳機器の購入が最も多く計133窓口となっていた（別図表3-8参照）。

d 運営事業の実施状況

運営事業を実施している126事業主体が開設している151窓口について、使用言語別の相談件数をみると、ポルトガル語が最も多く、次いで日本語、英語、スペイン語となっていた（別図表3-9参照）。

使用言語のうち、相談件数62,533件の実績があるポルトガル語については、外部通訳人に依頼した件数508件（相談件数に占める割合0.8%）、翻訳機を利

用した件数363件（同0.5%）、相談員等が対応した件数61,662件（同98.6%）となっていた。同様に、相談件数26,690件の実績がある英語については、外部通訳人に依頼した件数358件（同1.3%）、翻訳機を利用した件数204件（同0.7%）、相談員等が対応した件数26,128件（同97.8%）、相談件数21,463件の実績があるスペイン語については、外部通訳人に依頼した件数274件（同1.2%）、翻訳機を利用した件数165件（同0.7%）、相談員等が対応した件数21,024件（同97.9%）となっており、ほとんどの言語について、相談員等による対応が大部分を占めていた。

また、相談内容別の相談件数をみると、年金・税金が29,114件と最も多く、次いで社会保険・医療関係が21,531件、身分関係（婚姻等）が16,438件となっていた（別図表3-10参照）。

イ 文部科学省における主な事業の実施状況等

(ア) 具体的施策の実施状況の概要

総合的対応策及び総合的対応策（改訂）における文部科学省の具体的施策について、施策の内容ごとに施策数及び事業数をみると、生活者としての外国人に対する支援の項目に係る具体的施策が、総合的対応策については26施策32事業、総合的対応策（改訂）については25施策37事業となっており、いずれにおいても最も多くなっていた（別図表3-11参照）。

そして、総合的対応策及び総合的対応策（改訂）に盛り込まれている施策の中には、総合的対応策及び総合的対応策（改訂）の策定以前から文部科学省の予算に計上され実施されていたものがあり、これらについて、複数の事業に係る経費が含まれているため事業ごとに支出額等を算出することが困難であるなどの事業を除いた総合的対応策及び総合的対応策（改訂）における予算の執行状況をみると、令和元年度については、予算額22億6333万余円に対して、支出額が16億7981万余円、不用額が5億8351万余円となっていた（別図表3-12参照）。

なお、同省における総合的対応策等に関連した施策のうち、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、執行額が影響を受けるなどした施策に関する事業は、図表3-7のとおりとなっており、新型コロナウイルスの影響により一部の実施時期が変更されたり、一部が中止となったりしたものが「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」等の4事業となっていた。

図表3-7 文部科学省における総合的対応策等に関連した施策のうち、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、執行額が影響を受けるなどした施策に関する事業（令和3年3月末現在）

事業等名	影響区分	事業概要	変更又は中止の概要
外国人児童生徒等に対する日本語指導者養成研修	変更及び中止	新学習指導要領に基づいて、地方公共団体や学校全体での外国人児童生徒等の受入体制の整備、関係機関との連携、特別な教育課程の編成や通級による指導を含めた日本語指導の方法等について、必要な知識等を習得するための研修を実施する。	研修の一部を中止、一部をオンラインにより実施
「生活者としての外国人」のための日本語教育事業（地域日本語教育コーディネーター研修）	中止	地方公共団体、国際交流協会、地域の日本語教室等で日本語教育プログラムの編成・実施及び日本語教育プログラムの実施に必要な地域の関係機関との連携・調整に携わっている者を対象に「地域日本語教育コーディネーター」に必要な資質・能力について理解を深め、その向上を図ることを目的とした研修を実施する。	研修を中止
地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業	変更及び中止	外国人を日本社会の一員として受け入れる社会包摂を念頭に置き、日本語能力が十分でない外国人が生活等に必要な日本語能力を身に付けられるよう、地方公共団体が関係機関等と有機的に連携しつつ行う日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりなどを行う事業に対して、当該事業を実施するために必要とする経費の一部を補助することにより、「生活者としての外国人」の日本語学習機会の確保を図っていく。	・令和2年度都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修を中止 ・令和2年度都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議をオンラインにより実施
日本語教育研究協議会	変更	各地の日本語教育指導者等に対し、一連の成果物の先進的な活用事例を共有し、地域の日本語教育の内容・方法の一層の充実及び改善につなげることを目的としたワークショップを開催することにより、日本語教育の充実と推進に資する。	令和2年度文化庁日本語教育大会について、WEB大会形式により実施
計		4事業	

(イ) 公立学校における帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業の実施状況

前記分析の対象の考え方に基づき文部科学省について選定した事業は、「公立学校における帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」（以下「きめ細かな支援事業」という。）である。

きめ細かな支援事業は、総合的対応策（改訂）における「外国人の子供に係る対策」の一つである「日本語指導補助者や母語支援員の活用等の指導體制の構築や、日本人と外国人が共に学び理解し合える授業の実施」等に係る具体的施策を行うものである。同省は、きめ細かな支援事業として、公立学校に在籍する帰国・外国人児童生徒等（日本語指導を必要とする幼児や日本国籍であっても日本語指導を必要とする児童生徒を含む。）及び不就学等の外国人の子供に対する教育支援事業を行う都道府県、市町村等の自治体に対して、教育支援体制整備事業費補助金を交付している。

a きめ細かな支援事業の概要

教育支援体制整備事業費補助金は、公立学校に在籍する帰国・外国人児童生徒等及び不就学等の外国人の子供に対する教育支援事業を行う自治体に対して、

公立学校、地方自治体その他団体等で連携した指導・支援体制の構築を図ることを目的として当該事業を実施するために必要とする経費の一部を補助するものである。

そして、文部科学省は、帰国・外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路まで一貫した指導・支援体制の構築を図るために、各自治体が実施する実施項目として、運営協議会・連絡協議会の実施、拠点校の設置等による指導体制の構築、日本語能力測定方法等を活用した実践研究の実施、「特別の教育課程」による日本語指導の実施等を毎年度示している（別図表3-13参照）。

また、教育支援体制整備事業費補助金交付要綱（帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業）（平成25年文部科学大臣裁定。以下、この交付要綱に基づき交付される補助金のうち、きめ細かな支援事業に係るものを「きめ細かな支援事業補助金」という。）等によれば、きめ細かな支援事業補助金の補助対象は、都道府県、指定都市及び中核市とされ、市町村（特別区及び市町村の組合を含む。）が、間接補助事業として行う場合も含まれるとされている。

b きめ細かな支援事業補助金の交付状況

きめ細かな支援事業は、平成25年度から実施されており、検査対象期間とした27年度から令和元年度までの間に交付決定を受けた事業主体（間接補助事業者を含む。）は、交付決定を受けたものの交付対象経費の執行がないなどした事業主体を除いて、平成27年度53事業主体、28年度61事業主体、29年度62事業主体、30年度63事業主体、令和元年度67事業主体となっていて、きめ細かな支援事業を実施する事業主体は年々増加している（別図表3-14参照）。

また、これらの事業主体に対して交付されたきめ細かな支援事業補助金の交付額は、平成27年度1億0515万円、28年度1億5477万余円、29年度1億9028万余円、30年度1億6453万円、令和元年度3億7964万余円となっていた。文部科学省は、元年度に交付額が増加した理由について、総合的対応策が策定されたことを踏まえて、自治体が行う支援に対する補助事業を強力に推進するためであるとしている。

c きめ細かな支援事業の対象となる児童生徒の状況

(a) きめ細かな支援事業の実施地域における児童生徒数等の状況

前記の事業主体における平成27年度から令和元年度までの間の学校種別ご

との児童生徒数及び学校数は、図表3-8のとおりとなっており、児童生徒数、学校数共に年々増加していた。

図表3-8 きめ細かな支援事業の実施地域における児童生徒数等（平成27年度～令和元年度）

（単位：人、校）

年度	区分	学校種別						計
		小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	
平成27年度	児童生徒数	257,054	109,677	0	326	0	0	367,057
	学校数	614	228	0	1	0	0	843
28年度	児童生徒数	484,034	238,202	970	14,606	0	0	737,812
	学校数	1,174	557	1	22	0	0	1,754
29年度	児童生徒数	1,517,461	686,029	2,966	112,231	0	6,951	2,325,638
	学校数	4,081	1,893	5	258	0	75	6,312
30年度	児童生徒数	1,671,368	770,114	6,615	115,868	0	6,664	2,570,629
	学校数	4,418	2,148	17	264	0	71	6,918
令和元年度	児童生徒数	1,759,677	812,112	11,395	267,252	0	6,668	2,857,104
	学校数	4,758	2,280	21	501	0	71	7,631

注(1) 事業主体において正確な計数が把握できないものは集計の対象としていない。

注(2) 公立の幼稚園等についても事業の対象となっているが、文部科学省や各事業主体による調査の対象外となっているため、集計の対象としていない。

注(3) 平成27年度及び28年度については、きめ細かな支援事業の実績報告書において児童生徒数、学校数等を報告することとされていなかったため、児童生徒数、学校数等を事業主体が把握していたもののみを集計している。

(b) 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数等の状況

(a)のうち、公立学校における外国籍の児童生徒数及び当該児童生徒が在籍する学校数は、図表3-9のとおりとなっており、外国籍の児童生徒数、学校数共に年々増加していた。

(注28)

また、日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数及び当該児童生徒が在籍する学校数は、図表3-9のとおりとなっており、外国籍の児童生徒数、学校数共に年々増加していた。

(注28) 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒 日本語で日常会話が十分にできない又は日常会話ができて、学年相当の学習言語能力が不足し、学習活動への参加に支障が生じている外国籍の者

図表3-9 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数等（平成27年度～令和元年度）

（単位：人、校）

年度	区分		学校種別					計	
			小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校		特別支援 学校
平成 27年度	在籍する外国籍の 児童生徒数、学校 数	児童 生徒数	2,739	1,281	0	62	0	0	4,082
		学校数	393	176	0	1	0	0	570
	日本語指導が 必要な外国籍 の児童生徒 数、学校数	児童 生徒数	1,493	603	0	62	0	0	2,158
		学校数	196	88	0	1	0	0	285
28年度	在籍する外国籍の 児童生徒数、学校 数	児童 生徒数	6,317	3,218	11	204	0	0	9,750
		学校数	840	408	1	22	0	0	1,271
	日本語指導が 必要な外国籍 の児童生徒 数、学校数	児童 生徒数	2,791	1,240	7	74	0	0	4,112
		学校数	390	194	1	4	0	0	589
29年度	在籍する外国籍の 児童生徒数、学校 数	児童 生徒数	16,875	7,480	46	318	0	17	24,736
		学校数	2,246	1,030	4	37	0	6	3,323
	日本語指導が 必要な外国籍 の児童生徒 数、学校数	児童 生徒数	9,179	3,533	31	99	0	12	12,854
		学校数	1,304	568	4	10	0	3	1,889
30年度	在籍する外国籍の 児童生徒数、学校 数	児童 生徒数	21,496	9,154	97	350	0	18	31,115
		学校数	2,687	1,209	11	51	0	6	3,964
	日本語指導が 必要な外国籍 の児童生徒 数、学校数	児童 生徒数	11,207	4,330	30	111	0	8	15,686
		学校数	1,589	722	9	11	0	5	2,336
令和 元年度	在籍する外国籍の 児童生徒数、学校 数	児童 生徒数	26,278	10,813	215	2,329	0	17	39,652
		学校数	2,946	1,345	15	225	0	6	4,537
	日本語指導が 必要な外国籍 の児童生徒 数、学校数	児童 生徒数	13,496	4,982	110	674	0	16	19,278
		学校数	1,768	793	13	68	0	5	2,647

注(1) 事業主体において正確な計数が把握できないものは集計に含めていない。

注(2) 公立の幼稚園等についても事業の対象となっているが、文部科学省や各事業主体による調査の対象外となっているため、集計の対象としていない。

注(3) 平成27年度及び28年度については、きめ細かな支援事業の実績報告書において児童生徒数、学校数等を報告することとされていなかったため、児童生徒数、学校数等を事業主体が把握していたもののみを集計している。

(c) 日本語指導を受けた外国人児童生徒等数の状況

(a)のうち、日本語指導が必要な外国籍の児童生徒及び日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒（以下、これらを合わせて「外国人児童生徒等」という。）の人数についてみると、図表3-10のとおり、平成27年度2,766人、28年

度5,330人、29年度16,352人、30年度19,962人、令和元年度23,785人と年々増加していた。

そして、外国人児童生徒等のうち、日本語指導等特別な指導を受けた外国人児童生徒等数についてみると、図表3-10のとおり、平成27年度1,466人（外国人児童生徒等数の計に占める割合53.0%）、28年度4,148人（同77.8%）、29年度12,257人（同74.9%）、30年度15,087人（同75.5%）、令和元年度21,167人（同88.9%）となっていて、直近年度では、外国人児童生徒等の多くは日本語指導を受けることができる状況となっていた。

図表3-10 日本語指導等特別な指導を受けた外国人児童生徒等数（平成27年度～令和元年度）

（単位：人、％）

年度	区分	計	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
平成27年度	日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数	2,158	1,493	603	0	62	0	0
	日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数	608	473	135	0	0	0	0
	計	2,766	1,966	738	0	62	0	0
	特別な指導を受けた外国人児童生徒等数	1,466	1,077	327	0	62	0	0
	特別な指導を受けた外国人児童生徒等数の割合	53.0	54.7	44.3	0	100	0	0
28年度	日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数	4,112	2,791	1,240	7	74	0	0
	日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数	1,218	978	238	0	2	0	0
	計	5,330	3,769	1,478	7	76	0	0
	特別な指導を受けた外国人児童生徒等数	4,148	2,901	1,164	2	81	0	0
	特別な指導を受けた外国人児童生徒等数の割合	77.8	76.9	78.7	28.5	106.5	0	0
29年度	日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数	12,854	9,179	3,533	31	99	0	12
	日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数	3,498	2,771	699	15	12	0	1
	計	16,352	11,950	4,232	46	111	0	13
	特別な指導を受けた外国人児童生徒等数	12,257	8,970	3,124	38	111	0	14
	特別な指導を受けた外国人児童生徒等数の割合	74.9	75.0	73.8	82.6	100	0	107.6
30年度	日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数	15,686	11,207	4,330	30	111	0	8
	日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数	4,276	3,306	931	32	7	0	0
	計	19,962	14,513	5,261	62	118	0	8
	特別な指導を受けた外国人児童生徒等数	15,087	10,780	4,155	40	105	0	7
	特別な指導を受けた外国人児童生徒等数の割合	75.5	74.2	78.9	64.5	88.9	0	87.5
令和元年度	日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数	19,278	13,496	4,982	110	674	0	16
	日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数	4,507	3,424	1,029	31	16	0	7
	計	23,785	16,920	6,011	141	690	0	23
	特別な指導を受けた外国人児童生徒等数	21,167	15,033	5,641	121	364	0	8
	特別な指導を受けた外国人児童生徒等数の割合	88.9	88.8	93.8	85.8	52.7	0	34.7

注(1) 事業主体において正確な計数が把握できないものは集計の対象としていない。

注(2) 公立の幼稚園等についても事業の対象となっているが、文部科学省や各事業主体による調査の対象外となっているため、集計の対象としていない。

注(3) 「特別な指導を受けた外国人児童生徒等数の割合」欄は、事業主体において、日本語指導が必要な外国籍又は日本国籍の児童生徒数と特別な指導を受けた外国人児童生徒等数の把握時点が異なることなどから100%を超える場合がある。

d きめ細かな支援事業の実施状況

きめ細かな支援事業において、各自治体を実施すべき実施項目は、その内容が毎年度変更されている（年度別の実施項目及び各実施項目を実施した事業主

体数については、別図表3-13参照)。このうち、主な実施項目の実施状況についてみると次の(a)及び(b)のとおりであり、その他の実施項目の実施状況についてみると(c)のとおりである。

(a) 特別の教育課程による日本語指導の実施

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業実施要領（平成25年初等中等教育局長裁定。以下「補助金実施要領」という。）によれば、事業主体は、平成26年1月の学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の改正による日本語の能力に応じた特別の指導のための「特別の教育課程」の編成・実施に必要な、個別の指導計画の作成・指導・学習評価等の実践研究を行うこととされている。

「特別の教育課程」は、学校教育法施行規則等に基づき、26年度から小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において行われる児童生徒が学校生活を送る上や教科等の授業を理解する上で必要な日本語の指導を在籍学級の教育課程の一部の時間に替えて、在籍学級以外の教室で行う教育の形態とされている。

そして、外国人児童生徒等のうち、特別の教育課程で指導を受けた外国人児童生徒等の割合についてみると、図表3-11のとおり、27年度32.9%、28年度46.0%、29年度48.0%、30年度52.9%、令和元年度61.4%となっていて、年々増加していた。

図表3-11 特別の教育課程による日本語指導の実施状況（平成27年度～令和元年度）

（単位：人、％）

年度	きめ細かな支援事業の事業主体数 (A)	特別の教育課程による日本語指導を実施した事業主体数 (B)	割合 (B)/(A)	区分	学校種別					
					計	小学校	中学校	義務教育学校	中等教育学校	特別支援学校
平成27年度	53	53	100	外国人児童生徒等数 (C)	2,704	1,966	738	0	0	0
				特別の教育課程で指導を受けた外国人児童生徒等数 (D)	890	671	219	0	0	0
				割合 (D) / (C)	32.9	34.1	29.6	0	0	0
28年度	61	61	100	外国人児童生徒等数 (C)	5,254	3,769	1,478	7	0	0
				特別の教育課程で指導を受けた外国人児童生徒等数 (D)	2,417	1,730	685	2	0	0
				割合 (D) / (C)	46.0	45.9	46.3	28.5	0	0
29年度	62	62	100	外国人児童生徒等数 (C)	16,241	11,950	4,232	46	0	13
				特別の教育課程で指導を受けた外国人児童生徒等数 (D)	7,810	5,788	2,011	11	0	0
				割合 (D) / (C)	48.0	48.4	47.5	23.9	0	0
30年度	63	63	100	外国人児童生徒等数 (C)	19,844	14,513	5,261	62	0	8
				特別の教育課程で指導を受けた外国人児童生徒等数 (D)	10,505	7,512	2,964	24	0	5
				割合 (D) / (C)	52.9	51.7	56.3	38.7	0	62.5
令和元年度	67	67	100	外国人児童生徒等数 (C)	23,095	16,920	6,011	141	0	23
				特別の教育課程で指導を受けた外国人児童生徒等数 (D)	14,192	10,465	3,642	78	0	7
				割合 (D) / (C)	61.4	61.8	60.5	55.3	0	30.4

注(1) 事業主体において正確な計数が把握できないものは集計の対象としていない。

注(2) 「学校種別」欄における各学校種別の外国人児童生徒等数は、「きめ細かな支援事業の事業主体数(A)」欄に対応する事業主体に係る人数について集計している。

注(3) 平成27年度及び28年度については、きめ細かな支援事業の実績報告書において児童生徒数等を報告することとされていなかったため、児童生徒数を事業主体が把握していたもののみを集計している。

(b) 日本語指導ができる又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

補助金実施要領によれば、支援員は、児童生徒等が在籍する公立学校等への派遣による適応指導・日本語指導の補助（母語によるものを含む。）や学校管理職等の管理の下、個別の指導計画に基づいた活動を行うこととされている。

この実施項目を実施した事業主体数は、図表3-12のとおり、平成27年度49事業主体、28年度58事業主体、29年度58事業主体、30年度60事業主体、令和元年度63事業主体となっており、きめ細かな支援事業を実施する事業主体における実施率は、平成27年度92.4％、28年度95.0％、29年度93.5％、30年度95.2％、令和元年度94.0％といずれの年度も高い水準となっていた。

図表3-12 日本語指導ができる又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣の実施状況（平成27年度～令和元年度）

（単位：事業主体、％）

年度	きめ細かな支援事業の事業主体数(A)	該当する支援員の派遣を実施した事業主体数(B)	実施率(B)/(A)
平成27年度	53	49	92.4
28年度	61	58	95.0
29年度	62	58	93.5
30年度	63	60	95.2
令和元年度	67	63	94.0

支援員の支援状況について、支援員の人数の推移をみると、図表3-13のとおり、年々増加しており、言語別にみると、中国語による支援が最も多くなっていた。

図表3-13 支援員の言語別人数（平成27年度～令和元年度）

（単位：人）

年度	中国語	英語	フィリピン語	インドネシア語	韓国・朝鮮語	ネパール語	ポルトガル語	スペイン語	タイ語	ベトナム語	その他	計
平成27年度	284	113	134	10	26	12	155	87	16	36	304	1,177
28年度	293	135	141	22	42	14	177	80	21	48	304	1,277
29年度	332	175	175	19	41	17	191	102	28	50	463	1,593
30年度	345	184	171	30	41	19	204	106	17	62	466	1,645
令和元年度	425	260	213	29	39	32	273	149	28	101	548	2,097

また、支援員の支援内容をみると、図表3-14のとおりとなっており、日本語指導のための支援員が最も多くなっていた。

図表3-14 支援員の支援内容（平成27年度～令和元年度）

（単位：人）

年度	母語学習のための支援員	日本語指導のための支援員	通訳のみの支援員	計
平成27年度	115	727	335	1,177
28年度	104	778	395	1,277
29年度	140	1,027	426	1,593
30年度	148	1,050	447	1,645
令和元年度	174	1,398	525	2,097

(c) その他の実施項目

文部科学省は、総合的対応策等に沿って、外国人児童生徒等の受入れを推進するために、平成30年度以降は次の から までを、令和元年度以降はこ

れらに加えて 及び を、それぞれ各自治体が実施する重点実施項目として示している。

小学校入学前の幼児や保護者を対象として、入学後の学校生活への円滑な適応につなげるための教育・支援や母語・母文化を学ぶプレスクール等の取組

多言語翻訳アプリや高度情報通信技術等のICTを活用して児童生徒等や保護者に対する効果的な教育・支援を行う取組

高等学校等における日本語指導・教科指導の充実（元年度からは高校生等に対するキャリア教育（学力保障やインターンシップ等を含む。）や進路指導の充実等の高校生等に対する包括的な教育・支援）

児童生徒等の多様な見方・考え方や特性等を各教科等の学習に生かし、日本人の児童生徒を含む全ての児童生徒等が多様な価値観を受容しながら共に学ぶ授業の在り方に関し、有識者等の協力を得て行う調査研究

家庭での親子間及び保護者と教員のコミュニケーション活性化、地域コミュニティへの参画等を目的とした親子日本語教室の実施（母語・母文化の学びに関する取組を含む。）

文部科学省によれば、これらの重点実施項目は、総合的対応策等で記載されていて、実施することが望ましい事項とされている。

そして、これらの実施状況についてみると、図表3-15のとおり、重点実施項目 の実施率が最も高くなっていた。

図表3-15 重点実施項目の実施状況（平成30年度及び令和元年度）

（単位：事業主体、％）

実施項目	年度	きめ細かな 支援事業の 事業主体数 (A)	重点実施項目を実施した 事業主体数(B)	実施率 (B)/(A)
重点実施項目	平成30年度	63	19	30.1
	令和元年度	67	21	31.3
重点実施項目	平成30年度	63	24	38.0
	令和元年度	67	31	46.2
重点実施項目	平成30年度	63	8	12.6
	令和元年度	67	8	11.9
重点実施項目	平成30年度			
	令和元年度	67	15	22.3
重点実施項目	平成30年度			
	令和元年度	67	6	8.9

（注）本図表中の重点実施項目の から までの番号は本文の から までに記述した内容に対応している。

また、「外国人児童生徒等の教育の充実について（報告）」（令和2年3月外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議）によれば、中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実については、「外国人児童生徒等が自己肯定感を高め、将来のキャリアや職業、生活などに夢や希望を持って学習を続けられるようにするためには、高等学校・大学等への進学や就職等の進路選択を支援することが重要である。」等とされている。

そこで、これに関連する重点実施項目である前記重点実施項目 の実施状況についてみたところ、平成30年度は、8事業主体（実施率12.6％）、令和元年度は8事業主体（実施率11.9％）となっていて、企業見学の実施や就職支援等を実施するコーディネーターを任用するなどしていた。

ウ 厚生労働省における主な事業の実施状況等

(ア) 具体的施策の実施状況の概要

総合的対応策及び総合的対応策（改訂）における厚生労働省の具体的施策について、施策の内容ごとに施策数及び事業数をみると、生活者としての外国人に対する支援の項目に係る具体的施策が、総合的対応策については31施策50事業、総合的対応策（改訂）については45施策69事業となっており、いずれにおいても最も多くなっていた（別図表3-15参照）。

そして、総合的対応策及び総合的対応策（改訂）に盛り込まれている施策の中には、総合的対応策及び総合的対応策（改訂）の策定以前から厚生労働省の予算

に計上され実施されていたものがあり、これらについて、複数の事業に係る経費が含まれているため事業ごとに支出額等を算出することが困難であるなどの事業を除いた総合的対応策及び総合的対応策（改訂）における予算の執行状況をみると、元年度については、予算額51億8771万余円に対して、支出額が29億5640万余円、不用額が22億3130万余円となっていた（別図表3-16参照）。

なお、同省における総合的対応策等に関連した施策のうち、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、予算が追加された施策又は執行額が影響を受けるなどした施策に関する事業は、図表3-16のとおりとなっており、新型コロナウイルス対応のために予算が追加されたものが「生活困窮者就労準備支援事業等」等の4事業、新型コロナウイルスの影響により実施時期が変更されたものが「地域外国人材受入れ・定着モデル事業」の1事業、計5事業となっていた。

図表3-16 厚生労働省における総合的対応策等に関連した施策のうち、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、予算が追加された施策又は執行額が影響を受けるなどした施策に関する事業（令和3年3月末現在）

（単位：千円）

事業等名	影響区分	事業概要	変更又は中止の概要	令和2年度補正予算額
生活困窮者就労準備支援事業等	追加	新型コロナウイルスの影響により、生活に困窮される方への支援の強化に向け、自立相談支援機関の自立相談員の加配等による体制強化や、多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施等、現下の情勢において必要な支援を実施する。	-	6,049,969
外国人労働者に係る相談支援体制等の強化	追加	外国人を雇用する事業所の雇用維持支援及び離職を余儀なくされた外国人労働者に対する就職支援等のため、外国人労働者が特に多い地域のハローワークを中心に外国人労働者に係る相談支援体制等を強化する。	-	497,091
外国人労働者労働条件相談員の配置等及び「労働条件相談ほっとライン」の多言語での相談対応	追加	・都道府県労働局や労働基準監督署に設置している「外国人労働者相談コーナー」に配置している外国人労働者労働条件相談員を増置する。 ・労働基準監督署の閉庁時間に労働相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」の通訳員を増員する。	-	113,483
希少言語に対応した遠隔通訳サービス事業	追加	新たに新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から緊急的な措置として、主要5言語の電話医療通訳サービス事業を実施する。	-	73,676
地域外国人材受入れ・定着モデル事業	変更	外国人材が職場や地域で円滑に定着できることを目的として、外国人材の受入れ・定着に積極的な都道府県をモデル地域として選定し、当該モデル地域と都道府県労働局が連携し、働きやすい職場等を作ること、外国人材が円滑に職場に定着できるための施策を実施する。	契約締結時期を調整	-
計		5事業		6,734,219

(1) 外国人就労・定着支援研修事業の実施状況

前記分析の対象の考え方に基づき厚生労働省について選定した事業は、「外国人就労・定着支援研修事業」（以下「研修事業」という。）である。

研修事業は、総合的対応策（改訂）における「適正な労働環境等の確保」の一つである「外国人雇用サービスコーナー等において、専門相談員の配置による職

業相談や、定住外国人等が応募しやすい求人情報の提供、地方公共団体が設置する一元的な窓口との連携等により、安定的な就労の促進及び職場定着を図る。また、定住外国人等を対象とした、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識の習得を目的とした研修事業（外国人就労・定着支援研修事業）について、実施地域及び対象者数の拡充を図る」等に係る具体的施策のうち、定住外国人を対象とした研修等の事業を行うものである。

a 研修事業の概要

研修事業は、定住外国人を対象として、日本語コミュニケーション能力の向上、我が国の労働法令、雇用慣行、労働・社会保険制度等に関する知識の習得に係る講義・実習等を内容とした就労及び定着に資する研修を、厚生労働省が、専門的なノウハウを有する機関に委託して実施するものである。そして、研修事業は、日本語の到達度に応じて、平成27年度から30年度までの間は8コース（基本コース（レベル1からレベル3まで）、日本語資格準備コース（N3、N2）、専門コース（介護コース、就労準備コース、職業訓練準備コース））、令和元年度は5コース（レベル1からレベル5まで）に区分されている（各コースの概要は別図表3-17及び別図表3-18参照）。

（注29） 定住外国人 入管法に規定する在留資格のうち、「永住者」「定住者」「日本人の配偶者等」及び「永住者の配偶者等」を有する外国人をいう。

そして、各年度に実施されたコース数は、平成30年度を除いて増加傾向にあり、コース別にみると、27年度から令和元年度までの間の毎年度においてレベル1コースが最も多い状況となっていた（別図表3-19及び別図表3-20参照）。

b 研修事業に係る受託業者への支払額

研修事業は、全て厚生労働本省の委託事業として実施されており、受託業者への支払額は、平成27年度が4億9338万余円、28年度が5億2924万余円、29年度が4億5471万余円、30年度が4億8756万余円、令和元年度が7億6180万余円、計27億2671万余円となっていた。

（注30） 他の年度と異なり、定住外国人に対する研修等のほか、外国人留学生に対する研修等を実施しており、外国人留学生に対する研修等に係る支払相当額を含んでいる。

c 研修事業の研修対象者

研修事業の研修対象者は、平成27年度から30年度までの間は、定住外国人で

あって、公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）に求職登録を行っている者のうち、次の所定の要件に該当するかなどを勘案して、公共職業安定所長が必要と認める者となっている。

今後我が国に長期にわたって在留する予定があり、安定した就労の必要性が高い者

ハローワークの職業紹介・就業支援業務等により把握した者のうち、安定した就労の必要性が高い者

ハローワークへの求職申込後、自ら進んでハローワークを訪れて職業相談を受けるなど就職への意欲が高いと認められるにもかかわらず、日本語コミュニケーション能力や我が国の雇用慣行、労働法令等に関する知識等、就労に必要な知識やスキルが十分ではないことなどが原因で安定的な雇用に就くことが困難である者

また、令和元年度は、定住外国人であって、ハローワークに求職登録を行っている者のうち、次の所定の要件に該当するかなどを勘案して、公共職業安定所長が必要と認める者となっている。

就業中の者で、本コースの受講により安定した就労への移行が見込める者

失業中を含む未就業の者で、ハローワークの利用等により就職への意欲が高いと認められるにもかかわらず、日本語能力やビジネスマナー、我が国の雇用慣行等に関する知識が不十分であることから安定的な雇用に就くことが困難である者

d 研修事業の実施地域の選定

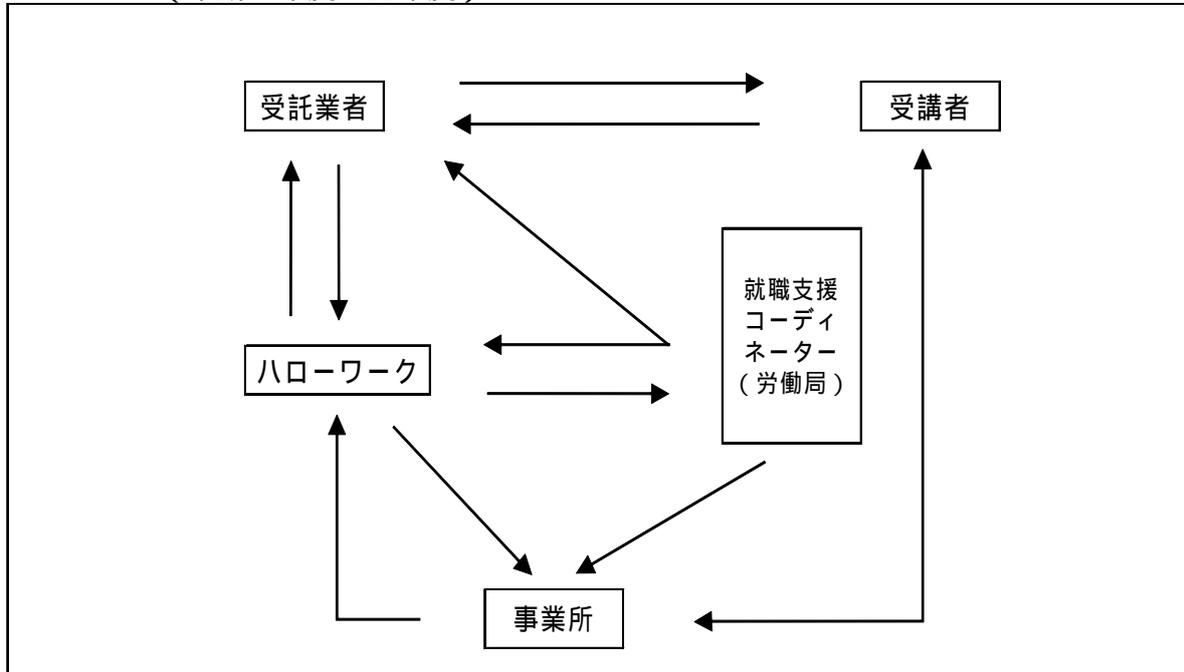
厚生労働本省は、実施地域の選定については、ハローワークにおける定住外国人の求職登録状況等を踏まえて決定しているとしており、平成27年度15都府県、28年度16都府県、29年度18都府県、30年度17都府県、令和元年度19都府県が選定されていた。

e 就職支援のための取組

研修事業の受講者に対する就職支援のため、平成27年度から30年度までの間の研修事業では、受託業者は、仕様書に定められた「外国人就労・定着支援研修受講者の就職支援マニュアル」（以下「就職支援マニュアル」という。）に基づき、受講者の求職情報を掲載した求職情報誌を活用するなどして労働局及

びハローワークと連携して就職支援に対応することとされている（図表3-17参照）。

図表3-17 就職支援マニュアルに基づく求職情報誌発行から面接に至るまでの主な流れ（平成27年度～30年度）



受託業者は受講者に希望する職種、雇用形態等を記載する求職情報シートを配布する。
 受講者の就職希望条件、受講した研修コースの到達目標等が記載される求職情報誌に掲載を希望する受講者は、求職情報シートを受託業者に提出する。
 受託業者は求職情報シートを回収し、ハローワークに提出する。
 ハローワークは求職情報シートの写しを就職支援コーディネーター（労働局）に送付する。
 就職支援コーディネーターは、求職情報シートを基に求職情報誌を作成し、労働局、ハローワーク、受託業者等に配布する。
 就職支援コーディネーター及びハローワークは事業所訪問を行い、求人開拓を行う。
 求職情報誌に掲載された受講者について、面接を希望する事業所は、面接希望シート等をハローワークに提出する。
 ハローワークは事業所から提出を受けた面接希望シート等を受託業者に送付する。
 受託業者は該当する受講者に対して、面接希望の意向確認を行う。
 受講者が面接を希望する場合、受託業者はハローワークに対して連絡する。
 ハローワークを通じて、受講者は面接を受ける。
 ハローワークは採否結果を事業所又は受講者から確認し、就職支援コーディネーター及び受託業者に連絡する。
 採否結果を受け、就職支援コーディネーターは求職情報誌を更新する。

そして、受託業者は、受講者が提出した求職情報シートをハローワークに提出したり、事業所からハローワークを経由して提出を受けた面接希望シート等に基づき受講者に対して面接希望の意向確認を行ったりすることなどとされており、労働局及びハローワークと連携して就職支援の一部を行うこととされている。

また、厚生労働省によると、令和元年度は、事業開始から一定期間を経て、

ハローワークと受託業者との連携が円滑に図られるようになったため、委託事業の仕様書において、受託業者が就職支援マニュアルに基づき就職支援を行うことは定められていないが、「平成31年度外国人就労・定着支援研修事業業務実施要領」（平成31年職外発0417第1号）によれば、研修事業の実施地域を管轄する労働局等は、受託業者との連携を図り、研修事業の円滑な実施に協力することとされている。そして、仕様書によれば、国内企業における安定的な就職及び職場定着の促進を図るなどのために受託業者はハローワーク等の関係機関との連携を密にすることとされており、元年度においても平成30年度までと同様にハローワーク等と連携して就職支援を行うこととされている。

そこで、上記就職支援の実施状況について厚生労働省に確認したところ、27年度から30年度までの間は受託業者からハローワークに提出された求職情報シートに基づく求職や、受託業者が行うこととされている受講者に対する面接希望の意向確認の状況について、事業実施結果報告書等により厚生労働本省に報告することとなっておらず、同本省は、各ハローワークにおける上記就職支援の実施状況について、把握していなかった。このため、同本省は求職情報誌による就職支援の実施状況を十分に確認しておらず、就職支援について改善を図ることの検討が十分にできない状況となっていた。また、令和元年度も、同本省は平成27年度から30年度までの間と同様に受託業者等が実施した就職支援の実施状況を十分に確認しておらず、就職支援について改善を図ることの検討が十分にできない状況となっていた。

したがって、厚生労働本省において、研修事業における就職支援の実施状況を適切に把握して翌年度以降の研修事業に活用できるよう、受託業者とハローワーク等における就職支援の実施状況について事業実施結果報告書等により報告させて把握する必要がある。

f 研修修了後の就労状況

仕様書によれば、受託業者はコース別の実施状況を長くとも1か月を超えない周期で厚生労働本省に報告することとされているほか、受託業者は、研修修了時、研修修了後1か月及び研修修了後3か月のそれぞれの時点について、コース別の修了者の就労状況を報告している（27年度から令和元年度までの間の各年度の修了者の就労状況については別図表3-21～別図表3-23参照）。

第3 検査の結果に対する所見

1 検査の結果の主な内容

会計検査院は、前記要請の外国人材の受入れに係る施策に関する各事項について、合規性、効率性、有効性等の観点から、文部科学省及び法務省は、大学等や都道府県等に対して、外国人留学生の在籍管理について、どのような指導等を行っているか、出入国在留管理庁が在留の管理に用いている情報システムは有効に活用されているか、文部科学省等の補助事業に係る補助要件等において、大学等における在籍管理の状況が適切に考慮されているか、技能実習機構は、実習実施者届出書の提出の督促及び行方不明事案に対する対応を適切に実施しているか、外国人材の受入れに係る国の支援について、予算の執行状況はどのようになっているか、国の支援の一環として法務省、文部科学省及び厚生労働省が実施している補助事業や委託事業において、3省は、補助や委託を受けた事業主体等が行う事業の実施状況等を適切に把握しているかなどに着眼して検査を実施した。

検査の結果の主な内容は、次のとおりである。

(1) 大学等への外国人留学生受入れに係る施策の状況（29～60ページ参照）

検査対象大学等における「受入れに関する届出」の提出状況についてみると、元年度では5校において全く提出されていなかった。また、電子届出システムの利用状況についてみると、検査対象大学等から「受入れに関する届出」を全く提出していなかった5校を除いた26校において、元年度に電子届出システムを利用して「受入れに関する届出」を提出していたのは2校と少ない状況となっていた（46、47ページ参照）。

経常費補助金の交付状況についてみると、私学事業団が交付した経常費補助金の交付先には、各大学等の不法残留者や在留資格「留学」の在留期間更新許可申請が不許可となった者の状況等により、1年に一度在留状況を確認する必要があるなどと判断して出入国在留管理庁が慎重審査対象校とした大学が含まれており、これらに対して平成29年度及び令和元年度に、経常費補助金を減額することなく交付していた（48～50ページ参照）。

(2) 技能実習制度の適正化に係る取組の状況（61～88ページ参照）

実習実施者届出書の提出等の状況についてみると、全体の62.9%は、実習実施者が実際に技能実習を開始した日から1か月以内に技能実習機構が実習実施者届出書を受理していたが、全体の8.8%は、3か月を超えてから受理されていた。そして、技能実習

機構は、技能実習生が実際に入国しているかなどを把握できないため、業務システムに集約している技能実習計画等に関する情報を活用して、技能実習を開始しているのに実習実施者届出書を提出していないおそれのある実習実施者を把握して督促することは行っていないとしている。しかし、技能実習機構は、基本的に1か月分の入国情報について出入国在留管理庁から毎月提供を受けているとしていることから、入国情報の提供を受けた時点で、技能実習計画等に関する情報と入国情報とを突合することにより、技能実習生が実際に入国しているかなどを把握することが可能であったと認められる（65～68ページ参照）。

行方不明事案に対する機構実地検査等の実施状況についてみると、平成31年4月から令和元年9月までの間に発生した行方不明事案3,639件について、その発生から少なくとも6か月が経過した時点である元年度末時点で機構実地検査が実施されていたのは2,884件（機構実地検査の対象件数に占める割合79.2%）となっており、機構実地検査が実施されていなかった755件（同20.7%）のうち客観的資料が入手されていたのは198件（機構実地検査の未実施件数に占める割合26.2%）となっていて、557件（同73.7%）は元年度末までに客観的資料が入手されていなかった（81～83ページ参照）。

(3) 外国人材の受入れに係る国の支援の状況（89～113ページ参照）

研修事業における就職支援の実施状況についてみると、平成27年度から30年度までの間は受託業者からハローワークに提出された求職情報シートに基づく求職や、受託業者が行うこととされている受講者に対する面接希望の意向確認の状況について、事業実施結果報告書等により厚生労働本省に報告することとなっておらず、同本省は、各ハローワークにおける上記就職支援の実施状況について、把握していなかった。このため、同本省は求職情報誌による就職支援の実施状況を十分に確認しておらず、就職支援について改善を図ることの検討が十分にできない状況となっていた。また、令和元年度も、同本省は平成27年度から30年度までの間と同様に受託業者等が実施した就職支援の実施状況を十分に確認しておらず、就職支援について改善を図ることの検討が十分にできない状況となっていた（111～113ページ参照）。

2 所見

文部科学省等は、骨子において、我が国を世界により開かれた国とし、アジア、世界との間のヒト、モノ、カネ、情報の流れを拡大する「グローバル戦略」を展開する一環として、令和2年を目途に30万人の外国人留学生を受け入れることを目指し、優秀な外国

人留学生を戦略的に獲得していくとしている。また、技能実習については、平成29年11月に、人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的として技能実習法が施行されている。そして、これらの外国人を含めた外国人材の受入れに当たっては、前記のとおり、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するなどのため、総合的対応策等が取りまとめられるなどしている。一方、前記のとおり、新型コロナの感染拡大に伴う外国人の入国制限が行われるまで、外国人留学生は増加していた中、所在不明者が継続的に発生するなどしており、また、技能実習生についても、その人数が令和2年末には減少しているものの増加傾向にある中で、元年に新制度の技能実習生において8,695人の行方不明者が発生するなどしている。

については、法務省、文部科学省、厚生労働省等において、我が国を世界により開かれた国とし、国際協力を推進するなどのために、次の点に留意するなどして、より一層、外国人留学生を適切に受け入れるための施策を検討したり、技能実習制度の適正化を図ったりすることなどに取り組むことが重要である。

(1) 大学等への外国人留学生受入れに係る施策の状況について

ア 出入国在留管理庁において、外国人留学生の在留の管理等に一層活用するために、全ての大学等が「受入れに関する届出」を適時適切に提出することを引き続き要請するとともに、利用が低調となっている電子届出システムについて、利用者が電子届出システムを利用するに当たっての要望等を十分に把握し、分析した上で、電子届出システムの利便性の向上を図るなどして適正な在留の管理という目的を果たしつつ利用を促進することなどを検討すること

イ 文部科学省及び私学事業団において、慎重審査対象校等とされているかなど、大学等における外国人留学生に係る在籍管理の状況も考慮して経常費補助金を交付する仕組みを設けることなどを検討すること

(2) 技能実習制度の適正化に係る取組の状況について

ア 技能実習機構において、出入国在留管理庁から提供を受けている入国情報を活用して、技能実習を開始しているのに実習実施者届出書を提出していないおそれのある実習実施者を適時適切に把握すること。そして、実習実施者又は監理団体に対して実習実施者届出書の提出の督促を効率的に行うこと

イ 技能実習機構において、技能実習生の行方不明事案が発生した実習実施者に対す

る機構実地検査を速やかに実施できない場合には、速やかに客観的資料を入手すること

(3) 外国人材の受入れに係る国の支援の状況について

厚生労働本省において、研修事業における就職支援の実施状況を適切に把握して翌年度以降の研修事業に活用できるよう、受託業者とハローワーク等における就職支援の実施状況について事業実施結果報告書等により報告させて把握すること

以上のとおり報告する。

会計検査院としては、今後とも、外国人材の受入れに係る施策の実施状況等について、引き続き検査していくこととする。

別図表目次

別図表0-1	在留資格等別の在留外国人数の推移（平成29年末～令和2年末）	119
別図表0-2	外国人の入国制限及び入国制限の緩和の主な変遷	120
別図表0-3	文部科学省の外国人留学生に係る補助事業等の概要	121
別図表0-4	新制度と旧制度の比較	122
別図表0-5	技能実習制度に係る二国間取決め作成国と認定送出機関数（令和3年3月末現在）	123
別図表0-6	技能実習生数が多い国順の二国間取決め作成状況（令和3年3月末現在）	123
別図表0-7	外国人受入れ基本方針における法務省等3省の事務の内容	124
別図表0-8	外国人留学生等に関連する主な検査報告掲記事項等	125
別図表0-9	会計実地検査を行った箇所	126
別図表0-10	調査・分析を行うなどした箇所	127
別図表1-1	学習奨励費の学校種別等ごとの決算額、支給者数等（平成27年度～令和元年度）	128
別図表1-2	学習奨励費の採用枠ごとの支給者数（平成27年度～令和元年度）	129
別図表1-3	協定受入奨学金の学校種別ごとの決算額及び支給者数（平成27年度～令和元年度）	129
別図表1-4	私学事業団の確認に基づく「大学等の教育研究環境の国際化」の項目に係る特別補助が行われた私立大学等における算定対象となる取組の実施状況（平成27年度～令和元年度）	130
別図表1-5	文部科学省の5種類の補助事業等のうち中間評価又は事後評価を実施していた事業の外国人留学生に係る主な成果指標（平成27年度～令和元年度）	131
別図表1-6	検査対象大学等における外国人留学生の在籍状況（平成27年～令和元年）	132
別図表1-7	入試等の実施状況（令和元年度）	133
別図表1-8	文部科学省が発した在籍管理等に関する通知（平成22年度～令和元年度）	134
別図表1-9	適正校等の選定の状況（平成27年～令和元年）	138

別図表1-10	退学及び除籍の理由（平成29年度～令和元年度）	139
別図表1-11	正規生の国内での就職状況（平成29年度～令和元年度）	140
別図表1-12	就職及び進学に関する外国人留学生と全学生との比較（平成30年度）	140
別図表1-13	総合的対応策等における外国人留学生に係る具体的施策数等	140
別図表1-14	総合的対応策等における外国人留学生に係る主な施策内容、実施状況等	141
別図表2-1	技能実習機構の収入の予算及び決算の状況（平成28年度～令和元年度）	144
別図表2-2	技能実習機構の支出の予算及び決算の状況（平成28年度～令和元年度）	144
別図表2-3	機構交付金の執行状況（平成28年度～令和元年度）	144
別図表2-4	技能実習機構の職員数等（平成28年度～令和元年度）	145
別図表2-5	技能実習の区分別の認定件数等（平成29年度～令和元年度）	145
別図表2-6	国・地域別の認定件数等（平成29年度～令和元年度）	146
別図表2-7	職種別の認定件数等（平成29年度～令和元年度）	147
別図表2-8	監理団体の申請、許可等の件数（平成29年度～令和元年度）	147
別図表2-9	技能実習実施困難時届出書の受入れ方式別の提出件数（平成29年度～令和元年度）	148
別図表2-10	新型コロナの影響を主な事由とする技能実習実施困難時届出書の事由別の提出件数等（令和3年3月19日時点）	148
別図表2-11	申告の受理件数等（平成30年度及び令和元年度）	149
別図表2-12	相談の受付件数等（平成29年度～令和元年度）	149
別図表2-13	実習先変更支援サイトの新規登録件数（平成29年度～令和元年度）	150
別図表2-14	個別支援の実施状況（平成29年度～令和元年度）	150
別図表2-15	宿泊支援及び生活支援の実施状況（平成30年度及び令和元年度）	150
別図表2-16	機構実地検査の実施体制（平成29年度～令和元年度）	151
別図表2-17	機構実地検査の実施状況（平成29年度～令和元年度）	151
別図表2-18	技能実習法の規定別の改善勧告の状況（平成30年度及び令和元年度）	152
別図表2-19	技能検定等の実習実施者別の合格率の状況（平成29年度～令和元年度）	152
別図表2-20	国別及び年度別の実習により得られた効果（平成27年度～令和元年度）	153
別図表2-21	国別及び年度別の就職していると回答した者の仕事内容（平成27年度～令和元年度）	154

別図表2-22 国別及び年度別の就職しているとの回答以外の回答をした者の状況（平成27年度～令和元年度）	155
別図表2-23 在留資格「特定技能1号」による在留状況（令和元年6月末～2年12月末）	156
別図表2-24 総合的対応策（改訂）等における技能実習制度の更なる適正化に係る具体的施策数等	157
別図表2-25 総合的対応策（改訂）等における技能実習制度の更なる適正化に係る施策内容、実施状況等	158
別図表3-1 総合的対応策及び総合的対応策（改訂）における予算の執行状況（平成30年度及び令和元年度）	159
別図表3-2 総合的対応策及び総合的対応策（改訂）の予算額（平成30年度～令和2年度）	160
別図表3-3 法務省における総合的対応策及び総合的対応策（改訂）の施策内容ごとの具体的施策数及び事業数	161
別図表3-4 法務省における総合的対応策及び総合的対応策（改訂）に関連する予算の執行状況（平成27年度～令和元年度）	162
別図表3-5 交付金事業の概要	163
別図表3-6 交付金の執行状況（平成30年度及び令和元年度）	163
別図表3-7 交付金事業（整備事業）の実施状況（平成30年度及び令和元年度）	164
別図表3-8 窓口における設備及び機器の整備状況（平成30年度及び令和元年度）	164
別図表3-9 使用言語別の相談件数（令和元年度）	165
別図表3-10 相談内容別の相談件数（令和元年度）	165
別図表3-11 文部科学省における総合的対応策及び総合的対応策（改訂）の施策内容ごとの具体的施策数及び事業数	166
別図表3-12 文部科学省における総合的対応策及び総合的対応策（改訂）に関連する予算の執行状況（平成27年度～令和元年度）	167
別図表3-13 実施項目ごとの事業主体数（平成27年度～令和元年度）	168
別図表3-14 きめ細かな支援事業における事業主体数及び補助金交付額（平成27年度～令和元年度）	168

別図表3-15 厚生労働省における総合的対応策及び総合的対応策（改訂）の施策内容 ごとの具体的施策数及び事業数	169
別図表3-16 厚生労働省における総合的対応策及び総合的対応策（改訂）に関連する 予算の執行状況（平成27年度～令和元年度）	170
別図表3-17 コース別の概要（平成27年度～30年度）	171
別図表3-18 コース別の概要（令和元年度）	171
別図表3-19 コース別の実施状況（平成27年度～30年度）	172
別図表3-20 コース別の実施状況（令和元年度）	172
別図表3-21 修了者の研修修了時点の就労状況（平成27年度～令和元年度）	172
別図表3-22 修了者の研修修了後1か月時点の就労状況（平成27年度～令和元年度）	172
別図表3-23 修了者の研修修了後3か月時点の就労状況（平成27年度～令和元年度）	173

別図表0-1 在留資格等別の在留外国人数の推移（平成29年末～令和2年末）

（単位：人、％）

区分 在留資格	平成29年末	30年末	令和元年末	増減率	2年末	増減率	職業等の具体例	就労の可否
		(A)	(B)	((B)-(A))/(A)	(C)	((C)-(B))/(B)		
総数	2,561,848	2,731,093	2,933,137	7.3	2,887,116	1.5	-	-
中長期在留者	2,232,026	2,409,677	2,620,636	8.7	2,582,686	1.4	-	-
永住者	749,191	771,568	793,164	2.7	807,517	1.8	永住許可を受けた者	○
技能実習	274,233	328,360	410,972	25.1	378,200	7.9	技能実習生	○
技術・人文知識・国際業務	189,273	225,724	271,999	20.5	283,380	4.1	プログラマー、通訳、技術者等	○
留学	311,505	337,000	345,791	2.6	280,901	18.7	大学等の学生	注(2)
定住者	179,834	192,014	204,787	6.6	201,329	1.6	日系3世、外国人配偶者の連れ子等	○
家族滞在	166,561	182,452	201,423	10.3	196,622	2.3	就労資格等で在留する外国人の配偶者又は子	注(2)
日本人の配偶者等	140,839	142,381	145,254	2.0	142,735	1.7	日本人の配偶者又は子	○
特定活動	64,776	62,956	65,187	3.5	103,422	58.6	インターンシップ、就職活動中の者等	注(3)
永住者の配偶者等	34,632	37,998	41,517	9.2	42,905	3.3	永住者等の配偶者又は子	○
技能	39,177	39,915	41,692	4.4	40,491	2.8	外国料理の調理師、スポーツ指導者	○
経営・管理	24,033	25,670	27,249	6.1	27,235	0.0	企業の経営者、管理者等	○
高度専門職	7,668	11,061	14,924	34.9	16,554	10.9	ポイント制による高度人材	○
特定技能			1,621		15,663	866.2	建設等の特定産業分野に従事する者	○
企業内転勤	16,486	17,328	18,193	4.9	13,415	26.2	外国の事務所からの転勤者	○
教育	11,524	12,462	13,331	6.9	12,241	8.1	高等学校等の語学教師等	○
教授	7,403	7,360	7,354	0.0	6,647	9.6	大学教授等	○
宗教	4,402	4,299	4,285	0.3	3,772	11.9	宣教師等	○
医療	1,653	1,936	2,269	17.2	2,476	9.1	医師、看護師等	○
興行	2,094	2,389	2,508	4.9	1,865	25.6	俳優、歌手、プロスポーツ選手等	○
介護	18	185	592	220.0	1,714	189.5	介護福祉士	○
研究	1,596	1,528	1,480	3.1	1,337	9.6	政府機関や企業等の研究者等	○
文化活動	2,859	2,825	3,013	6.6	1,280	57.5	日本文化の研究者等	注(2)
芸術	426	461	489	6.0	448	8.3	作曲家、画家、作家等	○
報道	236	215	220	2.3	215	2.2	外国の報道機関の記者、カメラマン等	○
研修	1,460	1,443	1,177	18.4	174	85.2	研修生	注(2)
法律・会計業務	147	147	145	1.3	148	2.0	弁護士、公認会計士等	○
特別永住者	329,822	321,416	312,501	2.7	304,430	2.5	-	○

注(1) 本図表は出入国在留管理庁の公表資料を基に会計検査院が作成した。

注(2) 原則として就労は認められないが、資格外活動許可を受ければ一定の範囲内で就労ができる。

注(3) 在留資格「特定活動」は、上記以外にもアマチュアのスポーツ選手等の法務大臣が個々の外国人について特に指定する様々な活動があり、就労の可否は法務大臣が指定した活動による。

別図表0-2 外国人の入国制限及び入国制限の緩和の主な変遷

年月	入国制限及び入国制限の緩和の状況
令和2年2月	中国湖北省における滞在歴がある外国人等の上陸拒否を開始。その後、中国浙江省に係る措置、大韓民国の一部地域に係る措置等、上陸拒否の対象を拡大
3月	新たに大韓民国及びイラン・イスラム共和国の一部地域を上陸拒否対象地域に追加し、7日から上陸拒否を開始。その後、10日、18日及び26日に上陸拒否対象地域を追加することを決定し、それぞれ翌日から上陸拒否を開始。上陸拒否対象地域は計26か国・地域（中国及び大韓民国については一部地域のみ）に拡大
4月	ベトナム、中国等49か国・地域を上陸拒否対象地域に追加し、3日から上陸拒否を開始。上陸拒否対象地域は計73か国・地域に拡大。その後、14か国を上陸拒否対象地域に追加し、29日から上陸拒否を開始。上陸拒否対象地域は計87か国・地域に拡大
5月	13か国を上陸拒否対象地域に追加し、16日から上陸拒否を開始。上陸拒否対象地域は計100か国・地域に拡大。その後、11か国を上陸拒否対象地域に追加し、27日から上陸拒否を開始。上陸拒否対象地域は計111か国・地域に拡大
7月	18か国を上陸拒否対象地域に追加し、1日から上陸拒否を開始。上陸拒否対象地域は計129か国・地域に拡大。その後、17か国・地域を上陸拒否対象地域に追加し、24日から上陸拒否を開始。上陸拒否対象地域は計146か国・地域に拡大
	29日からベトナム及びタイとの間でレジデンストラックを開始
8月	国費外国人留学生について、入国制限の緩和を開始
	13か国を上陸拒否対象地域に追加し、30日から上陸拒否を開始。上陸拒否対象地域は計159か国・地域に拡大
9月	1日から、追加的防疫措置に従うことを条件に、全ての外国人の再入国制限を緩和
	8日から5か国・地域との間でレジデンストラックを開始。その後、シンガポール共和国との間で18日からビジネストラックを、30日からレジデンストラックを開始。ビジネス関係者の往来緩和措置は計8か国・地域に拡大
10月	1日から全世界を対象とした新規入国緩和措置を開始
	8日から、大韓民国との間でレジデンストラック及びビジネストラックを、ブルネイ・ダルサラーム国との間でレジデンストラックを開始。ビジネス関係者の往来緩和措置は計10か国・地域に拡大
11月	1日からベトナム、中国等9か国・地域について上陸拒否対象地域の指定を解除。同時に、2か国を上陸拒否対象地域に追加し、1日から上陸拒否を開始。上陸拒否対象地域は計152か国・地域となった。
	1日からベトナムとの間でビジネストラックを開始。その後、30日から中国との間でレジデンストラック及びビジネストラックを開始。ビジネス関係者の往来緩和措置は計11か国・地域に拡大
12月	24日から英国、26日から南アフリカ共和国、28日から全ての国・地域について、全世界を対象とした新規入国緩和措置を一時停止
3年1月	14日から、計11か国・地域との間で開始していたビジネス関係者の往来緩和措置を一時停止

(注) 「ビジネストラック」とは、ビジネス関係者の往来緩和措置のうち、入国・帰国後の14日間の自宅等待機期間中も行動範囲を限定した形でビジネス活動を可能とする仕組み（主に短期出張者用）をいう。

別図表0-3 文部科学省の外国人留学生に係る補助事業等の概要

主な補助事業等名		概要	
補助事業	スーパーグローバル大学創成支援事業	事業内容	徹底した「大学改革」と「国際化」を断行し、我が国の高等教育の国際通用性、ひいては国際競争力強化の実現を図り、優れた能力を持つ人材を育成する環境基盤を整備する。 なお、当該事業の採択大学については、総合的対応策等において実施することとなっている「留学生就職促進履修証明プログラム（仮称）」に原則として参加することとなっている。
		事業期間	当該事業は平成26年度から最大10年間実施することとなり、事業開始から4年目の29年度及び7年目の令和2年度に中間評価を、事業終了後の11年目の6年度に事後評価を実施することとなっている。
	大学の世界展開力強化事業	事業内容	地域ごとの高度教育制度の相違を超えて、単位の相互認定や成績管理、学位授与等を行う教育交流プログラムの開発・実施を行う大学を支援し、日本人留学生の海外派遣と外国人留学生の受け入れを促進する。
		事業期間	当該事業は最大5年間実施することとなり、事業開始から3年目に中間評価を、事業終了後の6年目に事後評価を実施することとなっている。
委託事業	留学コーディネーター配置事業	事業内容	「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受け入れ戦略」において設定された重点地域に留学コーディネーターを配置し、日本留学のプラットフォームの構築、現地の情報収集の強化、日本留学の魅力の伝達等を行う。
		事業期間	当該事業は平成26年度から最大5年間実施することとなり、事業開始から3年目の28年度に中間評価を実施することになっていた。ただし、30年度から日本留学海外拠点連携推進事業に移行することなどを理由として中間評価を実施していなかった。
	日本留学海外拠点連携推進事業	事業内容	「留学コーディネーター配置事業」を拡充し発展させて、リクルーティング機能から帰国後のフォローアップまで一貫したオールジャパンの日本留学サポート体制を実現する。 なお、総合的対応策等においても、当該事業の取組を推進していくこととなっている。
		事業期間	当該事業は平成30年度から最大5年間実施することとなり、事業開始から3年目の令和2年度に中間評価を実施することとなっている。
	留学生就職促進プログラム	事業内容	各大学が地域の自治体や産業界と連携し、就職に必要なスキルである「日本語能力」「キャリア教育（日本企業論等）」「中長期インターンシップ」を一体として学ぶ環境を創設する取組を支援し、外国人留学生の我が国での定着を図るとともに、日本留学の魅力を高めて、諸外国から我が国への留学生増加を図る。 なお、総合的対応策等においても、当該事業による採択大学がそれぞれ主催し、地方出入国在留管理局及び文部科学省の担当者が出席して、コンソーシアム参画大学等との研修（意見交換）を行ったり、コンソーシアム参画大学等に奨学金の優先配分を行ったりなどすることとなっている。
		事業期間	当該事業は平成29年度から最大5年間実施することとなり、事業開始から3年目の令和元年度に中間評価を実施することとなっている。

(注) 本図表に掲げた5種類の補助事業等は、平成27年度から令和元年度までの間に実施された文部科学省の補助事業等のうち、予算額が多額になっているものを抽出したものである。

別図表0-4 新制度と旧制度の比較

項目	新制度 (技能実習法施行後の制度)	旧制度 (技能実習法施行前の制度)
技能実習計画	技能実習法に基づき技能実習機構が認定基準に適合しているか認定する。 認定後に違反が発覚した場合は、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣による改善命令や認定取消しの対象となり、改善命令に従わない場合にも、認定取消しの対象となり、罰則規定がある。認定取消し後は5年間、新たな技能実習計画の認定を受けられない。	技能実習計画の認定制度はない。
実習実施者	技能実習を開始したときは、届け出なければならない。	実習実施者としての届出は必要ない。
監理団体	技能実習法に基づき技能実習機構が申請書等に係る事実関係の調査を行い、調査結果を踏まえ、厚生労働大臣が労働政策審議会の意見を聴いた上で、主務大臣が許可する。 許可後に違反が発覚した場合は、主務大臣による改善命令や事業停止命令、許可取消しの対象となり、改善命令・事業停止命令に従わない場合にも、許可取消しの対象となり、罰則規定がある。許可取消し後は5年間、新たな許可を受けられない。	監理団体としての許可は必要ない。
実習実施者・監理団体への指導等	技能実習法に基づき技能実習機構が実習実施者・監理団体に報告要求、機構実地検査等を行う。	厚生労働省から業務委託を受けた公益財団法人国際研修協力機構が実習実施者・監理団体に巡回指導を行う。
技能実習生の保護	実習実施者、監理団体等に技能実習法の規定に違反する事実があった場合に、技能実習生はその事実を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に申告することができる。	技能実習生の申告制度はない。
	技能実習法に基づき技能実習機構が、電話、電子メール等で母国語相談を受け付ける。また、実習先変更を支援する体制の整備や宿泊支援を行う。	厚生労働省から業務委託を受けた公益財団法人国際研修協力機構が電話、電子メール等で母国語相談を受け付ける。同機構が実習先変更支援を行う。
政府間での取決め	我が国と送出国との間で二国間取決めを順次作成し、各送出国において自国の送出国機関の適格性を個別に審査し、適正な送出国機関のみを認定する仕組みを構築する。 二国間取決めをした国との間においては、送出国が認定した認定送出国機関以外からの技能実習生の送り出しは認めない。	政府間での取決めはない。 適正な送出国機関をあらかじめ選別するような公的な仕組みはない。
技能実習期間	最長5年間である(優良な実習実施者・監理団体に限定して、最長5年間の技能実習生の受入れを可能とする。)。	最長3年間である。

別図表0-5 技能実習制度に係る二国間取決め作成国と認定送出機関数（令和3年3月末現在）

（単位：機関）

番号	国名	作成日	認定送出機関リスト提出期限	認定送出機関以外からの受入れ停止日	認定送出機関数
1	ベトナム	平成29年6月6日 （平成29年11月1日）	平成30年4月1日	平成30年9月1日	438
2	カンボジア王国	平成29年7月11日 （平成29年11月1日）	平成30年2月1日	平成30年6月1日	94
3	インド	平成29年10月17日 （両国が協力開始の通知をした日の後30日目）	平成30年1月1日	平成30年5月1日	31
4	フィリピン	平成29年11月21日	平成30年4月1日	平成30年9月1日	238
5	ラオス人民民主共和国	平成29年12月9日 （両国が協力開始の通知をした日の後30日目）	平成30年4月1日	平成30年8月1日	19
6	モンゴル国	平成29年12月21日	平成30年7月1日	平成30年12月1日	84
7	バングラデシュ人民共和国	平成30年1月29日	平成30年4月1日	平成30年9月1日	50
8	スリランカ民主社会主義共和国	平成30年2月1日	平成30年7月15日	平成30年12月15日	66
9	ミャンマー連邦共和国	平成30年4月19日	平成30年6月1日	平成30年11月1日	248
10	ブータン王国	平成30年10月3日	二国間取決めに記載なし	二国間取決めに記載なし	1
11	ウズベキスタン共和国	平成31年1月15日	二国間取決めに記載なし	二国間取決めに記載なし	6
12	パキスタン・イスラム共和国	平成31年2月26日	令和元年7月1日	令和元年12月1日	2
13	タイ	平成31年3月27日	令和元年8月1日	令和2年2月1日	57
14	インドネシア	令和元年6月25日	令和2年1月1日	令和2年5月1日	247
計					1,581

注(1) 二国間取決めは、原則、作成日と取決めの日が生ずる日が同日であるが、ベトナム、カンボジア王国、インド及びラオス人民民主共和国については、これらの日が異なるため、「作成日」欄において取決めの日が生ずる日を括弧書きで記載している。

注(2) ブータン王国及びウズベキスタン共和国は、二国間取決め作成の段階で、認定送出機関リストの提出準備が整っており、作成の段階から認定送出機関のみで技能実習生を送り出すことが決まっていたことから、「認定送出機関リスト提出期限」及び「認定送出機関以外からの受入れ停止日」については、二国間取決めに記載がなく、それぞれ作成日から認定送出機関以外からの受入れができないこととされている。

別図表0-6 技能実習生数が多い国順の二国間取決め作成状況（令和3年3月末現在）

（単位：人、％）

番号	国名	技能実習生数 （令和2年6月末現在）	技能実習生総数 に占める割合	作成日
1	ベトナム	219,501	54.5	平成29年6月6日（平成29年11月1日）
2	中国	73,160	18.1	【未作成】
3	インドネシア	35,542	8.8	令和元年6月25日
4	フィリピン	35,032	8.7	平成29年11月21日
5	ミャンマー連邦共和国	13,930	3.4	平成30年4月19日
6	タイ	10,911	2.7	平成31年3月27日
7	カンボジア王国	9,517	2.3	平成29年7月11日（平成29年11月1日）
8	モンゴル国	2,176	0.5	平成29年12月21日
9	スリランカ民主社会主義共和国	810	0.2	平成30年2月1日
10	ラオス人民民主共和国	551	0.1	平成29年12月9日（両国が協力開始の通知をした日の後30日目）

注(1) 法務省「在留外国人統計（旧登録外国人統計）」（2020年6月末）を基に会計検査院が作成した。

注(2) 二国間取決めは、原則、作成日と取決めの日が生ずる日が同日であるが、ベトナム、カンボジア王国及びラオス人民民主共和国については、これらの日が異なるため、取決めの日が生ずる日を括弧書きで記載している。

別図表0-7 外国人受入れ基本方針における法務省等3省の事務の内容

省名	事務の内容
法務省	内閣官房とともに、関係閣僚会議を開催するなど、法務省設置法（平成11年法律第93号）に基づき外国人の受入れ環境の整備に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる総合調整等を行うとともに、外国人の受入れ環境の整備に関して所掌する事務に当たる。
文部科学省	法務省の総合調整等に係る事務の実施に際し、日本国内における日本語教育の充実、外国人の子供の教育等に関する情報又は知見の提供その他の必要な協力を行うとともに、外国人の受入れ環境の整備に関して所掌する事務に当たる。
厚生労働省	法務省の総合調整等に係る事務の実施に際し、外国人への医療・保健・福祉サービスの提供、労働環境の改善、社会保険の加入促進等に関する情報又は知見の提供その他の必要な協力を行うとともに、外国人の受入れ環境の整備に関して所掌する事務に当たる。

別図表0-8 外国人留学生等に関連する主な検査報告掲記事項等

検査報告等	件名等
平成19年度決算検査報告	「私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの（学校法人早稲田大学）」（不当事項）
会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告（20年10月報告）	<p>「文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省所管の政府開発援助に関する会計検査の結果について」</p> <p><本報告との関連> 外国人留学生の受入事業等の検査結果において、不法在留状態となっているなどの外国人留学生に給与（奨学金）を支給している事態や、外国人研修・技能実習制度が他の外国人研修生の受入事業と比べて事業期間中の途中帰国・行方不明者の発生率が高くなっている事態が見受けられたことなどについて記述している。</p>
平成20年度決算検査報告	「私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの（学校法人早稲田大学）」（不当事項）
平成23年度決算検査報告	<p>「私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの（学校法人桃山学院）」（不当事項）</p> <p>「私費外国人留学生に対する授業料の減免において、経済的に修学困難な留学生の減免に係る選考基準が明記された規程等を整備させることなどにより、私立大学等経常費補助金（授業料減免特別補助）の交付が制度の趣旨に沿って適切に実施されるよう是正改善の処置を求めたもの（私学事業団）」（意見を表示し又は処置を要求した事項）</p>
会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告（26年10月報告）	「各省庁が所管する政府開発援助（技術協力）の実施状況について（外務省が所管する技術協力を除く。）」
平成29年度決算検査報告	「私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの（学校法人上智学院）」（不当事項）
平成30年度決算検査報告	<p>「私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの（学校法人日通学園等11学校法人）」（不当事項）</p> <p><本報告との関連> 多数の学校法人について外国人留学生に係る経常費補助金に関する指摘を掲記しており、当該学校法人の中には、東京福祉大学を設置する学校法人茶屋四郎次郎記念学園も含まれている。</p>

別図表0-9 会計実地検査を行った箇所

会計実地検査を行った箇所	内訳
出入国在留管理庁及び5出入国在留管理局等	出入国在留管理庁、仙台、東京、名古屋、大阪各出入国在留管理局、大阪出入国在留管理局神戸支局
文部科学本省	文部科学本省
厚生労働本省及び2労働局	厚生労働本省、東京、大阪両労働局
技能実習機構本部及び3事務所	外国人技能実習機構本部、名古屋、大阪、福岡各事務所
私学事業団	日本私立学校振興・共済事業団
独立行政法人日本学術振興会	独立行政法人日本学術振興会
JASSO市谷事務所	独立行政法人日本学生支援機構市谷事務所
独立行政法人国立高等専門学校機構本部	独立行政法人国立高等専門学校機構本部
13国立大学法人	北海道大学、東北大学、東京大学、東京工業大学、横浜国立大学、名古屋大学（令和2年4月1日以降は東海国立大学機構）、京都大学、大阪大学、岡山大学、山口大学、愛媛大学、九州大学、熊本大学の各国立大学法人
14学校法人	タイケン学園、秀明学園、青山学院、拓殖大学、法政大学、早稲田大学、創価大学、南山学園、愛知産業大学、同志社、京都情報学園、明浄学院、山野学苑、京都西山学園の各学校法人
5府県	大阪府、神奈川、静岡、愛知、兵庫各県
13市	横浜、相模原、横須賀、静岡、浜松、名古屋、豊橋、岡崎、豊田、大阪、八尾、神戸、姫路各市
1公益財団法人	公益財団法人日本台湾交流協会

別図表0-10 調査・分析を行うなどした箇所

調査・分析を行うなどした箇所	内訳
18府省庁等	内閣官房、内閣府、公正取引委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁
5出入国在留管理局等	仙台、東京、名古屋、大阪各出入国在留管理局、大阪出入国在留管理局神戸支局
3労働局	東京、愛知、大阪各労働局
技能実習機構本部及び4事務所	外国人技能実習機構本部、東京、名古屋、大阪、福岡各事務所
私学事業団	日本私立学校振興・共済事業団
独立行政法人日本学術振興会	独立行政法人日本学術振興会
JASSO市谷事務所及びJASSOが設置する2教育センター	独立行政法人日本学生支援機構市谷事務所、東京、大阪両日本語教育センター
高専機構本部及び高専機構が設置する2高等専門学校	独立行政法人国立高等専門学校機構本部、鶴岡工業、津山工業両高等専門学校
13国立大学法人が設置する13国立大学	北海道大学、東北大学、東京大学、東京工業大学、横浜国立大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、岡山大学、山口大学、愛媛大学、九州大学、熊本大学
14学校法人が設置する14私立大学等	日本ウェルネススポーツ大学、秀明大学、青山学院大学()、拓殖大学()、法政大学()、早稲田大学()、創価大学()、南山大学()、愛知産業大学()、同志社大学()、京都情報大学院大学()、大阪観光大学、山野美容芸術短期大学、京都西山短期大学
45道府県	北海道 京都、大阪両府 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島各県
139市区町村	札幌、函館、苫小牧、一関、仙台、郡山、つくば、栃木、小山、伊勢崎、太田、川口、草加、戸田、千葉、市川、船橋、松戸、東金、鴨川、浦安、八王子、あきる野、横浜、川崎、相模原、横須賀、平塚、秦野、厚木、新潟、長岡、富山、高岡、越前、甲府、長野、上田、飯田、塩尻、東御、大垣、可児、静岡、浜松、富士、磐田、焼津、掛川、湖西、菊川、名古屋、豊橋、岡崎、春日井、豊川、豊田、安城、西尾、小牧、大府、豊明、津、四日市、松阪、桑名、鈴鹿、名張、亀山、伊賀、大津、彦根、長浜、近江八幡、栗東、甲賀、湖南、東近江、京都、福知山、宇治、長岡京、大阪、堺、岸和田、豊中、池田、泉大津、高槻、茨木、八尾、富田林、松原、箕面、柏原、羽曳野、門真、摂津、藤井寺、東大阪、泉南、神戸、姫路、芦屋、三木、三田、朝来、宍粟、奈良、松江、出雲、岡山、総社、美作、広島、福山、東広島、安芸高田、松山、北九州、福岡、久留米、長崎、熊本、鹿児島各市 港、新宿、練馬各区 上川郡東川、紋別郡湧別、佐波郡玉村、邑楽郡大泉、愛甲郡愛川、愛知郡愛荘、神崎郡福崎、岩美郡岩美、山県郡北広島、南松浦郡新上五島各町 南佐久郡南牧村
1公益財団法人	公益財団法人日本台湾交流協会

(注) 13国立大学は、全ての大学が大学院を設置している。また、14私立大学等のうち大学院を設置している大学に()を付している。

別図表1-1 学習奨励費の学校種別等ごとの決算額、支給者数等（平成27年度～令和元年度）

（単位：千円、人、％）

区分		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
予算額		3,921,120	3,941,280	3,941,280	3,765,888	3,646,512	
大学院	正規生	決算額	1,029,168	1,241,328	1,296,624	1,221,024	1,110,864
		支給者数(A)	2,430	3,000	3,325	3,105	2,672
		構成割合(A)/(N)	28.5	34.7	36.3	36.6	33.0
	非正規生	決算額	2,592	11,424	5,088	3,744	3,168
		支給者数(B)	7	25	14	11	8
		構成割合(B)/(N)	0.0	0.2	0.1	0.1	0.0
大学	正規生	決算額	1,918,656	1,808,016	1,808,064	1,804,512	1,879,104
		支給者数(C)	4,092	3,854	4,061	3,903	3,982
		構成割合(C)/(N)	48.1	44.6	44.3	46.0	49.3
	別科生	決算額	36,912	24,576	14,544	3,360	1,632
		支給者数(D)	78	50	33	6	3
		構成割合(D)/(N)	0.9	0.5	0.3	0.0	0.0
大学院及び大学	正規生計	決算額	2,947,824	3,049,344	3,104,688	3,025,536	2,989,968
		支給者数(E)	6,522	6,854	7,386	7,008	6,654
		構成割合(E)/(N)	76.7	79.3	80.6	82.7	82.3
短期大学	正規生	決算額	24,912	21,552	18,096	18,672	24,240
		支給者数(F)	51	44	39	36	44
		構成割合(F)/(N)	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5
	専攻科生	決算額	1,152	288	816	576	576
		支給者数(G)	4	1	2	1	1
		構成割合(G)/(N)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	別科生	決算額	2,880	1,680	1,152	-	-
		支給者数(H)	6	3	2	0	0
		構成割合(H)/(N)	0.0	0.0	0.0	0	0
高等専門学校	正規生	決算額	3,408	1,440	2,304	2,304	1,728
		支給者数(I)	6	3	4	4	3
		構成割合(I)/(N)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	専攻科生	決算額	2,304	3,456	1,728	576	1,152
		支給者数(J)	4	6	3	1	2
構成割合(J)/(N)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
専修学校 (専門課程)	正規生	決算額	497,376	435,504	424,896	333,792	378,288
		支給者数(K)	1,044	872	896	637	718
		構成割合(K)/(N)	12.2	10.0	9.7	7.5	8.8
準備教育課程を設置する教育施設		決算額	26,544	25,632	24,624	14,448	10,944
		支給者数(L)	56	50	51	26	19
		構成割合(L)/(N)	0.6	0.5	0.5	0.3	0.2
日本語教育機関		決算額	249,750	249,840	249,450	248,100	222,300
		支給者数(M)	725	731	726	737	625
		構成割合(M)/(N)	8.5	8.4	7.9	8.7	7.7
合計		決算額	3,795,654	3,824,736	3,847,386	3,651,108	3,633,996
		支給者数(N)	8,503	8,639	9,156	8,467	8,077
		構成割合	100	100	100	100	100

(注) 大学等の正規生、非正規生、別科生等の区分は支給者がいる場合に記載している。なお、準備教育課程を設置する教育施設及び日本語教育機関にはそれらの区分がない。

別図表1-2 学習奨励費の採用枠ごとの支給者数（平成27年度～令和元年度）

（単位：人）

区分	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
一般枠	4,481	3,780	3,430	1,982	1,545
特別枠	207	780	1,082	1,417	1,341
予約枠	3,815	4,079	4,644	5,068	5,191
日本留学試験を活用した予約制度	1,362	1,281	1,382	1,504	1,763
渡日前入学許可制度による大学推薦	2,453	2,798	3,262	3,564	3,428
計	8,503	8,639	9,156	8,467	8,077

別図表1-3 協定受入奨学金の学校種別ごとの決算額及び支給者数（平成27年度～令和元年度）

（単位：千円、人、％）

区分	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
大学(大学院を含む。)	決算額	3,400,800	3,654,160	2,967,200	2,956,800	2,722,720
	支給者数(A)	11,099	11,881	9,238	9,487	8,447
	構成割合(A)/(E)	98.0	97.2	98.2	98.4	98.8
短期大学	決算額	160	800	-	-	-
	支給者数(B)	2	10	0	0	0
	構成割合(B)/(E)	0.0	0.0	0	0	0
高等専門学校	決算額	34,080	42,800	29,680	29,760	21,200
	支給者数(C)	224	331	168	145	100
	構成割合(C)/(E)	1.9	2.7	1.7	1.5	1.1
専修学校(専門課程)	決算額	-	-	-	-	-
	支給者数(D)	0	0	0	0	0
	構成割合(D)/(E)	0	0	0	0	0
計	決算額	3,435,040	3,697,760	2,996,880	2,986,560	2,743,920
	支給者数(E)	11,325	12,222	9,406	9,632	8,547
	構成割合	100	100	100	100	100

注(1) 準備教育課程を設置する教育施設及び日本語教育機関に在籍する外国人留学生は協定受入奨学金の支援の対象とならない。

注(2) 「大学(大学院を含む。)」については、大学院又は大学の学校種別ごとに決算額及び支給者数を区分できないため、大学院を含めた決算額及び支給者数を記載している。

別図表1-4 私学事業団の確認に基づく「大学等の教育研究環境の国際化」の項目に係る特別補助が行われた私立大学等における算定対象となる取組の実施状況（平成27年度～令和元年度）

（単位：校、％）

区分		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度				
1	留学生の受入体制の整備	実施大学等数(A)	561	562	574	577	247			
		実施率 (A)/(K)	89.6	89.9	89.6	90.1	100			
2	留学生の修学支援	実施大学等数(B)	564	568	573	570	246			
		実施率 (B)/(K)	90.0	90.8	89.5	89.0	99.5			
3	留学生の就職支援	実施大学等数(C)	432	434	467	475	237			
		実施率 (C)/(K)	69.0	69.4	72.9	74.2	95.9			
4	留学生向けの入学選抜制度の実施	実施大学等数(D)	482	506	524	540	240			
		実施率 (D)/(K)	76.9	80.9	81.8	84.3	97.1			
5	教育課程の編成	実施大学等数(E)	344	365	377	375	225			
		実施率 (E)/(K)	54.9	58.4	58.9	58.5	91.0			
6	留学プログラムの実施	実施大学等数(F)	378	392	396	396	237			
		実施率 (F)/(K)	60.3	62.7	61.8	61.8	95.9			
7	帰国留学生のフォローアップ	実施大学等数(G)	68	75	77	80	70			
		実施率 (G)/(K)	10.8	12.0	12.0	12.5	28.3			
8	シラバスの外国語化・公表	実施大学等数(H)	/				30			
		実施率 (H)/(K)					12.1			
9	外国語のみでの履修による卒業	実施大学等数(I)					33			
		実施率 (I)/(K)					13.3			
15	職員派遣、現地説明会の開催	実施大学等数(J)					118			
		実施率 (J)/(K)					47.7			
「大学等の教育研究環境の国際化」の項目に係る特別補助が行われた大学等数(K)		626					625	640	640	247

注(1) 区分8、9及び15は令和元年度から導入された取組である。

注(2) 区分10から14までは日本人学生や教員等を対象とした取組であるため、本図表から除いている。

別図表1-5 文部科学省の5種類の補助事業等のうち中間評価又は事後評価を実施していた事業の外国人留学生に関する主な成果指標（平成27年度～令和元年度）

事業名	外国人留学生に関する主な成果指標	成果指標の設定の目的
スーパーグローバル大学創成支援事業	外国人留学生数（各年5月1日現在） 外国人留学生数（通年） 大学間協定に基づく受入外国人留学生数（通年） 外国語による授業科目数（通年） 英語による授業科目数（通年） 外国語のみで卒業できるコースの設置数（各年5月1日現在） 外国語のみで卒業できるコースの在籍者数（各年5月1日現在） シラバスを英語化している授業科目数（各年5月1日現在） 外国人留学生への奨学金支給の入学許可時の伝達数（通年） 混住型学生宿舎に入居している外国人留学生数（各年5月1日現在）	徹底した大学の国際化や大学改革を断行し、我が国の高等教育の国際通用性や国際競争力の強化を図り、優れた能力を持つ人材を育成する環境基盤を整備すること
大学の世界展開力強化事業	受入外国人学生数	地域ごとの高等教育制度の相違を超えて、単位の相互認定や成績管理、学位授与等を行う教育交流プログラムの開発・実施を行う大学を支援して外国人学生の受入れを促進し、「留学生30万人計画」の実現に寄与すること
留学生就職促進プログラム	全学生に占める外国人留学生の割合（各年5月1日現在） 年度内に卒業（修了）した外国人留学生のうち日本企業に就職した者の割合 [外国人留学生へのビジネス日本語教育の実施（累計数）] 就職に向けた日本語指導を受けている学生数 外国人留学生へのビジネス日本語教育のために開設されるカリキュラムを受講する学生数 日本語教育の授業時間数 [外国人留学生へのキャリア教育の実施（累計数）] 就職に向けたキャリア教育の受講学生数 外国人留学生へのキャリア教育のために開設されるカリキュラムを受講する学生数 キャリア教育の授業時間数 [外国人留学生へのインターンシッププログラムの実施（累計数）] インターンシップを行うための連携企業数 説明会での企業による発表数 インターンシップ実施のための企業への申込数	「日本再興戦略2016」で掲げられた「外国人留学生の日本国内での就職率を現状の3割から5割に向上させる」こと

別図表1-6 検査対象大学等における外国人留学生の在籍状況（平成27年～令和元年）

（単位：人）

区分	平成27年	28年	29年	30年	令和元年
大学院	17,104	17,983	19,657	21,652	23,317
正規生	14,899	15,702	17,062	18,903	20,484
非正規生	2,205	2,281	2,595	2,749	2,833
専攻科生・別科生	0	0	0	0	0
大学	10,901	12,446	12,938	13,637	13,807
正規生	6,821	7,371	7,877	8,343	8,794
非正規生	3,059	3,371	3,510	3,583	3,806
専攻科生・別科生	1,021	1,704	1,551	1,711	1,207
短期大学	191	235	369	475	473
正規生	98	136	215	274	187
非正規生	0	2	2	6	1
専攻科生・別科生	93	97	152	195	285
高等専門学校	32	35	36	34	24
正規生	27	30	26	24	23
非正規生	5	4	6	7	0
専攻科生	0	1	4	3	1
準備教育課程を設置する教育施設	347	321	325	363	386
計	28,575	31,020	33,325	36,161	38,007
正規生	(21,845)	(23,239)	(25,180)	(27,544)	(29,488)
非正規生	(5,269)	(5,658)	(6,113)	(6,345)	(6,640)
専攻科生・別科生	(1,114)	(1,802)	(1,707)	(1,909)	(1,493)

注(1) 記載の人数は各年の5月1日現在の人数である。

注(2) 計欄における正規生、非正規生及び専攻科生・別科生の括弧内の数字は、全体の計のうち大学院、大学、短期大学及び高等専門学校におけるそれぞれの区分に係る人数の計である。

別図表1-7 入試等の実施状況（令和元年度）

（単位：件、％）

区 分		入試等数(A)										日本語能力に係る 出願資格「有」の場合				
		日本語能力に係る出願資格による分類										日本語能力試験を出願資格 としているもの				
		有(B)	(B)/(A)	無(C)	(C)/(A)	外国語（英語） のみで履修可能 等(D)		入試等において 日本語能力を判 断等(E)		具体的な基準を明記 しているもの		具 体的 な 基 準 を の 明 記				
						(D)/(A)	(E)/(A)	N2 以上	N2 未満							
大学院	博士課程	正規生	476	97	20.3	379	79.6	265	55.6	114	23.9	78	67	67	0	11
		非正規生	96	31	32.2	65	67.7	48	50.0	17	17.7	29	21	21	0	8
	修士課程	正規生	427	93	21.7	334	78.2	208	48.7	126	29.5	76	67	67	0	9
		非正規生	170	55	32.3	115	67.6	73	42.9	42	24.7	50	42	40	2	8
	専門職学位 課程	正規生	26	7	26.9	19	73.0	11	42.3	8	30.7	7	7	7	0	0
	非正規生	11	4	36.3	7	63.6	3	27.2	4	36.3	4	4	4	0	0	
大学	正規生	239	142	59.4	97	40.5	56	23.4	41	17.1	45	39	38	1	6	
	非正規生	92	32	34.7	60	65.2	42	45.6	18	19.5	28	28	26	2	0	
	別科生	11	10	90.9	1	9.0	0	0	1	9.0	8	8	8	0	0	
短期大学	正規生	6	2	33.3	4	66.6	0	0	4	66.6	1	1	1	0	0	
	専攻科生	1	0	0	1	100	0	0	1	100	0	0	0	0	0	
	別科生	12	12	100	0	0	0	0	0	0	12	12	12	0	0	
高等専門学校	正規生	3	1	33.3	2	66.6	0	0	2	66.6	0	0	0	0	0	
準備教育課程を 設置する教育施設		6	0	0	6	100	0	0	6	100	0	0	0	0	0	
計		1,576	486	30.8	1,090	69.1	706	44.7	384	24.3	338	296	291	5	42	

注(1) 別科生については全て留学生別科に係る入試等である。また、入国・在留審査要領において、留学生別科に入学しようとする者は日本語能力試験N5相当以上の日本語能力を有していることが必要であるとされていることから、別科生の「N2以上」欄については、N5以上のものを計上している。

注(2) 準備教育課程を設置する教育施設には正規生、非正規生等の区分がない。

別図表1-8 文部科学省が発した在籍管理等に関する通知（平成22年度～令和元年度）

○ 大学等に対する通知		
年月日(番号)、発出者	通知名及び主な内容	追加・変更等の内容
平成22年6月22日 (22高学支第23号) 文部科学省高等教育局学生・留学生課長 <宛先> 各国公私立大学長 各国公私立高等専門学校長	外国人留学生の在籍管理等について（通知） 1 改正法の成立等に伴う外国人留学生受入れ業務について ○ 在留資格「留学」と在留資格「就学」の一本化 ○ 留学生の資格外活動の取り扱い 2 外国人留学生の在籍管理について 3 退学者・除籍者・所在不明者の定期報告について 4 大学等における輸出管理について	大学又は高等専門学校（第4学年、第5学年及び専攻科に限る。）に在籍する外国人留学生が当該大学又は高等専門学校との契約に基づいて行う教育又は研究を補助する活動に対する報酬については、資格外活動許可の対象外となる旨を周知した。
平成24年9月5日 (24高学留第60号) 文部科学省高等教育局学生・留学生課長 <宛先> 同上	外国人留学生の適切な受入れについて（通知） 1 適切な入学者選抜について 2 外国人留学生の在籍管理について 3 退学者・除籍者・所在不明者の定期報告について	文部科学省への定期報告である退学者等名簿における退学者の報告に転学・転校を事由とするものを含むこととした。
平成27年1月30日 (26高学留第53号) 文部科学省高等教育局学生・留学生課長 <宛先> 同上	外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理等について（通知） 1 外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理等について 2 留学生の卒業後等における教育機関の取組等について 3 退学者・除籍者・所在不明者の定期報告について	「留学生の卒業後等における教育機関の取組等について」（平成27年1月法務省入国管理局）に基づき、留学生が卒業等した場合の在留資格関係手続等の適切な実施を依頼した。
平成28年3月11日 (27高学留第60号) 文部科学省高等教育局学生・留学生課長 <宛先> 同上	外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理等について（通知） 1 外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理等について 2 留学生の卒業後等における教育機関の取組等について 3 退学者・除籍者・所在不明者の定期報告について	文部科学省が法務省から情報提供を受けて、不法残留者が5名以上発生した大学等に対してヒアリングを実施し、その発生要因の分析及び対策を講ずるよう要請している旨を周知した。
平成29年3月28日 (28高学留第49号) 文部科学省高等教育局学生・留学生課長 <宛先> 同上	外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について（通知） 1 外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について 2 留学生の卒業後等における教育機関の取組等について 3 退学者・除籍者・所在不明者の定期報告について	留学生別科については、各大学が自らの責任において大学設置基準や告示基準等を参考にしながら在籍管理の徹底等を行うこと、研究生等の入学定員の設定がない非正規生については、規模も含めた適切な受入れ及び在籍管理の徹底等を依頼した。

○ 大学等に対する通知		
年月日(番号)、発出者	通知名及び主な内容	追加・変更等の内容
平成31年3月29日 (30高学留第72号) 文部科学省高等教育局学 生・留学生課長 <宛先> 各国公私立大学長 各国公私立高等専門学校 長	外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理 の徹底等について(通知) 1 外国人留学生の適切な受入れ及び在籍 管理の徹底等について (1) 外国人留学生の適切な受入れにつ いて (2) 外国人留学生の適切な在籍管理の徹 底について (3) 留学生別科及び研究生・聴講生・ 科目等履修生等について 2 留学生の卒業後等における教育機関の 取組等について 3 退学者・除籍者・所在不明者の定期報 告について	留学生別科及び非正規生 の在籍管理の徹底等とと もに、大学の学位課程等 が大学進学のための日本 語予備教育を実施する課 程等として実施されない よう依頼した。また、退 学者等名簿について、退 学等の理由と退学等に至 る前段階の長期欠席を把 握できるよう報告様式を 見直した。
令和元年6月12日 (元高学留10号) 文部科学省高等教育局学 生・留学生課長 <宛先> 同上 (注)	外国人留学生の在籍管理の徹底に関する新 たな対応方針について(通知) 1 正規・非正規・別科の留学生受入れに 共通した対応方針 (1) 留学生の在籍管理状況の迅速・的確 な把握と指導の強化 (2) 在籍管理の適正を欠く大学等に対 する在留資格審査の厳格化 2 非正規・別科・専門学校への追加的対 応方針 (1) 非正規や別科(専ら日本語教育を行 うもの以外)等を活用する学校への対 応方策 (2) 専ら日本語教育を行う別科(留学生 別科)への対応方策	所在不明者等の発生状況 に応じて必要な改善指導 を実施し、その結果改善 が見られない場合は在籍 管理非適正大学として法 務省に通告することなど の方針を策定した。
○ 専修学校等に対する通知		
年月日(番号)、発出者	通知名及び主な内容	追加・変更等の内容
平成22年9月14日 (22文科生第473号) 文部科学省生涯学習政策 局長 <宛先> 各都道府県知事 各都道府県教育委員会	専修学校及び各種学校における留学生の受 入れについて(通知) 1 専修学校及び各種学校関係の主な改正 事項 (1) 在留資格「留学」と在留資格「就 学」の一本化について (2) 留学生・就学生の資格外活動許可の 取扱いについて 2 専修学校における留学生管理等に関す る留意事項 (1) 適切な受入れについて (2) 受入数について (3) 在籍管理等について 3 各種学校における留学生管理等に関す る留意事項	留学生の入学許可者数に ついては、総入学定員数 の2分の1までにとどめる こととしてきたが、留学 生の在籍管理等を適正に 行っている専修学校にあ っては、充実した教育指 導及び適切な留学生管理 を確保できる範囲内で、 2分の1を超えて受け入れ ることを可能とすること とした。

○ 専修学校等に対する通知		
年月日(番号)、発出者	通知名及び主な内容	追加・変更等の内容
平成22年9月14日 (22生生推第51号) 文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長 <宛先> 各都道府県専修学校主管課長 各都道府県教育委員会専修学校主管課長	専修学校における留学生管理等の徹底について(通知) 1 留学生管理等に関する具体的留意事項 (1) 入学者の募集・選抜について (2) 留学生向けの入学時オリエンテーションについて (3) 留学期間中の在籍管理等について (4) 卒業時の指導等について 2 留学生の受入数に関する取扱い	留学生の受入数に関する取扱いについては、「専修学校教育の振興方策等に関する調査研究(平成21年11月生涯学習政策局長決定)」の協力者会議により提言されている方法例を参考としつつ、適切に取り扱うこととした(過去4年間に2回以上非適正校となるなど、在籍管理の実績が良好でない専修学校は、留学生の数が総入学定員の2分の1を超えないようにすることなど)。
平成27年1月30日 (26生生推第28号) 文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長 <宛先> 各都道府県専修学校各種学校主管課長 各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長 専修学校を置く国立大学法人担当課長 厚生労働省医政局医療経営支援課長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長	「外国人の受入れ対策に関する行政評価・監視」に係る総務省行政評価局の勧告について(通知) 各都道府県等が学校教育制度の範囲内で適切な留学生管理等を専修学校・各種学校に指導する際には、入国管理局に専修学校等の適正校・非適正校の選定結果等の情報の提供を必要に応じて求め、活用するようお願いいたします。 留学生管理等については、平成22年9月14日付け22文科生第473号文部科学省生涯学習政策局長通知及び同日付け22生生推第51号文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長通知の両通知を踏まえた適切な対応をお願いいたします。 「留学生の卒業後等における教育機関の取組等について」(平成27年1月法務省入国管理局)を、各所管の専修学校等に対し周知し、留学生の卒業後等における在留管理等への御協力をお願いいたします。	都道府県等が入国管理局に専修学校等の適正校・非適正校の選定結果等に関する情報の提供を必要に応じて求める際の参考様式を示すとともに、専修学校等に対して「留学生の卒業後等における教育機関の取組等について」(平成27年1月法務省入国管理局)を周知し、留学生の卒業後等における在留管理等への協力を依頼した。
平成29年3月31日 (28生生推第45号) 文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長 <宛先> 各都道府県専修学校各種学校主管課長 各都道府県教育委員会専修学校各種学校課長 専修学校を置く国立大学法人担当課長 厚生労働省医政局医療経営支援課長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長	外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について(通知) 平成22年9月14日付け22生生推第51号文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長通知「専修学校における留学生管理等の徹底について(通知)」を添付し、各種学校の留学生管理等についても同様の取扱いを求める。 「留学生の卒業後等における教育機関の取組等について」(平成27年1月法務省入国管理局)を再度添付	22年9月の通知を、各種学校等に対して新たに周知した。

○ 専修学校等に対する通知		
年月日(番号)、発出者	通知名及び主な内容	追加・変更等の内容
平成30年10月19日 (30教生推第1号) 文部科学省総合教育政策 局生涯学習推進課長 <宛先> 各都道府県専修学校主管 課長 各都道府県教育委員会専 修学校主管課長	専修学校における留学生管理等の一層の徹 底について(通知) 専修学校に留学する留学生が増加し、 留学生を受け入れる専修学校も増える傾 向にあることから、各都道府県及び各都 道府県教育委員会におかれましては、専 修学校において「専修学校及び各種学校 における留学生の受入れについて」(平 成22年9月14日付け22文科生第473号文部 科学省生涯学習政策局長通知)を踏まえ た適切な留学生管理等の徹底が図られる よう御指導をお願いします。	留学生を受け入れる専修 学校も増える傾向にある ことから、22年9月の通 知について再度周知し た。

(注) 令和元年6月12日の「外国人留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針について(通知)」(元
 高学留10号文部科学省高等教育局学生・留学生課長)の「通知名及び主な内容」欄に記載している内容は、
 専修学校等に対しても、都道府県等を通じて周知されている。

別図表1-9 適正校等の選定の状況（平成27年～令和元年）

（単位：校）

区分		平成27年	28年	29年	30年	令和元年
大学	適正校	/	/	/	/	740
	非適正校	/	/	/	/	/
	慎重審査対象校	0	0	3	2	8
	選定停止校	/	/	/	/	1
短期大学	適正校	/	/	/	/	/
	非適正校	/	/	/	/	/
	慎重審査対象校	0	0	0	0	/
	選定停止校	/	/	/	/	/
高等専門学校	適正校	/	/	/	/	54
	非適正校	/	/	/	/	/
	慎重審査対象校	0	0	0	0	0
	選定停止校	/	/	/	/	0
専修学校（専門課程）	適正校	652	657	709	744	781
	非適正校	10	13	21	21	/
	慎重審査対象校	/	/	/	/	55
	選定停止校	0	3	2	2	3
準備教育課程を設置する教育施設	適正校	21	22	25	25	26
	非適正校	0	1	0	0	/
	慎重審査対象校	/	/	/	/	0
	選定停止校	0	0	0	0	0
日本語教育機関	適正校	421	435	503	550	627
	非適正校	23	37	25	24	/
	慎重審査対象校	/	/	/	/	32
	選定停止校	0	1	2	3	3

注(1) 適正校等の選定基準がない（選定基準を定めていない）年については「/」を、選定基準はあるが該当する教育機関がなかった年については「0」を記載している。

注(2) 「大学」には大学院を含み、「専修学校（専門課程）」には日本語教育機関を含まない。

注(3) 出入国在留管理庁は、令和元年においては、短期大学は大学に含めて、また、専修学校（専門課程）は一般課程及び高等課程を合わせて選定を行っている。このため、便宜的にそれぞれ「大学」欄、「専修学校（専門課程）」欄にまとめて記載している。

別図表1-10 退学及び除籍の理由（平成29年度～令和元年度）

（単位：人、％）

区分	理由	退学						除籍						計					
		外国人留学生高比率大学等		日本政府奨学金等受給者		外国人留学生高比率大学等		日本政府奨学金等受給者		外国人留学生高比率大学等		日本政府奨学金等受給者		外国人留学生高比率大学等		日本政府奨学金等受給者			
		人数	構成比	人数	構成比														
正規生	進路変更	519	35.0	83	41.2	78	33.6	1	0.1	1	0.2	0	0	520	24.5	84	15.3	78	29.4
	他の教育機関	243	16.4	35	17.4	39	16.8	0	0	0	0	0	0	243	11.4	35	6.3	39	14.7
	就職	276	18.6	48	23.8	39	16.8	1	0.1	1	0.2	0	0	277	13.0	49	8.9	39	14.7
	家庭の事情	138	9.3	26	12.9	24	10.3	2	0.3	0	0	0	0	140	6.6	26	4.7	24	9.0
	経済的な理由	159	10.7	7	3.4	29	12.5	7	1.1	6	1.7	4	12.1	166	7.8	13	2.3	33	12.4
	修学意欲低下	79	5.3	17	8.4	12	5.1	8	1.2	6	1.7	0	0	87	4.1	23	4.1	12	4.5
	病気・怪我	80	5.4	4	1.9	15	6.4	1	0.1	0	0	1	3.0	81	3.8	4	0.7	16	6.0
	学費未納	87	5.8	14	6.9	13	5.6	555	87.5	297	85.3	23	69.6	642	30.3	311	56.6	36	13.5
	成績不良	48	3.2	26	12.9	2	0.8	27	4.2	24	6.8	2	6.0	75	3.5	50	9.1	4	1.5
	所在不明	1	0.0	0	0	0	0	13	2.0	12	3.4	0	0	14	0.6	12	2.1	0	0
	その他	370	24.9	24	11.9	59	25.4	20	3.1	2	0.5	3	9.0	390	18.4	26	4.7	62	23.3
	計	1,481	100	201	100	232	100	634	100	348	100	33	100	2,115	100	549	100	265	100
非正規生等	進路変更	303	17.0	94	28.7	15	6.1	30	2.9	2	0.2	0	0	333	11.9	96	7.9	15	5.9
	他の教育機関	189	10.6	47	14.3	9	3.7	16	1.5	1	0.1	0	0	205	7.3	48	3.9	9	3.5
	就職	114	6.4	47	14.3	6	2.4	14	1.3	1	0.1	0	0	128	4.6	48	3.9	6	2.3
	家庭の事情	95	5.3	54	16.5	4	1.6	8	0.7	1	0.1	2	25.0	103	3.7	55	4.5	6	2.3
	経済的な理由	12	0.6	5	1.5	0	0	3	0.2	2	0.2	0	0	15	0.5	7	0.5	0	0
	修学意欲低下	36	2.0	24	7.3	0	0	160	15.9	156	17.8	0	0	196	7.0	180	14.9	0	0
	病気・怪我	52	2.9	15	4.5	8	3.2	15	1.4	0	0	3	37.5	67	2.4	15	1.2	11	4.3
	学費未納	15	0.8	12	3.6	0	0	355	35.4	326	37.2	0	0	370	13.3	338	28.0	0	0
	成績不良	27	1.5	25	7.6	1	0.4	137	13.6	136	15.5	0	0	164	5.9	161	13.3	1	0.3
	所在不明	2	0.1	1	0.3	0	0	53	5.2	53	6.0	0	0	55	1.9	54	4.4	0	0
	その他	1,234	69.4	97	29.6	215	88.4	240	23.9	200	22.8	3	37.5	1,474	53.0	297	24.6	218	86.8
	計	1,776	100	327	100	243	100	1,001	100	876	100	8	100	2,777	100	1,203	100	251	100
計	進路変更	822	25.2	177	33.5	93	19.5	31	1.8	3	0.2	0	0	853	17.4	180	10.2	93	18.0
	他の教育機関	432	13.2	82	15.5	48	10.1	16	0.9	1	0.0	0	0	448	9.1	83	4.7	48	9.3
	就職	390	11.9	95	17.9	45	9.4	15	0.9	2	0.1	0	0	405	8.2	97	5.5	45	8.7
	家庭の事情	233	7.1	80	15.1	28	5.8	10	0.6	1	0.0	2	4.8	243	4.9	81	4.6	30	5.8
	経済的な理由	171	5.2	12	2.2	29	6.1	10	0.6	8	0.6	4	9.7	181	3.6	20	1.1	33	6.3
	修学意欲低下	115	3.5	41	7.7	12	2.5	168	10.2	162	13.2	0	0	283	5.7	203	11.5	12	2.3
	病気・怪我	132	4.0	19	3.5	23	4.8	16	0.9	0	0	4	9.7	148	3.0	19	1.0	27	5.2
	学費未納	102	3.1	26	4.9	13	2.7	910	55.6	623	50.8	23	56.0	1,012	20.6	649	37.0	36	6.9
	成績不良	75	2.3	51	9.6	3	0.6	164	10.0	160	13.0	2	4.8	239	4.8	211	12.0	5	0.9
	所在不明	3	0.0	1	0.1	0	0	66	4.0	65	5.3	0	0	69	1.4	66	3.7	0	0
	その他	1,604	49.2	121	22.9	274	57.6	260	15.9	202	16.5	6	14.6	1,864	38.1	323	18.4	280	54.2
	合計	3,257	100	528	100	475	100	1,635	100	1,224	100	41	100	4,892	100	1,752	100	516	100

別図表1-11 正規生の国内での就職状況（平成29年度～令和元年度）（単位：人、％）

年度	卒業・ 修了等者 (A)	国内 就職者(B)	就職割合 (B)/(A)	(A)のうち就職希望者を把握しているもの				
				卒業・ 修了等者 (C)	国内就職希望者(D)			
					国内 就職者(E)	就職割合		
		(E)/(C)	(E)/(D)					
平成29年度	7,525	2,095	27.8	5,259	2,259	1,431	27.2	63.3
30年度	8,538	2,358	27.6	6,286	2,712	1,703	27.0	62.7
令和元年度	9,476	2,901	30.6	6,862	3,014	2,103	30.6	69.7
計	25,539	7,354	28.7	18,407	7,985	5,237	28.4	65.5

別図表1-12 就職及び進学に関する外国人留学生と全学生との比較（平成30年度）（単位：人、％）

区 分	進路状況調査						学校基本調査				
	卒業(修了)外 国人留学生総 数(A)	就職(B)		進学(C)		卒業(修了)者 数(D)	就職(E)		進学(F)		
		(B)/(A)		(C)/(A)			(E)/(D)	(F)/(D)			
大 学 院	博士課程	3,280	1,657	50.5	102	3.1	14,491	10,735	74.0	123	0.8
	修士課程	10,983	5,353	48.7	2,038	18.5	72,036	57,292	79.5	6,714	9.3
	専門職学位課程	968	520	53.7	30	3.0	6,832	4,528	66.2	102	1.4
大学	11,371	5,618	49.4	2,328	20.4	568,397	446,794	78.6	60,363	10.6	
短期大学	606	360	59.4	104	17.1	52,588	43,098	81.9	4,487	8.5	
高等専門学校	163	10	6.1	125	76.6	10,008	5,943	59.3	3,819	38.1	
計	27,371	13,518	49.3	4,727	17.2	724,352	568,390	78.4	75,608	10.4	

注(1) 本図表は進路状況調査及び学校基本調査を基に会計検査院が作成した。

注(2) 進路状況調査においては、正規課程を卒業又は修了した外国人留学生を対象としており、研究生等の非正規生、留学生別科等は含まれていない。また、卒業（修了）外国人留学生総数には進路不明者を含まない。

注(3) 学校基本調査においては、卒業（修了）者数には不詳・死亡の者を含まない。

別図表1-13 総合的対応策等における外国人留学生に係る具体的施策数等

（単位：施策、事業）

項目	具体的施策数	事業数
【総合的対応策】		
2 生活者としての外国人に対する支援		
(5) 留学生の就職等の支援	13	19
法務省に係るもの	6	6
文部科学省に係るもの	8	9
厚生労働省に係るもの	3	4
【総合的対応策（改訂）】		
3 生活者としての外国人に対する支援		
(5) 留学生の就職等の支援	21	33
法務省に係るもの	10	10
文部科学省に係るもの	9	10
厚生労働省に係るもの	10	13
4 新たな在留管理体制の構築		
(3) 留学生の在籍管理の徹底	8	13
法務省に係るもの	7	7
文部科学省に係るもの	6	6
厚生労働省に係るもの		

（注）省ごとの「具体的施策数」の内訳は重複しているものがあるため、合計しても各項目の「具体的施策数」とは一致しない。

別図表1-14 総合的対応策等における外国人留学生に係る主な施策内容、実施状況等

項目	施策番号	施策内容	実施状況
【総合的対応策】			
2 生活者としての外国人に対する支援			
(5) 留学生の就職等の支援			
	71	<p>大学が企業等と連携し、留学生が我が国での就職に必要なスキルである「ビジネス日本語」等を在学中から身に付ける教育プログラムを策定し、これを「留学生就職促進履修証明プログラム（仮称）」として文部科学省が認定し、留学生の国内企業等への就職につなげる仕組みを全国展開する。認定大学には、留学生の就職率についての達成目標の設定を求める一方で、奨学金の優先配分等の支援を検討する。スーパーグローバル大学創成支援事業の採択大学についても、同プログラムに原則として参加することとする。</p> <p>また、優秀な留学生の掘り起こし、日本語指導、国内企業とのマッチング等、総合的な受入れモデルを構築する専修学校における取組を支援しているところ、これらの取組によって得られた教育プログラム等に関する成果を公表して広く情報共有する。</p> <p>これらの取組により、大学・専修学校、企業、地方公共団体等の連携の下、留学生を国内企業への就職につなげる仕組みの構築を推進する。〔文部科学省〕</p>	<p>大学への支援については、文部科学省において、「留学生就職促進履修証明プログラム（仮称）」の制度設計について、検討の準備を開始するとともに、同制度で認定を受けた大学に対して奨学金を優先配分予定としている。</p> <p>専修学校への支援については、専修学校の振興に資する法人格を有する団体に委託を行い、日本語教育支援や修学支援、留学生の在籍管理、卒業後の国内への定着支援等、専修学校に係る入口から出口までの総合的・戦略的な留学生施策の推進について、関係機関との連携によるモデル体制の構築を進めている。</p>
	72	<p>各大学院、大学、専修学校等に対し、進路相談等の外国人留学生への就職支援を促すため、各学校に対して、留学生数及び留学生の就職率を開示・公表するよう要請するとともに、就職支援の取組や就職状況に応じて教育機関に対する奨学金の優先配分を行う。〔文部科学省〕</p>	<p>文部科学省は、大学等に対して、日本国内での就職を希望している外国人留学生に資するよう、卒業生（修了者）数、就職希望者数、就職者数、就職希望者数に対する就職率等を公表するよう依頼するなどしている。また、同省は、日本政府奨学金について、卒業後に日本国内で就職することを希望している外国人留学生を優先配分枠や要件に加えるなどのプログラムを令和元年度から実施している。さらに、JASSOは、外国人留学生を主な対象とした就職ガイダンス、外国人留学生に配慮した合同企業説明会等の全てを実施している大学等に対して平成30年度から学習奨励費を重点配分するために、新たに就職支援特別枠を設けている。</p>
	73	<p>留学生の国内就職の促進のため、留学の在留資格から就労関係の在留資格変更手続の簡素化等を行うことを踏まえ、大学等の進路相談等において留学生の在留資格の変更に対する支援が効果的に行えるよう、法務省、文部科学省と大学等が定期的な研修会（意見交換）を行う。〔法務省、文部科学省〕</p>	<p>検査対象大学等において、令和元年度に、在留資格の変更等に関する研修会等を法務省及び文部科学省と実施しているかみところ、7大学において実施しており、22大学等が他の大学等の主催する研修会等に参加していた。具体的な取組内容についてみところ、大学等が外国人留学生の就職の支援を主題とした研修会を主催し、文部科学省の協力を得て、地方出入国在留管理局の担当官に在留資格の変更について説明を受けるとともに、質疑応答や意見交換を行うなどしていた。</p>
	76	<p>外国人雇用サービスセンター及び一部のハローワークに設置している留学生コーナーを留学生に対する就職支援の拠点として位置付け、担当者制によるきめ細かな相談・支援を行うほか、インターンシップやセミナー、説明会の開催等により、留学生と企業とのマッチング支援を行うとともに、外国人雇用サービスセンター等の増設を含めた支援体制の強化等を図り、更なるマッチングの推進を図る。〔厚生労働省、経済産業省〕</p>	<p>厚生労働省は、外国人雇用サービスセンター及び留学生コーナーを増設し、未内定外国人留学生の把握等を行うほか、国内就職希望の外国人留学生に対して在籍の早い段階から就職ガイダンスを実施するなど、外国人留学生に対する就職支援の強化を図っている。</p>
	77	<p>入学を志願する留学生向けの情報提供を促し、国内企業のニーズに応じた留学生の受入れを促進するため、海外において、関係機関との連携により、卒業後の我が国での就職等のキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力について統合的な発信を図る。〔文部科学省〕</p>	<p>文部科学省は、「日本留学海外拠点連携推進事業」の実施に当たり、日本本部をJASSOに、6地域の各海外拠点を5大学に委託して行っている。</p> <p>当該事業において、優秀な外国人留学生の国内就職促進に向けて国内企業のニーズに応じた外国人留学生の受入れを促進するために、大学等での教育研究、卒業後の我が国での就職等のキャリアパスを始めとした日本留学の魅力を統合的に発信する取組を行っている。</p>
	79	<p>留学生が我が国で就職して活躍するための前提として、留学生が学業に専念し、高度な専門性・技術や日本語能力を身に付けて適正に課程を修了することができるよう、高等教育機関の質の確保と留学生の適正な管理が求められる。このため、関係機関と情報共有を図りつつ、各大学、高等専門学校、専修学校に対し、留学生の適切な受入れ及び学業成績や資格外活動の状況等の的確な把握や適切な指導等の在籍管理の徹底を求める。〔文部科学省〕</p>	<p>文部科学省は、大学等に対して、外国人留学生の適切な受入れ及び資格外活動の状況等の的確な把握等の在籍管理の徹底を求めるなどしている。</p>

項目	施策番号	施策内容	実施状況
【総合的対応策（改訂）】			
3 生活者としての外国人に対する支援			
(5) 留学生の就職等の支援			
	105	大学が企業等と連携し、留学生在我が国での就職に必要なスキルである「ビジネス日本語」等を在学中から身に付ける教育プログラムを策定し、これを「留学生就職促進履修証明プログラム（仮称）」として文部科学省が認定し、留学生の国内企業等への就職につなげる仕組みを全国展開する。認定大学には、留学生の就職率についての達成目標の設定を求め一方で、奨学金の優先配分等の支援を検討する。スーパーグローバル大学創成支援事業の採択大学についても、同プログラムに原則として参加することとする。 また、優秀な留学生の掘り起こし、日本語指導、国内企業とのマッチング等、総合的な受入れモデルを構築する専修学校における取組を支援しているところ、これらの取組によって得られた教育プログラム等に関する成果を公表して広く情報共有する。 これらの取組により、大学・専修学校、企業、地方公共団体等の連携の下、留学生を国内企業への就職につなげる仕組みの構築を推進する。〔文部科学省〕	総合的対応策71と同様
	106	文部科学省が認定する、留学生在ビジネス日本語等を身に付けるための教育プログラム「留学生就職促進履修証明プログラム（仮称）」について在学中のみならず、企業への内定後や大学卒業後をフォローアップする教育プログラムについても認定することとして、更なる活用促進を図る。〔文部科学省〕	総合的対応策71と同様
	107	大学等における就職率等の情報開示等の取組を集約し、効果的に発信するため日本学生支援機構の特設サイトにおいて、大学等の情報の掲載を進めるとともに、就職支援の取組や就職状況に応じて教育機関に対する奨学金の優先配分を行う。〔文部科学省〕	総合的対応策72と同様
	108	留学生の国内就職の促進のため、留学の在留資格から就労関係の在留資格変更手続の簡素化等を行うことを踏まえ、大学等の進路相談等において留学生の在留資格の変更に対する支援が効果的に行えるよう、法務省、文部科学省と大学等が連携し、研修会（意見交換）を行う。〔法務省、文部科学省〕	総合的対応策73と同様
	111	ハローワークの「外国人雇用サービスセンター」や「留学生コーナー」を地域の拠点として、担当者制によるきめ細かな相談・支援を行うほか、地方企業、地方公共団体、JETRO等関係機関と連携し、インターンシップの充実や留学生向け求人掘り起こし、就職ガイダンス等のセミナー、合同企業説明会の開催等に取り組むことで、留学生と企業の更なるマッチングの推進を図る。 また、上記拠点において、地方公共団体が設置する一元的な窓口と必要な連携を図る。〔厚生労働省、経済産業省〕	総合的対応策76と同様
	112	入学を志願する留学生向けの情報提供を促し、国内企業のニーズに応じた留学生の受入れを促進するため、海外において、関係機関との連携により、卒業後の我が国での就職等のキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力について統合的な発信を図る。〔文部科学省〕	総合的対応策77と同様

項目	施策番号	施策内容	実施状況
4		新たな在留管理体制の構築	
		(3) 留学生の在籍管理の徹底	
	154	留学生が我が国で就職して活躍するための前提として、留学生が学業に専念し、高度な専門性・技術や日本語能力を身に付けて適正に課程を修了することができるよう、高等教育機関の質の確保と留学生の適正な管理が求められる。このため、各大学、高等専門学校、専修学校に対して留学生の適切な受入れ及び学業成績や資格外活動の状況等の的確な把握や適切な指導等の在籍管理の徹底を求めるとともに、出入国在留管理庁と情報共有の上、在籍管理が不十分な大学等に対し、連携して実態調査及び指導を実施することで、留学生の在籍管理について更なる徹底を図る。〔文部科学省〕	総合的対応策79と同様
	155	留学生の在籍管理状況の迅速・的確な把握と指導の強化を行う。また、指導の結果、在籍管理の適正を欠く大学等については、改善が認められるまでの間、原則として、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化を図る。あわせて、在籍管理の適正を欠く大学等に対する私学助成の減額・不交付措置や大学等名の公表等の制裁を強化する。〔法務省、文部科学省〕	出入国在留管理庁は、大学等の在籍管理状況から所属する外国人留学生について1年に一度在留状況を確認する必要があると判断した場合は、慎重審査対象校として入国手続等の申請を簡素化せず原則どおり手続を行うこととしており、その他の場合は、申請を簡素化することができることとしている。また、在籍管理の適正を欠く大学等に対して外国人留学生の受入れを認めないなどの厳格化については、省令改正等の措置を検討中であるとしている。
	156	専ら日本語教育を行う留学生別科について、日本語教育機関の告示基準に準じた基準を作成し、当該基準への適合性の確認を受けている留学生別科のみ留学生の受入れを認める仕組みを構築する。加えて、非正規生等について、大学学部進学のための予備教育に受け入れる場合には、留学生別科に係る新基準によるものを除き、在留資格を認めない仕組みを構築する。〔文部科学省、法務省〕	文部科学省は、令和元年9月以降、日本語予備教育を行う留学生別科等の基準に関する協力者会議を開催するなどしており、同会議は「日本語予備教育を行う留学生別科等の基準に関する協力者会議まとめ（案）」を取りまとめるなどしている。

(注) 「施策内容」欄は総合的対応策又は総合的対応策（改訂）から引用している。

別図表2-1 技能実習機構の収入の予算及び決算の状況（平成28年度～令和元年度）

（単位：千円）

科目	平成28年度			29年度			30年度			令和元年度		
	収入予算額 (A)	収入決定済 額(B)	((A)-(B))									
(款) 資本金	193,040	193,040	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(款) 技能実習 事業収入	-	-	-	72,700	350,123	277,423	1,793,763	1,598,460	195,302	1,828,512	1,523,265	305,246
(款) 国庫補助 金等収入	842,681	842,681	-	3,496,845	3,103,309	393,536	3,451,817	3,451,824	7	6,211,412	6,211,424	12
(項) 国庫補 助金等収入	842,681	842,681	-	3,496,845	3,103,306	393,539	3,451,817	3,451,817	-	6,211,412	6,211,412	-
計	1,035,721	1,035,721	-	3,569,545	3,453,432	116,112	5,245,580	5,050,284	195,295	8,039,924	7,734,690	305,233

別図表2-2 技能実習機構の支出の予算及び決算の状況（平成28年度～令和元年度）

（単位：千円）

科目	平成28年度			29年度			30年度			令和元年度		
	支出予算現 額(A)	支出決定済 額(B)	不用額 ((A)-(B))									
(項) 事業諸費	73,414	19,199	54,214	1,919,051	1,621,128	297,922	4,087,380	3,643,947	443,432	6,747,456	5,101,104	1,646,351
(目) 技能実 習事業費	46,066	7,550	38,515	1,440,070	1,345,500	94,569	3,643,587	2,848,027	795,559	4,503,869	3,300,481	1,203,387
(項) 一般管理 費	952,307	419,390	532,916	1,577,794	1,060,483	517,310	1,077,350	833,051	244,298	1,113,068	1,088,016	25,051
(項) 予備費	-	-	-	72,700	-	72,700	80,850	-	80,850	179,400	-	179,400
計	1,025,721	438,590	587,130	3,569,545	2,681,612	887,932	5,245,580	4,476,999	768,580	8,039,924	6,189,121	1,850,802

(注) 各年度において、翌年度繰越額は0円である。

別図表2-3 機構交付金の執行状況（平成28年度～令和元年度）

（単位：千円）

年度	省名	交付決定額	概算払交付額 (A)	額の確定額 (B)	国庫返還額 ((A)-(B))
平成 28年度	法務省	13,398	13,398	3,910	9,488
	厚生労働省	829,283	829,283	434,679	394,604
	計	842,681	842,681	438,589	404,092
29年度	法務省	39,995	39,995	21,230	18,764
	厚生労働省	3,456,850	3,063,311	2,660,378	402,932
	計	3,496,845	3,103,306	2,681,609	421,696
30年度	法務省	39,997	39,997	23,348	16,648
	厚生労働省	3,411,820	3,411,820	2,897,473	514,346
	計	3,451,817	3,451,817	2,920,821	530,995
令和 元年度	法務省	39,997	39,997	33,908	6,088
	厚生労働省	6,171,415	6,171,415	4,757,610	1,413,804
	計	6,211,412	6,211,412	4,791,518	1,419,893

別図表2-4 技能実習機構の職員数等（平成28年度～令和元年度）

（単位：人）

年度	定員数	職員数	
		年度当初	年度末
平成28年度	92	37	37
29年度	346	146	186
30年度	346	346	400
令和元年度	587	481	582

別図表2-5 技能実習の区分別の認定件数等（平成29年度～令和元年度）

（単位：件、％）

年度	第1号技能実習			第2号技能実習			第3号技能実習			合計		
	企業 単独型	団体 監理型	計	企業 単独型	団体 監理型	計	企業 単独型	団体 監理型	計	企業 単独型	団体 監理型	計
平成 29年度	1,006 (1.5)	24,061 (37.5)	25,067 (39.1)	1,035 (1.6)	36,917 (57.6)	37,952 (59.2)	27 (0.0)	1,002 (1.5)	1,029 (1.6)	2,068 (3.2)	61,980 (96.7)	64,048 (100)
30年度	7,609 (1.9)	182,833 (46.9)	190,442 (48.9)	3,311 (0.8)	180,843 (46.4)	184,154 (47.3)	436 (0.1)	14,007 (3.6)	14,443 (3.7)	11,356 (2.9)	377,683 (97.0)	389,039 (100)
令和 元年度	6,694 (1.8)	183,340 (50.1)	190,034 (51.9)	2,746 (0.7)	147,288 (40.2)	150,034 (41.0)	414 (0.1)	25,430 (6.9)	25,844 (7.0)	9,854 (2.6)	356,058 (97.3)	365,912 (100)
計	15,309 (1.8)	390,234 (47.6)	405,543 (49.5)	7,092 (0.8)	365,048 (44.5)	372,140 (45.4)	877 (0.1)	40,439 (4.9)	41,316 (5.0)	23,278 (2.8)	795,721 (97.1)	818,999 (100)

注(1) 各年度の認定件数は、措置年月日が入力されていないなどのデータを除いて算出している。

注(2) 下段の括弧書きは、認定件数の合計に占める割合である。

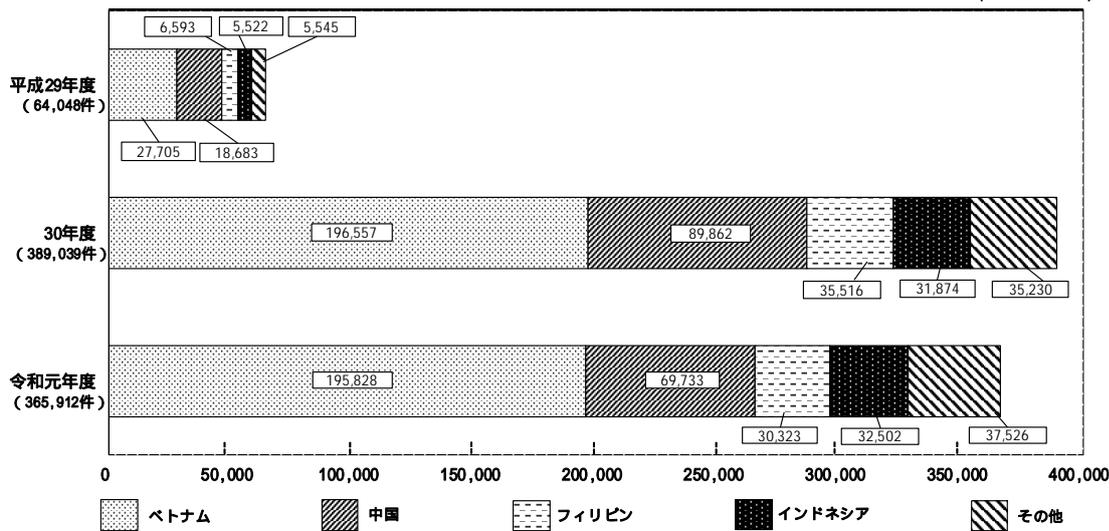
注(3) 平成29年度の件数は、29年11月から30年3月までの間に技能実習機構が認定した件数である。

別図表2-6 国・地域別の認定件数等（平成29年度～令和元年度）

(単位：件、%)

平成29年度から 令和元年度まで の間の認定件数	ベトナム	中国	フィリピン	インドネシア	その他
818,999 (100)	420,090 (51.2)	178,278 (21.7)	72,432 (8.8)	69,898 (8.5)	78,301 (9.5)

(単位：件)



注(1) 件数等は、措置年月日が入力されていないなどのデータを除いて算出している。

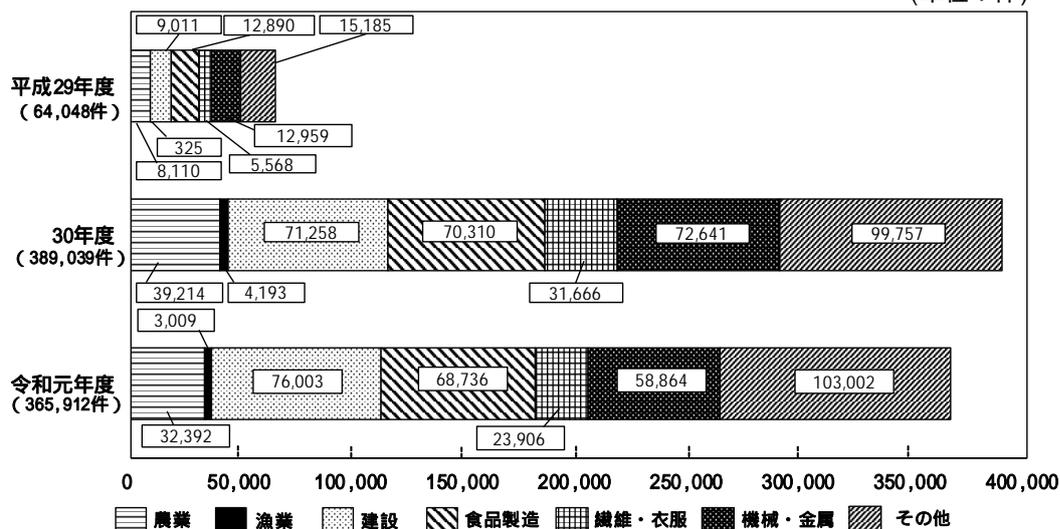
注(2) 平成29年度の件数は、29年11月から30年3月までの間に技能実習機構が認定した件数である。

別図表2-7 職種別の認定件数等（平成29年度～令和元年度）

(単位：件、%)

平成29年度から令和元年度までの間の認定件数	農業	漁業	建設	食品製造	繊維・衣服	機械・金属	その他
818,999 (100)	79,716 (9.7)	7,527 (0.9)	156,272 (19.0)	151,936 (18.5)	61,140 (7.4)	144,464 (17.6)	217,944 (26.6)

(単位：件)



- 注(1) 件数等は、措置年月日が入力されていないなどのデータを除いて算出している。
 注(2) 平成29年度の件数は、29年11月から30年3月までの間に技能実習機構が認定した件数である。
 注(3) 1技能実習計画において、複数の職種が含まれている場合には、当該職種のうち記載順が1番目の職種を対象として集計している。

別図表2-8 監理団体の申請、許可等の件数（平成29年度～令和元年度）

(単位：件)

年度	申請件数	主務大臣への報告件数	許可件数	不許可件数	取下げ件数
平成29年度	2,217	2,080	2,034	0	9
30年度	484	476	486	1	21
令和元年度	523	515	422	2	9
計	3,224	3,071	2,942	3	39

- 注(1) 「申請件数」は、技能実習機構が受理した年度で区分している。
 注(2) 「許可件数」が「主務大臣への報告件数」を上回っている年度があるのは、「許可件数」に、前年度に報告した申請に対して当該年度に許可された件数が含まれているためである。
 注(3) 平成29年度の件数は、29年6月から30年3月までの間に技能実習機構等が受理等した件数である。
 注(4) 許可の有効期間（初回の許可の場合）は、3年又は5年とされている。

別図表2-9 技能実習実施困難時届出書の受入れ方式別の提出件数（平成29年度～令和元年度）

(単位：件)

年度	提出件数	企業単独型				団体監理型				
		実習実施者都合	技能実習生都合	行方不明	監理団体都合	実習実施者都合	技能実習生都合	行方不明		
平成29年度	236	5	0	5	0	231	2	12	217	38
30年度	22,658	316	87	229	6	22,342	920	3,199	18,223	5,584
令和元年度	44,775	664	215	449	11	44,111	4,045	5,753	34,313	8,323
計	67,669	985	302	683	17	66,684	4,967	8,964	52,753	13,945

注(1) 「提出件数」は、技能実習機構が受理した年度で区分している。

注(2) 平成29年度の「提出件数」は、29年12月から30年3月までの間に技能実習機構が受理した件数である。

別図表2-10 新型コロナの影響を主な事由とする技能実習実施困難時届出書の事由別の提出件数等（令和3年3月19日時点）

(単位：件、人)

新型コロナの影響を主な事由とする提出件数（(A)+(B)）								
	実習実施者又は監理団体都合 (A)				技能実習生都合 (B)			
	困難事由			その他	困難事由			その他
	実習実施者の事業の縮小等	技能実習生の未入国	その他		技能実習生の未入国	本国への帰国希望	その他	
11,842 (21,206)	4,755 (11,458)	3,822 (9,536)	572 (1,204)	361 (718)	7,087 (9,748)	4,648 (6,232)	1,869 (2,471)	570 (1,045)

(注) 下段の括弧書きは、技能実習実施困難時届出書における技能実習生数である。

別図表2-11 申告の受理件数等（平成30年度及び令和元年度）

(単位：件)

年度	受理件数	内容					
		職種に関する こと	技能実習計 画に関する こと	支援体制に 関すること	暴力に関す ること	不適切な言 動に関する こと	その他
平成30年度	89	27	70	3	1	15	48
令和元年度	133	78	61	21	16	14	39
計	222	105	131	24	17	29	87

注(1) 「内容」欄の件数は、重複があることから、合計しても「受理件数」とは一致しない。

注(2) 平成29年度については、申告の受理実績がない。

別図表2-12 相談の受付件数等（平成29年度～令和元年度）

(単位：件)

年度	受付件数	内容							
		技能実習 制度に関 すること	その他の 制度に関 すること	不適切な 管理に関 すること	賃金・時 間外労働 等の労働 条件に関 すること	職種の相 違	途中帰国 に関する こと	実習先変 更に関す ること	その他
平成 29年度	616	173	5	61	145	29	90	64	310
30年度	2,248	255	79	473	597	122	317	309	781
令和 元年度	4,612	516	429	1,727	1,401	694	844	968	1,326
計	7,476	944	513	2,261	2,143	845	1,251	1,341	2,417

注(1) 「内容」欄の件数は、重複があることから、合計しても「受付件数」とは一致しない。

注(2) 平成29年度の「受付件数」は、29年11月から30年3月までの間に技能実習機構が受け付けた件数である。

別図表2-13 実習先変更支援サイトの新規登録件数（平成29年度～令和元年度）

（単位：件）

年度	利用者登録件数			募集情報登録件数
	監理団体	技能実習生		
平成29年度	617	604	13	160
30年度	795	752	43	190
令和元年度	522	488	34	363
計	1,934	1,844	90	713

（注）「利用者登録件数」欄及び「募集情報登録件数」欄には、各年度において新規に登録された情報等のうち各年度末時点において登録されていた件数を計上している。

別図表2-14 個別支援の実施状況（平成29年度～令和元年度）

（単位：件）

年度	支援件数	実習先決定		
			技能実習機構の支援により決定	その他
平成29年度	20	13	5	8
30年度	36	24	19	5
令和元年度	52	30	22	8
計	108	67	46	21

注(1) 「支援件数」は、技能実習機構が申出を受けた年度で区分している。

注(2) 平成29年度の「支援件数」は、29年12月から30年3月までの間に技能実習機構が個別支援を行った件数である。

別図表2-15 宿泊支援及び生活支援の実施状況（平成30年度及び令和元年度）

（単位：人、千円）

年度	宿泊支援を受けた人数			宿泊支援に係る支援金額	生活支援に係る支援金額
	生活支援を受けた人数	実習先が決定した人数			
平成30年度	28	27	17	4,555	606
令和元年度	43	33	14	10,273	1,297
計	71	60	31	14,829	1,904

注(1) 「宿泊支援を受けた人数」は、技能実習機構が申出を受けた年度で区分している。

注(2) 平成29年度については、宿泊支援及び生活支援の実績がない。

注(3) 生活支援は、宿泊支援を受けた技能実習生を対象に実施されている。

別図表2-16 機構実地検査の実施体制（平成29年度～令和元年度）

（単位：人）

年度	予算上の人員数	職員数	
		年度当初	年度末
平成29年度	159	44	47
30年度	103	128	162
令和元年度	241	170	224

（注）本図表は、技能実習機構本部の監理団体部指導課と地方事務所等の指導課の人数を計上している。

別図表2-17 機構実地検査の実施状況（平成29年度～令和元年度）

（単位：件、％）

年度	機構実地検査			改善勧告		
		実習実施者	監理団体		実習実施者	監理団体
平成29年度	6 (100)	5 (83.3)	1 (16.6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
30年度	10,369 (100)	7,886 (76.0)	2,483 (23.9)	4,169 (40.2)	2,752 (34.8)	1,417 (57.0)
令和元年度	18,057 (100)	14,970 (82.9)	3,087 (17.0)	6,253 (34.6)	4,922 (32.8)	1,331 (43.1)
計	28,432 (100)	22,861 (80.4)	5,571 (19.5)	10,422 (36.6)	7,674 (33.5)	2,748 (49.3)

注(1) 「機構実地検査」欄の下段の括弧書きは、機構実地検査件数の計に占める割合である。

注(2) 「改善勧告」欄の下段の括弧書きは、機構実地検査件数に占める割合である。

注(3) 平成29年度の件数は、30年1月から3月までの間に技能実習機構が実施した機構実地検査等の件数である。

注(4) 同一の実習実施者又は監理団体に対して同年度に複数回の機構実地検査が実施されることがあり、本図表は延べ件数等を計上している。

別図表2-18 技能実習法の規定別の改善勧告の状況（平成30年度及び令和元年度）

（単位：件、％）

実習実施者				監理団体			
違反行為に係る規定	平成30年度	令和元年度	計	違反行為に係る規定	平成30年度	令和元年度	計
第9条	1,573 (33.4)	2,261 (28.3)	3,834 (30.2)	第25条	344 (9.0)	234 (8.5)	578 (8.8)
第11条	373 (7.9)	798 (10.0)	1,171 (9.2)	第39条	972 (25.5)	847 (31.0)	1,819 (27.8)
第16条	682 (14.4)	2,457 (30.7)	3,139 (24.7)	第40条	134 (3.5)	116 (4.2)	250 (3.8)
第20条	1,904 (40.4)	2,258 (28.2)	4,162 (32.8)	第41条	1,955 (51.3)	987 (36.1)	2,942 (45.0)
第21条	59 (1.2)	105 (1.3)	164 (1.2)	第42条	172 (4.5)	215 (7.8)	387 (5.9)
その他	116 (2.4)	100 (1.2)	216 (1.7)	その他	229 (6.0)	330 (12.0)	559 (8.5)
計	4,707 (100)	7,979 (100)	12,686 (100)	計	3,806 (100)	2,729 (100)	6,535 (100)

（注）下段の括弧書きは、改善勧告件数の計に占める割合である。

別図表2-19 技能検定等の実習実施者別の合格率の状況（平成29年度～令和元年度）

（単位：実習実施者、％）

年度	実習実施者別の合格率														
	基礎級程度（第1号技能実習）					3級程度（第2号技能実習）実技					2級程度（第3号技能実習）実技				
	50%未満	50%以上 75%未満	75%以上 80%未満	80%以上 95%未満	95%以上	50%未満	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上	50%未満	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上
平成29年度分	29 (2.9)	4 (0.4)	0 (0)	2 (0.2)	934 (96.3)	17 (20.7)	3 (3.6)	3 (3.6)	1 (1.2)	58 (70.7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	(96.9)					(75.9)					(0)				
30年度分	306 (1.3)	118 (0.5)	11 (0.0)	28 (0.1)	21,913 (97.9)	616 (6.4)	215 (2.2)	178 (1.8)	40 (0.4)	8,529 (89.0)	11 (12.5)	1 (1.1)	0 (0)	0 (0)	76 (86.3)
	(98.4)					(91.9)					(86.9)				
令和元年度分	208 (0.5)	194 (0.4)	17 (0.0)	66 (0.1)	39,564 (98.7)	1,193 (5.4)	516 (2.3)	425 (1.9)	112 (0.5)	19,494 (89.6)	68 (23.8)	11 (3.8)	7 (2.4)	1 (0.3)	198 (69.4)
	(99.2)					(92.7)					(73.7)				

注(1) 本図表は、令和3年1月までに技能実習機構が受理した実施状況報告書のデータを基に作成したものである。

注(2) 「実習実施者別の合格率」は、合格者数が入力されていないなどのデータを除いて算出している。

注(3) 「実習実施者別の合格率」の母数には、実際の受検者及び実習実施者又は監理団体の責めによる事情により受検しなかった者が含まれている。

注(4) 各年度の上段の括弧書きは、実習実施者数の計に占める各区分の実習実施者数の割合である。

注(5) 各年度の下段の括弧書きは、各級の合格率の平均である。

注(6) 平成29年度分の件数等は、29年11月から30年3月までの間に技能実習を行った実習実施者が提出した実施状況報告書を基に集計した件数等である。

別図表2-20 国別及び年度別の実習により得られた効果（平成27年度～令和元年度）

（単位：人、％）

国名	年度	回答者数 (A)	回答内容（実習により得られた効果）									
			修得した技能		日本語能力の修得		日本での生活経験		日本で貯めたお金		起業した	
			回答者数 (B)	割合 (B)/(A)	回答者数 (C)	割合 (C)/(A)	回答者数 (D)	割合 (D)/(A)	回答者数 (E)	割合 (E)/(A)	回答者数 (F)	割合 (F)/(A)
中国	平成27年度	1,405	881	62.7	743	52.8	729	51.8	768	54.6	48	3.4
	28年度	1,765	1,145	64.8	846	47.9	763	43.2	1,102	62.4	45	2.5
	29年度	1,970	1,343	68.1	1,010	51.2	917	46.5	1,253	63.6	51	2.5
	30年度	1,699	1,114	65.5	931	54.7	1,046	61.5	1,014	59.6	56	3.2
	令和元年度	2,085	1,403	67.2	1,041	49.9	1,043	50.0	1,070	51.3	43	2.0
	計	8,924	5,886	65.9	4,571	51.2	4,498	50.4	5,207	58.3	243	2.7
インドネシア	平成27年度	208	146	70.1	147	70.6	166	79.8	127	61.0	55	26.4
	28年度	452	302	66.8	308	68.1	351	77.6	256	56.6	107	23.6
	29年度	895	675	75.4	617	68.9	686	76.6	473	52.8	238	26.5
	30年度	1,013	755	74.5	681	67.2	800	78.9	593	58.5	234	23.0
	令和元年度	1,335	1,028	77.0	910	68.1	1,002	75.0	795	59.5	297	22.2
	計	3,903	2,906	74.4	2,663	68.2	3,005	76.9	2,244	57.4	931	23.8
フィリピン	平成27年度	142	86	60.5	91	64.0	87	61.2	85	59.8	19	13.3
	28年度	268	155	57.8	143	53.3	138	51.4	131	48.8	21	7.8
	29年度	677	405	59.8	365	53.9	403	59.5	348	51.4	51	7.5
	30年度	420	271	64.5	222	52.8	256	60.9	247	58.8	63	15.0
	令和元年度	723	432	59.7	385	53.2	465	64.3	389	53.8	87	12.0
	計	2,230	1,349	60.4	1,206	54.0	1,349	60.4	1,200	53.8	241	10.8
タイ	平成27年度	95	88	92.6	86	90.5	85	89.4	54	56.8	11	11.5
	28年度	167	133	79.6	134	80.2	121	72.4	85	50.8	14	8.3
	29年度	312	260	83.3	255	81.7	258	82.6	191	61.2	37	11.8
	30年度	253	205	81.0	213	84.1	209	82.6	167	66.0	21	8.3
	令和元年度	459	386	84.0	336	73.2	346	75.3	301	65.5	19	4.1
	計	1,286	1,072	83.3	1,024	79.6	1,019	79.2	798	62.0	102	7.9
ベトナム	平成27年度	221	165	74.6	176	79.6	179	80.9	118	53.3	32	14.4
	28年度	499	370	74.1	379	75.9	356	71.3	300	60.1	120	24.0
	29年度	1,505	1,116	74.1	1,187	78.8	1,105	73.4	959	63.7	358	23.7
	30年度	1,872	1,544	82.4	1,480	79.0	1,225	65.4	1,208	64.5	351	18.7
	令和元年度	2,494	2,005	80.3	1,965	78.7	1,597	64.0	1,753	70.2	295	11.8
	計	6,591	5,200	78.8	5,187	78.6	4,462	67.6	4,338	65.8	1,156	17.5
計	平成27年度	2,071	1,366	65.9	1,243	60.0	1,246	60.1	1,152	55.6	165	7.9
	28年度	3,151	2,105	66.8	1,810	57.4	1,729	54.8	1,874	59.4	307	9.7
	29年度	5,359	3,799	70.8	3,434	64.0	3,369	62.8	3,224	60.1	735	13.7
	30年度	5,257	3,889	73.9	3,527	67.0	3,536	67.2	3,229	61.4	725	13.7
	令和元年度	7,096	5,254	74.0	4,637	65.3	4,453	62.7	4,308	60.7	741	10.4
	合計	22,934	16,413	71.5	14,651	63.8	14,333	62.4	13,787	60.1	2,673	11.6

注(1) 本図表はフォローアップ調査の結果を基に会計検査院が作成した。

注(2) 網掛け部分は、各年度で回答者が最大の項目を示している。

別図表2-21 国別及び年度別の就職していると回答した者の仕事内容（平成27年度～令和元年度）

（単位：人、％）

国名	年度	回答者数(A)	就職していると回答した者																
			技能実習と同じ又は同種の仕事						技能実習と異なる仕事						無回答又は不明				
			回答者数(B)	(A)に占める割合(B)/(A)	回答者数(C)	(A)に占める割合(C)/(A)	(B)に占める割合(C)/(B)	回答者数(D)	(A)に占める割合(D)/(A)	(B)に占める割合(D)/(B)	回答者数(E)	(A)に占める割合(E)/(A)	(B)に占める割合(E)/(B)	回答者数(F)	(A)に占める割合(F)/(A)	(B)に占める割合(F)/(B)	回答者数(G)	(A)に占める割合(G)/(A)	(B)に占める割合(G)/(B)
中国	平成27年度	1,405	779	55.4	617	43.9	79.2	417	29.6	53.5	200	14.2	25.6	92	6.5	11.8	70	4.9	8.9
	28年度	1,765	1,037	58.7	783	44.3	75.5	548	31.0	52.8	235	13.3	22.6	133	7.5	12.8	121	6.8	11.6
	29年度	1,970	1,264	64.1	1,010	51.2	79.9	733	37.2	57.9	277	14.0	21.9	192	9.7	15.1	62	3.1	4.9
	30年度	1,699	1,059	62.3	829	48.7	78.2	606	35.6	57.2	223	13.1	21.0	189	11.1	17.8	41	2.4	3.8
	令和元年度	2,085	1,249	59.9	970	46.5	77.6	680	32.6	54.4	290	13.9	23.2	191	9.1	15.2	88	4.2	7.0
	計	8,924	5,388	60.3	4,209	47.1	78.1	2,984	33.4	55.3	1,225	13.7	22.7	797	8.9	14.7	382	4.2	7.0
インドネシア	平成27年度	208	81	38.9	42	20.1	51.8	37	17.7	45.6	5	2.4	6.1	29	13.9	35.8	10	4.8	12.3
	28年度	452	220	48.6	99	21.9	45.0	61	13.4	27.7	38	8.4	17.2	97	21.4	44.0	24	5.3	10.9
	29年度	895	407	45.4	176	19.6	43.2	116	12.9	28.5	60	6.7	14.7	186	20.7	45.7	45	5.0	11.0
	30年度	1,013	415	40.9	176	17.3	42.4	136	13.4	32.7	40	3.9	9.6	185	18.2	44.5	54	5.3	13.0
	令和元年度	1,335	519	38.8	265	19.8	51.0	150	11.2	28.9	115	8.6	22.1	196	14.6	37.7	58	4.3	11.1
	計	3,903	1,642	42.0	758	19.4	46.1	500	12.8	30.4	258	6.6	15.7	693	17.7	42.2	191	4.8	11.6
フィリピン	平成27年度	142	84	59.1	46	32.3	54.7	29	20.4	34.5	17	11.9	20.2	21	14.7	25.0	17	11.9	20.2
	28年度	268	162	60.4	96	35.8	59.2	67	25.0	41.3	29	10.8	17.9	44	16.4	27.1	22	8.2	13.5
	29年度	677	310	45.7	185	27.3	59.6	119	17.5	38.3	66	9.7	21.2	88	12.9	28.3	37	5.4	11.9
	30年度	420	221	52.6	141	33.5	63.8	80	19.0	36.1	61	14.5	27.6	42	10.0	19.0	38	9.0	17.1
	令和元年度	723	387	53.5	266	36.7	68.7	200	27.6	51.6	66	9.1	17.0	88	12.1	22.7	33	4.5	8.5
	計	2,230	1,164	52.1	734	32.9	63.0	495	22.1	42.5	239	10.7	20.5	283	12.6	24.3	147	6.5	12.6
タイ	平成27年度	95	45	47.3	38	40.0	84.4	37	38.9	82.2	1	1.0	2.2	5	5.2	11.1	2	2.1	4.4
	28年度	167	58	34.7	45	26.9	77.5	37	22.1	63.7	8	4.7	13.7	10	5.9	17.2	3	1.7	5.1
	29年度	312	124	39.7	97	31.0	78.2	94	30.1	75.8	3	0.9	2.4	20	6.4	16.1	7	2.2	5.6
	30年度	253	76	30.0	59	23.3	77.6	52	20.5	68.4	7	2.7	9.2	11	4.3	14.4	6	2.3	7.8
	令和元年度	459	272	59.2	234	50.9	86.0	189	41.1	69.4	45	9.8	16.5	31	6.7	11.3	7	1.5	2.5
	計	1,286	575	44.7	473	36.7	82.2	409	31.8	71.1	64	4.9	11.1	77	5.9	13.3	25	1.9	4.3
バトナム	平成27年度	221	71	32.1	57	25.7	80.2	38	17.1	53.5	19	8.5	26.7	9	4.0	12.6	5	2.2	7.0
	28年度	499	265	53.1	206	41.2	77.7	162	32.4	61.1	44	8.8	16.6	46	9.2	17.3	13	2.6	4.9
	29年度	1,505	680	45.1	474	31.4	69.7	329	21.8	48.3	145	9.6	21.3	139	9.2	20.4	67	4.4	9.8
	30年度	1,872	660	35.2	448	23.9	67.8	298	15.9	45.1	150	8.0	22.7	146	7.7	22.1	66	3.5	10.0
	令和元年度	2,494	667	26.7	449	18.0	67.3	299	11.9	44.8	150	6.0	22.4	159	6.3	23.8	59	2.3	8.8
	計	6,591	2,343	35.5	1,634	24.7	69.7	1,126	17.0	48.0	508	7.7	21.6	499	7.5	21.2	210	3.1	8.9
計	平成27年度	2,071	1,060	51.1	800	38.6	75.4	558	26.9	52.6	242	11.6	22.8	156	7.5	14.7	104	5.0	9.8
	28年度	3,151	1,742	55.2	1,229	39.0	70.5	875	27.7	50.2	354	11.2	20.3	330	10.4	18.9	183	5.8	10.5
	29年度	5,359	2,785	51.9	1,942	36.2	69.7	1,391	25.9	49.9	551	10.2	19.7	625	11.6	22.4	218	4.0	7.8
	30年度	5,257	2,431	46.2	1,653	31.4	67.9	1,172	22.2	48.2	481	9.1	19.7	573	10.8	23.5	205	3.8	8.4
	令和元年度	7,096	3,094	43.6	2,184	30.7	70.5	1,518	21.3	49.0	666	9.3	21.5	665	9.3	21.4	245	3.4	7.9
	合計	22,934	11,112	48.4	7,808	34.0	70.2	5,514	24.0	49.6	2,294	10.0	20.6	2,349	10.2	21.1	955	4.1	8.5

(注) 本図表はフォローアップ調査の結果を基に会計検査院が作成した。

別図表2-22 国別及び年度別の就職しているとの回答以外の回答をした者の状況（平成27年度～令和元年度）

（単位：人、％）

国名	年度	回答者数(A)	就職しているとの回答以外の回答をした者			仕事を探している			何もしていない			進学している			技能実習3号で日本に戻る			建設特活（造船特活）で日本に戻る及び特定技能で日本に戻る（令和元年度ののみ）			その他		
			回答者数(B)	(A)に占める割合(B)/(A)	回答者数(C)	(A)に占める割合(C)/(A)	(B)に占める割合(C)/(B)	回答者数(D)	(A)に占める割合(D)/(A)	(B)に占める割合(D)/(B)	回答者数(E)	(A)に占める割合(E)/(A)	(B)に占める割合(E)/(B)	回答者数(F)	(A)に占める割合(F)/(A)	(B)に占める割合(F)/(B)	回答者数(G)	(A)に占める割合(G)/(A)	(B)に占める割合(G)/(B)	回答者数(H)	(A)に占める割合(H)/(A)	(B)に占める割合(H)/(B)	
中国	平成27年度	1,405	586	41.7	368	26.1	62.7	143	10.1	24.4	11	0.7	1.8						64	4.5	10.9		
	28年度	1,765	628	35.5	453	25.6	72.1	121	6.8	19.2	8	0.4	1.2						46	2.6	7.3		
	29年度	1,970	610	30.9	432	21.9	70.8	106	5.3	17.3	10	0.5	1.6						62	3.1	10.1		
	30年度	1,699	580	34.1	328	19.3	56.5	110	6.4	18.9	4	0.2	0.6	86	5.0	14.8	8	0.4	1.3	44	2.5	7.5	
	令和元年度	2,085	695	33.3	331	15.8	47.6	127	6.0	18.2	9	0.4	1.2	146	7.0	21.0	21	1.0	3.0	61	2.9	8.7	
	計	8,924	3,099	34.7	1,912	21.4	61.6	607	6.8	19.5	42	0.4	1.3	232	2.5	7.4	29	0.3	0.9	277	3.1	8.9	
インドネシア	平成27年度	208	123	59.1	88	42.3	71.5	15	7.2	12.1	10	4.8	8.1						10	4.8	8.1		
	28年度	452	221	48.8	155	34.2	70.1	17	3.7	7.6	22	4.8	9.9						27	5.9	12.2		
	29年度	895	433	48.3	321	35.8	74.1	35	3.9	8.0	22	2.4	5.0						55	6.1	12.7		
	30年度	1,013	561	55.3	372	36.7	66.3	19	1.8	3.3	19	1.8	3.3	110	10.8	19.6	8	0.7	1.4	33	3.2	5.8	
	令和元年度	1,335	742	55.5	464	34.7	62.5	16	1.1	2.1	19	1.4	2.5	155	11.6	20.8	46	3.4	6.1	42	3.1	5.6	
	計	3,903	2,080	53.2	1,400	35.8	67.3	102	2.6	4.9	92	2.3	4.4	265	6.7	12.7	54	1.3	2.5	167	4.2	8.0	
フィリピン	平成27年度	142	55	38.7	47	33.0	85.4	4	2.8	7.2	0	0	0						4	2.8	7.2		
	28年度	268	89	33.2	62	23.1	69.6	14	5.2	15.7	1	0.3	1.1						12	4.4	13.4		
	29年度	677	295	43.5	218	32.2	73.8	30	4.4	10.1	10	1.4	3.3						37	5.4	12.5		
	30年度	420	186	44.2	82	19.5	44.0	16	3.8	8.6	1	0.2	0.5	61	14.5	32.7	16	3.8	8.6	10	2.3	5.3	
	令和元年度	723	297	41.0	93	12.8	31.3	32	4.4	10.7	0	0	0	104	14.3	35.0	54	7.4	18.1	14	1.9	4.7	
	計	2,230	922	41.3	502	22.5	54.4	96	4.3	10.4	12	0.5	1.3	165	7.3	17.8	70	3.1	7.5	77	3.4	8.3	
タイ	平成27年度	95	48	50.5	28	29.4	58.3	10	10.5	20.8	8	8.4	16.6						2	2.1	4.1		
	28年度	167	94	56.2	65	38.9	69.1	18	10.7	19.1	4	2.3	4.2						7	4.1	7.4		
	29年度	312	169	54.1	101	32.3	59.7	32	10.2	18.9	14	4.4	8.2						22	7.0	13.0		
	30年度	253	159	62.8	68	26.8	42.7	36	14.2	22.6	8	3.1	5.0	22	8.6	13.8	2	0.7	1.2	23	9.0	14.4	
	令和元年度	459	175	38.1	68	14.8	38.8	32	6.9	18.2	14	3.0	8.0	48	10.4	27.4	9	1.9	5.1	4	0.8	2.2	
	計	1,286	645	50.1	330	25.6	51.1	128	9.9	19.8	48	3.7	7.4	70	5.4	10.8	11	0.8	1.7	58	4.5	8.9	
ベトナム	平成27年度	221	138	62.4	98	44.3	71.0	6	2.7	4.3	15	6.7	10.8						19	8.5	13.7		
	28年度	499	215	43.0	165	33.0	76.7	9	1.8	4.1	16	3.2	7.4						25	5.0	11.6		
	29年度	1,505	716	47.5	523	34.7	73.0	51	3.3	7.1	34	2.2	4.7						108	7.1	15.0		
	30年度	1,872	1,131	60.4	478	25.5	42.2	58	3.0	5.1	47	2.5	4.1	392	20.9	34.6	45	2.4	3.9	111	5.9	9.8	
	令和元年度	2,494	1,698	68.0	565	22.6	33.2	65	2.6	3.8	66	2.6	3.8	746	29.9	43.9	180	7.2	10.6	76	3.0	4.4	
	計	6,591	3,898	59.1	1,829	27.7	46.9	189	2.8	4.8	178	2.7	4.5	1,138	17.2	29.1	225	3.4	5.7	339	5.1	8.6	
計	平成27年度	2,071	950	45.8	629	30.3	66.2	178	8.5	18.7	44	2.1	4.6						99	4.7	10.4		
	28年度	3,151	1,247	39.5	900	28.5	72.1	179	5.6	14.3	51	1.6	4.0						117	3.7	9.3		
	29年度	5,359	2,223	41.4	1,595	29.7	71.7	254	4.7	11.4	90	1.6	4.0						284	5.2	12.7		
	30年度	5,257	2,617	49.7	1,328	25.2	50.7	239	4.5	9.1	79	1.5	3.0	671	12.7	25.6	79	1.5	3.0	221	4.2	8.4	
	令和元年度	7,096	3,607	50.8	1,521	21.4	42.1	272	3.8	7.5	108	1.5	2.9	1,199	16.8	33.2	310	4.3	8.5	197	2.7	5.4	
	合計	22,934	10,644	46.4	5,973	26.0	56.1	1,122	4.8	10.5	372	1.6	3.4	1,870	8.1	17.5	389	1.6	3.6	918	4.0	8.6	

注(1) 本図表はフォローアップ調査の結果を基に会計検査院が作成した。
 注(2) 建設特活は「建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置（外国人建設就労者受入事業）」、造船特活は「造船分野における外国人材の活用に係る緊急措置（外国人造船就労者受入事業）」により、それぞれ平成27年4月から在留資格「特定活動」で受入れが開始されたものであり、帰国後技能実習生の就職状況をより詳細に把握するために、フォローアップ調査においては、30年度以降に「建設特活（造船特活）で日本に戻る」として集計が開始された。
 注(3) 「特定技能で日本に戻る」は、在留資格「特定技能」が平成31年4月に新たに創設されたことに伴い、令和元年度のフォローアップ調査から集計が開始された。

別図表2-23 在留資格「特定技能1号」による在留状況（令和元年6月末～2年12月末）

（単位：人、％）

分野	時点	総数 (各時点の 累計) (A)	試験 ルート	技能実習ルート(B)		介護福祉士 養成施設修 了ルート	EPA介護福祉 士候補者 ルート	検定 ルート
					分野ごとの技能実習 ルートからの割合 (B)/(A)			
介護	令和元年6月末	0	0	0	0	0	0	
	元年12月末	19	0	0	0	0	19	
	2年6月末	170	120	0	0	0	50	
	2年12月末	939	828	0	0	0	111	
ビルクリーニング	令和元年6月末	0	0	0	0			
	元年12月末	13	0	13	100			
	2年6月末	84	25	59	70.2			
	2年12月末	184	75	109	59.2			
素形材産業	令和元年6月末	11	0	11	100			
	元年12月末	193	0	193	100			
	2年6月末	537	0	537	100			
	2年12月末	1,235	0	1,235	100			
産業機械製造業	令和元年6月末	6	0	6	100			
	元年12月末	198	0	198	100			
	2年6月末	561	0	561	100			
	2年12月末	1,248	0	1,248	100			
電気・電子情報関連産業	令和元年6月末	0	0	0	0			
	元年12月末	38	0	38	100			
	2年6月末	268	0	268	100			
	2年12月末	725	0	725	100			
建設	令和元年6月末	0	0	0	0			0
	元年12月末	107	0	107	100			0
	2年6月末	374	0	374	100			0
	2年12月末	1,319	2	1,316	99.7			1
造船・船舶工業	令和元年6月末	0	0	0	0			0
	元年12月末	58	0	58	100			0
	2年6月末	175	0	175	100			0
	2年12月末	413	2	411	99.5			0
自動車整備	令和元年6月末	0	0	0	0			0
	元年12月末	10	0	9	90.0			1
	2年6月末	54	0	53	98.1			1
	2年12月末	151	2	146	96.6			3
航空	令和元年6月末	0	0	0	0			0
	元年12月末	0	0	0	0			0
	2年6月末	2	2	0	0			0
	2年12月末	13	13	0	0			0
宿泊	令和元年6月末	0	0	0	0			0
	元年12月末	15	15	0	0			0
	2年6月末	39	39	0	0			0
	2年12月末	67	67	0	0			0
農業	令和元年6月末	2	0	2	100			0
	元年12月末	292	0	292	100			0
	2年6月末	930	2	928	99.7			0
	2年12月末	2,387	37	2,350	98.4			0
漁業	令和元年6月末	0	0	0	0			0
	元年12月末	21	0	21	100			0
	2年6月末	55	0	55	100			0
	2年12月末	220	2	218	99.0			0
飲食物品製造業	令和元年6月末	1	0	1	100			0
	元年12月末	557	0	557	100			0
	2年6月末	2,094	60	2,034	97.1			0
	2年12月末	5,764	178	5,586	96.9			0
外食業	令和元年6月末	0	0	0	0			0
	元年12月末	100	100	0	0			0
	2年6月末	607	607	0	0			0
	2年12月末	998	998	0	0			0
計	令和元年6月末	20	0	20	100	0	0	0
	元年12月末	1,621	115	1,486	91.6	0	19	1
	2年6月末	5,950	855	5,044	84.7	0	50	1
	2年12月末	15,663	2,204	13,344	85.1	0	111	4

- 注(1) 本図表は出入国在留管理庁の公表資料を基に会計検査院が作成した。
- 注(2) 網掛け部分は、分野ごとの技能実習ルートからの割合が100%であることを示している。
- 注(3) 「介護福祉士養成施設修了ルート」欄には、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有する者と認められた介護福祉士養成課程の修了者を計上している。
- 注(4) 「EPA介護福祉士候補者ルート」欄には、4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められ、特定技能1号への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等が免除された者を計上している。
- 注(5) 「検定ルート」欄には、国土交通大臣が行う自動車整備士技能検定試験3級や該当する分野に係る都道府県等が行う技能検定試験に合格し、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有する者と認められた者を計上している。

別図表2-24 総合的対応策（改訂）等における技能実習制度の更なる適正化に係る
 具体的施策数等

(単位：施策、事業)

項目	具体的施策数	事業数
【総合的対応策】		
2 生活者としての外国人に対する支援		
(6) 適正な労働環境等の確保		
適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保	1	2
法務省に係るもの	1	1
厚生労働省に係るもの	1	1
4 新たな在留管理体制の構築		
(3) 不法滞在者等への対策強化	1	2
法務省に係るもの	1	1
厚生労働省に係るもの	1	1
【総合的対応策（改訂）】		
4 新たな在留管理体制の構築		
(4) 技能実習制度の更なる適正化	5	8
法務省に係るもの	5	5
厚生労働省に係るもの	3	3

注(1) 省ごとの「具体的施策数」の内訳は重複しているものがあるため、合計しても各項目の「具体的施策数」とは一致しない。

注(2) 総合的対応策の2施策は、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」（令和元年6月、関係閣僚会議）において、技能実習制度の更なる適正化の関連施策とされているものである。

別図表2-25 総合的対応策（改訂）等における技能実習制度の更なる適正化に係る施策内容、実施状況等

項目	施策番号	施策内容	実施状況
【総合的対応策】			
2 生活者としての外国人に対する支援			
(6) 適正な労働環境等の確保			
	83	適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保 とりわけ、技能実習制度における管理監督体制を強化し、技能実習生のより一層適正な労働条件と雇用管理の確保のため、外国人技能実習機構の体制強化を図る。〔法務省、厚生労働省〕	令和元年度に技能実習機構の職員数（定員数）を346人から587人へ増員した。
4 新たな在留管理体制の構築			
(3) 不法滞在者等への対策強化			
	122	技能実習に関し、外国人技能実習機構における実地検査要員の拡充及び実地検査に関するマニュアル等の整備による実地検査能力の強化を進めるとともに、外国人技能実習機構が行う実習実施者等に対する検査に関し、その結果を必要に応じ的確に法務省に通報させ、法務省において追加調査・外国人技能実習機構との合同調査等を行い、技能実習生の保護等を図る。〔法務省、厚生労働省〕	技能実習機構は、平成31年2月に機構実地検査に関するマニュアルを整備するなどした。また、法務省及び厚生労働省は、技能実習機構に対して、個別の事案に応じて具体的な機構実地検査の内容等を指示したほか、随時、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められる事案等について、技能実習機構との間で情報の共有を行うなどした。
【総合的対応策（改訂）】			
4 新たな在留管理体制の構築			
(4) 技能実習制度の更なる適正化			
	124 <再掲>	技能実習制度については、依然として多くの不正行為事案が発生している状況にあり、外国人技能実習機構の実地検査の能力を強化するために、出入国在留管理庁が把握している技能実習生の情報を共有するなどの措置を講ずる。<再掲>〔法務省〕	出入国在留管理庁及び技能実習機構において、それぞれの業務システムを連携させて技能実習生に係る出入国や在留に関する最新情報を共有することとし、令和2年度に仕様書を作成するなどした（4年度運用開始予定）。
	159	法務省による技能実習における失踪者に係る情報等の収集・分析の結果、実習実施者について賃金不払等の労働関係法令違反が認められた場合には、法務省、厚生労働省及び外国人技能実習機構が連携の上、更なる調査を進め、実習実施者・監理団体等に対する指導助言、立入検査、改善命令等の措置を講ずるほか、悪質な場合は、実習実施者及び監理団体に対し、許可の取消し等の処分を行う。労働関係法令違反の疑いについては、法務省から厚生労働省への通報により、労働基準法等に基づく監督指導等を行い、賃金の不払等の違反があれば是正を図らせる。加えて、法務省、厚生労働省及び外国人技能実習機構は、必要に応じ、関係行政機関に対して情報提供や告発等を行い、関係行政機関においては、法令に基づいて適切に対処する。こうした取組の状況等については、白書等を通じて定期的に公表する。〔法務省、厚生労働省、警察庁〕	法務省、厚生労働省及び技能実習機構は、随時、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められる事案等について、情報の共有を行うなどした。また、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められる事案については、厚生労働省が労働基準法等に基づく監督指導等を行い、賃金の不払等の違反があれば是正を図らせた。
	160	技能実習生の失踪者数は技能実習生の入国・在留者数の増加に伴い近年増加傾向にあることから、失踪者数を減少させるため、技能実習制度の運用に関するプロジェクトチームで示された改善方策を更に具体化、充実させる方策を検討する。〔法務省〕	出入国在留管理庁は、令和元年12月に、行方不明者を就労させた企業の告発及び告発事実の公表、行方不明先等に係る情報収集の強化、出入国在留管理庁から監理団体に対して技能実習制度の厳格化について直接周知等の更なる措置を執ることとした旨の周知文書を公表するなどした。
	161	実習実施者側の不適正な取扱いに起因する技能実習生の失踪について制裁規定を設けることによりそのような失踪を実効的に防止するため、失踪について帰責性がある実習実施者については、失踪後の一定期間、技能実習生の新規受入れができない旨省令で規定し、周知した上で施行する。 また、技能実習生に対する報酬額及びその支払が適正であったか否かの調査を容易かつ正確にし、また、そのことにより、実習実施者による賃金に関する不正行為等の発生を抑制するため、実習実施者に対し、技能実習生に対する報酬の支払を口座振込み等の現実の支払額を確認できる方法で行うことを義務付ける旨省令で規定し、周知した上で施行する。〔法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構〕	出入国在留管理庁及び厚生労働省は、技能実習規則を改正して、実習実施者及び監理団体が、過去1年以内に実習実施者又は監理団体の責めに帰すべき事由により技能実習生の行方不明者を発生させていない旨、技能実習生に対する報酬を、当該技能実習生の指定する銀行その他の金融機関に対する当該技能実習生の預金口座若しくは貯金口座への振込み又は当該技能実習生に現実に支払われた額を確認することができる方法によって支払われることとしている旨をそれぞれ技能実習計画を認定する上での要件として追加して、令和2年4月に施行した。
	162	技能実習制度においては、一部の実習実施者等による長時間労働や賃金不払といった労働関係法令違反、人権侵害行為、失踪といった問題があることから、外国人技能実習機構において技能実習計画の認定時や実地検査時、実習時間、日本人との同等報酬や人権侵害行為の有無等について確認を徹底する。こういった取組に加え、技能実習生の保護を図るため、人権侵害があるなどやむを得ない場合には実習先の変更が可能であること、不正を知った場合の対応方法及び失踪後に犯罪等に巻き込まれる可能性があること、外国人技能実習機構の母国語相談窓口等について、個々の技能実習生全員に直接周知する方策を検討する。〔法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構〕	出入国在留管理庁は、令和2年度に、やむを得ない場合には実習先の変更が可能であることなどを個々の技能実習生全員に直接周知するために、啓発動画を作成するなどした。

（注）「施策内容」欄は総合的対応策又は総合的対応策（改訂）から引用している。

別図表3-1 総合的対応策及び総合的対応策（改訂）における予算の執行状況（平成30年度及び令和元年度）

（単位：千円）

項目	予算額等									
	平成30年度 第2次補正 予算額	30年度第2 次補正予算 額に係る支 出額	30年度第2 次補正予算 額に係る翌 年度繰越額	30年度第2 次補正予算 額に係る不 用額	令和元年度 当初予算額	元年度補正 予算額	元年度支出 額	元年度翌年 度繰越額	元年度不用 額	
1 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等										
(1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり	-	-	-	-	1,527	-	-	-	-	1,527
(2) 啓発活動等の実施	-	-	-	-	3,418	-	2,703	-	-	714
2 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組										
(1) 特定技能外国人の大都市圏その他特定地域への集中防止策等	-	-	-	-	-	1,776,646	-	1,776,646	-	-
(2) 特定技能試験の円滑な実施等	-	-	-	-	-	186,705	-	186,705	-	-
(3) 悪質な仲介事業者等の排除	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(4) 海外における日本語教育基盤の充実等	63,988	44,064	-	19,923	27,050	-	14,403	-	-	12,646
3 生活者としての外国人に対する支援										
(1) 暮らしやすい地域社会づくり										
行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備	1,819,967	18,003	1,798,025	3,938	1,016,006	200,866	1,702,641	199,068	-	1,113,187
地域における多文化共生の取組の促進・支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(2) 生活サービス環境の改善等										
医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等	-	-	-	-	1,660,460	-	245,274	-	-	1,415,185
災害発生時の情報発信・支援等の充実	-	-	-	-	30,097	12,902	22,454	5,335	-	15,209
交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実	-	-	-	-	315,375	-	148,918	-	-	166,457
住宅確保のための環境整備・支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融・通信サービスの利便性の向上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(3) 円滑なコミュニケーションの実現（日本語教育の充実）	-	-	-	-	756,646	-	303,233	-	-	453,412
(4) 外国人の子供に係る対策	-	-	-	-	489,818	-	465,167	-	-	24,651
(5) 留学生の就職等の支援	446,071	446,071	-	-	1,926,836	518,457	1,999,321	-	-	445,971
(6) 適正な労働環境等の確保										
適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保	-	-	-	-	1,198,375	-	827,072	-	-	371,302
地域での安定した就労の支援	-	-	-	-	843,369	-	778,566	-	-	64,802
(7) 社会保険への加入促進等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4 新たな在留管理体制の構築										
(1) 在留資格手続の円滑化・迅速化	-	-	-	-	1,234,658	-	1,219,811	-	-	14,846
(2) 在留管理基盤の強化	-	-	-	-	-	489,226	3,179	459,194	-	26,852
(3) 留学生の在籍管理の徹底	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(4) 技能実習制度の更なる適正化	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(5) 不法滞在者等への対策強化	-	-	-	-	430,548	131,230	415,735	131,230	-	14,812
計	2,330,026	508,139	1,798,025	23,861	9,934,183	3,316,032	8,148,484	2,758,178	-	4,141,577

注(1) 「項目」欄の区分は、総合的対応策（改訂）の施策内容の区分に即して整理している。

注(2) 総合的対応策には盛り込まれておらず総合的対応策（改訂）に盛り込まれた具体的施策に係る事業のうち、令和元年度以前から実施している事業については、「平成30年度第2次補正予算額」、「令和元年度当初予算額」等は計上していない。

注(3) 同一事業が複数の施策に関連する場合には、予算額等と最も関連性の高い施策に計上している。

別図表3-2 総合的対応策及び総合的対応策（改訂）の予算額（平成30年度～令和2年度）

（単位：千円、％）

関係府省庁等	予算額	令和元年度		2年度	計
	平成30年度	当初予算額	補正予算額	当初予算額	
厚生労働省(A)	446,071	6,806,416	911,439	10,188,001	18,351,927 (44.5)
法務省(B)	2,352,346	3,960,589	2,677,263	4,870,305	13,860,503 (33.6)
文部科学省(C)	-	2,368,892	-	2,813,634	5,182,526 (12.5)
計(D)((A) + (B) + (C))	2,798,417	13,135,897	3,588,702	17,871,940	37,394,956 (90.7)
その他の府省庁等(E)	883,955	617,275	114,997	2,183,683	3,799,910 (9.2)
合計((D) + (E))	3,682,372	13,753,172	3,703,699	20,055,623	41,194,866 (100)

注(1) 具体的施策に関連する事業ごとに算出することが可能な予算額を集計している。

注(2) 「平成30年度第2次補正予算額」及び「令和元年度当初予算額」には、総合的対応策に盛り込まれている事業に係る額を集計している。

注(3) 「令和元年度補正予算額」及び「2年度当初予算額」には、総合的対応策（改訂）に盛り込まれている事業に係る額を集計している。

注(4) 計欄の括弧書きは、各年度の予算額の合計に占める割合である。

別図表3-3 法務省における総合的対応策及び総合的対応策（改訂）の施策内容ごとの具体的施策数及び事業数

（単位：施策、事業）

項目	総合的対応策		総合的対応策（改訂）	
	具体的 施策数	事業数	具体的 施策数	事業数
1 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等	5	6	6	7
(1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり	2	2	3	3
(2) 啓発活動等の実施	3	4	3	4
2 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組	8	8	17	26
(1) 特定技能外国人の大都市圏その他特定地域への集中防止策等	0	0	2	5
(2) 特定技能試験の円滑な実施等	0	0	5	6
(3) 悪質な仲介事業者等の排除	8	8	8	13
(4) 海外における日本語教育基盤の充実等	0	0	2	2
3 生活者としての外国人に対する支援	34	35	37	43
(1) 暮らしやすい地域社会づくり	8	9	13	19
行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備	4	5	10	15
地域における多文化共生の取組の促進・支援	4	4	3	4
(2) 生活サービス環境の改善等	10	10	8	8
医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等	3	3	3	3
災害発生時の情報発信・支援等の充実	1	1	1	1
交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実	3	3	3	3
住宅確保のための環境整備・支援	0	0	0	0
金融・通信サービスの利便性の向上	3	3	1	1
(3) 円滑なコミュニケーションの実現（日本語教育の充実）	5	5	0	0
(4) 外国人の子供に係る対策	0	0	1	1
(5) 留学生の就職等の支援	6	6	10	10
(6) 適正な労働環境等の確保	1	1	1	1
適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保	1	1	1	1
地域での安定した就労の支援	0	0	0	0
(7) 社会保険への加入促進等	4	4	4	4
4 新たな在留管理体制の構築	14	17	32	41
(1) 在留資格手続の円滑化・迅速化	3	3	5	7
(2) 在留管理基盤の強化	4	4	4	6
(3) 留学生の在籍管理の徹底	0	0	7	7
(4) 技能実習制度の更なる適正化	0	0	5	5
(5) 不法滞在者等への対策強化	7	10	11	16
計	61	66	92	117

（注）「項目」欄の区分は、総合的対応策（改訂）の施策内容の区分に則して整理している。

別図表3-4 法務省における総合的対応策及び総合的対応策（改訂）に関連する予算の執行状況（平成27年度～令和元年度）

（単位：千円）

項目	年度	予算額	支出額等が算出できる予算の執行状況			
			予算額	支出額	翌年度繰越額	不用額
1 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等						
(1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり	令和元年度	1,527	1,527	-	-	1,527
2 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組						
(1) 特定技能外国人の大都市圏その他特定地域への集中防止策等	元年度	1,776,646	1,776,646	-	1,776,646	-
(2) 特定技能試験の円滑な実施等	元年度	186,705	186,705	-	186,705	-
3 生活者としての外国人に対する支援						
(1) 暮らしやすい地域社会づくり	平成27年度	550,790	-	-	-	-
	28年度	550,733	-	-	-	-
	29年度	565,112	-	-	-	-
	30年度	1,573,038	1,000,000	18,003	980,312	1,684
	令和元年度	1,801,795	1,114,777	900,806	98,771	1,095,511
4 新たな在留管理体制の構築						
(1) 在留資格手続の円滑化・迅速化	平成30年度	130,393	130,393	127,927	-	2,466
	令和元年度	1,234,658	1,234,658	1,219,811	-	14,846
(2) 在留管理基盤の強化	平成30年度	1,352,346	-	-	-	-
	令和元年度	861,451	459,194	-	459,194	-
(5) 不法滞在者等への対策強化	平成27年度	583,475	368,829	359,505	-	9,323
	28年度	630,084	418,180	409,292	-	8,887
	29年度	647,823	422,634	413,853	-	8,780
	30年度	678,917	427,851	420,399	-	7,451
	令和元年度	827,530	557,098	415,735	131,230	10,132
計	平成27年度	1,134,265	368,829	359,505	-	9,323
	28年度	1,180,817	418,180	409,292	-	8,887
	29年度	1,212,935	422,634	413,853	-	8,780
	30年度	3,734,694	1,558,244	566,330	980,312	11,601
	令和元年度	6,690,312	5,330,605	2,536,353	2,652,546	1,122,017

注(1) 「項目」欄の区分は、総合的対応策（改訂）の施策内容の区分に即して整理している。

注(2) 同一事業が複数の施策に関連する場合には、予算額等と最も関連性の高い施策に計上している。

注(3) 「予算額」には、前年度繰越額が含まれていない。

別図表3-5 交付金事業の概要

整備事業（平成31年2月制定）、運営事業（平成31年3月制定）

区分	交付率	対象	1団体当たりの交付限度額
整備事業	10/10	・都道府県 ・指定都市 ・外国人住民が1万人以上の市町村又は外国人住民が5,000人以上で住民に占める割合が2.0%以上の市町村（ただし、特別区については、それぞれ1万人以上かつ6.0%以上の区）	1000万円
運営事業	1/2		

整備事業及び運営事業（令和元年9月改正）

区分	交付率	対象	1団体当たりの交付限度額
整備事業	10/10	・都道府県 ・外国人住民が5,000人以上の市町村	1000万円
		外国人住民が1,000人以上5,000人未満の市町村	500万円
		外国人住民が500人以上1,000人未満の市町村	300万円
		外国人住民が500人未満の市町村	200万円
運営事業	1/2	同上	同上

別図表3-6 交付金の執行状況（平成30年度及び令和元年度）

（単位：事業主体、千円）

区分	整備事業計		額の確定額（整備事業）						運営事業計		額の確定額（運営事業）					
			1次募集		2次募集		3次募集				1次募集		2次募集		3次募集	
	事業主体	金額	事業主体	金額	事業主体	金額	事業主体	金額	事業主体	金額	事業主体	金額	事業主体	金額	事業主体	金額
都道府県	44	210,214	21	103,197	21	105,479	2	1,537	45	235,688	30	184,806	14	49,393	1	1,489
外国人住民 5,000人以上 の市町村	50	145,494	16	59,981	26	81,024	8	4,488	53	195,435	32	140,773	16	50,428	5	4,233
外国人住民 1,000人以上 5,000人未満 の市町村	19	21,071	/	/	/	/	19	21,071	24	12,942	/	/	/	/	24	12,942
外国人住民 500人以上 1,000人未満 の市町村	8	4,738	/	/	/	/	8	4,738	2	909	/	/	/	/	2	909
外国人住民 500人未満 の市町村	6	4,412	/	/	/	/	6	4,412	2	1,701	/	/	/	/	2	1,701
平成30年度 計	37	163,178	37	163,178	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
令和元年度 計	90	222,753	/	/	47	186,504	43	36,248	126	446,676	62	325,579	30	99,821	34	21,274
合計	127	385,932	37	163,178	47	186,504	43	36,248	126	446,676	62	325,579	30	99,821	34	21,274

注(1) 区分は平成31年1月1日現在の総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」の外国人住民数に基づいて整理している。

注(2) 平成30年度の交付金事業は整備事業の1次募集のみであり、その他の募集は令和元年度の交付金事業である。

別図表3-7 交付金事業（整備事業）の実施状況（平成30年度及び令和元年度）

（単位：窓口、％）

年度	区分	整備事業の 対象とした 窓口数計(A)	事業区分			
			新規		拡充	
			窓口数 (B)	新規率 (B)/(A)	窓口数 (C)	拡充率 (C)/(A)
平成30年度	都道府県	23	9	39.1	14	60.8
	外国人住民5,000人以上の市町村	21	3	14.2	18	85.7
令和元年度	都道府県	21(3)	4	19.0	17(3)	80.9
	外国人住民5,000人以上の市町村	41(5)	6	14.6	35(5)	85.3
	外国人住民1,000人以上5,000人未満の市町村	30	10	33.3	20	66.6
	外国人住民500人以上1,000人未満の市町村	10	3	30.0	7	70.0
	外国人住民500人未満の市町村	12	11	91.6	1	8.3
計		158(8)	46	29.1	112(8)	70.8

注(1) 区分は平成31年1月1日現在の総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」の外国人住民数に基づいて整理している。

注(2) 同一の窓口が複数の交付決定を受けている場合、2回目以降の交付決定については、該当する欄に外数として括弧書きしている。

別図表3-8 窓口における設備及び機器の整備状況（平成30年度及び令和元年度）

（単位：窓口）

年度	事業区分	窓口数	翻訳システム	タブレット端末等 翻訳機器	機器別の内訳の計（単位：台）			無線LAN 環境導入	パソコン 等事務機器 購入	電話回線等 の電気設備 に係る増設 工事	その他	
					タブレット	小型翻訳機	その他					
					平成30年度	新規	12					2
	拡充	32	7	30	196	103	75	18	10	19	11	9
令和元年度	新規	34	14	31	128	33	40	55	12	6	3	10
	拡充	80(8)	22	63(2)	255(7)	109	83(4)	63(3)	15	35(3)	15(1)	17(3)
計	新規	46	16	40	176	58	63	55	20	17	12	11
	拡充	112(8)	29	93(2)	451(7)	212	158(4)	81(3)	25	54(3)	26(1)	26(3)
合計		158(8)	45	133(2)	627(7)	270	221(4)	136(3)	45	71(3)	38(1)	37(3)

(注) 同一の窓口が複数の交付決定を受けている場合、2回目以降の交付決定については、該当する欄に外数として括弧書きしている。

別図表3-9 使用言語別の相談件数（令和元年度）

（単位：件）

使用言語	計	相談員等が対応	外部の通訳人に依頼	翻訳機を利用	区 分														
					都道府県			外国人住民5,000人以上の市町村			外国人住民1,000人以上5,000人未満の市町村			外国人住民500人以上1,000人未満の市町村			外国人住民500人未満の市町村		
					相談員等が対応	外部の通訳人に依頼	翻訳機を利用	相談員等が対応	外部の通訳人に依頼	翻訳機を利用	相談員等が対応	外部の通訳人に依頼	翻訳機を利用	相談員等が対応	外部の通訳人に依頼	翻訳機を利用	相談員等が対応	外部の通訳人に依頼	翻訳機を利用
日本語	48,810	48,809	1	0	18,683	1	0	26,712	0	0	1,521	0	0	173	0	0	1,720	0	0
英語	26,690	26,128	358	204	5,531	105	12	19,968	238	157	619	15	34	0	0	0	10	0	1
中国語	12,724	12,035	361	328	3,604	133	64	7,890	225	231	472	3	6	69	0	27	0	0	0
韓国・朝鮮語	1,488	1,437	25	26	240	14	10	1,196	10	16	1	1	0	0	0	0	0	0	0
フィリピン語	13,403	13,071	261	71	2,005	59	20	10,883	192	46	183	10	3	0	0	0	0	0	2
ベトナム語	5,539	5,102	274	163	3,373	97	31	1,543	165	123	186	12	8	0	0	0	0	0	1
インドネシア語	530	496	23	11	469	13	1	21	10	9	6	0	1	0	0	0	0	0	0
タイ語	1,184	1,138	28	18	1,023	13	0	112	13	15	1	2	0	2	0	2	0	0	1
スペイン語	21,463	21,024	274	165	4,815	103	6	14,355	131	100	1,590	40	59	6	0	0	258	0	0
ポルトガル語	62,533	61,662	508	363	4,729	191	40	49,132	297	280	6,988	20	28	670	0	15	143	0	0
ネパール語	562	426	66	70	266	33	7	160	31	61	0	2	2	0	0	0	0	0	0
その他	857	721	48	88	37	18	22	617	29	45	67	1	15	0	0	4	0	0	2
計	195,783	192,049	2,227	1,507	44,775	780	213	132,589	1,341	1,083	11,634	106	156	920	0	48	2,131	0	7

注(1) 区分は平成31年1月1日現在の総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」の外国人住民数に基づいて整理している。

注(2) 「相談員等が対応」欄は、各使用言語における相談件数の計から「外部の通訳人に依頼」及び「翻訳機を利用」による件数を差し引いた件数を計上しており、事業主体において相談方法の実績が確認できない場合には、「相談員等が対応」欄に計上している。

別図表3-10 相談内容別の相談件数（令和元年度）

（単位：件）

相談内容	計	区 分				
		都道府県	外国人住民5,000人以上の市町村	外国人住民1,000人以上5,000人未満の市町村	外国人住民500人以上1,000人未満の市町村	外国人住民500人未満の市町村
入管手続	14,138	5,515	7,747	686	165	25
雇用・労働	7,247	3,458	3,401	235	82	71
社会保険・医療関係	21,531	4,228	15,285	937	200	881
年金・税金	29,114	1,314	24,161	2,769	10	860
出産・子育て	9,331	719	7,828	754	6	24
子供の教育	10,065	1,571	7,727	630	22	115
防災・災害	638	190	440	7	0	1
住宅	5,707	871	4,357	323	148	8
身分関係	16,438	2,075	12,936	1,351	6	70
その他	80,434	14,402	59,883	5,737	329	83
計	194,643	34,343	143,765	13,429	968	2,138

注(1) 区分は平成31年1月1日現在の総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」の外国人住民数に基づいて整理している。

注(2) 上記の相談内容の区分で相談件数を把握していない事業主体における相談件数は含まれていないことなどから、本図表の計は別図表3-9の相談件数の計と一致しない。

別図表3-11 文部科学省における総合的対応策及び総合的対応策（改訂）の施策内容ごとの具体的施策数及び事業数

（単位：施策、事業）

項目	総合的対応策		総合的対応策（改訂）	
	具体的 施策数	事業数	具体的 施策数	事業数
1 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等	0	0	0	0
(1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり	0	0	0	0
(2) 啓発活動等の実施	0	0	0	0
2 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組	3	3	3	3
(1) 特定技能外国人の大都市圏その他特定地域への集中防止策等	0	0	0	0
(2) 特定技能試験の円滑な実施等	0	0	0	0
(3) 悪質な仲介事業者等の排除	3	3	3	3
(4) 海外における日本語教育基盤の充実等	0	0	0	0
3 生活者としての外国人に対する支援	26	32	25	37
(1) 暮らしやすい地域社会づくり	2	2	3	3
行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備	2	2	3	3
地域における多文化共生の取組の促進・支援	0	0	0	0
(2) 生活サービス環境の改善等	0	0	0	0
医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等	0	0	0	0
災害発生時の情報発信・支援等の充実	0	0	0	0
交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実	0	0	0	0
住宅確保のための環境整備・支援	0	0	0	0
金融・通信サービスの利便性の向上	0	0	0	0
(3) 円滑なコミュニケーションの実現（日本語教育の充実）	10	14	7	11
(4) 外国人の子供に係る対策	6	7	6	13
(5) 留学生の就職等の支援	8	9	9	10
(6) 適正な労働環境等の確保	0	0	0	0
適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保	0	0	0	0
地域での安定した就労の支援	0	0	0	0
(7) 社会保険への加入促進等	0	0	0	0
4 新たな在留管理体制の構築	0	0	6	6
(1) 在留資格手続の円滑化・迅速化	0	0	0	0
(2) 在留管理基盤の強化	0	0	0	0
(3) 留学生の在籍管理の徹底	0	0	6	6
(4) 技能実習制度の更なる適正化	0	0	0	0
(5) 不法滞在者等への対策強化	0	0	0	0
計	29	35	34	46

（注）「項目」欄の区分は、総合的対応策（改訂）の施策内容の区分に則して整理している。

別図表3-12 文部科学省における総合的対応策及び総合的対応策（改訂）に関連する予算の執行状況（平成27年度～令和元年度）

（単位：千円）

項目	年度	予算額	支出額等が算出できる予算の執行状況				
			予算額	支出額	翌年度繰越額	不用額	
3 生活者としての外国人に対する支援	(3) 円滑なコミュニケーションの実現（日本語教育の充実）	平成27年度	238,510	233,509	190,545	19,591	23,372
		28年度	210,854	198,044	197,736	-	19,898
		29年度	230,520	225,416	205,723	-	19,692
		30年度	256,962	251,858	212,623	-	39,234
		令和元年度	849,811	756,646	303,233	-	453,412
	(4) 外国人の子供に係る対策	平成27年度	210,710	210,044	142,339	-	67,705
		28年度	229,577	228,943	205,147	-	23,796
		29年度	260,246	259,578	256,126	-	3,451
		30年度	228,602	210,782	209,990	-	792
	(5) 留学生の就職等の支援	平成27年度	119,948	119,948	109,923	-	10,024
		28年度	119,948	119,948	119,943	-	4
		29年度	734,226	734,226	632,842	-	101,383
		30年度	866,700	866,700	784,019	-	82,680
		令和元年度	1,016,868	1,016,868	911,417	-	105,450
	計	平成27年度	569,168	563,501	442,807	19,591	101,102
28年度		560,379	546,935	522,827	-	43,698	
29年度		1,224,992	1,219,220	1,094,692	-	124,527	
30年度		1,352,264	1,329,340	1,206,633	-	122,706	
令和元年度		2,370,268	2,263,332	1,679,818	-	583,513	

注(1) 「項目」欄の区分は、総合的対応策（改訂）の施策内容の区分に即して整理している。

注(2) 同一事業が複数の施策に関連する場合には、予算額等と最も関連性の高い施策に計上している。

注(3) 「予算額」には、前年度繰越額が含まれていない。

別図表3-13 実施項目ごとの事業主体数（平成27年度～令和元年度）

（単位：事業主体）

実施項目	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
運営協議会・連絡協議会の実施	34	38	44	46	43
日本語能力測定方法等を活用した実践研究の実施	53（必須）	61（必須）	62（必須）	47	40
「特別の教育課程」による日本語指導の実施	53（必須）	61（必須）	62（必須）	63（必須）	67（必須）
日本語指導ができる又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣	49	58	58	60	63
学校種間連携モデル地域の設置		6			
拠点校の設置等による指導体制の構築	28	31	35	63（必須）	66（必須）
学力保障・進路指導			25	30	30
追加実施項目			17		
成果の普及			62（必須）	63（必須）	67（必須）
小学校入学前の幼児や保護者を対象としたプレスクール				19	21
ICTを活用した教育・支援				24	31
高校生等に対する包括的な教育・支援				8	8
共生社会における共に学び成長する授業の在り方に関する調査研究の実施					15
親子日本語教室の実施					6

注(1) 実施項目名は、各年度により異なるため、実施内容に応じて会計検査院が分類したものである。

注(2) 当該年度において必須実施項目として設定されている場合は「（必須）」と記載している。

注(3) 事業主体数は、きめ細かな支援事業補助金を活用せずに各実施項目を実施した事業主体を含めて示している。

別図表3-14 きめ細かな支援事業における事業主体数及び補助金交付額（平成27年度～令和元年度）

（単位：事業主体、千円）

年度	事業主体数	（参考）事業主体の内訳	補助金交付額
平成27年度	53	6府県、47市	105,150
28年度	61	5県、56市町	154,777
29年度	62	7道県、55市	190,288
30年度	63	7道県、56市	164,530
令和元年度	67	9道府県、58市町	379,646

別図表3-15 厚生労働省における総合的対応策及び総合的対応策（改訂）の施策内容ごとの具体的施策数及び事業数

（単位：施策、事業）

項目	総合的対応策		総合的対応策（改訂）	
	具体的 施策数	事業数	具体的 施策数	事業数
1 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等	1	1	1	1
(1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり	0	0	0	0
(2) 啓発活動等の実施	1	1	1	1
2 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組	7	8	14	17
(1) 特定技能外国人の大都市圏その他特定地域への集中防止策等	0	0	4	6
(2) 特定技能試験の円滑な実施等	0	0	3	3
(3) 悪質な仲介事業者等の排除	6	7	6	7
(4) 海外における日本語教育基盤の充実等	1	1	1	1
3 生活者としての外国人に対する支援	31	50	45	69
(1) 暮らしやすい地域社会づくり	3	5	4	7
行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備	3	5	4	7
地域における多文化共生の取組の促進・支援	0	0	0	0
(2) 生活サービス環境の改善等	12	18	10	17
医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等	8	14	8	15
災害発生時の情報発信・支援等の充実	0	0	0	0
交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実	1	1	1	1
住宅確保のための環境整備・支援	0	0	0	0
金融・通信サービスの利便性の向上	3	3	1	1
(3) 円滑なコミュニケーションの実現（日本語教育の充実）	0	0	2	2
(4) 外国人の子供に係る対策	0	0	3	3
(5) 留学生の就職等の支援	3	4	10	13
(6) 適正な労働環境等の確保	9	13	12	17
適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保	4	6	7	10
地域での安定した就労の支援	5	7	5	7
(7) 社会保険への加入促進等	4	10	4	10
4 新たな在留管理体制の構築	5	6	7	9
(1) 在留資格手続の円滑化・迅速化	0	0	0	0
(2) 在留管理基盤の強化	2	3	2	3
(3) 留学生の在籍管理の徹底	0	0	0	0
(4) 技能実習制度の更なる適正化	0	0	3	3
(5) 不法滞在者等への対策強化	3	3	2	3
計	44	65	67	96

（注）「項目」欄の区分は、総合的対応策（改訂）の施策内容の区分に則して整理している。

別図表3-16 厚生労働省における総合的対応策及び総合的対応策（改訂）に関連する予算の執行状況（平成27年度～令和元年度）

（単位：千円）

項目	年度	予算額	支出額等が算出できる予算の執行状況				
			予算額	支出額	翌年度繰越額	不用額	
2 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組	(4) 海外における日本語教育基盤の充実等	令和元年度	27,050	27,050	14,403	-	12,646
3 生活者としての外国人に対する支援	(1) 暮らしやすい地域社会づくり	元年度	362,950	-	-	-	-
	(2) 生活サービス環境の改善等	平成27年度	141,011	141,011	130,239	-	10,772
		28年度	142,973	142,973	117,200	-	25,773
		29年度	142,191	142,191	129,082	-	13,109
		30年度	142,204	142,204	101,076	-	41,128
		令和元年度	1,660,460	1,660,460	245,274	-	1,415,185
	(5) 留学生の就職等の支援	平成27年度	26,368,574	26,074,440	26,074,440	-	-
		28年度	1,305,939	997,740	997,740	-	-
		29年度	1,768,238	1,395,144	1,395,144	-	-
		30年度	884,266	446,071	446,071	-	-
		令和元年度	2,215,094	1,428,425	1,087,904	-	340,521
	(6) 適正な労働環境等の確保	平成27年度	1,315,188	679,186	553,501	-	125,684
		28年度	1,263,766	684,397	602,079	-	82,317
		29年度	1,380,427	788,776	560,888	-	227,887
		30年度	1,269,705	700,399	570,176	-	130,222
		令和元年度	3,426,184	2,041,744	1,605,639	-	436,104
4 新たな在留管理体制の構築	(2) 在留管理基盤の強化	元年度	30,032	30,032	3,179	-	26,852
計	平成27年度	27,824,773	26,894,637	26,758,180	-	136,456	
	28年度	2,712,678	1,825,110	1,717,019	-	108,090	
	29年度	3,290,856	2,326,111	2,085,114	-	240,996	
	30年度	2,296,175	1,288,674	1,117,323	-	171,350	
	令和元年度	7,721,770	5,187,711	2,956,401	-	2,231,309	

注(1) 「項目」欄の区分は、総合的対応策（改訂）の施策内容の区分に即して整理している。

注(2) 同一事業が複数の施策に関連する場合には、予算額等と最も関連性の高い施策に計上している。

別図表3-17 コース別の概要（平成27年度～30年度）

コース名	概要
基本コース(レベル1)	将来的な安定就労につなげるために、求職活動の流れとポイントを理解することで自律的に求職活動ができるようにし、さらに、就労時の業務対応、人間関係の構築ができる日本語コミュニケーション力を習得することを目的とするコース
基本コース(レベル2)	
基本コース(レベル3)	
日本語資格準備コース(N3)	安定就労や職業訓練に有利とされる日本語能力試験のN2取得の準備段階として、N3相当の日本語力の習得を目指すとともに、求職活動に必要な知識及びスキルを身に付けることを目的とするコース
日本語資格準備コース(N2)	安定就労や職業訓練に有利とされる日本語能力試験N2相当の日本語力の習得を目指すとともに、求職活動に必要な知識及びスキルを身に付けることを目的とするコース
専門コース(介護コース)	介護分野での就職や介護資格取得のための職業訓練に結び付けるために、介護場面で必要とされる日本語力を身に付けることを目的とする。また、日本語力にとどまらず、介護者の基本姿勢である「傾聴・共感・受容」に対する理解を深めることも目的とするコース
専門コース(就労準備コース)	日本の職場における業種や職種、仕事内容について理解を深めて、自己の進路を具体化するとともに、求職に必要な日本語力を向上させ、将来的に安定就労につなげることを目的とするコース
専門コース(職業訓練準備コース)	安定就労に必要な技能・知識の獲得のために、職業訓練又は求職者訓練コースへの入校を目指し、テキストや講義の理解等の受講に対応できる素地となる日本語力とそのための学習ストラテジー、及び入校選考のためのノウハウを身に付けることを目的とするコース

別図表3-18 コース別の概要（令和元年度）

コース名	概要
レベル1	初めて日本語を勉強する人、日本語が少し話せるが、ひらがな・カタカナの読み書きが苦手な人のためのコース
レベル2	ひらがな・カタカナの読み書きができ、日本語を少し勉強したことがある人で、日本語で会話が少しできるが、丁寧に話すのが苦手な人のためのコース
レベル3	ひらがな・カタカナや簡単な漢字の読み書きができ、ある程度会話ができる人で、状況や相手に合わせた職場での話し方を身に付けたい人のためのコース
レベル4	「レベル3」修了程度の日本語力がある人のためのコース
レベル5	「レベル4」修了または日本語能力試験N3合格程度の日本語力がある人のためのコース

別図表3-19 コース別の実施状況（平成27年度～30年度）

（単位：コース）

年度	計	レベル1	レベル2	レベル3	N3	N2	介護	就労準備	職業訓練準備
平成27年度	247	72	65	40	29	19	13	6	3
28年度	260	74	59	40	36	22	24	2	3
29年度	265	97	77	35	31	16	4	3	2
30年度	259	90	68	34	28	19	13	3	4

別図表3-20 コース別の実施状況（令和元年度）

（単位：コース）

年度	計	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
令和元年度	296	103	77	53	41	22

別図表3-21 修了者の研修修了時点の就労状況（平成27年度～令和元年度）

（単位：人、％）

年度	修了者合計 (A)	就労者計		安定就労計				短期就労計		1年未満の雇用期間の定めのある就労		派遣会社を通じての就労	未就労		進学等		その他	
		人数 (B)	割合 (B)/(A)	人数 (C)	割合 (C)/(A)	雇用期間の定めのない就労	1年以上の雇用期間の定めのある就労	自営	人数 (D)	割合 (D)/(A)	人数 (E)		割合 (E)/(A)	人数 (F)	割合 (F)/(A)	人数 (G)	割合 (G)/(A)	
平成27年度	3,355	858	25.5	201	5.9	62	97	42	657	19.5	479	178	2,396	71.4	101	3.0	0	0
28年度	3,719	677	18.2	123	3.3	35	42	46	554	14.8	425	129	3,016	81.0	26	0.6	0	0
29年度	2,976	1,274	42.8	267	8.9	23	150	94	1,007	33.8	805	202	1,611	54.1	14	0.4	77	2.5
30年度	3,431	1,417	41.2	231	6.7	69	102	60	1,186	34.5	950	236	1,545	45.0	42	1.2	427	12.4
令和元年度	4,150	1,853	44.6	447	10.7	170	187	90	1,406	33.8	1,064	342	1,800	43.3	18	0.4	479	11.5

別図表3-22 修了者の研修修了後1か月時点の就労状況（平成27年度～令和元年度）

（単位：人、％）

年度	修了者合計 (A)	就労者計		安定就労計				短期就労計		1年未満の雇用期間の定めのある就労		派遣会社を通じての就労	未就労		進学等		その他	
		人数 (B)	割合 (B)/(A)	人数 (C)	割合 (C)/(A)	雇用期間の定めのない就労	1年以上の雇用期間の定めのある就労	自営	人数 (D)	割合 (D)/(A)	人数 (E)		割合 (E)/(A)	人数 (F)	割合 (F)/(A)	人数 (G)	割合 (G)/(A)	
平成27年度	3,355	305	9.0	41	1.2	9	23	9	264	7.8	178	86	2,058	61.3	33	0.9	959	28.5
28年度	3,719	339	9.1	50	1.3	16	18	16	289	7.7	186	103	2,648	71.2	29	0.7	703	18.9
29年度	2,976	533	17.9	79	2.6	4	36	39	454	15.2	373	81	615	20.6	27	0.9	1,801	60.5
30年度	3,431	871	25.3	156	4.5	63	54	39	715	20.8	534	181	662	19.2	42	1.2	1,856	54.0
令和元年度	4,150	1,948	46.9	470	11.3	157	209	104	1,478	35.6	1,080	398	1,459	35.1	35	0.8	708	17.0

（注）「その他」欄には、受託業者との契約期間中に研修修了後1か月時点が到来しないために調査を実施していない者が含まれている。

別図表3-23 修了者の研修修了後3か月時点の就労状況（平成27年度～令和元年度）

（単位：人、％）

年度	修了者 合計 (A)	就労者計											未就労		進学等		その他		
		就労者計		安定就労計			雇用期 間の定 めのな い就労	1年以上 の雇用 期間の 定め のある 就労	自営	短期就労計		1年未満 の雇用 期間の 定め のある 就労	派遣会 社を通 じての 就労	人数 (E)	割合 (E)/(A)	人数 (F)	割合 (F)/(A)	人数 (G)	割合 (G)/(A)
		人数 (B)	割合 (B)/(A)	人数 (C)	割合 (C)/(A)	人数 (D)				割合 (D)/(A)									
平成27年度	3,355	118	3.5	7	0.2	1	4	2	111	3.3	69	42	1,909	56.9	31	0.9	1,297	38.6	
28年度	3,719	203	5.4	25	0.6	9	4	12	178	4.7	125	53	2,434	65.4	11	0.2	1,071	28.7	
29年度	2,976	283	9.5	32	1.0	5	12	15	251	8.4	206	45	265	8.9	18	0.6	2,410	80.9	
30年度	3,431	788	22.9	89	2.5	43	44	2	699	20.3	351	348	39	1.1	154	4.4	2,450	71.4	
令和元年度	4,150	1,434	34.5	340	8.1	106	154	80	1,094	26.3	777	317	758	18.2	23	0.5	1,935	46.6	

（注）「その他」欄には、受託業者との契約期間中に研修修了後3か月時点が到来しないために調査を実施していない者が含まれている。